

令和 7 年度

水俣市地域防災計画

水 俣 市

目 次

第1章 総 則	1
第 1 節 目 的	2
第 2 節 計画の基本方針	2
第 3 節 主な防災関係機関の責務と事務又は業務	3
第 4 節 市民及び事業所の責務	9
第 5 節 市の地勢と主要災害の記録	10
第2章 災害予防計画	12
第 1 節 災害危険区域等の指定	13
第 2 節 防災施設の新設又は改良	14
第 3 節 各種災害種別ごとの災害予防	16
第 4 節 物資・資機材等、調達計画	28
第 5 節 地域防災力強化計画	30
第 6 節 防災知識普及計画	33
第 7 節 訓練計画	36
第 8 節 自主防災組織計画	38
第 9 節 避難収容計画	42
第 10 節 避難行動要支援者対策計画	45
第 11 節 住家の被害認定及びり災証明書発行準備計画	48
第 12 節 災害ボランティア普及計画	50
第 13 節 防災関係機関等における業務継続計画	52
第 14 節 受援計画	53
第3章 災害応急対策計画	55
第 1 節 組織計画	56
第 2 節 災害対策本部等	58
第 3 節 職員動員計画	67
第 4 節 気象予報等伝達計画	78
第 5 節 災害通信計画	95
第 6 節 情報収集及び被害報告取扱計画	96
第 7 節 広報計画	110
第 8 節 事前措置計画	112
第 9 節 避難計画	113
第 10 節 急傾斜地等崩壊危険区域の警戒避難体制に関する計画	126
第 11 節 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制に関する計画	127

第 12 節	高潮災害対策計画	128
第 13 節	除雪計画	131
第 14 節	災害救助法の適用計画	132
第 15 節	救助、救出及び行方不明者捜索計画	137
第 16 節	食糧調達・供給計画	139
第 17 節	衣料生活必需品等物資の供給計画	141
第 18 節	給水計画	143
第 19 節	住宅応急対策計画	145
第 20 節	被災建築物及び宅地の危険度判定計画	147
第 21 節	医療及び助産計画	149
第 22 節	保健衛生計画	152
第 23 節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	154
第 24 節	清掃計画	156
第 25 節	障害物除去計画	158
第 26 節	輸送計画	159
第 27 節	交通施設災害応急対策計画	162
第 28 節	緊急通行車両計画	164
第 29 節	災害ボランティア計画	166
第 30 節	労務供給計画	168
第 31 節	文教対策計画	170
第 32 節	自衛隊派遣要請計画	172
第 33 節	海上災害対策計画	176
第 34 節	救援物資要請・受入・配分計画	180

第 4 章	水防計画	181
第 1 節	総 則	182
第 2 節	水防組織計画	185
第 3 節	水防連絡計画	187
第 4 節	水防巡視及び通報計画	189
第 5 節	水防活動計画	193
第 6 節	公用負担計画	196
第 7 節	水防顛末報告	198
第 8 節	河川管理者の協力	200
第 9 節	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	201

第 5 章	地震・津波対策計画	202
第 1 節	総 則	203
第 2 節	被害想定	205
第 3 節	被害の発生防止・拡大防止（減災）対策の推進	212
第 4 節	震災対応計画（応急対策、復旧・復興対策）	218
第 5 節	津波対応計画	220
第 6 節	大規模地震発生初動緊急対応計画	223
第 6 章	特殊災害対策計画	227
第 1 節	災害の想定	228
第 2 節	防災関係機関及び企業の処理すべき業務	229
第 3 節	災害予防対策計画	231
第 4 節	災害情報の収集伝達計画	232
第 5 節	動員計画	234
第 6 節	陸上災害の応急措置	235
第 7 節	海上災害の応急措置	240
第 7 章	原子力災害対策計画	244
第 1 節	総 則	245
第 2 節	防災活動体制	246
第 3 節	災害予防計画	248
第 4 節	災害応急対策計画	250
第 5 節	災害復旧対策計画	252
第 8 章	災害復旧計画	255
第 1 節	災害復旧・復興の基本方針	256
第 2 節	公共土木施設災害復旧計画	257
第 3 節	農林水産施設災害復旧計画	259
第 4 節	その他の災害復旧計画	261
第 5 節	住家の被害認定及びり災証明書発行計画	263
第 6 節	被災者等の支援計画	266
関係条例等		271
	水俣市防災会議条例	272
	水俣市防災会議委員名簿	274
	水俣市災害対策本部条例	275

協定等（協定本文のみ掲載）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276

災害時における水俣市内郵便局、水俣市間の相互協力に関する覚書（水俣市内郵便局）	277
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（熊本県市長会・熊本県町村会）	278
熊本県都市災害時相互応援に関する協定（県下14市）	279
災害時における応援に関する協定書（水俣市建設業協会）	281
災害時における救援物資提供に関する協定書 （南九州ペプシコーラ販売株式会社、南九州コカ・コーラボトリング株式会社）	282
災害時における飲料水等の提供に関する協定書（水光商事株式会社）	285
出水市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定書（鹿児島県出水市）	287
伊佐市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定書（鹿児島県伊佐市）	289
災害情報共有システムの開発及び運用に関する覚書（熊本県建設業協会芦北支部）	291
災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	293
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合水光社）	295
災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書に関する実施細目 （社団法人熊本県産業廃棄物協会）	297
水俣市における大規模な災害時の応援に関する協定書（国土交通省九州地方整備局）	299
災害時相互応援協定書（滋賀県守山市）	301
災害時相互応援協定書（長野県飯田市）	303
大規模災害時における施設の使用に関する協定書（水俣警察署）	305
災害時における物資等の供給に関する協定書（JNC株式会社）	306
災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書 （公益社団法人熊本県トラック協会）	307
大規模災害時における施設の使用に関する協定書（消防本部）	309
水俣市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）	310
災害時における復旧支援協力に関する協定（日本下水道管路管理業協会）	315
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社）	317
水俣市地区災害復旧に関する協定（九州電力送配電株式会社）	319
災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書 （熊本県立水俣高等学校）	321
災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	323
持続可能なまちづくりに関する包括的連携協定書（UTモビリティサービス株式会社）	325
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）	327
水俣市、国保水俣市立総合医療センター及びAMI株式会社との包括的連携・協力に関する 協定書（AMI株式会社）	329
水俣市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 （水俣市社会福祉協議会）	331
水俣市と三井住友海上火災保険株式会社との損害調査結果の提供及び利用に関する協定 （三井住友海上火災保険株式会社）	333

水俣市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書（大塚製薬株式会社）	335
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	337
（社会福祉法人照徳の里、社会福祉法人白梅福祉会、社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 合同会社みつる）	
災害時における井戸水の提供に関する協定書（太陽電気株式会社）	345
行方不明者の捜索活動における共同連携に関する協定書	347
（特定非営利活動（NPO）法人サーチドッグ人吉）	
地域活性化包括連携協定（佐川急便株式会社）	349
包括連携協定書（ヤマト運輸株式会社）	351

附 録

平成15年7月水俣土石流災害の記録	353

資 料 編

1 過去の雨量の記録	1
2 過去の気温の記録	1
3 主な気象災害発生状況	2
4 主な火災発生状況	7
5 危険箇所等	16
6 消防力の現況等	38
7 資機材の現況等	43
8 気象観測設備等の現況	44
9 防火対象物及び危険物製造所等	46
10 無線設備	47
11 避難予定場所	50
12 避難行動要支援者関係施設一覧	59
13 小中高等学校一覧	61
14 建設業者一覧	62
15 水道事業指定給水装置工事事業者一覧	63
16 排水設備指定工事店一覧	64
17 医療機関一覧	66
18 市内運送業者一覧	67
19 海上運送業者一覧	67
20 市内金融機関	67
21 災害時ヘリポート予定場所	68
22 ヘリサイン表示施設	69
23 応急仮設住宅建設候補地	70

別途定めているマニュアル等

- ① 風水害・土砂災害対策マニュアル
- ② 地震・津波対策マニュアル
- ③ 総務班・調査対策班災害対応マニュアル
- ④ 大規模災害緊急対応班マニュアル
- ⑤ 土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報対応マニュアル
- ⑥ 水防警報対応マニュアル
- ⑦ 避難所開設・運営マニュアル
- ⑧ 防災行政無線取扱マニュアル
- ⑨ 土砂・地震等災害時の対応マニュアル（上下水道局）
- ⑩ 水俣市総合医療センター災害対応マニュアル
- ⑪ 災害対策本部設置運営マニュアル
- ⑫ 水俣市非常通信対応マニュアル
- ⑬ 水俣市受援マニュアル
- ⑭ 水俣市災害時業務継続計画（災害時BCP）
- ⑮ 水俣市防災行動計画（タイムライン）
- ⑯ 地区防災計画（第1区～第26区）

【計画の具体化中】

※令和5年度

市が提示した統一様式への回答方式レベルの計画を別途保有している。

※令和6年度から令和8年度（3年間）

各区の特性に応じて地区防災計画の具体化を図り、概成したところから逐次、防災会議に提出し、本地域防災計画に規定する。

- ⑰ 水俣市ペット避難ガイドライン

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、災害に対する基本方針を定め、防災に関する体制を確立し、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に万全を図るとともに、総合的な地域防災力を高め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、各種災害への対応について、基本的な考え方を示すものであり、この計画の実施にあたっては、防災関係機関、関係団体等と密接に連携するとともに、別にマニュアル等を作成し、更なる具体化と実効性の向上を図るものとする。

なお、この計画の推進に当たっては、次の事項を基本とし対応する。

- 1 自主防災体制の確立を図ること。
- 2 防災関係機関、部署相互の連携、協力体制の強化を進めること。
- 3 男女共同参画等多様な視点からの防災体制の確立を図ること。
- 4 各種災害対策を推進すること。
- 5 関係法令を遵守すること。

第3節 主な防災関係機関の責務と事務又は業務

本市の地域防災に関して各機関の責務と、処理すべき事務又は業務はおおむね次のとおりである。

1 防災関係機関の責務

(1) 水俣市

市は、防災の責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する知識及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

(2) 熊本県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 処置すべき事務または業務

(1) 水俣市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
水俣市	1 水俣市防災会議及び水俣市災害対策本部会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び防災訓練の実施 3 防災に関する施設及び資機材等の備蓄整備、点検 4 警報の伝達並びに高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保の発令 5 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 6 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 7 消防、水防その他の応急措置 8 被災者に対する救助及び救護措置 9 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策緊急輸送車両等の確保 10 防災知識の普及と市内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導 11 その他市の所掌事務についての防災対策 12 隣接市町村及び防災関係機関との相互応援協力

(2) 熊本県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
熊本県（熊本県県南広域本部芦北地域振興局）	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
熊本県水俣港管理事務所	1 災害時における船舶避難対策 2 海難救援及び港湾海岸災害対策

(3) 消防

機 関 名	事 務 又 は 業 務
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	1 災害に対する予防活動 2 危険物等施設の実態把握及び指導監督 3 消防機材の充実及び訓練の実施 4 火災発生時の消火活動 5 災害時における人命救助活動 6 災害時における危険物の除去等の災害防止策

第1章 総 則

(4) 警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
熊本県警察水俣警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難誘導 3 行方不明者の調査又は死体の検視（見分） 4 交通規制 5 公共の安全と秩序の維持

(5) 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第8師団（西部方面特科連隊第1大隊）	天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報収集・伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、入浴支援等）

(6) 指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定する国の機関）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農林水産省九州農政局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 応急用食料の調達・供給対策 4 主要食糧の安定供給対策
農林水産省林野庁九州森林管理局（熊本南部森林管理署水俣森林事務所）	1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需要対策
国土交通省九州地方整備局（熊本河川国道事務所八代維持出張所）	1 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること。 2 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること。 3 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。 4 大規模災害時の応援に関する協定書に基づく緊急対応の実施
国土交通省九州地方整備局（八代河川国道事務所）	
国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部（熊本海上保安部八代海上保安署）	災害時の海上における人命・財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
国土交通省気象庁福岡管区気象台（熊本地方気象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
厚生労働省熊本労働局（ハローワーク水俣）	災害時における労務供給対策

(7) 指定公共機関（内閣総理大臣指定）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社（水俣郵便局）	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び被災者に対する融資に関すること。 3 被災者の救護を目的とする寄付金の送付のための郵便為替の料金免除に関すること。 4 「災害時における水俣市内郵便局、水俣市間の相互協力に関する覚書」に係ること。
西日本電信電話株式会社（熊本支店）	1 電信電話施設の保全対策
株式会社N T T ドコモ（水俣店）	2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
日本赤十字社（熊本県支部水俣市地区）	1 災害救援等の奉仕者の連絡調整 2 義援金品、救援物資の募集配分 3 応急食糧炊き出し 4 災害情報の収集及び連絡通信
日本放送協会（熊本放送局水俣支局）	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
九州電力送配電株式会社（熊本支社八代配電事業所）	1 電力施設の保全保安対策 2 災害時における電力供給確保
九州旅客鉄道株式会社（新水俣駅）	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送

(8) 指定地方公共機関（熊本県知事指定）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
肥薩おれんじ鉄道株式会社	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における人員及び救助物資の緊急輸送
放送報道関係機関（株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、株式会社エフエム熊本）	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
自動車運送機関（公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会）	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
一般社団法人熊本県L P ガス協会	1 ガス供給施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給確保

第1章 総 則

機 関 名	事 務 又 は 業 務
公益社団法人熊本県医師会	災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人熊本県歯科医師会	災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人熊本県看護協会	災害時における医療、助産等の救護
公益社団法人熊本県薬剤師会	災害時における薬剤師活動や医薬品供給
一般社団法人熊本県建設業協会	災害時における応急対策

(9) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

区分	機 関 名	事 務 又 は 業 務
金融	市内金融機関（肥後銀行、熊本銀行、J Aあしかた、九州労働金庫、日本郵便株式会社）の水俣支店及び各郵便局	被災事業者等に対する資金融資その他の緊急措置
医療	病院等の管理者又は経営者（公益社団法人水俣市芦北郡医師会、公益社団法人熊本県看護協会水俣支部、公益社団法人熊本県薬剤師会水俣支部、各病院、各歯科医院）	1 救護施設の整備及び避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、歯科医療、助産等の救護 3 災害時における薬剤や医薬品の供給
福祉	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会及び各社会福祉施設	1 避難施設の整備、避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
放送報道	市内の新聞各社の支局及び通信部（株式会社熊本日日新聞社、株式会社毎日新聞社西部本社、株式会社朝日新聞社西部本社、株式会社読売新聞社西部本社、株式会社西日本新聞社熊本総局）	1 災害応急対策等の情報の周知徹底対策 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報
情報	株式会社ウエザーニューズ	防災気象情報の提供
建設 土木	水俣市建設業協会及び市内建設・土木・建築等事務所	1 土木建設工事に関する災害応急及び災害復旧対策についての協力 2 災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力 3 「災害時における応援に関する協定書」（水俣市建設業協会）に係ること。

区分	機 関 名	事 務 又 は 業 務
輸送	市内の自動車・船舶運送機関（産交バス株式会社水俣営業所、有限会社水俣観光バス、南国交通株式会社水俣車庫、南九州センコー株式会社、合資会社君島タクシー、有限会社大洋タクシー、有限会社水俣タクシー、未来交通タクシー、有限会社獅子島汽船）	災害時における自動車及び船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
農林 水産	市内の農林水産機関（JAあしきた水俣基幹支所、水俣市漁業協同組合、水俣芦北森林組合）	1 農林・水産関係の被害調査又は協力 2 農作物、林産物、水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林漁業者に対する融資若しくは斡旋、又は飼料、肥料等の確保若しくは斡旋に関すること。
ガス	市内のガス会社（アトモスリテイリング株式会社九州カンパニー水俣店、クロックス株式会社、昭和ガス株式会社、有限会社前田プロパン商会、株式会社 Misumi ミスミガス水俣店、水俣ガス有限会社、有限会社宮本ガス商会）	1 プロパンガスの防災管理 2 災害時におけるプロパンガスの供給
小売 物販	市内のコンビニエンスストア（株式会社セブンイレブンジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス）	防災に係る食品・飲料水、乾電池等の物品販売及び災害時における帰宅困難者等への応急対策
商業	水俣商工会議所	1 商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力又は斡旋
製造	JNC株式会社水俣製造所	工場における災害予防及び災害時応急対策

第4節 市民及び事業所の責務

市民及び事業所は、本計画及び災害対策基本法第7条に基づき、災害発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与するとともに、市が処理する防災業務について自発的に協力するものとする。

1 市民の責務

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」が防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害、地震等に備え、自分の命を守る「マイタイムライン」(防災行動計画)を作成し、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動を始めとする、市、消防機関等の行政が行う防災活動と連携協力する必要がある。
また、市民は、風水害等に対しての警戒・避難活動等においては、隣保相互等により、被害を未然に防止(屋根瓦・車庫・看板等の飛散防止、窓の補強、竹木の伐採、家周辺の整理補強等)し、あるいは、最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務については、自主的に参加・協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

2 事業所の責務

基 本 的 責 務
事業所は、市及び他の行政機関の実施する、防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経営活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなければならない。

第5節 市の地勢と主要災害の記録

1 地勢と気候風土

本市は、九州の西部、熊本県の最南端に位置し、面積163.29km²で北は葦北郡津奈木町、葦北郡芦北町の矢城山(585.9m)、大関山(901.8m)系に、東は球磨郡と国見山(867m)及びそれに連なる山系に、南は矢筈山(687.3m)鬼嶽山(734.9m)系により鹿児島県出水市、伊佐市と境を接し、西は不知火海に面し、約30kmの海岸線を有し、市域の大部分は山間部で占めている。

市の中央を東西に横断する水俣川は、越小場に源を発し久木野川と宝川内川は市渡瀬付近において水俣川に合流、鬼嶽山及び矢筈山にそれぞれ源を発する支川は、湯出三本松付近で湯出川を構成し、南北に走って水俣川河口上流2km地点で水俣川に合流、川幅100mの水俣川は不知火海に注いでいる。その他の主な河川として、県境を流れる境川、袋地区を貫流する袋川があり、長崎川、初野川、牧ノ内川、多々良川、坂口川等がある。

水俣川河口に広がる平坦地に市街地を形成し、人口が集中している。

本市は南部の湯出川の上流渓谷に湯の鶴温泉を有し、西北部海岸には湯の児温泉があり、それぞれに特色ある温泉街を形成している。

地質は本市の九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山群との複合する地域に当たる九州山系を構成する。基盤石は古生層、中生層即ち珪岩、角岩、石灰岩、輝緑凝灰石、砂岩、硬砂岩、粘板岩よりなり、走向はN60°～80°Eで、Sに60°～80°傾斜する秩父古生層と南西―北東に走る逆断層をもって石灰岩の薄層を伴う礫岩、砂岩、頁岩、互層、珪岩よりなる鳥の巣、白木、筏瀬間の古生層、中生層のサンドイッチ構造とともにいわゆる西南日本外帯の帯状構造をなして北東―南西に伸びている。この古生層、中生層とともに葦北郡津奈木町平国より湯浦大野を結ぶ南縁には第三紀層を角閃岩、安山岩類及び輝岩安山岩類が広範囲に被覆している。本地域の火山として認められるものに西より矢筈、鬼嶽、大関の諸山があるがほとんど開析されて矢筈岳では、頂上付近まで含紫蘇輝石普通輝石安山岩及び両輝石安山岩の集塊岩が露出し、山頂は緻密な含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩の火山岩類が分布し、また鬼嶽の西南斜面においては、基盤岩(砂岩)が頂上近くまで露出し、山頂は乳房状に含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩の緻密な岩塊が火山岩系をなしている。大関山は、前期二山に比較してやや開析度が低く、山頂部は含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩が広がり有している。

気候は温暖で、気温、降雨量は資料編P1(1過去の雨量の記録、2過去の気温の記録)記載のとおりである。

初霜は、12月中旬に、終霜は、4月上旬に観測している。

また、降雪日数は年間最高7日を記録している。

(付 記) 水俣市の位置

北緯 32度12分42.7秒

東経 130度24分31.5秒

2 災害記録

本市では、平成15年7月の九州豪雨（熊本県南集中豪雨）において、宝川内集地区及び深川新屋敷地区で発生した土石流災害により、19名が死亡、7名が負傷し、市内に甚大な被害をもたらした。詳細は、附録「平成15年7月に発生した水俣土石流災害の記録」のとおりである。

近年は、高温、大雨等による異常気象により、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年8月の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨など、過去に経験したことのない規模の災害が毎年のように発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

気象災害に関しては、幸いにも、平成15年以降、死者を伴う人的被害は起きていない。

主な災害の発生状況は、資料編P2～16（3主な気象災害発生状況、4主な火災発生状況）記載のとおりである。

第 2 章 災害予防計画

第1節 災害危険区域等の指定

災害を未然に防止するとともに、災害の発生時における被害を最小限にとどめるため、災害の発生が予想される区域又は箇所を指定し、災害応急対策が速やかに実施できるよう定めるものである。

災害危険区域等は、資料編P16（5危険箇所等）記載のとおりである。

第2節 防災施設の新設又は改良

1 治山、治水対策

(1) 治山事業

本市の林野面積は、約12,085ha（R5.6月公表）で市総面積の約75%を占めている。

また、その森林地域は、各河川の上流に位置することで、水源林あるいは災害防備林としての機能を発揮しており、本市の防災上極めて重要な位置を占めている。

そのため、本市では、住民の安全、国土保全に資するための防災対策として、災害の復旧や予防を図るため、谷止工や山腹工、土留工などの治山事業を計画的に実施してきたところである。

しかし、依然、多くの土石流の発生や山腹崩壊、落石のおそれのある箇所があり、他関連部局、関連事業との調整を図りながら、緊急性の高いものから事業を実施していく方針である。

(2) 防災林事業

本市には、国指定の水源涵養保安林が、312.82ha、土砂流出防備保安林が8箇所の484.77haが指定されており、さらに県指定の落石防止保安林が1箇所0.65ha、魚付保安林が5箇所13.80ha、干害防備保安林が、4.95haが指定されているほか、土砂流出防備保安林、魚付保安林、潮害防備保安林、保健保安林など兼種に係る保安林が5箇所77.62ha指定され、各々が保安機能維持のため適正な施業が実施されている。

特に、土砂流出防備保安林にあたっては、治山事業の実績と併せて防災効果を向上させているところである。

また、防災機能が損なわれるおそれのある保安林においては、保安林を整備するため、保安林改良事業等により改植を実施することにより、保安機能の維持増進と災害の未然防止に努める。

なお、保安林の現況は資料編P36（5危険箇所等（13）保安林一覧）記載のとおりである。

(3) 河川改修と治水事業

本市には、水俣川、湯出川のほか8河川の主要河川及び各支流河川があり、これら河川堤防はおおむね改修されているが、平成15年7月20日の水俣豪雨災害などによる損壊箇所や未改修箇所、土砂堆積箇所などがあり、これらに対して防災対策として緊急度の高い箇所から改修を進め、風水害時の災害の予防に努めるものとする。

(4) 地すべり防止事業

本市の地すべりは、久木野川、湯出川の上流地域及びそれら沿岸地域、農地に発生する可能性がある。緊急性のあるものから実施するものとする。特に水俣豪雨災害により危険箇所とされた区域については、県又は市の事業として早期に取り掛かれるものから実施していくものとする。また、寺床集落、大川集落にある大規模地すべり危険区域については、その災害の兆候などを見逃さないようハザードマップ等による地域住民への十分な周知が必要である。

(5) 海岸保全事業

台風の影響による高潮、強度の地震等による津波は、海岸、港湾等の公共施設、その他付近の住家、道路、橋梁、鉄道等に甚大な被害を与える場合があり、海岸を有する本市としては、住民に対する情報提供を的確に行うため、関係各機関との連携を密にするとともに、予防対策を講じるものとする。

なお、本市の海岸概況及び海岸保全施設概況は資料編P 3 7（5 危険箇所等（1 4）海岸概況表）記載のとおりである。

2 防火対策

計画的かつ効率的な消防施設の整備や教育訓練の実施により、消防力の充実強化を図るものとする。

消防力の現況等は、資料編P 3 8（6 消防力の現況等）記載のとおりである。

第3節 各種災害種別ごとの災害予防

1 土石流、がけ崩れに対する災害の予防

- (1) 土砂災害警戒情報等を参考に、早めの避難誘導ができるよう、情報提供を行うものとする。
- (2) 住民に対し、災害の前兆現象などの事例を周知し、その情報を伝達できるような連絡網を確立するものとする。
- (3) 自主防災組織の取組を推進し、複数の避難場所や避難経路の確保など、防災意識の向上を図るものとする。

2 台風、暴風雨、浸水対策

- (1) 住民に対する情報提供
 - ① 気象情報、水防情報等を参考に、気象に関する予測や河川水位の状況の伝達など、できる限りの情報提供ができるよう、マスコミなどの活用も含めた対策を行うものとする。
 - ② 各地域の降雨状況や災害発生の有無を、消防本部や消防団、警察などの関係機関と連携し、情報の収集を行い、その情報を整理し、住民に伝える体制を整えるものとする。
- (2) 危険区域の巡視
 - ① 堤防その他の巡視等の責任者は、災害対策本部又は水防本部から巡視命令を受けたときから、浸水及び高潮等の危険が解消するまで巡視を継続し、その状況を報告しつづけなければならない。
 - ② 災害対策本部長及び水防本部長は、上記の報告を受けた場合、芦北地域振興局土木部に連絡しなければならない。
 - ③ 危険区域の巡視等の責任者は、第4章水防計画第4節「水防巡視及び通報計画」の警戒区域の巡視、第5章地震・津波対策計画第5節「津波対応計画」の津波警戒地域の監視・警戒にあたる消防団の各部長とする。
- (3) かんがい用水路、市内の各ポンプ場の点検
 - ① 農業用かんがい排水路の点検責任者は、農林水産課長とする。
 - ② 市内各雨水ポンプ場の点検責任者は、上下水道局長とする。
- (4) 水防資器材の点検、管理、配備
水防資器材の点検及び配備責任者は、土木課長とする。

3 地震・津波に対する災害予防

- (1) 地震発生時の災害予防
 - ① 家具などの転倒防止策の周知
地震発生の際には、家具の転倒などにより、下敷きになって身動きが取れない、避難が出来ない、救助が出来ないといったことが考えられるため、日頃から、転倒防止等に関する周知を行うものとする。
 - ② 家屋倒壊、ガラス飛散等の防止

建築基準法に基づき、地震対策が適正に行われるよう努めなければならない。また、法対象外の家屋等に関しても、地震対策を行うよう情報の提供を行うものとする。

(2) 津波対策

- ① 津波は、地震直後から起きる可能性があるので、Jアラート、TV、ラジオ等の情報で、避難するよう、住民に周知するものとする。
- ② 避難場所は、海岸線から離れた高台をあらかじめ確認しておくよう、住民に周知するものとする。
- ③ 津波の終息については、慎重に状況を見極め、防災行政無線等で避難解除等の連絡を行うものとする。

(3) 地震による火災発生予防

- ① 地震による火災発生は、最も注意すべきであり、地震後、即消火を周知徹底するものとする。
- ② 初期消火が適切に行えるよう、消火器などの設置をできるかぎり推奨するものとする。

(4) ライフラインの確保

電気、上下水道、ガス等生活に必要なものを速やかに確保できるよう各関係機関との連絡体制を確立するものとする。

(5) 地震災害の危険性に対する周知徹底

地震災害の危険性について、情報の開示を行い、避難、応急措置等の予防や災害発生時の際の心構えなど住民に周知徹底するよう努めなければならない。

(6) 避難場所

大規模な地震が発生した場合の一時避難所は、資料編P50（11 避難予定場所、地震時の避難場所）記載のとおりである。

4 火災予防

(1) 予防査察計画

予防査察に関しては、水俣芦北広域行政事務組合消防本部において、火災予防査察規程のほか次の定めるところにより行うものとする。

① 査察対策

査察対象物に対しては、消防法第4条に定めるところにより、消防法第17条に規定する防火対象物とその他の消防対象物とに分け、それぞれの対象物について査察を行う。

消防法第17条に規定する防火対象物は、資料編P46（9 防火対象物及び危険物製造所等（1）消防法第17条に規定する防火対象物）記載のとおりである。

② 定期査察

定期査察は、消防法第4条の2の規定に基づき、消防法第17条に規定する防火対象物にあつては、消防本部職員、消防対象物に対しては、消防長又は消防署長が特に必要があると認めるときに限り消防団が実施するものとする。

第2章 災害予防計画

③ 特別査察

特別査察は、特に査察が必要と思われるとき随時行われるもので、全対象物に対し、消防本部職員によって実施するものとする。

④ 警戒査察

警戒査察は、気象状況により火災発生のおそれのある場合に実施するものとする。

⑤ 在宅査察

在宅査察は、火災発生のおそれがあり、緊急を要する場合、その他必要がある場合に実施するものとする。

(2) 危険物火災予防

① 危険物の規制計画

危険物を消防法別表に定める数量以上、貯蔵又は取扱いを行う事業所は、資料編P 4 7（9 防火対象物及び危険物製造所等（2）危険物製造所等）のとおりとする。

② 予防措置

危険物の火災予防措置として、消防法の適切な施行運用によるほか、次により危険物火災の発生及び拡大危険の防止を図るものとする。

ア 豪雨による河川の氾濫、地震、津波等によるタンクの倒壊又は危険物の流出による大規模火災を想定した予防査察及び施設の整備を図るものとする。

イ 消防用設備を常時完備させるとともに、予防査察を励行し、県の指定する火災危険の排除に努めるよう指導するものとする。

③ 危険物大量取扱所対象

県で指定する危険物大量取扱所のうち、J N C株式会社水俣製造所については、特に自衛消防施設を強化させるよう指導するほか、消防法第16条の5に規定する消防職員の立入検査を随時行い、火災危険の排除に努めるよう指導するものとする。

④ 予防査察

消防法に規定する危険物は、その性質上、火災の危険があり、加えて延焼拡大の速度も速いものであるため、危険物による火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するために次の定めるところにより予防査察を実施するものとする。

ア 定期査察は、春夏各1回行い、主として消防用設備の維持管理及び整備状況について行う。

イ その他、随時特別査察を実施し、消防法第12条の規定による製造所等の維持管理については、危険物の規制に関する政令の基準に適合するよう指導する。

ウ 随時、危険物製造所等の関係者と災害対策に対する協議会を実施する。

(3) 火災警報発令基準

火災警報とは、消防法に基づいて水俣市長が、火災予防上危険であると認めるとき、一般に発表する警報をいう。

水俣芦北広域行政事務組合消防本部火災予防条例施行規則に定める火災警報発令基準は、次

のとおりである。

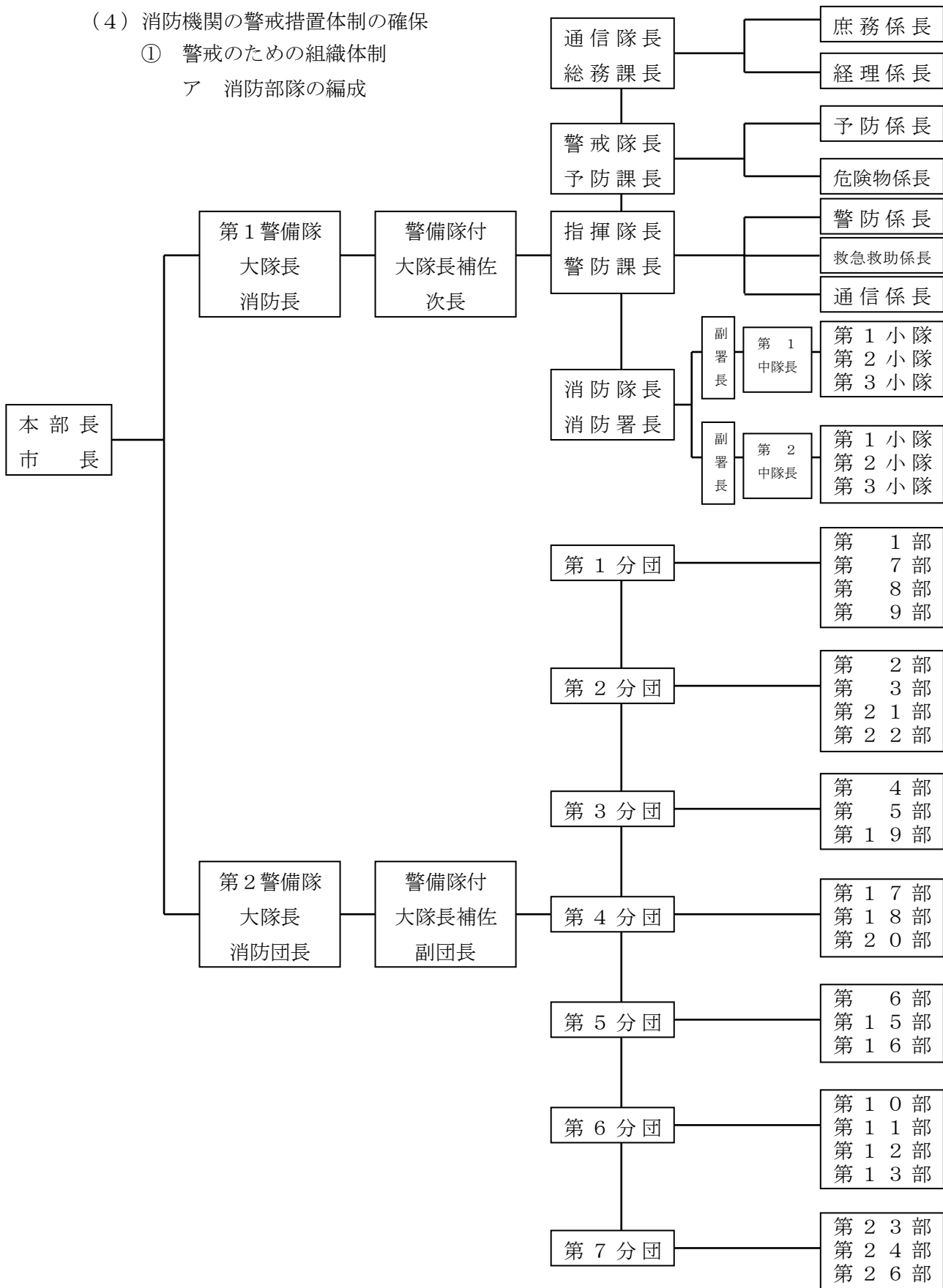
- ① 実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下、若しくは陸上を対象とした最大風速が10メートルを超える見込みのとき。

また、平均風速10m/s以上が1時間以上連続で吹く見込みのとき。

(4) 消防機関の警戒措置体制の確保

① 警戒のための組織体制

ア 消防部隊の編成



イ 消防活動計画

(ア) 出場計画（出場区分）

㉞ 出場の原則

出場は、出場指令に基づいて行う。

㉟ 用語は次の例による。

A 第一出場とは、災害を覚知して直ちに出場するもの。

B 第二出場とは、現場指揮者の要請により、非常招集された非番職員等
が出場するもの。

C 特命出場とは、消防隊が出場後、新たに災害が発生したとき、当務中
の上級指揮者が必要と認めたとき、また風水害、地震等の災害で出場の
必要を認めるとき、更に消防長が必要と認めるとき。

㊱ 出場区分

○消防本部

A 第一出場は、消防ポンプ自動車2台及び指揮車1台で出場する。

B 第二出場は、消防ポンプ自動車1台、救急自動車及び救助工作車1台
で出場する。

C 特命出場は、消防長が必要と認める隊員及び車両を指定して出場する。

○消防団

消防団は、災害の規模及び状況により、消防団長の指令に基づき出動し、
大災害に発展する危険性が十分に考慮される場合は、全分団が出動するもの
とする。

なお、消防団に対する指揮命令権者は、水俣市長であり、消防本部と協力
し、活動に当たるものとする。

㊲ 消防長は、出動部隊のみで延焼を阻止できないと判断したときは、消防無
線、防災行政無線、電話、広報車等により消防団の出動及び市内の自衛消防
隊並びに消防相互応援協定を締結している市町村に応援を要請し、大火災防
止に努めるものとする。

A 自衛消防隊は、次のとおりである。

JNC株式会社水俣製造所 電話63-2111

(化学消防車 1台)

B 消防相互応援協定市町村は次のとおりである。

- ・ 県下45市町村及び12消防本部
- ・ 出水市（消防組合）
- ・ 伊佐市（消防組合）
- ・ 阿久根市（消防組合）

② 特殊地域消防計画

- ア 湯の児、湯出地区を特殊地域と定める。
- イ 特殊地域には、第二出動及び消防団の出動区分により出動する。
- ウ 各隊到着順序及び取るべき水利は別に定める。
- エ 人命救助及び避難誘導隊は先着隊より編成する。

③ 特殊消防対象物の消防計画

この計画は、市内の特殊建築物を配慮し、別に定める防御線を定め、被害を最小限度に阻止する根本方針を貫徹するため、次の各号により対処する。

- ア 出動部隊は、出動計画により出動する。
- イ 各消防隊は、火点を包囲する態勢を採り、火災初期のときは屋内進入部署によって一挙にこれを鎮滅する（攻勢即決戦）。中期のときは、最も延焼の危険が大きいので、守勢的部署によって延焼阻止を優先し、機を失することなく屋内侵入方法を採用（攻撃防御戦）。後期のときは、もっぱら周囲への延焼阻止を主眼とし、漸次残火鎮滅の方法を採用（守勢防御戦）。

ウ 水利部署の選定

- （ア）消火栓は、先着隊が部署する。
- （イ）後着隊は、河川・プール・貯水槽に部署する。
- （ウ）水利が遠隔のときは、各隊互いに協力して、中継送水の方法を採用。
- （エ）水利を確保する際は、周囲の状況を把握し、空いている水源を選ぶ。
- （オ）人命救助・避難誘導隊は、先着隊から編成する。
- （カ）残火鎮滅については、耐火・準耐火建物に当っては残火が天井裏その他に潜在し、再発火することがあるので、徹底的に残火鎮滅を行なうものとする。

④ 異常時消防計画

火災警報発令時又は平均風速10m（秒）以上のときは、次の措置を講じる。

- ア 出動部隊は、前記の出動計画により出動する。

イ 防御本部の設置

防御本部は、出火点付近に次のとおり設ける。

本部長	消防長
副本部長	消防団長
部員	次長 各課（署）長
	副団長

- ウ 本部は、全部隊を掌握指揮し、次の事項を掌る。

- （ア）出動部隊の水利部署及び防御部署の指示
- （イ）消防団全分団の招集、自衛消防隊、消防相互応援市町村への応援要請の時期及び手配
- （ウ）警戒区域の設定及び避難誘導の決定

(エ) 警察への応援依頼その他関係先への連絡通報

(オ) 自然水利増配の手配

水俣川 田子ノ須水門 第1分団第1部

湯出川 江南橋下及び旧三中入口の水門 第3分団第5部

(カ) 転戦防御大移動の決定

(キ) 飛火警戒隊の編成指示

エ 本部は、あらかじめ次のものを準備しておく。

防御計画書・筆記具・照明具・灌水路堰止用資材（杭・土嚢袋等）

オ 出動隊の防御方法

(ア) 出動隊は、現場到着次第、直ちに伝令を派遣し、命を受ける。

(イ) 出動隊は、人命に危険のある場合は、救助活動を真っ先に行う。

(ウ) 出動隊は、風力を利用して側面注水をなし、風下の延焼の危険がある建物への延焼防止注水に主眼をおき、建物を水漬けにする要領で行う。

(エ) 延焼の危険がある建物への注水は、交互注水し、散布を行う。

（火の粉が風下へ飛散するときは、野地板等の間に侵入して発火するおそれがある。）

(オ) 移動の場合は、全体一斉に停水することなく交互に停水し、収容作業の援護注水を行い、緊急移動する。（好条件下においても最小30分を要する見込み）

(カ) 水利部署の選定

㊦ 消火栓の使用は3台とし、先着隊が部署する。

㊧ 後着隊は、できる限り静水利ではなく流水利を選択する。

㊨ 水利が遠隔なときは、各隊互いに協力して中継送水の方法を採る。

㊩ 水利を確保する際は、周囲の状況を把握し、空いている方面の水源を選ぶ。

カ 予防対策

(ア) 消防本部

㊦ 広報車により適宜市内の予防広報を行い、火の使用の制限、出火時の早期通報、消火資材の用意等の徹底を図る。

(イ) 消防団の強化

㊦ 機械器具を整備し、即時火災出動の態勢を採る。

㊧ 管轄区域内を高所より見張り、又は巡回し、火災の早期発見及び火の使用の制限、初期消火資材の用意を住民に促す。

㊨ 用水路の堰止用資材の準備を行う。

⑤ 特殊火災消防計画

危険物品（主に第4類）の消防計画は、次によるものとする。

ア 出動部隊は、出動計画により出動する。

イ 基本活動要領

先着隊は、火災現場に到着したときは、燃焼物とその貯蔵量を確認することに努め、次の要領により防御すること。（ただし、人命救助は全てに優先する。）

- （ア）延焼中の危険物に対しては、泡消火剤、土砂、むしろ等によって密閉消火を行う。
- （イ）未燃焼油槽又は缶がある場合は、この周囲に冷却注水を多量に行い、安全地帯に移動分離すること。
- （ウ）危険物タンク類の大タンクであって、防圧困難な場合は、底部より油を流出移動し、少量燃焼油に対し、消火の方途を講ずること。
- （エ）燃焼危険物又は未燃焼危険物が多量に流出する場合は、消火の処置を講ずるとともに穴を掘るほか、その他安全な方面へ流出させること。
- （オ）燃焼状況によって集中高圧注水又は噴霧注水を行って空気を遮断する。
- （カ）油類を貯蔵する隣接建物の火災に対しては、先着隊は油類貯蔵の建物に対する延焼阻止を最優先すること。

ウ 爆発性危険物件の火災に対する防御要領は、おおむね次によるものとする。

- （ア）現場到着時全部爆発後にあつては、一般火災の防御要領に準ずること。
- （イ）火薬その他これらに類する爆発物物件が存在する場所は、所有者、管理者と連絡をとって他物を利用して危害防止の処置を講じ、専ら周囲への延焼防止を行う。
- （ウ）注水によってさらに爆発の危険のあるものは、注水を避け、又は注水しても燃焼を続ける爆発物件に対しては、土砂等でこれを密閉し、専ら周囲への延焼防止を主眼とし、未燃焼物件は安全地帯へ移動すること。

エ その他

高圧電気の火災に対しては、直接注水は絶対に避け、専ら延焼防止を重点に危害防止に留意しつつ、電気関係者（九州電力株式会社八代営業所、新水俣駅・水俣駅）に連絡をとって、速やかに遮断の方法を講じること。

オ 消防本部の活動

- （ア）上席消防吏員は、火災現場に到着後多量の消火薬剤が必要と判断したときは、JNC株式会社水俣製造所、その他市内の危険物取扱所に応援を依頼すること。
- （イ）消防1（タンク車）及び消防2（ポンプ車）は、現場到着と同時に消火器等の使用その他臨機に、消火及び延焼の防御に努める。
- （ウ）化学車は、JNC株式会社水俣製造所関係者と連絡を取り、出動の化学車と協力して、消火及び危険箇所の防御に努める。
- （エ）救助工作車は、中隊長の指揮により危険物が流出しないよう土砂等により、防油堤を設置するとともに、各車と連携して消火及び延焼防止に努める。

カ 消防団の活動

- （ア）延焼防止に努める。
- （イ）付近一帯に消防警戒区域を設定し、関係者以外の者の出入りを禁止し、又は制

限する。

(ウ) 危険物が側溝等に流出し、発火の危険ある場合は、付近の火気を一時制限する等警戒に努める。

⑥ 飛火警戒計画

消防長は、飛火警戒の必要性があるときは、警戒隊を編成し、市又は消防本部の広報車により風下方面の住民に飛火警戒の協力を促す。

ア 飛火警戒隊の編成

(ア) 風下方面を管轄する消防団各部及び必要数の消防隊をもって編成する。

(イ) 風下方面の居住者による自衛団体を編成する。

イ 警戒隊の配置

(ア) 警戒本部は、風下方面おおむね300m以上離れた場所で、通信連絡至便の高所見張りに適する箇所に設置する。

(イ) 状況によって500m及び1,000mの地点にも警戒隊を配置する。

ウ 飛火警戒の要領

(ア) 警戒員1名を高所見張員とし、他の要所を巡回させ、飛火火災早期発見に努める。

(イ) 住民に次の事項の周知を行う。

㊦ バケツ・火タタキ等を自宅の屋上又は高所へ準備すること。

㊧ 各戸の周りを警戒させ、燃焼物件の撤去整理又は注水を行うこと。

㊨ 家の開放部分等の戸締まりを行うこと。

⑦ 断減水時の消防計画

ア 処置

(ア) 断減水時における消防活動に支障のないよう、防火水槽等消防水利の整備拡充に努めるとともに、災害発生の場合には、有効に水利を利用できる態勢を整えておくものとする。

(イ) 上下水道局長は、断減水の必要を認めたときは、消防本部に消防法第21条第3項に基づく届出をするものとする。

(ウ) 消防本部は、前項の届出を受けたときは、自然水利の増配の手配をするとともに消防団各部にその旨連絡するものとする。

(エ) 住民への火災予防周知徹底

イ 活動要領

出動隊は、他の防御要領に基づき、水利部署の選定に万全を期すものとする。

⑧ 特別警戒計画

異常時消防計画、特殊火災消防計画及び飛火警戒計画に準ずる。

⑨ 応援部隊誘導計画

本市は、消防相互応援協力について、消防組織法第39条等に基づき、次のとおり協定

第2章 災害予防計画

を行っている。

ア 応援協定地方公共団体

- ・県下45市町村及び12消防本部
- ・出水市（消防組合）
- ・伊佐市（消防組合）
- ・阿久根市（消防組合）

イ 誘導計画

火災現場に通じる来援進行路に、消防本部職員を配置して応援隊を水利に誘導し、防御方面を伝達するものとする。

ウ その他

派遣の方法及び費用の分担については、各々応援協定書による。

⑩ 林野火災の消防計画

本火災の防御については、水利が非常に不便であり、かつ多くの人員を要する点等を考慮して、実情に即した次の火災防御計画を立て、被害の軽減を図るものとする。

ア 出動隊は、出動計画の第二出動及び消防団の出動区分により出動する。

イ 防御計画については、異常時飛火警戒計画に準じて、林野火災消火活動をするものとする。

（5）火災予防運動

火災の未然防止と被害の拡大を防ぐためには、火災予防策を強力に推進していく必要がある。

消防本部では、例年、国の実施要綱に基づき春秋2回の火災予防運動を実施し、火災予防意識の普及に努めているが、消防職員による防火対象物の立入検査により予防意識の普及徹底を図るとともに、次の計画による予防運動を実施する。

期 間		行 事
秋 季 火 災 予 防 運 動	11月 9日から 11月15日まで	1 広報車による市内巡回宣伝
		2 火災警報発令訓練
		3 各学校の避難訓練指導
		4 各小中学校の児童・生徒に対し、警戒意識の向上
		5 懇談会、講習会、映写会の開催
		6 防火対象物の避難訓練指導
		7 防火対象物査察（車両査察を含む）
		8 市広報紙による広報活動

春季 火災 予防 運動	3月 1日から 3月 7日まで	1 広報車による市内巡回宣伝 2 一般家庭予防査察（消防団） 3 防火対象物査察（車両査察を含む） 4 懇談会、講習会、映写会の開催 5 防火対象物の避難誘導訓練指導 6 火災警報発令訓練 7 市広報紙による広報活動

第4節 物資・資機材等、調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材等の整備、調達体制について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資や資機材等の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材等を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、民間小売事業者等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保等必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、市民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 市は、市民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 市は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- (5) 市、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

(1) 供給方針

市は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）や熊本県及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）・生活必需品の確保に努めるものとする。

(2) 物資調達方法

市は、民間小売事業者等からの物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行う等、当該民間小売業者等との連携の強化に図るものとする。

(3) 応急給水

市は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

3 災害用装備資機材の整備

(1) 資機材の整備

防災関係機関は、災害応急対策の効果的实施のため、必要に応じ、次の災害用資機材の整備に努めるものとする。

その際、資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や、海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

- ア 救出救助用資機材
- イ 照明用資機材
- ウ 交通対策用資機材
- エ その他必要な資機材

4 燃料備蓄

市及び関係機関は、支援物資供給、救急医療等に必要な燃料（ガソリン、軽油、灯油等）について、備蓄に取り組むものとする。

5 物資の管理・配送等

市は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への配送等について、地域特性に応じ、あらかじめ協定を締結した公益社団法人熊本県トラック協会をはじめとする物流事業者、消防団、自治会、自主防災組織と連携する等、体制整備に努めるものとする。

第5節 地域防災力強化計画

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加する等、コミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、市は、市民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を積極的に行い、防災意識の向上を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

① 知識等の習得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練への参加

② 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合場所
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

③ 事前の備え

- ・住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等
- ・熊本県防災情報メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄
- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、常備薬、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

2 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会、自主防災組織、事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域一体となった防災訓練（市等と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、市への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練 等
- ③ 情報の収集伝達体制の整備
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑥ 危険箇所の点検、情報共有
 - ・地域の見回り
 - ・地域防災ハザードマップの作成

(2) 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集、市への伝達
- ② 出火防止対策、初期消火の実施
- ③ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
- ④ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- ⑤ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- ⑥ 救出、救護活動への協力
- ⑦ 避難所の運営
- ⑧ 見回り等による避難所以外の避難者の情報把握
- ⑨ 避難所における給食、給水、物資配布等の協力

3 事業所による防災活動

(1) 事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等に協力し、積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

(2) 事業所は、災害時に果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるものとする。

- ① 防災体制の整備
- ② 防災訓練の実施

第2章 災害予防計画

- ③ 施設の耐震化、耐浪化
 - ④ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検、見直し
 - ⑤ 電気、水道、ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対応等に係る業務に従事する事業所等は、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

4 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

市は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる活動に取り組み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るものとする。

- ① 消防団員の確保
- ② 青年層・女性の入団促進
- ③ 企業等と連携した消防団への加入促進
- ④ 消防団員の処遇の改善
- ⑤ 消防団活動への事業所等の理解と協力促進
- ⑥ 消防団の装備・拠点施設の充実強化
- ⑦ 消防団員の教育訓練体制の充実
- ⑧ 消防団員による防災教育の推進
- ⑨ 自主防災組織の育成・充実（リーダーの育成を含む。）
- ⑩ 女性（婦人）防火クラブの育成・充実
- ⑪ 少年消防クラブの育成・充実
- ⑫ 消防団と自主防災組織等との教育訓練等における連携
- ⑬ 地区の特性に応じた災害現場で役立つ訓練の普及
- ⑭ 市総合防災訓練への参加
- ⑮ 水俣市消防団応援の店及び消防団協力事業所表示制度の普及

第6節 防災知識普及計画

1 計画の方針

台風、大雨、高潮等による災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関の災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが「自らを守り、お互いに助け合う」という意識を持ち、行動することが重要である。

そのため、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、市、防災関係機関及び市民に対して、災害に関する正しい知識や災害予防、災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に繋げるものとする。

防災知識の普及については、災害予防、災害応急措置の実施の任にある各機関が、単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、教育委員会、学校関係者等と連携し、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で作成する等、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等と密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や、男女双方の視点等を踏まえながら、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会の開催、実地研修の実施等により防災教育を推進する。

2 職員に対する防災知識等の普及

防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して、次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等、防災活動の円滑な推進を図るものとする。

（1）教育の内容

- ① 水俣市地域防災計画及び各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の発生の仕組み及びその対策
- ④ 各種災害の情報収集及び伝達手段
- ⑤ 過去の主な被害事例
- ⑥ 防災システムの操作方法等
- ⑦ その他必要な事項

（2）教育の実施方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3 市民に対する防災知識の普及

次のとおり、自主防災組織等と協力し、市民への防災知識の普及徹底を図るものとする。

第2章 災害予防計画

- (1) 広報紙、市ホームページ
- (2) 印刷物の配布
- (3) 防災講演会の開催、出前講座の実施等

4 学校教育における防災知識の普及

学校及び教育委員会は、防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災教育の充実に努めるとともに、指導者に対しても研修会等を通じて資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

さらに、市は学校及び教育委員会に対して、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定を行なうよう、指導を行う。

5 外国人に対する防災知識の普及

外国語による表記、ふりがなを付記する等、外国人にも分かりやすく表現した防災に関するパンフレット等を作成及び配付する等、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

6 災害記録の保存と災害教訓の伝承

市は、各種団体等と連携し、市内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータ等により長期に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。

平成15年の水俣土石流災害等、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓、石碑・モニュメントの持つ意味、地名の由来等、防災教育等を通じて後世に伝え、同じ悲劇を2度と繰り返すことがないように努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民が実施する災害教訓を伝承する取組を支援していくものとする。

7 避難行動に関する知識の普及

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とし、これまでの小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難のほか、次の全ての行動を避難行動とするよう周知を図っていくものとする。

- (1) 指定緊急避難場所への移動
- (2) 安全な場所への移動（公園、親戚、友人の家等）
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所（2階、崖の反対側等）への待避

8 ペットを同行避難に関する知識の普及

人命最優先で避難情報を発令しても、ペット同行避難を認めている避難所がないとの理由から、飼い主そのものの命が危険にさらされる状況になってはいけない。このため「水俣市ペット避難ガイドライン」を市広報紙、市ホームページなどで周知し、ペットを連れて避難が可能な避難所、ペット同行避難に関する飼い主の責任や日頃からの備え、避難所におけるルール等についての知識の普及を図るものとする。

第7節 訓練計画

災害非常時において、市民の避難及び災害応急対策に係る関係機関が、相互に緊密な連携を保ちながら、迅速かつ適切な救護活動、避難、水防活動等が円滑に実施できるよう、必要な訓練について定めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 訓練参加機関（順不同）

水俣市
自衛隊
県南広域本部芦北地域振興局
熊本県警察水俣警察署
水俣芦北広域行政事務組合消防本部
水俣市消防団
各通信機関
公益社団法人熊本県トラック協会
自主防災組織等

(2) 訓練の項目

災害対策本部設置訓練
職員非常招集訓練
避難所設置訓練
情報伝達訓練
消防団非常招集訓練及び無線通信訓練
輸送訓練
避難訓練
災害図上訓練等

2 消防訓練

(1) 消防団員の教養訓練

消防団員の資質向上と消防技術習得のために、財政的事情の許す範囲で人員を消防学校へ入校させるとともに、その習得した知識や情報等を全消防団員へ伝達するものとする。

(2) 防火管理者の講習

市は、消防法施行令別表第1に定める市所管の防火対象物に勤務する者に対し、消防法施行令第3条第1項による講習を受講させ、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報、避難の訓練、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な点検及び整備等、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

3 市民等の訓練

市民等が行う訓練については、自主防災組織や自治会が主体となり、訓練の想定や実施地区等、効率的、実践的な訓練実施に努める。

なお、市、関係機関及び事業所は、市民等が行う訓練に対して必要な協力、助言及び指導を行うものとする。

4 学校教育等における訓練

学校教育や社会教育においては、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

5 訓練の検証

訓練の実施後は、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、マニュアル等を改正し、以後の訓練に反映させるよう努めるものとする。

6 複合災害想定訓練

市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえ、災害ごとの対応計画、マニュアル等の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第8節 自主防災組織計画

災害発生時において、自らの身の安全は、自らが守る「自助」と、隣保相互に協力し合いお互いの身の安全を守るように行動する「共助」が、被害を軽減することにつながり、混乱を防止するために重要となる。

この計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災意識の拡充を図り、防災意識の高揚、人命の安全確保を行うため、自主防災組織を編成し、災害、事故等に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信、交通の途絶等により、防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図る上で、より有効な防災対策となる。

また、自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに設立した自主防災組織を通じ、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

2 整備

(1) 自主防災組織の育成及び指導

- ① 災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、自治会等の住民組織を中心とした自主防災組織の育成及び指導を推進する。

ア 自主防災組織リーダー等を対象とした研修会等の実施

イ 水俣市防災士部会への登録防災士を活用した、各地域での講演会等の実施

ウ その他、自主防災組織活動への支援

- ② 自主防災組織を運営するための必要事項は、当該組織の規約で定める。

(2) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づき、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域として、一体性を持っている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりするものとし、女性の積極的な参加に努めるものとする。

- ① 町内会、自治会等の自治組織活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人会、老人会等その地域で活動している方々を中心とした組織を育成する。
- ④ 消防団、自治協力員、防災士等と連携を図り役割分担をする等、協力体制を作る。
- ⑤ 自主防災組織の結成に当たっては、子ども、高齢者、外国人、障がい者（避難行動要支

援者)等に配慮する。

3 活動

(1) 平常時の活動

① 防災に関する知識の普及

ア 風水害、地震、火災等の災害が発生する仕組みや基本的な備えに対する認識の向上

イ 浸水害、土砂災害等の地域内危険区域の確認（地域独自の安全マップ作り等）

ウ 地域内危険物等の補修及び撤去

エ 地震対策のための家具固定等の推進及び実施

② 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市や関係機関と連携した訓練等）

ア 総合的な訓練（個別訓練を組み合わせる訓練を行う）

イ 個別訓練（情報収集、伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練等）

ウ 体験イベント型訓練（集客力のあるイベント実施時に、災害に役立つ基礎知識の習熟や災害疑似体験等といったプログラムを取り入れ、防災に興味がない人でも災害対応能力を高める訓練等）

エ 災害図上訓練

大きな地図の上に透明シートをかぶせ、太い油性ペン等で書き込みをしながら議論していく訓練方法。地域の災害危険度を考えたり、救援計画を立てたりする訓練。

③ 火気使用設備器具等の点検

ア 火気を使用する設備（ガスコンロ、ストーブ等）について、故障や欠陥、周囲に燃えやすいものがある場合には、出火や延焼の危険性が高くなる。そこで、自主防災組織が設定した「点検の日」に、各家庭において一斉点検するように指導又は推奨すること等が必要である。

イ 危険物等（石油類、食用油、各種スプレー缶等）の管理や保管について、爆発や火災の原因となることを、自主防災組織が各家庭に周知徹底することが必要である。

ウ 木造建物の点検について、特に古い家は、地震にも弱く、火災発生の原因となりえる。自主防災組織としては、各家庭において点検等を行うよう指導又は推奨するとともに、耐震診断士による耐震診断を行い、場合によっては、設計、補強工事等を行うことを進める。また、市販の家具固定用器具の購入を促し、設置する、又は設置の手伝いをする等が必要である。

④ 地域内の防災活動の推進（地区防災計画の提案）

市民及び市内に事業所を有する事業者は、当該地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、

これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うものとする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市民及び市内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災会議に諮り、承認を得た上で、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、地区防災計画の提案手続、留意点等に関しては以下のとおりとする。

ア 地域コミュニティにおいて、実際に防災活動を行う地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、共同して、市防災会議に提案を行うこと

ただし、計画に基づく防災活動について、メンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制を持っている場合には、自主防災組織等の役員が、共同して計画提案を行うことができる

イ 計画提案に当たっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等を提出すること

ウ 計画は作成されるだけでなく、計画に基づいて活動が実践されることを重視するため、提案した地区防災計画に基づいて継続的に防災活動が実施できる体制であること

- ⑤ 情報の収集伝達体制の整備
- ⑥ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑦ 緊急連絡網の作成
- ⑧ 危険箇所の点検・情報共有
- ⑨ 災害情報知識の伝承

(2) 災害時の活動

- ① 情報の収集及び伝達（情報の地域内での取りまとめ〔断片的で可〕、行政機関への連絡）
- ② 救出及び救護への協力（災害時に弱い立場に置かれる人々〔避難行動要支援者〕に対する救護及び救出への協力）
- ③ 出火防止及び初期消火の実施
- ④ 給食給水（炊き出し）
- ⑤ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
 - ア 住民に対する被害情報の迅速な伝達
 - イ 災害時に弱い立場に置かれる人々に対する配慮、誰が、どこに連れて行くのか
 - ウ 避難所の管理、人員の確認、不明者の有無等の記載及び調査
- ⑥ 避難所の運営管理
 - ア 基本的に、地域管理避難所の運営管理は、自主防災組織で行う
 - イ 避難所の運営管理のためのリーダーを複数選出する
 - ウ 避難生活に必要なルール作りを行う
 - エ 情報伝達のため、掲示板等で情報伝達を行う
 - オ 災害時に弱い立場に置かれる人々（避難行動要支援者）に対する配慮を行う

カ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

⑦ 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握

第9節 避難収容計画

風水害や地震等の災害から市民の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するための指定緊急避難場所及び指定避難所の選定や整備について定めるものとする。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民へ周知徹底を図るものとする。

主として、避難行動要支援者を滞在させることが想定される施設にあっては、円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所（以下「避難所」という。）は相互に兼ねることができるものとする。

避難所については、案内標識、海拔標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施すること等により住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備するものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

（1）指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設で、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

（2）指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 避難所の種類、開設基準及び避難所の位置付け

市民等の安全を確保するための避難所、避難所の種類、開設基準、避難所の位置付け等について、以下のとおり定める。

なお、避難所については、資料編P50～P58（11避難予定場所）記載のとおりとする。

避難所の種類	開設の基準など
① 地域で管理する指定避難所等 (地域管理)	・地域の自主防災組織（自治会）で開設の必要があると判断したとき ・市からの開設要請があったとき
② 市で管理する指定避難所等 (市管理)	・台風の接近等、避難者が出ることが予想されるとき ・災害発生のおそれがある警報が発表されたとき ・その他災害の発生のおそれがあるとき（避難判断水位を越えるおそれ等） ・現に災害が発生したとき ・市長が開設の必要があると判断したとき ＊状況に応じた避難所の開設を行う

3 避難所（機能）の整備

（1）安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化に努める。

（2）避難行動要支援者に配慮した施設整備

避難所の段差解消のためのスロープ、手摺の設置等バリアフリー化を推進する。

（3）通信手段の確保

災害時優先電話、衛星携帯電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

（4）非常用電源及び照明器具の確保

災害時の停電に備え、発電機等の非常用電源、投光器等の照明器具の確保に努める。

（5）備蓄物資等の確保

余裕スペース等の活用、備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料、物資等の備蓄に努める。

（6）生活環境の確保

避難所が新設及び改修される際は、避難生活に必要なトイレ、シャワー等の増設等避難生活環境の向上に努める。

4 避難所の周知

避難所の位置、種類等について、次の方法により市民に周知徹底を図る。

- (1) 避難所表示看板の設置
- (2) 水俣市防災ハザードマップ
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 市広報紙等での周知及び啓発
- (5) 出前講座及び防災教育での啓発
- (6) 自主防災組織向けリーダーハンドブックの配布

5 避難所の開設及び運営体制の整備

迅速かつ円滑に避難所が開設及び運営できるよう、平時から次に示す事項について体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難所開設要員を定め、施設管理者及び避難所開設要員の連絡体制を整備しておく。
- (2) 避難所の開設及び運営を迅速かつ円滑に実施できるよう、避難所の開設方法、運営方法等、避難所開設要員に対する説明会を実施する。
- (3) 避難所開設要員は「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者、地域住民、ボランティア等と連携した円滑な避難所運営に努める。

第10節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の円滑な避難を推進していくため、避難行動要支援者の名簿の作成、名簿の活用、避難支援等関係者との連携等支援体制を整備していくための計画である。

1 避難行動要支援者の支援体制の整備

災害発生時には、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いため、市、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

(1) 市の対策

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとし、災害の発生に備え、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件に該当する自力で避難できないすべての者とし、避難の必要性や避難支援の必要性等、具体的な要件は避難行動要支援者避難支援計画に定める。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で市が支援の必要を認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を名簿に記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 郵便番号
- ⑤ 住所又は居所
- ⑥ 電話番号その他の連絡先
- ⑦ 避難支援等を必要とする事由

⑧ その他

(4) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人が名簿情報の提供拒否の場合には、この限りでない。避難支援等関係者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ① 消防署
- ② 警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 自治会
- ⑦ 消防団
- ⑧ その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、自治会、民生委員、社会福祉施設、熊本県等の協力を求め、情報を収集するとともに、福祉課、いきいき健康課、市社会福祉協議会等で把握している情報を集約する。

(6) 名簿の更新

市は、住民の転入・転出、出生・死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(4)の関係者は、年1回の更新及び必要に応じた随時の更新を行う。

(7) 市における名簿情報の管理

避難行動要支援者情報の管理において、水俣市電子情報セキュリティポリシーを遵守し、適正に管理するものとする。

(8) 名簿提供先における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 避難行動要支援者の名簿については、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管する等、厳重なる保管を行うよう説明するものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿は複製しないよう説明するものとする。市は複製したことが分かるように名簿に管理番号を振る等、対策を講じるものとする。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難

行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう説明するものとする。

⑥ 名簿の更新等により不要となった名簿は市が回収し、適切に処分するものとする。

⑦ 名簿は年1回全体を一斉更新し、必要に応じて地区ごとの更新を行うものとする。

(9) 緊急連絡体制の整備

市は、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者に対する緊急連絡体制の確立を図る。

(10) 避難体制の確立

① 市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法やその支援者等を定めるものとする。

② 市は、避難行動要支援者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きができるよう特に配慮しなければならない。

③ 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

④ 市は、避難所の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮する。

(11) 防災教育・訓練の充実

① 市は、避難支援等関係者に対して防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

② 障がい者の情報取得及び緊急時の障がい者への通報を、より迅速確実に行えるよう、日頃から自治会の会議や避難訓練等への参加を促し、意思疎通を推進する。

③ 自主防災組織や消防団等との連携強化及び訓練等により、避難行動要支援者の個別避難計画の実効性の向上を図る。

(12) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の義務化

水防法第15条の3及び土砂災害防止法施行規則第5条の2の改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生する場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、市は、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行い、100%の作成を目標とする。

(13) デジタル技術の活用

避難行動要支援者名簿等の作成にあたっては、デジタル技術の活用を推進するため、電気通信事業者との連携強化、防災訓練への参加を促進する。

2 社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設等においては、事前に避難行動要支援者の受入れや移動支援の方法等、避難支援体制の整備に努めるものとする。

第11節 住家の被害認定及びり災証明書発行準備計画

災害対策基本法第90条の2に基づいた災害による住家の被害認定及びり災証明書の発行を確実に迅速に行い、各種支援を早期に実施できるよう、その実施体制等について定める。

1 住家の被害認定及びり災証明書の発行体制の整備等

市長は災害により被災した住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）等）を調査し、それを証明するためのり災証明書発行について、あらかじめ体制を整備するものとする。

（1）住家の被害認定を実施する担当者の育成

市は、国、県が実施する研修会への参加、市が実施する職員研修、被災自治体への応援業務等を通して、専門的な知識と経験を持った職員を育成する。

（2）応援協定の締結

被害認定の実施に当たっては、職員の不足が大いに予測されることから、近隣市町村や建築士会、土地家屋調査士会等と協定を締結する等体制の整備に努める。

（3）住家の被害認定及びり災証明書発行の実施体制

- ① 住家の被害認定及びり災証明書発行は調査班が行い、必要に応じて応援等を求める事ができる。
- ② 調査班職員は、住家の被害認定及びり災証明発行についての全体的な業務を把握するとともに、内閣府が作成している以下の資料等について、事前に確認しておくよう努めるものとする。

ア 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和2年3月）

イ 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）

ウ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）

エ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）
（令和2年3月）

オ 浸水等による住宅被害の認定について
（平成16年10月28日府政防第842号）

カ 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和2年3月）

キ 映像資料 住家の被害調査の判定方法（内閣府ホームページ）

- ③ 住家の被害認定及びり災証明発行までの流れについては、概ね以下のとおりとなるため、実施体制について、事前に整備しておくものとする。

ア 被害情報の収集及び整理

イ 熊本県が実施する研修会への参加

ウ 各種被災者支援の情報収集

エ 実施体制の確立

- オ 調査方針の決定（調査対象、想定調査件数、調査手法、全体スケジュール）
- カ 住家の被害調査に係る広報
- キ 災害の種類に応じた住家の被害認定調査実施
- ク り災証明書の発行（申請、受付、発行）
- ケ 再調査等の実施

（４）被害認定調査等に必要な備品の整備

被害認定業務に必要な携行品、調査機材、装備品は事前に整備しておくものとする。

- （５）住基台帳、課税台帳、家屋調査簿、住宅地図、航空写真等を用いた家屋の特定方法について確認しておく。
- （６）市内の被災状況の情報収集手段について把握しておく。
- （７）各種支援制度について把握しておく。
- （８）過去の被害認定調査の記録の保管先を把握しておく。

第12節 災害ボランティア普及計画

災害が発生した際には、市民の共助の精神と連帯感に基づく助け合いの精神の基に、災害、事故等に対して、積極的な活動を行う災害ボランティアの普及に努める必要がある。

1 必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、防災関係機関は、大きな災害現場への対応や、救助、救援、救護活動等に専念する必要があり、家屋への浸水や土砂の流入等、被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援ができなくなる。

このような場合には、共助の精神に基づく地域住民や他地域からの応援を得て、家屋の清掃等が行われる必要がある。

このため、日頃から、災害ボランティアの育成、普及、受け入れ体制等の整備を行うことで、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援することができる。

2 関係機関との協働体制の構築

市や市社会福祉協議会等は、自治会、民生委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から顔の見える関係を築いておくとともに、各種災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練を実施する等、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の収集・集約体制等の強化に努めるものとする。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、日頃から市町村社会福祉協議会間で応援協定の締結等による連携に努める。

3 災害ボランティアの育成・登録及び体制整備

(1) 育成・登録

① 市社会福祉協議会は、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方等についての理解や被災住民がボランティアの支援を円滑に受入れることができるように、研修会等を通して、広く啓発していくとともに、災害発生時における連絡体制、活動内容等のルール作りに努める。

② 市及び市社会福祉協議会は、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質向上に努める。

市社会福祉協議会は、県や市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

③ 市社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録するとともに、当事者の了解のもと、県社会福祉協議会へ登録情報を提供する。

(2) ボランティアの受入体制の整備

- ① 市社会福祉協議会は、平時から他市町村社会福祉協議会やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。
- ② 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアの受け入れ体制を整えるために、広報活動の方法、宿泊場所、食事等に関する情報の発信、移動体制等を含め、災害ボランティア活動が円滑に進むよう災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定に努めるものとする。

(3) 体制整備

市社会福祉協議会は、災害規模や、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置するボランティアセンターによるニーズの把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努めること。

4 活動

(1) 平常時の活動

- ① 災害ボランティアの普及
 - ア 風水害、地震、火災等への基本的なボランティアに対する認識を図る。
 - イ 災害ボランティアへの登録を推進する。

(2) 災害時の活動

- ① 災害ボランティアセンターの設置及び運営方法の決定（関係機関の連携）
- ② 被災地においてボランティアが必要な事項の調査（ニーズ調査）
- ③ ボランティアの受入れ体制の整備
- ④ 被災地に対するボランティアの送り出し（輸送、食事の方法等）
- ⑤ ボランティアの安全確保（班編成、リーダー選出等）
- ⑥ ボランティア保険の加入手続

第13節 防災関係機関等における業務継続計画

市及び防災関係機関は、大規模災害時において災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- （1）市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （3）電気、水、食料等の確保
- （4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （5）重要な行政データのバックアップ
- （6）非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資等の資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第14節 受援計画

市は、大規模災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能の低下する中であっても被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。このため、熊本県市町村受援マニュアルモデル、熊本県市町村受援マニュアル作成の手引き等を参考に、「水俣市受援マニュアル」を整備する。

水俣市受援マニュアルの整備にあたっては、大規模災害が発生した場合、外部からの応援を円滑に受入れ、本市職員と応援職員等が連携し、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組んでいけるように次の事項について定めておくものとする。

1 受援体制

(1) 受援組織の設置

- ① 災害対策本部への受援班の設置
- ② 受援班の構成及び役割の明示

構 成	担 当	役 割
班長	職員・受援班長	ア 受援に関する全体の状況把握・とりまとめ イ 受援に関する全体の管理 ウ 外部との調整（県・協定締結団体等） エ 庁内調整（ニーズ把握等） オ 受援にかかる調整会議等の開催
人員調整担当	【総括】総務課職員 【補佐】総務課職員 【担当】応援職員	
業務資源担当	【総括】財政課職員 【補佐】財政課職員 【担当】応援職員	

(2) 各部受援窓口

構 成	担 当	役 割
各部受援窓口	各部の庶務担当班	ア 各部の受援に関する状況把握・とりまとめ イ 各部の受援に関する管理 ウ 部内調整 エ 受援班との調整 オ 受援に係る調整会議等への参加

(3) 関係機関の災害時連絡先及び協力要請手順

(4) 各種災害時協定内容及び協定締結先の運用担当窓口

2 人的支援の受入れ

(1) 受援対象業務

災害対策業務のうち熊本地震の教訓を踏まえ、特に次の8つの業務については、他自治体等から応援を受け入れて対応する。

第2章 災害予防計画

- ① 避難所運営
- ② 健康・保健活動（保健師、管理栄養士等の派遣）
- ③ 物資集積拠点の運営
- ④ 被災建築物応急危険度判定
- ⑤ 被災宅地危険度判定
- ⑥ 住家被害認定調査
- ⑦ り災証明交付事務
- ⑧ 災害廃棄物処理

（２）先行的かつ効率的な対応を行うため、タイムラインによる受援対象業務の全体像を整理する

（３）業務別受援マニュアルの作成及び活用

（１）の受援対象業務については、業務別受援マニュアルを作成し、次の事項を確認しながら、応援職員と連携し、業務を実施する。

- ① 本市の担当部班、責任者（職名）
- ② 業務内容と役割分担
- ③ 人的支援の要請先、求める職種・資格等
- ④ 業務資源（業務実施に必要な資機材、応援職員の活動環境（通信・ＯＡ機器、交通手段、燃料、水、食料、宿泊場所等））の確保

（４）応援職員等の宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

３ 業務資源の受入れ

（１）業務資源

災害時に業務を実施するためには、次の２つの観点から業務資源を確保する。

- ① 全庁共通の業務資源
市役所の機能を確保するための非常用電力、通信手段など
- ② 受援対象業務ごとの業務資源
避難所運営や住家被害認定調査などの受援対象業務ごとに必要な資機材等（業務別支援マニュアルで挙げた業務資源）

（２）調達先の確保

人的支援の受け入れと同じく、関係機関等の災害時の連絡先、災害時における協定の運用担当を確認しておくこと。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 組織計画（危機管理防災課）

1 水俣市災害対策系統

(1) 水俣市災害対策本部と主な防災関係機関等との協力系統

本市の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、水俣市災害対策本部と水俣市防災会議を構成する関係機関等は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動等を実施するものとする。

協力系統は、次の図のとおりとする。

関係機関・団体等名		窓口の電話番号
水俣市災害対策本部 災害対策班（総務企画部危機管理防災課） 0966-61-1604	消防	水俣芦北広域行政事務組合
		消防本部 63-1191 (緊急119)
	警察	熊本県警察水俣警察署
		62-0110
	自衛隊	陸上自衛隊（西部方面特科連隊第1大隊第3係）
		096-343-3141 (内線3647)
		自衛隊熊本地方協力本部水俣地域事務所
		63-5863
	指定地方行政機関	農林水産省九州農政局
		096-211-8715
		林野庁熊本南部森林管理署水俣森林事務所
		62-2743
		熊本河川国道事務所八代維持出張所
		0965-32-4271
		八代河川国道事務所
		0965-32-4135
	熊本県	海上保安庁八代海上保安署
		0965-37-1477
		気象庁熊本地方气象台
		096-324-3283
		同 緊急時ホットライン
		096-351-5670
		ハローワーク水俣
		62-8609
		芦北地域振興局総務振興課
		82-3111
		同 保健福祉環境部
		63-4104
		同 土木部
		82-3111
		水俣港管理事務所
		63-2449

指定公共機関	日本郵便（株）水俣郵便局	6 3 - 3 6 1 1
	N T T 西日本（株）熊本支店	0 9 6 - 3 2 1 - 3 0 8 3
	（株）N T T ドコモ水俣店	6 3 - 8 0 2 2
	日本赤十字社熊本県支部（水俣市地区（福祉課））	0 9 6 - 3 8 4 - 2 1 0 0 (6 1 - 1 6 4 0)
	日本放送協会水俣支局	6 3 - 2 8 0 2
	九州電力送配電（株）熊本支社八代配電事業所	0 1 2 0 - 9 8 6 - 6 0 6
	九州旅客鉄道（株）新水俣駅	6 3 - 3 6 2 1
指定地方公共機関	肥薩おれんじ鉄道（株）本社	0 9 6 5 - 3 2 - 5 6 7 8
	熊本日日新聞社水俣支局	6 3 - 3 4 4 5
	公益社団法人熊本県トラック協会城南支部	0 9 6 5 - 3 7 - 3 3 1 1
	一般社団法人熊本県L P ガス協会水俣支部	6 3 - 7 1 1 1
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	水俣市芦北郡医師会	6 3 - 4 1 3 8
	熊本県薬剤師会水俣支部	6 3 - 2 4 1 7
	水俣市社会福祉協議会	6 3 - 2 0 4 7
	（株）ウェザーニューズ	0 4 3 - 2 7 4 - 3 9 3 1
	水俣市建設業協会	6 2 - 2 9 2 8
	J A あしきた水俣基幹支所	6 3 - 2 1 4 8
	水俣市漁業協同組合	6 3 - 3 3 5 5
	水俣芦北森林組合	6 2 - 2 0 1 4
	南国交通（株）出水営業所 ※水俣車庫	0 9 9 6 - 6 2 - 1 6 2 6
	（有）水俣観光バス	6 3 - 2 7 2 7
	南国交通（株）水俣車庫	6 2 - 2 0 6 1
	南九州センコー（株）本社	6 3 - 4 1 1 1
	（資）君島タクシー（未来タクシー）	6 3 - 4 1 4 1
	（有）大洋タクシー	6 3 - 2 1 5 1
	（有）水俣タクシー	6 3 - 1 2 2 8
	（有）獅子島汽船（水俣港代理店）	6 3 - 2 2 4 8
	水俣市商工会議所	6 3 - 2 1 2 8
	J N C （株）水俣製造所	6 3 - 2 1 1 1

第2節 災害対策本部等（危機管理防災課）

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動の実施と他の防災関係機関との調整を行うため、災害対策基本法及び水俣市災害対策本部条例に基づき、市長が設置する。

なお、市長は、災害に対する警戒が必要な場合には、災害対策本部の設置以前に、災害警戒本部（本部長：副市長）を設置することができる。

1 本部設置の基準

水俣市災害警戒本部、災害対策本部及び現地災害対策本部の設置の基準は、次のいずれかに該当する場合とするも、気象状況次第では、市長が臨機応変に判断、指示することができる。

（1）災害警戒本部

- ① 本部長：副市長
- ② 本部長：総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、総合医療センター事務部長、上下水道局長、議会事務局長
- ③ 防災関係機関の連絡調整要員（自衛隊：ＬＯ、その他の機関：リエゾン）が到着している場合は、必要に応じて会議への参加を依頼する。
- ④ 設置場所
水俣市役所３階市長会議室及び会議室Ａ、Ｂ、Ｃ（全ての可動間仕切りを開放）
- ⑤ 設置基準
防災気象情報「警戒レベル４相当」が発表されたとき。
ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
土砂災害危険度分布「紫」（危険）
イ 河川水位情報がない場合
洪水危険度分布「紫」（危険）
ウ 河川水位情報がある場合
氾濫危険情報
危険度分布「紫」
氾濫危険水位超過相当
水防警報：第４段階「警戒」
エ 高潮警報（「警戒レベル４相当」）が発表されたとき。
オ 高潮特別警報（「警戒レベル４相当」）が発表されたとき。
カ ２４時間以内に台風の暴風域に入る恐れがある場合
キ 水俣市の観測地点で、震度５弱の地震を観測したとき。
ク 地震が発生し、津波注意報が発表されたとき。
ケ 上記のほか、市長が災害警戒本部の設置を指示したとき。

(2) 災害対策本部

① 本部長：市長

② 副本部長：副市長

③ 本部長：教育長、総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、総合医療センター事務部長、上下水道局長、議会事務局長、水俣消防署長、水俣市消防団長（オブザーバー）

④ 防災関係機関の連絡調整要員（自衛隊：LO、その他の機関：リエゾン）が到着している場合は、会議への参加を依頼する。

⑤ 設置場所

水俣市役所3階市長会議室及び会議室A、B、C（全ての可動間仕切りを開放）

ただし、何らかの理由により上記会議室が使用できない場合は、もやい館、総合体育館会議室の順に利用するものとし、いずれも使用できないときは、駐車場に設置する。

なお、庁舎や他施設の被災状況に応じて、水俣警察署及び水俣芦北広域行政事務組合消防本部との「大規模災害における施設の使用に関する協定」に基づき、警察署3階会議室又は消防本部2階災害対策室の使用について要請を求めるものとする。

⑥ 設置基準

防災気象情報「警戒レベル5相当」が発表されたとき。

ア 大雨特別警報（土砂災害）発表されたとき。

土砂災害危険度分布「黒」（災害切迫）

イ 河川水位情報がない場合

大雨特別警報（浸水害）

洪水危険度分布「黒」（災害切迫）

ウ 河川水位情報がある場合

氾濫発生情報

危険度分布「黒」

氾濫している可能性

水防警報：第5段階「嚴重警戒」

エ 高潮氾濫発生情報（「警戒レベル5相当」）が発表されたとき。

オ 12時間以内に台風の暴風域に入る恐れがある場合

カ 水俣市の観測地点で、震度5強以上の地震を観測したとき。

キ 地震が発生し、津波警報が発表されたとき。

ク 市内に災害が発生し、又は発生が予想され、その規模等から本部を設置して応急対策を実施する必要があるとき。

ケ 県災害対策本部又は芦北地方災害対策本部が設置され、本市の地域の一部又は全部について特に応急対策を実施する必要があるとき。

コ 上記のほか、市長が災害警戒本部の設置を指示したとき。

(3) 現地災害対策本部

① 設置場所

災害現場から300メートル内を原則とし、二次災害が発生しない安全な場所で、通信機器等がそろった施設を確保するものとする。適当な施設がない場合には、現場と交通至便な施設を確保するか、屋外にテントを設置し、通信機器についてはNTT西日本などの協力を得て対応を行う。

② 設置基準

市長が必要と認めたとき。(被害規模が大きく、現地に対策本部を置くことが、円滑な救助・救援活動に繋がる場合等)

現地災害対策本部には、応急対策又は救助・救護を担当する者のほか、総務班又は情報班の中から、現地情報収集活動及び被害報告等並びに現地での防災関係機関との連絡調整を行う者を配置することができる。

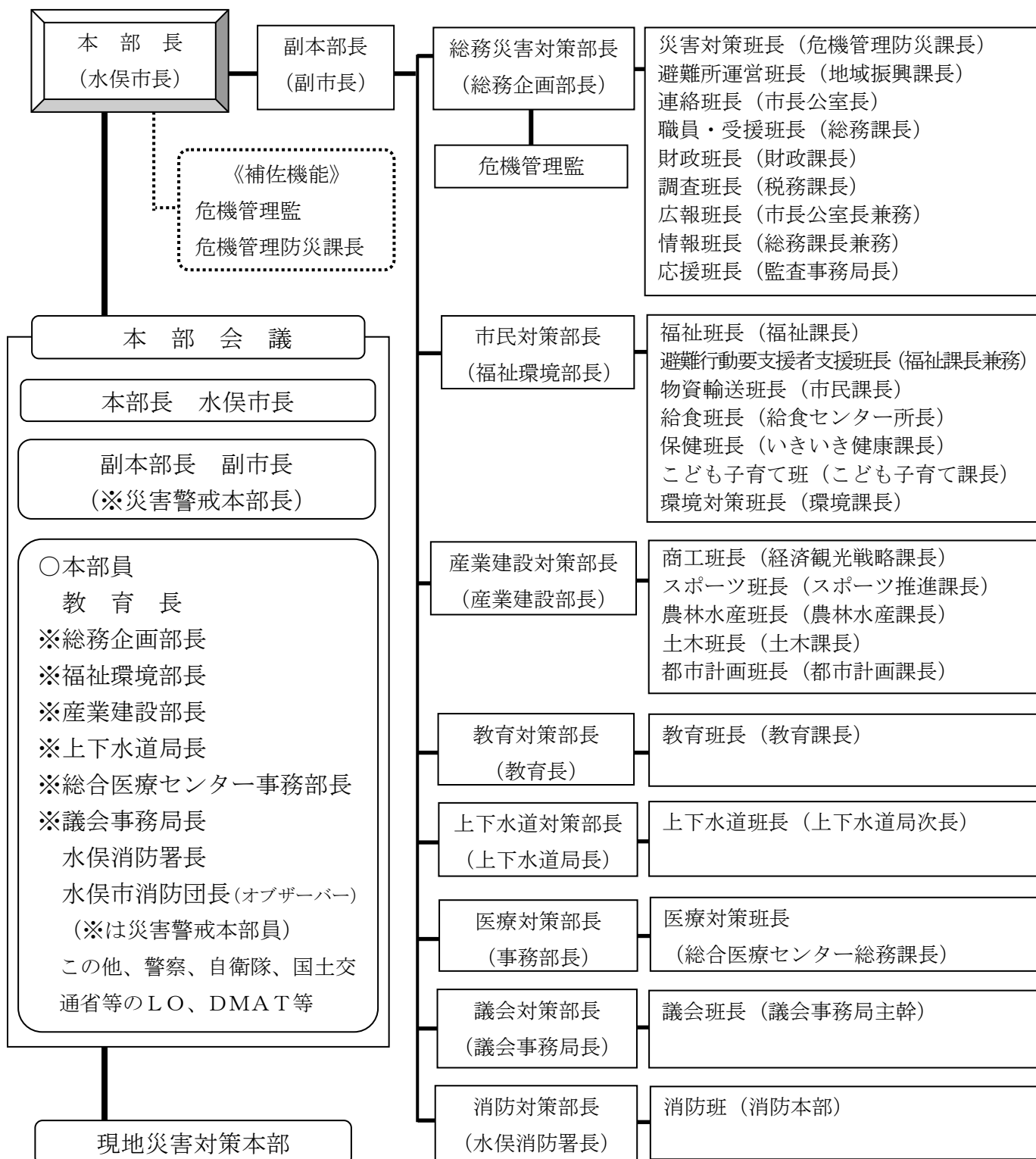
③ 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから指名したものとする。

なお、現地災害対策本部長は現地災害対策本部を掌理し、各防災関係機関や他自治体からの応援隊等の指揮を行う。

※ 災害対策本部の設置、運営等については、「総務班災害対応マニュアル」「災害対策本部設置運営マニュアル」に別途定める。

2 災害対策本部組織



3 災害対策（警戒）本部等の事務分掌

部	班（担当課）	事 務 分 掌
総務災害対策部	危機管理監	災害対策（警戒）本部の指導及び助言に関すること。 防災意識の啓発、自主防災組織の育成に関すること。 防災訓練、国民保護訓練に関すること。 水俣市地域防災計画及び水俣市国民保護計画に関すること。 水俣市防災会議及び水俣市国民保護協議会に関すること。 原子力災害対策等の指導及び助言に関すること。 全庁的な危機管理体制及び防災対策の指導及び助言に関すること。
	災害対策班（危機管理防災課）	災害対策（警戒）本部会議及び本部運営全般に関すること。 避難所及び福祉避難所の開設及び閉鎖の判断に関すること。 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。 災害記録・報告に関すること。 気象情報の収集及び周知に関すること。 災害情報の収集、整理及び報告に関すること。 災害対策（警戒）本部通信施設及び無線連絡に関すること。 防災関係機関との連絡調整に関すること。 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 各部間の連絡調整に関すること。 他班に属さない事項に関すること。
	避難所運営班（地域振興課）	避難所開設担当職員への開設連絡に関すること。 避難所の運営に関すること。 避難所への交代職員及び応援職員の派遣に関すること。 避難所への情報伝達・情報収集に関すること。 他班の応援に関すること。
	連絡班（市長公室）	災害対策（警戒）本部長の命令伝達に関すること。 災害対策本部長等の災害状況視察に関すること。 国及び県からの視察対応並びに陳情書の作成に関すること。 り災見舞い及び災害視察者の対応に関すること。 災害情報の収集及び整理に関すること。 他班の応援に関すること。
	職員・受援班（総務課）	災害時における職員の配置及び動員に関すること。 職員のり災状況調査、見舞金等の給付に関すること。 職員の安否確認、健康状態に関すること。 市外等からの応援職員の市への受け入れに関すること。 支援が必要な業務・人数の把握及び職員派遣の調整に関すること。 他班の応援に関すること。

第3章 災害応急対策計画

部	班（担当課）	事 務 分 掌
総務災害対策部	財政班（財政課・会計課）	災害対策に係る予算措置に関すること。 災害応急対策等及び災害復旧に要する資金計画並びに幹旋に関すること。 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 建築物の災害予防及び応急修理に関すること。 建築物の応急危険度判定に関すること。 建設型仮設住宅の設置等に関すること。 災害時の配車計画及び車両の確保に関すること。 庁内電話の確保及び整備に関すること。 来庁者の安全確認に関すること。 義援金等の保管に関すること。 災害に関する支出に関すること。 他班の応援に関すること。
	調査班（税務課）	土地、家屋等の被害調査、情報収集に関すること。 被災者に対する市税の減免、徴収猶予等に関すること。 被災に係る証明に関すること。 他班の応援に関すること。
	広報班（市長公室）	災害に係る広報に関すること。 災害写真の撮影収集及び記録に関すること。 ホームページを使った情報伝達に関すること。 他班の応援に関すること。
	情報班（総務課）	情報伝達手段となる電算機器の保守に関すること。 他班の応援に関すること。
	応援班（監査事務局）	外部からの問合せ対応等に関すること。 他班の応援に関すること。
市民対策部	福祉班（福祉課・いきいき健康課・こども子育て課）	災害救助法等に基づく申請の取りまとめに関すること。 被服、寝具、その他生活必需品の支給等に関すること。 義援金品等の受付配分に関すること。 社会福祉施設等の被害状況の収集に関すること。 他班の応援に関すること。
	避難行動要支援者支援班（福祉課・いきいき健康課・こども子育て課）	避難行動要支援者の避難誘導・搬送に関すること。 福祉避難所の運営に関すること。 避難行動要支援者に係る施設の被害状況の調査及び収集に関すること。

部	班（担当課）	事 務 分 掌
市民対策部	こども子育て班 （こども子育て課）	児童福祉施設等の被害状況の情報収集に関する事 子育て関係機関等との連絡調整に関する事 その他、他班の応援に関する事。
	物資輸送班（市民課）	備蓄物資の避難所への輸送に関する事。 救援物資の手配、調達及び輸送に関する事。 企業、団体との協定に基づく救援物資の調達、輸送に関する事。 物資集積拠点の運営に関する事。 他班の応援に関する事。
	給食班（給食センター）	被災者に対する炊き出し及び食品の給与に関する事。 他班の応援に関する事。
	保健班（いきいき健康課）	保健衛生関係施設に係る被害状況の調査及び収集に関する事。 医療、保健機関との連絡調整に関する事。 災害時における食品等衛生管理に関する事。 被災者のケアに関する事。 他班の応援に関する事。
	環境対策班（環境課）	衛生関係施設に係る被害状況の調査及び収集に関する事。 り災地区の防疫に関する事。 災害時発生した廃棄物の処理に関する事。 り災地区のし尿処理、簡易水道、専用水道、飲料水供給施設に関する事。 遺体の埋葬等に関する事。 他班の応援に関する事。
産業建設対策部	商工班（経済観光戦略課）	商工・観光業者の被災状況の調査に関する事。 り災商工業者等に関する金融対策に関する事。 災害時における輸送荷役業者等との連絡調整に関する事。 その他商工観光関係機関との連絡調整に関する事。 他班の応援に関する事。
	スポーツ班（スポーツ推進課）	社会体育施設の避難所運営及び災害状況調査に関する事。 その他スポーツ関係機関との連絡調整に関する事。 他班の応援に関する事。

第3章 災害応急対策計画

部	班（担当課）	事 務 分 掌
産業建設対策部	農林水産班（農林水産課・農業委員会）	農地農林水産関係の被害状況の調査に関すること。 り災農林水産畜産業者の金融対策に関すること。 農作物、農地及び農業用施設並びに林野、林道の災害対策に関すること。 園芸農作物及び工芸作物、家畜及び家きんの災害対策に関すること。 農業災害補償に関すること。 漁港等の災害対策に関すること。 災害時の舟艇の調達に関すること。 他班の応援に関すること。
	土木班（土木課）	公共土木関連施設の被害状況調査に関すること。 土木施設災害復旧事業の総轄に関すること。 水防法・洪水対策・高潮対策に関すること。 道路及び橋梁、河川堤防等に関すること。 緊急輸送道路（国道・県道・主要道路）の管理部署との連携に関すること。 救出、救助機械の調達、労務の供給等に関すること。 他班の応援に関すること。
	都市計画班（都市計画課）	被災宅地の応急危険度判定に関すること。 救出、救助機械の調達、労務の供給等に関すること。 災害建築資材の調達・斡旋に関すること。 他班の応援に関すること。
教育対策部	教育班（教育課）	学校施設・教育施設の災害状況調査に関すること。 学校施設の避難所運営に関すること。 児童生徒等の応急教育対策に関すること。 学校用教科書、学用品等のあっせん調達に関すること。 児童生徒に対する心のケア等に関すること。 社会教育施設（文化施設を含む）の災害状況調査に関すること。 文化財の被災状況調査に関すること。 他班の応援に関すること。
上下水道対策部	上下水道班（上下水道局・環境課）	飲料水の確保、供給に関すること。 上下水道施設の運転に関すること。 上下水道施設の被害状況調査・応急対策に関すること。 他班の応援に関すること。

部	班（担当課）	事 務 分 掌
医療対策部	医療対策班（市総合医療センター総務課）	所管施設の被害調査及び応急復旧並びに報告に関する事。 入院患者及び外来患者の安全確保と医療確保に関する事。 災害対策本部との連絡調整に関する事。 医療品の管理、配分及び調整に関する事。 災害救助法に基づく医療及び助産に関する事。 その他本部長の指示する事項に関する事。
議会対策部	議会班（議会事務局）	議会事務局の事務分掌に係る災害対策に関する事。 議会関係機関の視察等に関する事。 他班の応援に関する事。
消防対策部	水俣消防署長	消防機関の動員及び配置に関する事。 気象情報及び災害情報の収集並びに通報に関する事。 消防本部の分掌事務に係る災害対策に関する事。 その他、災害対策本部長が命ずる事項

部	班（担当課）	事 務 分 掌
オブザーバー	水俣市消防団長	消防団の動員及び配置に関する事。 避難指示等の住民への周知に関する事。 災害情報の収集及び通報に関する事。 その他、災害対策本部長が指示する事項

第3節 職員動員計画（危機管理防災課）

1 動員体制の整備

関係機関並びに市の各所属長は、災害発生のおそれ又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事できるようあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市職員の動員体制

（1）注意警戒体制

- ① 警報発表の可能性がある場合、又は、総務企画部長及び危機管理防災課長が必要と認めた場合
- ② 水防警報で、水防団待機水位（第1段階：待機）を超過した場合（ただし、大潮時を除く。）
- ③ 河川水位情報で、氾濫注意水位を超過した場合（氾濫注意情報）

防災に関する情報収集体制として、上記の基準に達した場合、総務企画部長及び危機管理防災課長は、災害配備待機班の担当職員（総務班という。）を配置し、情報収集及び気象情報等の監視に当たらせるものとする。

なお、配置する職員については、状況により増減させることができ、出勤予定課に限らず、必要な部署の呼び出しを総務企画部長及び危機管理防災課長の判断で行うことができる。

ア 出勤課

総務班

総務企画部危機管理防災課、総務企画部市長公室、総務企画部総務課、総務企画部地域振興課、総務企画部財政課、総務企画部税務課

イ 危機管理防災課勤務経験職員等の指定制度

総務企画部長及び危機管理防災課長は、危機管理防災課または災害待機時の総務班に従事した経験のある職員を、待機班等の編制（副班長等）に指定することができる。

ウ 勤務時間外における注意警戒体制の確立

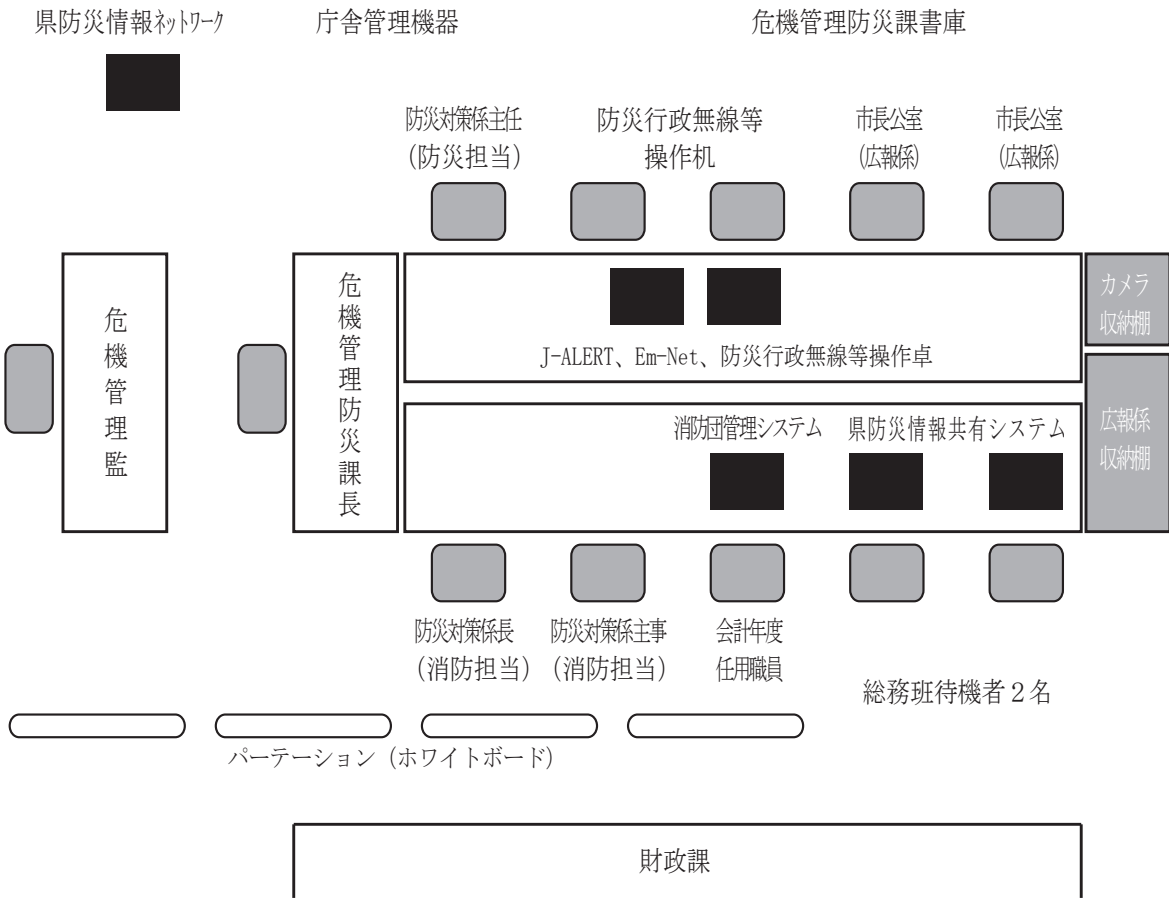
- （ア）勤務時間外に、前記（1）の事態が発生したときは、熊本地方気象台の早期注意情報の警報級の可能性「高」、NHKの警戒の時間帯「赤色表示」等の発表状況、熊本地方気象台、株式会社ウェザーニューズ等の雨量予測の状況を確認した上で、危機管理防災課長又は危機管理防災課職員に連絡し、必要な指示を受けるものとする。
- （イ）待機の指示を受けた職員は、注意警戒体制を確立するため、待機当番同士で連絡を取り合うものとする。
- （ウ）出勤した職員は、当番課長に連絡し、必要な指示を受けるとともに、関係機関との連絡調整、予警報の伝達、雨量・河川水位等の状況及び被害状況の収集に当たりつつ、庁

第3章 災害応急対策計画

- (エ) あらかじめ定めた待機当番職員は、日ごろから気象情報に注意し、実際の降雨状況等から、災害の発生が予見される場合には、伝達がなくても自主的に参集するものとする。
- (オ) 大雪警報等の気象状況下や、避難所の開設や調査対策班の出動も出来ない場合など、下図の体制で待機する場合がある。
- この体制での待機については、危機管理防災課長が指示する。

〔参考〕 下図の体制は、次のような場合が考えられる。

- ① 注意警戒体制はとるが、警報発表のおそれが極めて低い場合
- ② 勤務時間中に警報発表が見込まれ、当面、危機管理防災課が対応する場合
- ③ 避難所開設がなく、調査対策班も自宅待機し、情報収集のみで対応が可能な場合
- ④ 天候が回復傾向で、警報の解除及び平素の体制への移行が近いと判断出来る場合
- ⑤ 大雪警報が発表され、注意警戒体制で総務班のみが情報収集のみを行う場合



(2) 第1号配備体制

- ① 大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報、大雪警報、暴風雪警報が熊本地方気象台から発表されたとき。
- ② 河川水位情報で、避難判断水位超過相当になった場合（氾濫警戒情報）
- ③ 水俣市の観測地点で震度4の地震に関する情報が発表されたとき。
- ④ 台風の暴風域に入るおそれがあるとき。（24時間以内）

災害に対する調査体制として、上記の基準に達した場合、総務企画部長及び危機管理防災課長は、担当職員（調査対策班という。）を配置し、本章第4節「気象予警報等伝達計画」に基づき、注意報、警報及び特別警報を伝達させるとともに、情報収集及び調査対策活動に当たらせるものとする。

なお、配置する職員については、状況により増減させることができ、出勤予定課に限らず、必要な職員の呼び出しを総務企画部長及び危機管理防災課長の判断で行うことができる。

ア 出勤課

（ア）総務班

総務企画部危機管理防災課、総務企画部市長公室、総務企画部総務課、総務企画部地域振興課

（イ）調査対策班

産業建設部都市計画課、産業建設部土木課、産業建設部農林水産課、上下水道局

イ 総務班の当番課長

総務企画部の各課長（市長公室長、総務課長、地域振興課長、財政課長、税務課長をもって充てる。

ただし、全般的な指導・統制等を行う危機管理防災課長を除く。

ウ 勤務時間外における第1号配備体制の確立

（ア）勤務時間外に、前記（2）の事態が発生したときは、注意警戒体制に配置された職員は直ちに危機管理防災課長並びに第1号配備に係る災害配備待機班の担当職員に連絡するものとする。

（イ）連絡を受けた職員は、第1号配備体制を確立するため、あらかじめ定めた職員に連絡するものとする。

（ウ）出勤した職員は、当番課長に連絡し、必要な指示を受けるとともに、関係機関との連絡調整、予警報の伝達、雨量・河川水位等の状況及び被害状況の収集に当たる。

（エ）今後の気象状況の悪化が予測される場合は、危機管理防災課長の指示の下、災害警戒本部体制への移行を見据えた準備を実施する。

（オ）あらかじめ定められた第1号配備に係る災害配備待機班の担当職員は、警報等が発表された場合、あるいは災害の発生が予見される場合には、伝達がなくても自主的に参集するものとする。

(3) 第2号配備体制（災害警戒本部）

- ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ② 洪水危険度分布で「紫」（危険）が出現した場合
- ③ 河川水位情報で、氾濫危険水位超過相当になった場合（氾濫危険情報）
- ④ 高潮警報（レベル4相当）、又は、高潮特別警報（レベル4相当）が発表された場合
- ⑤ 台風の暴風域に入るおそれがあるとき。（12時間以内）
- ⑥ 水俣市の観測地点で震度5弱の地震情報が発表されたとき
- ⑦ 津波注意報が発表された場合

災害に対する警戒体制として、上記の基準に達した場合、総務企画部長及び危機管理防災課長は、市長へ連絡を行い、指示を受けるとともに、副市長、幹部職員等に連絡を行い、災害警戒本部を立ち上げるものとする。また、担当職員を配置し、本章第4節「気象予報等伝達計画」に基づき、注意報、警報及び特別警報を伝達させるとともに、情報収集、調査対策活動、災害応急活動、避難所対応等に当たらせるものとする。

なお、配置する職員については、状況により増減させることができ、出動予定課に限らず、必要な職員の呼び出しを総務企画部長及び危機管理防災課長の判断で行うことができる。

ア 災害警戒本部

（ア）本部長

副市長

（イ）本部長

総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、総合医療センター事務部長、上下水道局長、議会事務局長

イ 出動課

第1号配備体制時に既に出動している課の職員のほか、総務企画部市長公室、総務企画部総務課、総務企画部地域振興課、産業建設部経済観光戦略課、福祉環境部福祉課、福祉環境部環境課、福祉環境部いきいき健康課、福祉環境部こども子育て課、教育委員会教育課は、職員の新たな出動、又は、増員を行う。なお、参集する職員の指定は、交代を考慮し、各課において日頃から計画しておくものとする。

ウ 勤務時間外における第2号配備体制の確立

- （ア）第1号配備体制出動の職員は、勤務時間外に（3）の事態が発生し、第2号配備体制の確立が必要と認めるときは、総務企画部長及び危機管理防災課長に連絡するものとする。
- （イ）総務企画部長及び危機管理防災課長は、直ちに市長に連絡し、その指示により災害警戒本部を設置し、幹部職員に連絡し、所属職員の配置を指示するものとする。
- （ウ）各班長は、必要とする職員に連絡し、第2号配備体制の確立を図るとともに、各所属職員の登庁後は、各課長等が招集状況について危機管理防災課長に連絡するものとする。
- （エ）今後の象状況の悪化が予測される場合は、災害警戒本部長の指示の下、災害対策本部体制への移行を見据えた準備を実施する。

(4) 第3号配備体制（災害対策本部）

① 人命に係る災害が発生した場合

（土砂災害等による生き埋め、行方不明者、河川氾濫による孤立者の発生など）

② 特別警報が発表された場合

大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、氾濫発生情報、津波警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報が発表された場合

③ 水俣市の観測地点で震度5強以上の地震が発生したとき

④ 物的被害が広域かつ甚大で、全市的対応が必要な場合

⑤ 災害対策本部長（市長）が、災害対策本部の設置が必要と判断した場合

災害に対する全市的対応として、上記の基準に達した場合、市長は災害対策本部を設置し、全職員に出動を指示した上で、災害の防止、救助等の災害対応を行う。

ア 災害対策本部

（ア）本部長

市長（副本部長：副市長）

（イ）本部員

教育長、総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、総合医療センター事務部長、上下水道局長、議会事務局長、水俣消防署長

（ウ）オブザーバー

水俣市消防団長

（エ）防災関係機関等の連絡調整要員（以下、「LO」という。）

必要に応じて、関係機関等のLOを参加させ、情報及び意見提供を求める。

イ 出動課

全部課室

参集する職員の指定は、交代を考慮し、各課において日頃から計画しておくものとする。

※ ただし、総合医療センターについては、「水俣市病院事業 事業継続計画書」に基づく体制とする。

ウ 勤務時間外における第3号配備体制の確立

（ア）第2号配備体制出動の職員は、勤務時間外に（4）の事態が発生し、第3号配備体制の確立が必要と認めるときは、総務企画部長及び危機管理防災課長に連絡するものとする。

（イ）総務企画部長及び危機管理防災課長は、直ちに市長に連絡し、その指示により災害対策本部を設置し、幹部職員に連絡し、所属職員の配置を指示するものとする。

（ウ）各班長は、必要とする職員に連絡し、第3号配備体制の確立を図るとともに、各所属職員の登庁後は、各班長が各対策部長へ連絡し、各対策部長は職員・受援班に連絡するものとする。

（エ）幹部職員を招集し、災害対策本部を設置し、災害警戒・対応の情報共有、指示の一元化を行う。

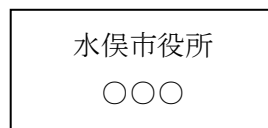
第3章 災害応急対策計画

(オ) 第3号配備体制により出動する職員は、次の腕章又は名札を着けるものとする。

(腕 章)



(名 札)



(大きさ・材質は任意)

(5) 災害時の職務分担

ア 本章第2節「災害対策本部等」の事務分掌のとおりとし、市長及び各命令権者が登庁できない場合には、災害対策本部組織の上席命令権者が指示を行うものとする。

イ 第3号配備体制までの段階において、総務班及び調査対策班が既に設置されている場合、総務班及び調査対策班の編成解除及び本章第2節「災害対策本部等」の事務分掌への移行については、災害対策本部長が指示する。

(6) 応援職員

総務企画部長又は危機管理防災課長は、災害の状況により必要と思われるときは、配備体制を移行させることなく、災害対応に必要とする班を配備体制にかかわらず出動させ、活動を行わせることができる。

(7) 動員解除

応急措置の動員体制は、次の場合、解除するものとする。

① 災害発生の恐れのある注意報、警報等が解除されたとき。

※ ただし、大雨注意報については、降雨の実況がない場合等においては、注意報の解除前でも体制の解除ができるものとする。

② 災害発生の危険性が去り、各配備に対する判断基準値を下回ったとき。

③ り災を受けた場所の被害が拡大しないと、公の機関により確認され、復旧が軌道に乗り始めたとき。

④ その他市長が解除の指示をしたとき。

3 消防団員等の動員体制

(1) 第1号配備体制のときは、各分団長及び各部長は、各地域の実情に応じ活動を行うことができるものとする。

(2) 消防団の活動を行う場合には、消防団長又は危機管理防災課長に連絡を行うものとする。

(3) 第2号配備体制発動のときは、消防団長の指揮により、災害活動に従事するため、消防団各分団長は、あらかじめ消防団員の動員及び待機の体制を整えておくものとする。

4 他機関への出動並びに応援要請

災害発生のおそれがあり、または災害が発生したとき、災害対策本部長は関係機関の長に対して災害応急措置について協力及び応援を要請するものとする。

5 職員配置体制の長期化への対応

職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、各課長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機等、柔軟な体制をとることができるものとする。

6 職員の安否確認、健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、災害時対応の増大による精神的・身体的負担が大きいことから、平時から職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

7 職員動員体制基準

本市職員の動員体制の基準は次頁のとおりとする。

なお、注意警戒体制（総務班）及び第1号配備体制（調査対策班）の編成表については、個人情報保護の観点から関係する職員にのみ別途配布するとともに、人事異動、その他必要の都度修正をおこない、常に最新の状態に整備しておくものとする。

令和5年度水俣市動員体制基準

(●) は状況により判断

防災気象情報「警戒レベル相当情報」		2相当	3相当	4相当又は5相当	
避難準備情報等		—	高齢者等 避難	避難指示	緊急安全確保
待 機 基 準		注意警戒 体 制	1号配備 体 制	2号配備 災害警戒本部体制	3号配備 災害対策本部体制
大雨等	警報発表のおそれがあり、危機管理防災課長が必要と認めた場合（気象庁の早期注意情報（警報級の可能性）、NHKの警戒時間帯（赤色表示）の情報等を確認し、危機管理防災課長が指示する。）		●	—	—
土砂災害	大雨警報（土砂災害） 土砂災害危険度分布「赤」（警戒）		●	●	—
	土砂災害警戒情報 土砂災害危険度分布「紫」（危険）		●	●	●
	大雨特別警報（土砂災害） 土砂災害危険度分布「黒」（災害切迫）		●	●	●
洪水	河川水位情報がない場合	洪水警報 洪水危険度分布「赤」（警戒）	●	●	—
		洪水危険度分布「紫」（危険）	●	●	●
		大雨特別警報（浸水害） 洪水危険度分布「黒」（災害切迫）	●	●	●
	河川水位情報がある場合 〔水防警報〕	水防団待機水位超過 ただし、大潮時は除く。 〔第1段階：待機〕	(●)	—	—
		氾濫注意情報 危険度分布「黄」 氾濫注意水位超過 〔第2段階：準備〕	●	—	—
		氾濫警戒情報 危険度分布「赤」 避難判断水位超過相当 〔第3段階：出動〕	●	●	—
		氾濫危険情報 危険度分布「紫」 氾濫危険水位超過相当 〔第4段階：警戒〕（サイレン60秒）	●	●	●
		氾濫発生情報 危険度分布「黒」 氾濫している可能性 〔第5段階：嚴重警戒〕（サイレン60秒）	●	●	●

防災気象情報「警戒レベル相当情報」		2相当	3相当	4相当又は5相当	
避難準備情報等		—	高齢者等 避難	避難指示	緊急安全確保
待 機 基 準		注意警戒 体制	1号配備 体制	2号配備 災害警戒本部体制	3号配備 災害対策本部体制
高 潮	高潮注意報		自宅待機	—	—
	高潮警報に切り換える可能性に言及する高潮注意報		●	●	—
	高潮警報（レベル4相当）		●	●	●
	高潮特別警報（レベル4相当）		●	●	●
暴風	暴風警報 （海上暴風警報等の海上警報を除く）		●	●	—
台 風	暴風域に入るおそれがある場合	24時間以内	●	●	—
		12時間以内	●	●	●
地 震	市観測地点	震度4	●	●	—
		震度5弱 ☆	●	●	●
		震度5強以上 ☆	●	●	●
津 波	津波注意報		●	●	●
	津波警報		●	●	●
大 雪	大雪警報		●	●	—
	暴風雪警報		●	●	—
特別 警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪の特別警報及び高潮氾濫発生情報が発表されたとき		●	●	●
その他	市長（災害対策本部長）が、災害対策本部の設置が必要と判断した場合		●	●	●

☆ 長周期地震動階級3または4が、緊急地震速報（警報）と併せて発表される場合がある。

第3章 災害応急対策計画

①**注意警戒体制**：総務班：危機管理防災課、市長公室、総務課、地域振興課、財政課、税務課及び特に指名を受けた職員（土木課1名、上下水道局2名）

②**1号配備体制**：総務班＋調査対策班（都市計画課、土木課、農林水産課、上下水道局）
総務班の当番課長：総務課長、地域振興課長、財政課長、税務課長、市長公室長

③**2号配備体制**：災害警戒本部体制（注1）

1号配備体制 ＋ 市長公室、総務課、地域振興課、経済観光戦略課、福祉課、環境課、いきいき健康課、こども子育て課、教育課

【参集職員は交代等を考慮し各課で計画する。】

（注1）災害警戒本部会議メンバー

災害警戒本部長：副市長、各部長、上下水道局長、総合医療センター事務部長、議会事務局長、防災関係機関等のLO（リエゾン）〔派遣されている場合〕

④**3号配備体制**：災害対策本部体制（注2）

全庁体制（全部課室）**【参集職員は交代等を考慮し各課で計画する。】**

（注2）災害対策本部会議メンバー

災害対策本部長：市長、災害対策副本部長：副市長、教育長、各部長、上下水道局長、総合医療センター事務部長、議会事務局長、水俣消防署長、水俣市消防団長（オブザーバー）、防災関係機関等のLO（リエゾン）〔派遣されている場合〕

☆ 長周期地震動

大きな地震で生じる周期の長い「ゆっくりとした大きな揺れ」を長周期地震動といい、震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって揺らすことがある。

発表条件	震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した地域

階級	揺れの状況
1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。
2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないうと歩くことが難しいなど行動に支障を感じる。キャスター付き家具等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
3	立っていることが困難になる。キャスター付き家具等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり不安定なものは倒れることがある。
4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。キャスター付き家具等が大きく動き転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある。

第4節 気象予報等伝達計画（危機管理防災課、消防本部）

本計画は、災害発生のおそれのある場合に行う気象業務法に基づく注意報、警報、特別警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報（以下「予警報」という。）等を関係機関や住民に対し、迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領等を定めるものである。

1 予警報の定義

この計画において、注意報、警報、特別警報、気象情報、地震情報、津波予報、水防警報、火災気象通報及び火災警報の意義は、次に定めるところによる。

（1）気象等の注意報、警報及び特別警報

注意報とは、県内いずれかの地域において、災害が起こるおそれのある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して、注意を喚起するための予報をいう。

警報とは、県内いずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれのある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して、警戒を喚起するために行う予報をいう。

特別警報とは、県内のいずれかの地域において、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

水俣市が対象となる区域は以下のとおり。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
熊本県	天草・芦北地方	芦北地方	水俣市

【熊本地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準】

種 類		発 表 基 準
注 意 報	大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 具体的には、表面雨量指数基準（浸水害）が14以上、土壌雨量指数基準（土砂災害）が157以上になると予想される場合
	洪 水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水によって、災害が発生するおそれがあると予想される場合 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 具体的には、流域雨量指数基準が、水俣川流域で22.4以上、湯出川流域で15.7以上、久木野川流域で14以上になると予想される場合 また、水俣川流域で表面雨量指数11以上かつ流域雨量指数17.9以上、久木野川流域で表面雨量指数11以上かつ流域雨量指数11.2以上になると予想される場合
	強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、陸上及び海上の平均風速が10m/s以上になると予想される場合
	濃 霧	濃霧によって交通機関等に著しい支障があると予想される場合 具体的には、濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷	落雷等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる
	乾 燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	風 雪	雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる 具体的には、雪を伴い平均風速が10m/s以上になると予想される場合
	大 雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、12時間の降雪の深さが、平地で3cm、山地で5cm以上になると予想される場合
	霜	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合 具体的には11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温が3℃以下になると予想される場合

注 意 報	低 温	低温によって農作物、水道管、道路等に凍結等の著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、 冬季：平地で最低気温が－５℃以下になると予想される場合 夏季：平年より平均気温が４℃以上低い日が３日続いた後さらに２日以上続くと予想される場合
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合 具体的には、大雪注意報、大雪警報の条件下で気温が－２℃から＋２℃の場合
	高 潮	台風等による海面の異常上昇によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、潮位が平均海面上２．０ｍ以上になると予想される場合
	波 浪	波浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には有義波高が１．５ｍ以上になると予想される場合
	なだれ	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、積雪の深さ１００ｃｍ以上で、気温３℃以上の好天、低気圧等による降雨、降雪の深さが３０ｃｍ以上のいずれかが予想される場合
警 報	大 雨	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当 具体的には、表面雨量指数基準（浸水害）が３５以上、土壌雨量指数基準（土砂災害）が２５８以上になると予想される場合
	洪 水	上流域での降雨や融雪等による河川の増水によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当 具体的には、流域雨量指数基準が、水俣川流域で２８．１以上、湯出川流域で１９．７以上、 久木野川流域で１７．５以上になると予想される場合 また、水俣川流域で表面雨量指数基準が１１以上かつ流域雨量指数基準が２５．２以上久木野川流域で表面雨量指数基準が１１以上かつ流域雨量指数基準が１５．７以上になると予想される場合
	暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、平均風速２０ｍ/s以上になると予想される場合

	大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
	暴風雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる 具体的には、雪を伴い、平均風速が20m/s以上になると予想される場合
	高 潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 具体的には、潮位が平均海面上2.4m以上になると予想される場合
	波 浪	高い波によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、有義波高が2.5m以上になると予想される場合
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雷を伴う暴風が吹くと予想される場合
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

※ 特別警報の発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的指標で判断される。

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を一般及び関係機関に対し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は、次のとおりである。

① 気象情報（予告的情報）

「警報や注意報に先立って現象を予告し注意を呼びかける」ため、24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表する情報

② 気象情報（補完的情報）

警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対応への支援をより効果的に

するため、現象の経過、予想、防災上の留意点等を具体的にお知らせすることが必要であるときに発表する情報

③ 『記録的短時間大雨情報』

大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける情報。

④ 『土砂災害警戒情報』（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）

熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に分割して発表する情報

（3）緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して発表する情報なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

（4）津波注意報、津波警報及び大津波警報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

種類	津波予報基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	20cm以上 1m未満	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

				海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波警報	1 m以上 3 m未満	3 m (1m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
大津波警報 (津波特別警報)	3 m以上	5 m (3m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 5m)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10 m (5m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 10m)		
		10 m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)		

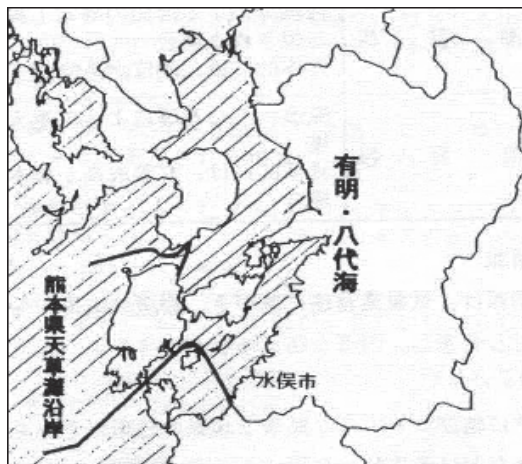
注1) 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波警報注意報解除」として速やかに通知する。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

① 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 津波予報海域区分図



(5) 地震及び津波情報

① 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおりとする。

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	* 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、水俣市は、「熊本県天草・芦北」に区分される）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	* 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	* 震度 1 以上 * 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 * 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表

長周期地震動に関する観測情報	*震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	*マグニチュード7.0以上 *都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表（*1）。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	*顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	*震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

（*1）： 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

② 津波に関する情報

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(6) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^(注1) でマグニチュード6.8以上 ^(注2) の地震 ^(注3) が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の

		観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注4) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(注3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側」50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

（7）水防警報（水防法第16条）

水防警報とは、水防法に基づき河川管理者が発表するもので、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位等に到達した際に、水位の上昇の見通しにあわせて、発表される。

（8）火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

2 予警報の伝達系統

(1) 気象等の注意報、警報及び特別警報は、次の系統図により迅速に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類又は時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについては、この限りではない。

- ① 気象等の注意報、警報及び特別警報（津波警報等を除く）の伝達系統は、【表4-1】のとおりとする。
- ② 津波警報等の伝達系統は、【表4-2】のとおりとする。
- ③ 火災気象通報及び火災警報の伝達系統は、【表4-3】のとおりとする。
- ④ 地震・津波に関する情報の伝達系統は、【表4-4】のとおりとする。

3 予警報の取り扱い

(1) 市における取り扱い

① 気象情報の収集

ア 気象業務法に基づく熊本地方気象台が発表する気象情報については、勤務時間中においては、危機管理防災課において収集しなければならない。

イ ア以外の時間においては、宿日直者が収集するものとする。

ウ 消防本部は、関係機関等との連携により、気象情報の収集に努めるものとする。

エ 注意警戒体制、第1号配備体制、災害警戒本部体制においては、総務班が気象情報の収集に当たるものとする。

② 気象等の注意報、警報及び特別警報の伝達及び通報

勤務時間中に、伝達を受けた気象等の注意報、警報及び特別警報については、総務企画部長又は危機管理防災課長が受領し、伝達された気象等の注意報、警報及び特別警報によりとるべき措置として指示された事項について、職員及び住民に対し、伝達及び通報を行うものとする。

勤務時間外に、気象等の注意報、警報及び特別警報を受領した宿日直者または職員は、直ちに総務企画部長又は危機管理防災課長に報告するとともに、その指示を受け、あらかじめ決められた関係職員に連絡を行うものとする。

関係職員は、指示事項を迅速に伝達するため、周知方法の確認や市防災行政無線の操作方法等について、事前に確認を行うものとする。

なお、特別警報については、市長、災害対策本部員及び全職員へ情報を伝達するとともに

に、あらゆる情報伝達手段を用いて市民へ伝達を行うものとする。

ア 住民への周知方法

- ・市防災行政無線及び戸別受信機
- ・自主防災組織連絡責任者への連絡
- ・広報車（市広報車及び消防車両）
- ・電話、携帯無線及び戸別に呼びかけ
- ・サイレン又はチャイム
- ・熊本県防災情報メールサービス
- ・エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au, SoftBank）、防災速報アプリ（Yahoo!）
- ・市ホームページ
- ・市ホームページ携帯モバイルサイト
- ・Ｌアラート
- ・市公式ライン

イ 関係機関への周知方法

- ・市防災行政無線
- ・電話
- ・伝令
- ・ＦＡＸ

ウ 庁内における措置

- ・庁内放送、`desknet's`（庁内LAN）、`LoGo`チャット
- ・熊本県防災情報メールサービス
- ・出先機関については、市防災行政無線又は電話
- ・出先機関の受領伝達の責任者は、各施設長とする。

- ③ 市長は、予警報伝達責任者を定め、気象等の注意報、警報等の伝達を迅速に行うものとする。

ア 予警報伝達責任者は、危機管理防災課長とする。

イ 危機管理防災課長不在の場合は、危機管理防災課防災対策係とする。

- ④ 市長、危機管理防災課長及び危機管理防災課防災対策係は、熊本地方気象台から特別警報が通報されたときは、必要に応じて、熊本地方気象台等に対し、電話等で通報の内容や最新の気象関係情報について確認を行うものとする。

4 異常現象発見時における措置

(1) 住民に対し、災害が発生するおそれがある異常な気象等を発見した場合は、市役所、消防本部又は警察署に通報するよう周知するものとする。

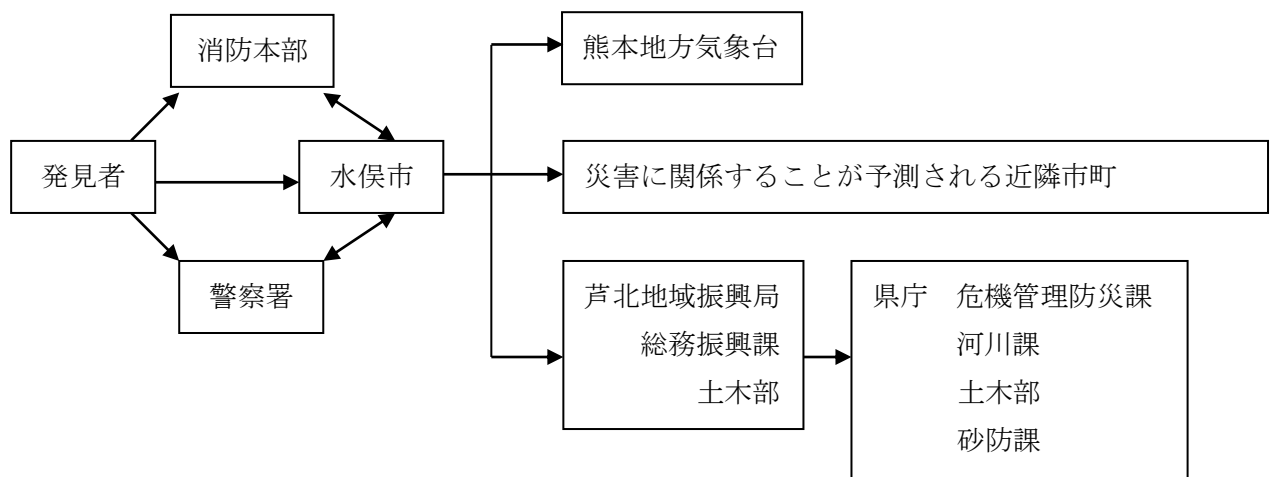
(2) 定義

ここにいう異常現象とは、県地域防災計画に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況		強い竜巻、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火及び爆発による降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	火山が原因と考えられる地震等 火山が原因と考えられる地割れ、山崩れ等 地表の変化
	地震関係	群発地震	数日間に渡り頻発する有感地震
	土砂災害関係	土石流等	・山鳴りや異常な音がする。 ・雨が降っているのに川の水が急に減る。 ・地面にひび割れができる。 ・がけから小石が落ちてくる。 ・がけから水が湧き出してくる。
水象に関する事項	河川関係	浸水等	水路の溢れ、堤防の亀裂等
	潮位及び波浪	—	異常な潮位及び異常な波浪

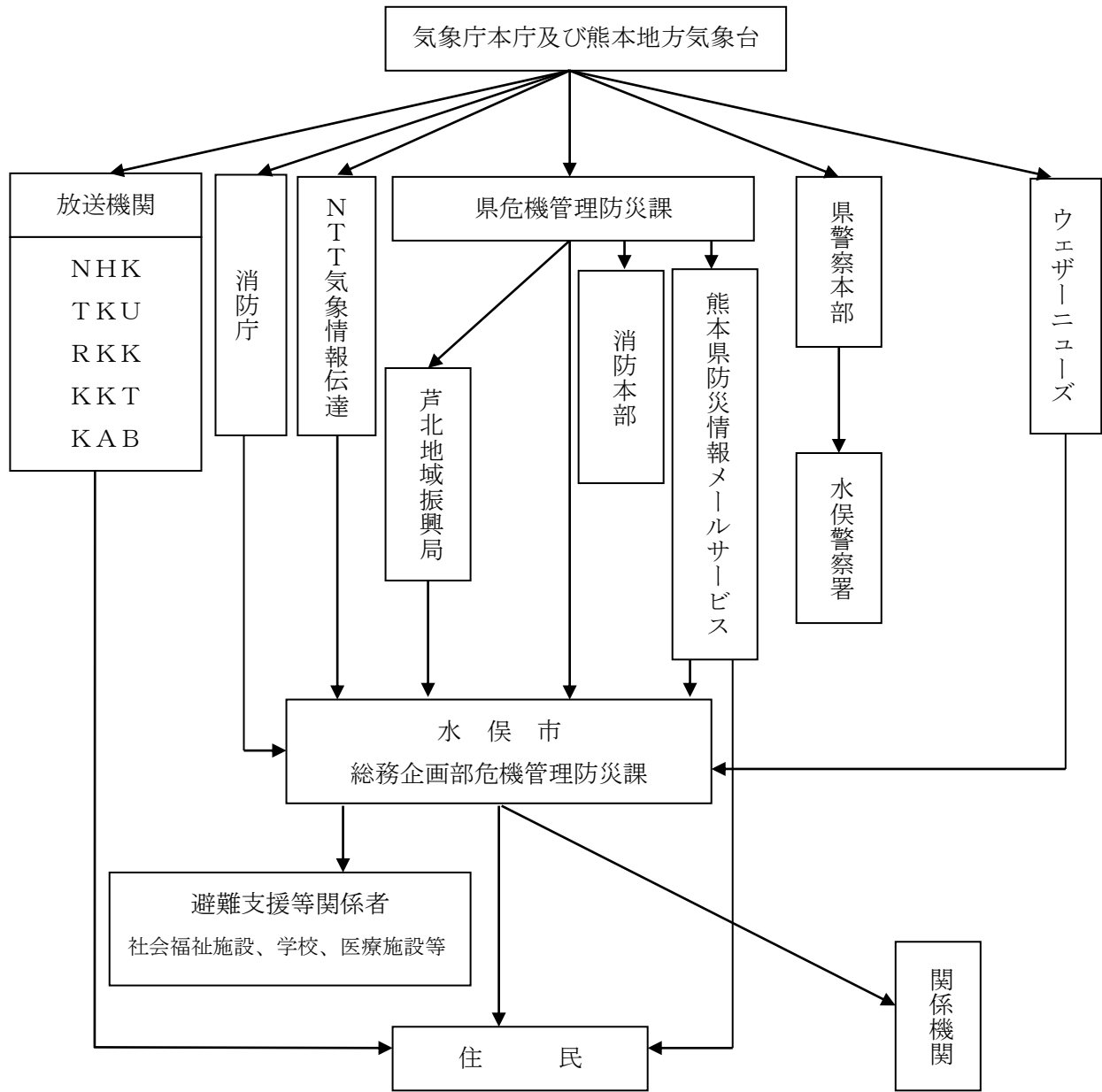
(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により、迅速に通報するよう周知を図るものとする。

① 系統

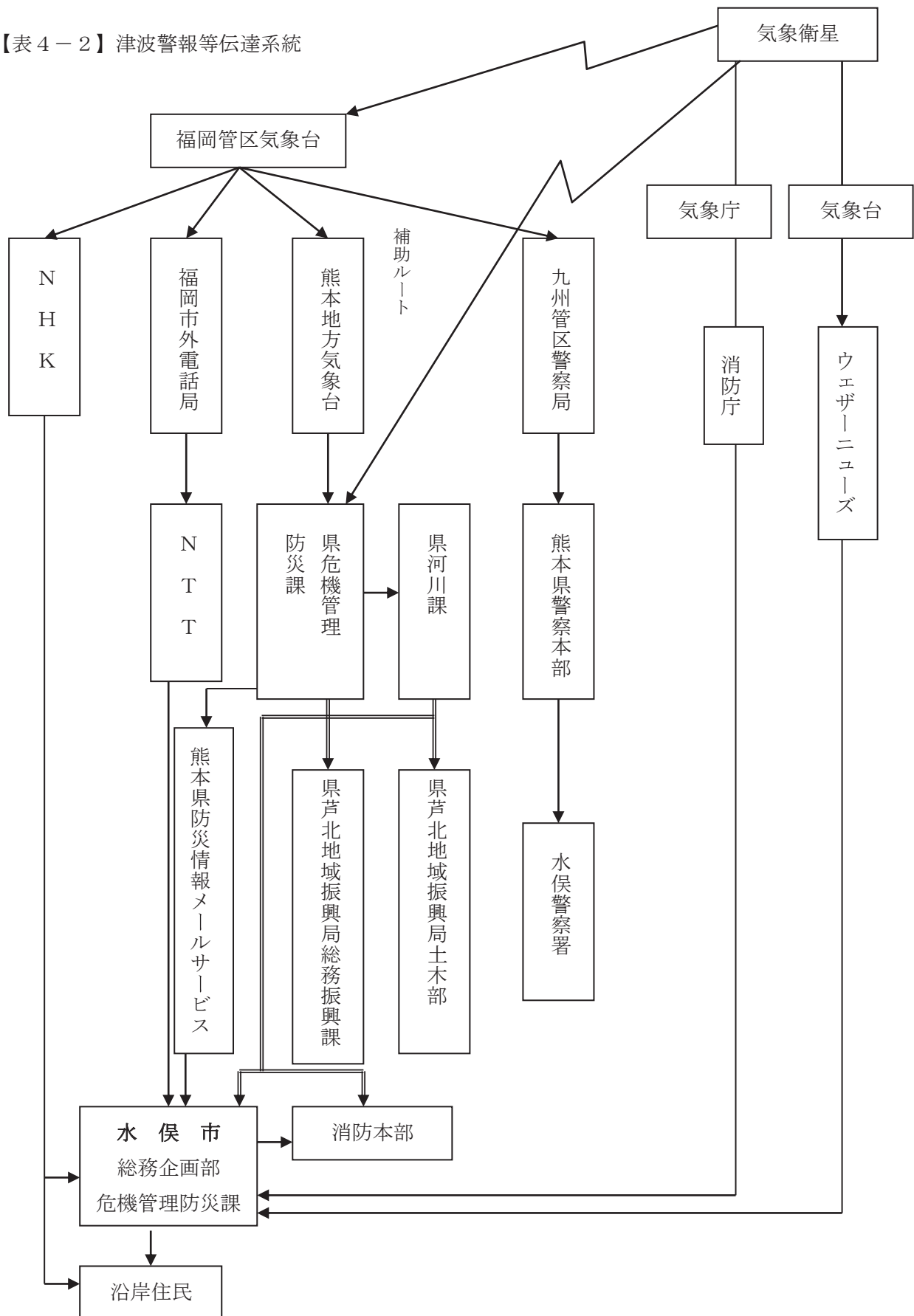


(4) 市長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに消防本部等を通じ住民に周知させるものとする。

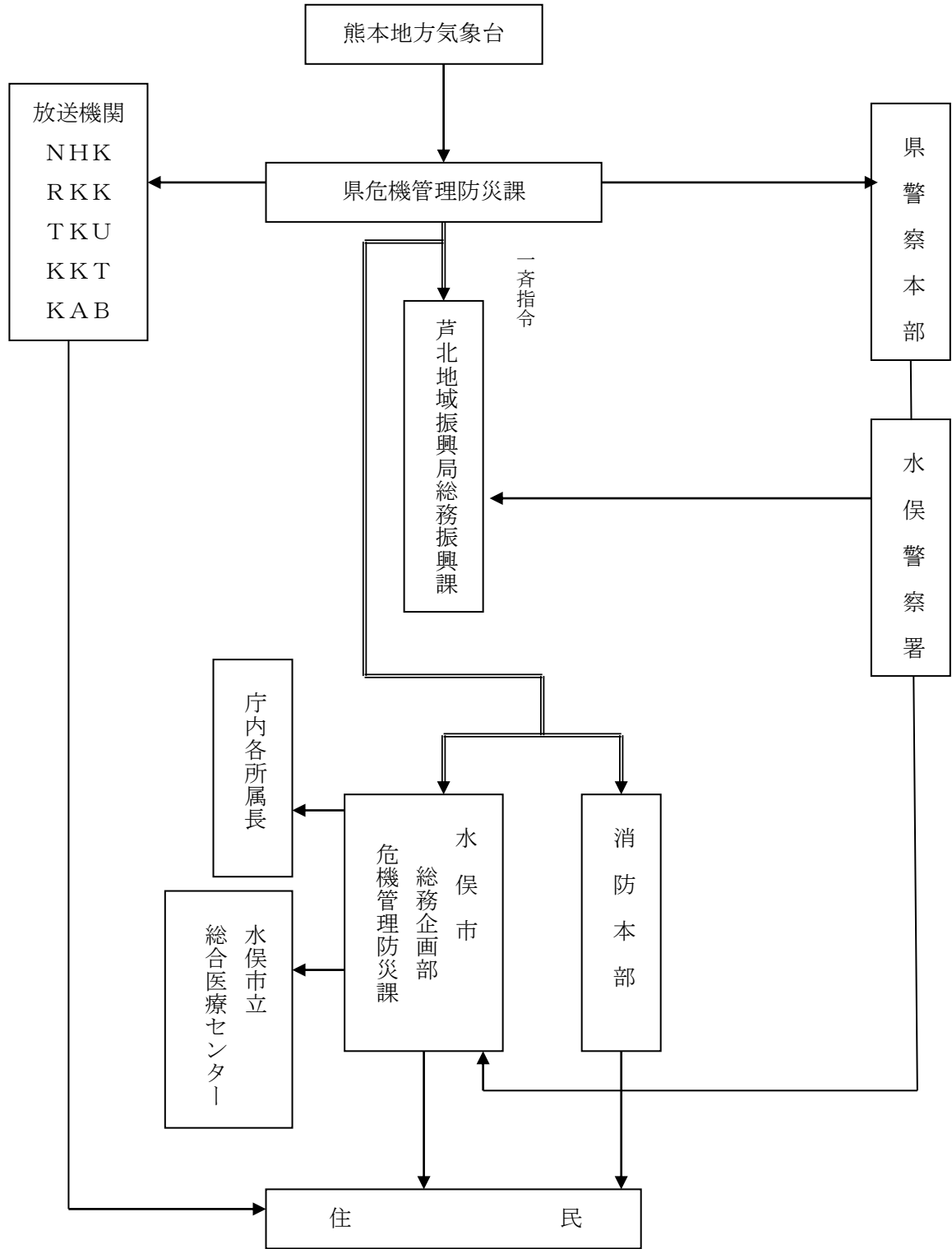
【表4-1】注意報、警報及び特別警報（津波警報等を除く）伝達系統



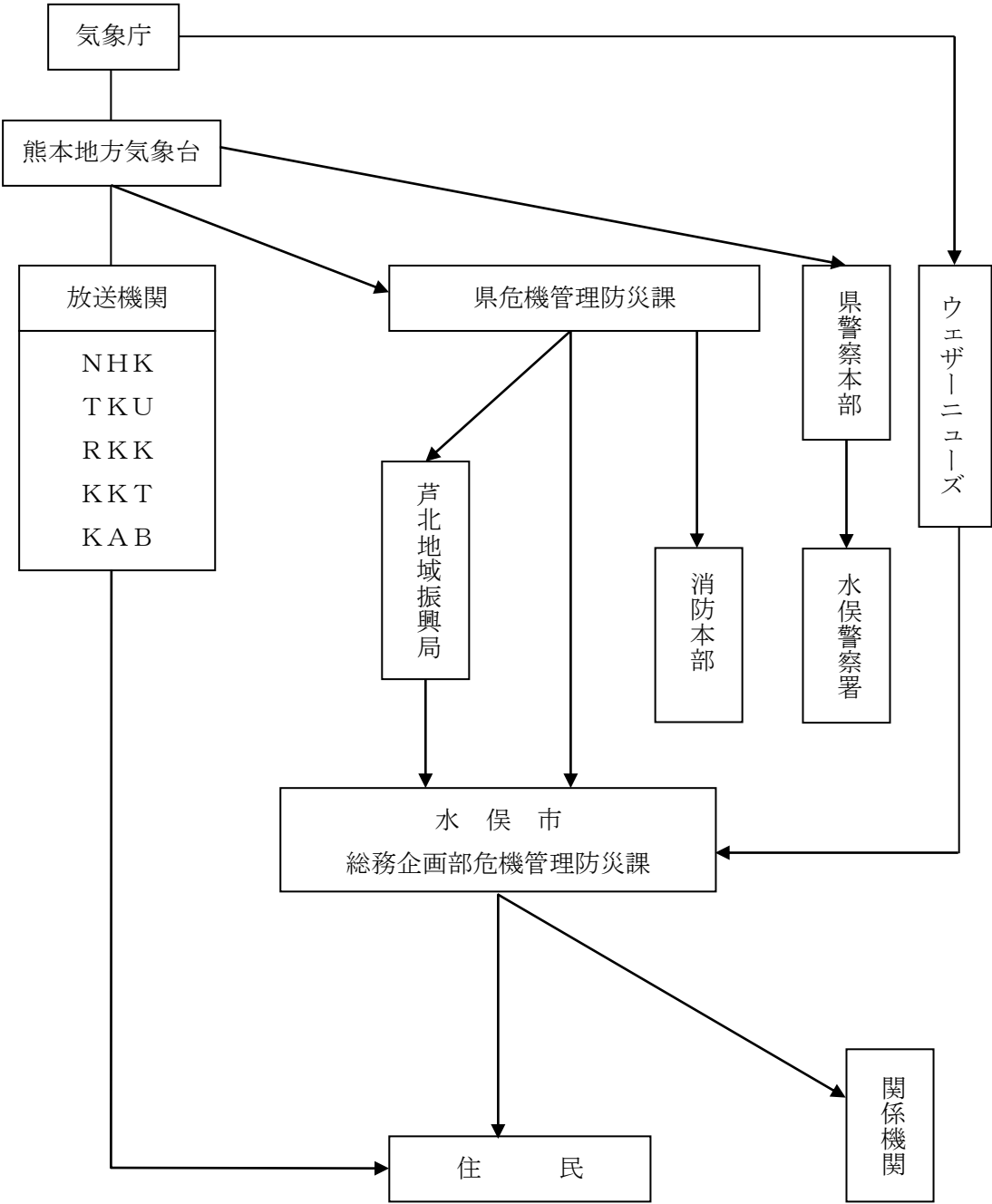
【表 4-2】津波警報等伝達系統



【表4－3】火災気象通報及び火災警報伝達系統



【表4-4】地震・津波に関する情報伝達系統



第5節 災害通信計画（危機管理防災課、関係各課）

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合における災害予警報の伝達、被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設利用は、次により行うものとする。

1 災害予警報の伝達に関する利用施設

- (1) 加入電話
- (2) 県防災行政無線
- (3) 市防災行政無線
- (4) 防災専用パソコン
- (5) 各報道機関
- (6) 各協力団体

＊市防災行政無線用自動応答装置

Tel 62-6222

2 被害状況等の収集

- (1) 各地区における被害状況について、現地から市又は市災害対策本部への報告は、加入電話又は市防災行政無線（移動系無線機）によるものとする。
- (2) 市長から、芦北地域振興局、その他の県の出先機関への報告は、県防災行政無線、加入電話又は電報によるものとする。
- (3) 通信網が混乱した場合は、日本赤十字社熊本無線救護隊の協力を得て行う。

3 前記以外の通信設備の利用

- (1) 前記1、2による通信設備の利用が不能になった場合は、次の専用電話、無線機等を利用するものとする。
 - ① 警察通信設備
 - ② 鉄道関係通信設備
 - ③ 電力会社関係通信設備
 - ④ 国土交通省関係通信設備
 - ⑤ 個人所有の無線通信設備

4 全ての通信設備が途絶した場合の措置

使者（使送、伝令）をもって対応する。

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画（危機管理防災課、関係各課）

災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害情報収集、一般被害状況報告及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- （２）被害の判定基準は次のとおりとする。

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重傷	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1ヶ月以上治療を要する見込みがある者
	軽傷	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みがある者
住 家 の 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家を問わない。
	戸数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。
	住家全壊 （全焼・全流出） ※被害認定区分「全壊」	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素に経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。住家被害認定調査時は、「全壊」で判定する。（平成13年8月28日府政防第518号災害の被害認定について参照）
	住家半壊 （半焼） ※被害認定区分 「大規模半壊」 「中規模半壊」 「半壊」	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家の倒壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の延床面積に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。また、被害認定基準では「住家半壊」の基準のうち、大規模半壊、中規模半壊を除いた、損壊割合が延べ床面積20%以上30%未満のものまたは、損害割合が20%以上30%未満のものを「半壊」として認定する。 （平成13年8月28日府政防第518号災害の被害認定について参照）

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
住 家 の 被 害	大規模半壊 ※被害認定区分 「大規模半壊」	居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって耐力構造上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、具体的には、被害認定基準による「住家半壊」の基準のうち、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満または、損害割合が40%以上50%未満を「大規模半壊」として認定する。 (平成22年9月3日府政防第608号 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について参照)
	中規模半壊 ※被害認定区分 「中規模半壊」	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を当該住宅に室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、具体的には被害認定基準による「住家半壊」の基準のうち、損壊部分が延べ床面積30%以上50%未満または30%以上40%未満を「中規模半壊」として判定する。 (令和2年12月4日府政防1746号 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する法律の施行について参照)
	準半壊 ※被害認定区分 「準半壊」	住家が半壊又は、半壊に準ずる程度に被害を受けたもので、具体的には損壊部分が延べ床面積の10%以上20%未満または、損害割合が10%以上20%未満を「準半壊」として認定する。 (内閣府「災害救助事務取扱要領」令和2年5月 参照)
	準半壊に至らない(一部損壊) ※被害認定区分 「準半壊に至らない(一部損壊)」	被害が準半壊に至らないもの。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木材等の堆積のため一時的に居住することができないもの
	床下浸水	住家の床上浸水に至らないもの
	一部破損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水及び床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものであるが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除く。
非 住 家 の 被 害	公共建物	例えば、市役所庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で、全壊又は半壊したもの
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したもの

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
り災者等	り災世帯	災害により全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水又は床下浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば、寄宿舍、下宿及びその他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者についてはこれを一世帯として扱うものとする。ただし、同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員
文教施設等	公立学校施設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除く主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、スポーツ施設、文化施設、青年の家及びその他の必要な施設
	文化財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群
農林水産業施設	田の流失・埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの
	他の冠水	作物の上部先端が見えないほど、水中に没したもの
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設で次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林業用施設	隣地の利用又は保全上必要な公共的施設で次のものとする。 1. 林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） 2. 林道
	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設で次のものとする。 1. 沿岸漁場整備開発施設 2. 漁港施設
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び林業集落排水施設
	漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律第2条第3号に規定する基本施設及び漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合及び同連合会の所有する倉庫、加工施設、協同作業場並びにその他の農林水産業の共同利用に供する施設

第3章 災害応急対策計画

区 分		判 断 基 準 及 び 用 語 の 説 明
公共土木施設	河川	河川法が適用される河川及び準用される河川、若しくはその他の河川。また、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止、その他の施設及び沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤及びその他海岸を防護するための施設
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）及び海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
	法定外公共物	水路、里道
衛生施設	医療施設	病院、診療所及び助産所
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等
環境施設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であつて、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設
	水質特定施設 排水施設対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
	下水道施設	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設
社会福祉施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター
	心身障害者福祉施設	肢体不自由者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センター、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び障害者支援施設
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護

		老人保健施設及び介護療養型医療施設
都市施設	公園等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、推積土砂排除事業等の要件を具備したもの
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑穀類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑、茶等
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス等の農業用施設
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したもの
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその付属施設
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ等
	在庫品	森林組合、森林組合連合組合会及び木・製材業者の所有又は管理する物（木材、薪炭、特殊林産物）
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物、加工品等。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの
	漁具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たい等の魚介類の養殖施設
	漁場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場
	在庫品	漁業協同組合の所有又は管理する物
商工業関係被害	商業	商品売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業等
	工業	原料を加工して有用物とする事業
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設、遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設
	船舶（漁船を除く）	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災

その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの
	交通止め	冠水、崩土等により交通止めとなった道路
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり及びがけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲示したものを除いたもの
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数
その他の被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業（主にLPガス）で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数

(注)

- ① 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。
- ② 損壊とは、住家が災害により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 被害情報収集及び報告要領

市長は、管内の被害情報等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告は芦北地域振興局総務部総務振興課を経由して行い、県からの指示は芦北地域振興局を経由して市に伝達されるものとする。

県に報告することができない場合は、直接国に対して行うものとし、通信が回復次第速やかに県に報告するものとする。

また、地震が発生し、水俣市において震度4以上を記録した場合は、県を通じて消防庁に報告するものとする。（平成24年5月31日付け消防応第111号による）

(1) 市（災害対策本部設置後を含む）の情報収集及び報告要領

- ① 市長は、防災行政無線、消防無線等を活用し、住民、自治会、自主防災組織、事業所等からの情報を基に、被害状況や孤立する地域の情報等の早期把握に努め、必要に応じて、調査対策班等を現地へ派遣し、被害状況の把握を行う。
- ② 災害対策（警戒）本部は、調査に必要な人員の確保を行い、情報に応じた現地調査を命じる。

第1号配備体制、第2号配備体制及び第3号配備体制についての職員のうち、当番課長から、現地調査を命じられた者は、速やかに災害現場を確認するとともに、特に人命の危険に係る情報を優先し、迅速に当番課長に報告するものとする。

災害及び被害の情報収集等に従事する者の安全確保については特に留意し、平時から安

全確保の方法等について検討及び対策を進めるものとする。

- ③ 報告の時期は、基本的に1時間ごとに行うものとし、新たな災害情報、重要な情報等は、その都度報告するものとする。
- ④ 担当課長及び班長は、本章「第2節 災害対策本部等」の災害対策本部組織図を基に、上位命令権者及び災害対策本部に報告するものとする。
- ⑤ 災害情報及び被害状況は、別に定める様式で報告するものとする。(様式第1号)

(2) 収集すべき災害情報の内容

- ① 人的被害状況（死傷者数、行方不明者数、生き埋めの可能性がある救出現場の数等）
- ② 住家被害状況（全壊、半壊、床上浸水等）
- ③ 津波及び高潮被害状況（人的被害状況、住家の被害状況）

※ 水害による②③の被害については、水が引いたあとの調査となることがほとんどであるため、通報家屋のみではなく周辺の家屋への聞き込みを行い、浸水がどこまで及んだのかを調査する必要がある。

- ④ 土砂災害状況（人的、住家、公共施設被害を伴うもの）
- ⑤ 出火状況又は出火件数
- ⑥ 二次災害危険箇所（土砂災害危険箇所、高圧ガス漏えい事故等）
- ⑦ 輸送関連施設被害状況（道路、港湾、漁港等）
- ⑧ ライフライン施設の被害（電気、電話、ガス、水道、下水道）
- ⑨ 避難状況、避難所開設状況
- ⑩ 孤立地域の発生状況
- ⑪ その他市の業務継続に必要な情報

※これらの情報について、未確認の情報であっても、その旨を添えて報告することが望ましい。（速報と確定報の区別をはっきりする。）

- (3) 災害時における非常電話による優先利用を図るため、「災害時優先電話」の指定を受けておくものとし、これらの番号は公開しないものとする。

63-1110、63-1111、63-1112、63-1113、(FAX) 62-0611

(4) 安否確認及び市民等からの問合せ対応

市は、消防本部、消防団、警察署、自主防災組織、自治会、避難所施設管理者、医療機関等の関係機関と連携し、要救助者等の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集を行うものとする。

なお、市民の安否について照会があったときは、災害時の個人情報の取扱いについて国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において被災者等の生命、身体、財産の保護が最大限に図られる様、適切に安否情報を回答するものとする。

(5) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認は、避難行動要支援者支援班が避難支援者等関係者の協力を得て実施し、安否確認に当たっては、危険箇所に在住しながら避難が遅れている者がいないかの

把握を最優先に行う。

(6) 県への災害報告の要領

- ① 被害を発見したときは、災害情報（様式1号）をその都度芦北地域振興局長へ報告するものとする。
- ② 災害による被害状況、応急措置状況等（様式2号－1）を一定時間（毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、芦北地域振興局長に報告するものとする。
- ③ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめの上、県等の出先機関に報告するものとする。
- ④ 同一災害による被害状況報告については、被害調査及び応急対策が終了した後、10日以内に（様式2号）をもって芦北地域振興局長に報告するものとする。
- ⑤ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報、様式5号）を4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに芦北地域振興局長に報告するものとする。

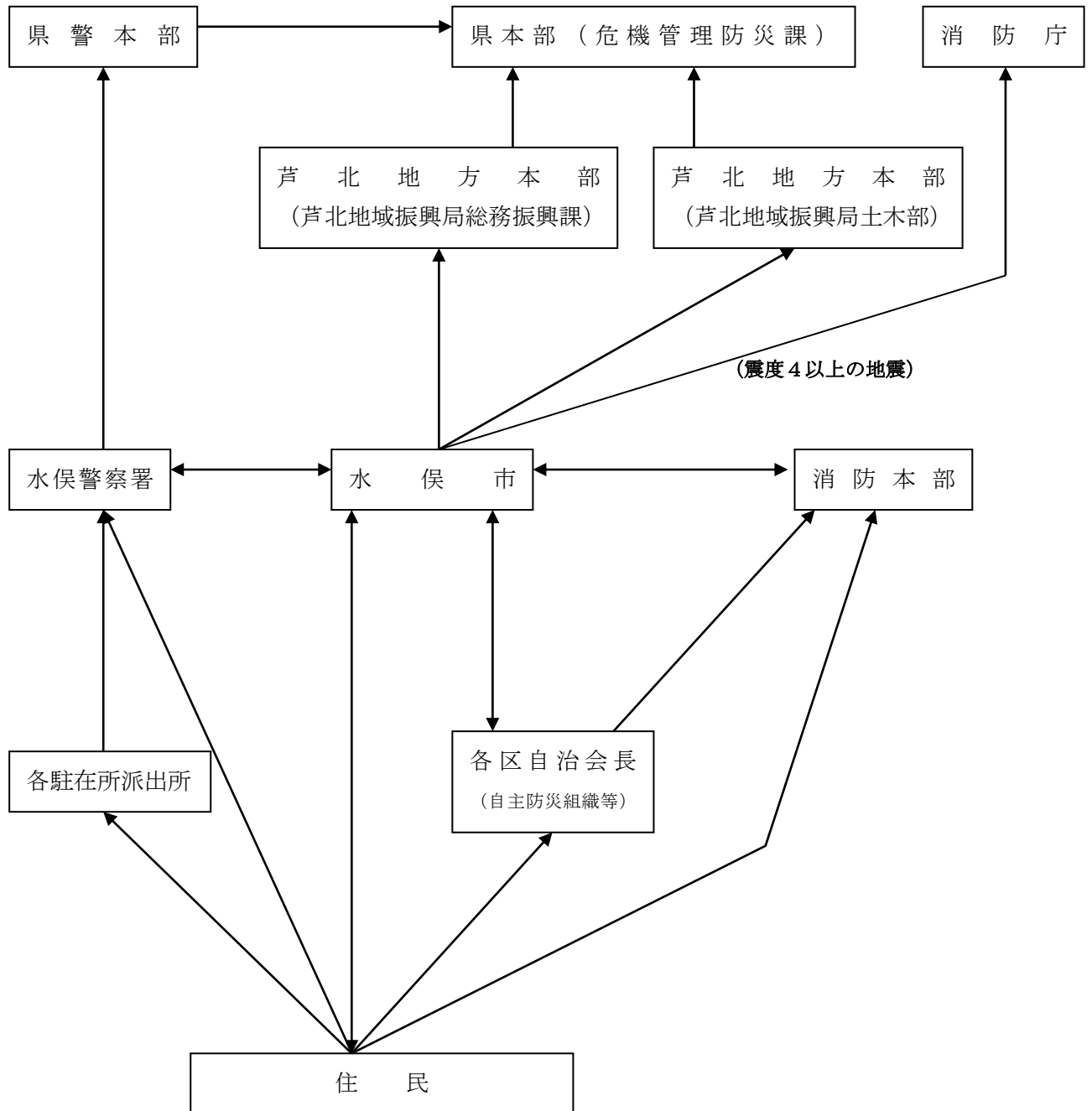
3 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、住民避難等報告及び災害年報とし、報告の区分は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘 要
(1) 災 害 情 報	水 俣 市 長	様 式 1 号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置についてその都度報告すること。
(2) 被 害 状 況 報 告 (速 報)	水 俣 市 長	様式2号－1	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定期間おき報告するものとする。
(3) 被 害 状 況 報 告 (確 定)			同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(4) 各 部 門 別 被 害 状 況 報 告 (速報・確定)	各 部 門 別 担当部（局） 長（熊本県）	各部門の報告 取り扱い要領 による様式と する。	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定期間おき報告すること。
(5) 住 民 避 難 等 報 告 書	水 俣 市 長	様 式 4 号	住民の避難状況を一定期間置いて報告するものとする。
(6) 災 害 年 報	水 俣 市 長	様 式 5 号	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに報告する。

4 被害等の報告系統

被害等の報告系統は、次のとおりとする。



※各部門別の被害報告系統及び様式については、熊本県地域防災計画（資料編）「第4 被害報告」参照のこと。

第3章 災害応急対策計画

様式1号

災 害 情 報			
災害の種別		災害発生日時	
災害発生場所	(グリッド番号)		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1 人的被害については、その被害の概要、(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢及び性別を記載のこと。 2 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

様式2号-1

被害状況報告

災害名	

市町村名

報告者名

月 日 時 分現在

区 分		市町村名			摘 要
1	人的被害	死者	人		
2		行方不明者	人		
3		重傷者	人		
4		軽傷者	人		
5		分類未確定	人		
6	住家被害	全壊	棟		
7			世帯		
8			人		
9		半壊	棟		
10			世帯		
11			人		
12		床上浸水	棟		
13			世帯		
14			人		
15		床下浸水	棟		
16			世帯		
17			人		
18		一部破損	棟		
19			世帯		
20			人		
21		分類未確定	棟		
22			世帯		
23	人				
24	非住家	公共建物	棟		
25		その他	棟		
26		分類未確定	棟		
27	り災害世帯数		世帯		
28	り災害者数		人		
29	災害警戒本部等設置日時				
30	災害警戒本部等廃止日時				
31	災害対策本部等設置日時				
32	災害対策本部等廃止日時				
33	消防職員出動延人数				
34	消防団員出動延人数				

第3章 災害応急対策計画

区 分		市町村名		摘 要
35		首長の安否	確認済	【留意事項】 ・今回様式改正により新たに改正（追加）した区分No. 35～49 について、該当する方を○で囲ってください。 ・補足、追加事項については、摘要欄にご記入をお願いします。
			未確認	
36		職員の参集状況	充足	
			不足	
37		本庁舎の使用の可否	可 ・ 否	
38	電力の確保状況	本庁	通電	
			停電	
39		支所等	通電	
			停電	
40	水の確保状況	職員用	充足	
不足				
41		住民用	充足	
			不足	
42	食料の確保状況	職員用	充足	
不足				
43		住民用	充足	
			不足	
44		孤立地域の有無	有	
無				
45	通信手段の被災状況	電 話	異常なし	
			不通	
46		F A X	異常なし	
			不通	
47		インターネット	異常なし	
			不通	
48		防災行政無線	異常なし	
			不通	
49		防災情報ネットワーク	異常なし	
			不通	

様式4号

住民避難等報告書

市町村名 (担当者名)		
報告日・時間		

[illegible]

※種別欄には、避難勧告（指示）、避難指示（警戒区域設定（設定）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。

解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。

災 害 年 報

様式5号

水俣市

区 分		災 害 名						計
		発 生 年 月 日						
人 的 被 害	死	者	人					
	行	方 不 明	人					
	重	傷 者	人					
	軽	傷 者	人					
住 家 被 害	全	壊	棟					
			世 帯					
			人					
	半	壊	棟					
			世 帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世 帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟					
			世 帯					
			人					
一 部 損 壊		棟						
		世 帯						
		人						
非 住 家	公 共 建 物	棟						
	そ の 他	棟						
り 災 世 帯 数		世 帯						
り 災 者 数		人						
県 地 域 災 害		設	置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
対 策 本 部		解	散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村				団 体	団 体	団 体	団 体	団 体
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村				団 体	団 体	団 体	団 体	団 体
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 述 人 数								

第7節 広報計画（市長公室）

市内の災害時における情報、被害状況等を報道機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と住民の安全を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取して、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 実施機関（関係機関）

災害対策基本法に定められている災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条、第51条）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡（関係機関）

各実施機関は相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 市における広報活動

（1）情報収集要領

原則として本章第5節「災害通信計画」及び本章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」により、情報収集を行う。

（2）情報の発表と広報活動

- ① 収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、適切に市民に周知を図る。
- ② 広報活動の資料及び記録として災害写真の撮影、被災現場等の取材を行う。この場合、広報活動に従事する者の安全確保には十分留意する。
- ③ 市防災行政無線及び広報車の活用により、被災地域における応急対策等について周知徹底を図る。
- ④ 市ホームページ、広報紙、市公式ライン、チラシ、ポスター等をもって広く周知を図る。
- ⑤ 防災行政無線、インターネット、熊本県防災情報メールサービス、市広報車及び消防団車両により、被害状況等の情報提供を行う。

（3）広報内容

- ① 地震情報（震度情報等の内容）
- ② 災害対応情報（災害対策本部の設置等）
- ③ 被害の状況（被害の場所、規模、状況等）
- ④ 避難情報（自主避難を促す注意喚起及び避難指示）、避難所利用状況
- ⑤ 道路、河川等の被害情報（交通規制等）
- ⑥ 電気、水道等の被害状況（停電、断水等）
- ⑦ 医療救護所の開設状況（設置場所等）

- ⑧ 給食給水実施状況
- ⑨ 二次被害を含む被害の防止に関すること
- ⑩ 一般市民に対するボランティア要請
- ⑪ その他必要に応じた事項

4 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して、警報等が確実に伝わるよう、関係業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、市公式ライン等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

5 報道機関への対応

市は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第8節 事前措置計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、上下水道局、危機管理防災課)

1 事前措置の方式の基準

災害対策基本法第59条により、市長は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため適切な措置を次の方法により行うものとする。

(1) 事前措置の対象物

- ① がけ崩れのおそれのある土地
- ② 貯木場の材木
- ③ 風害を起こすおそれのある広告物、煙突等
- ④ 農業用ため池及び水門
- ⑤ その他市長が認めるもの

(2) 事前措置の内容

- ① 防火対象物等についての改修等
- ② 水防上の危険箇所について管理者（国、県）への連絡
- ③ 対象物の除去

(3) 措置方式

- ① 対象物の占有者、所有者及び管理者への指示
- ② 警察署長への要求

2 事前措置の始期、終期の基準

- (1) 災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。(始期)
- (2) 災害を拡大させるおそれがあり、市長が必要と認めたとき。(始期)
- (3) 災害の発生のおそれがなくなったとき、又は拡大のおそれがなくなったとき。(終期)

3 公用負担

災害対策基本法第64条、災害対策基本法施行令第24条から第27条の規定による応急公用負担等は、第4章「水防計画」に準じて実施するものとする。

第9節 避難計画（危機管理防災課）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させることを目的とする。

1 実施責任者

災害から住民の生命又は身体を保護するため避難の指示等の実施責任者は、次のとおりとする。

（1）市長

市長は、人命を保護し、災害の拡大を防止するため、特に避難の必要があると認めたときは、その地域の居住者、滞在者及びその他の者に対し「立ち退きの指示」ができる。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が立ち退きの指示ができないときは、現場付近にいる消防本部職員、消防団員及び市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（2）警察官等

警察官又は海上保安官の避難指示は、原則として市長が「立ち退きの指示」ができないと認める場合に行うものとする。

また、市長から要求があったときに、災害対策基本法第61条の規定に基づく「立ち退きの指示」を行う。ただし、危険が急迫し、緊急を要する場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づき措置をするものとする。

2 避難等の基準

避難等の基準は、災害の種類及び地域性により異なるが、おおむね次のとおりとする。

実施責任者は、「市民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」との考え方のもと、避難等のタイミングを失わせぬよう関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、被害の予測及び災害発生の兆候の発見に努めるものとする。

この際、内閣府（中央防災会議）の「避難情報に関するガイドライン」を活用し、市民がとるべき行動を直感的に理解し、主体的な避難行動が行えるよう、警戒レベルを併用した防災情報をわかりやすく提供する。

（1）避難行動等を支援する防災情報の提供

防災気象情報、住民がとるべき行動、住民に行動を促す情報等との関係は次表のとおり。

特に、警戒レベル3では危険な場所から高齢者等は避難（高齢者等避難）、レベル4では危険な場所から全員避難（避難指示）を促し、避難のタイミングを周知する。

防災気象情報、住民がとるべき行動、住民に行動を促す情報等との関係

警戒レベル	住 民 が と る べ き 行 動	住 民 に 行 動 を 促 す 情 報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避 難 情 報 等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水 位 情 報 が あ る 場 合	水 位 情 報 が な い 場 合	
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 ※1必ず発令されるものではない。	氾濫発生情報 〔洪水に関する 危険度分布：黒 (氾濫している 可能性)〕	大雨特別警報 (浸水害) 〔洪水に関する 危険度分布：黒 (災害切迫)〕	大雨特別警報(土 砂災害) 〔土砂災害危険 度分布：黒(災害 切迫)〕
警戒レベル 4	危険な場所から 全員避難	避難指示 ※2従来の避難 勧告のタイミン グで発令	氾濫危険情報 〔洪水に関する 危険度分布：紫 (氾濫危険水位 超過相当)〕	〔洪水に関する 危険度分布：紫 (危険)〕	土砂災害警戒情 報 〔土砂災害危険 度分布：紫(危 険)〕
警戒レベル 3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 〔洪水に関する 危険度分布：赤 (避難判断水位 超過相当)〕	洪水警報 〔洪水に関する 危険度分布：赤 (警戒)〕	大雨警報(土砂災 害) 〔土砂災害危険 度分布：赤(警 戒)〕
警戒レベル 2	自らの避難行動 を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報 ・高潮注意報	氾濫注意情報 〔洪水に関する 危険度分布：黄 (氾濫注意水位 超過)〕	〔洪水に関する 危険度分布：黄 (注意)〕	〔土砂災害危険 度分布：黄(注 意)〕
警戒レベル 1	災害への心構え を高める。	早期注意情報			

(2) 市民の自主避難

実施責任者は、災害が発生するおそれのある防災気象情報、または、防災気象情報と併用した警戒レベル相当情報が発表された場合、市民に対して自主避難を促す注意喚起を広報するものとする。また、災害が発生するおそれのある地域の住民は、被害を未然に防ぐため「自分の命は自らが守る」との考え方のもと、率先的に自主避難する。

この場合の避難所は、各地域（自主防災組織）で定めた避難所とする。ただし、台風の接近等が予想される場合においては、自主防災組織の活動が充実するまでの経過措置として、市の管理する避難所の一部を開設することができる。

(3) 警戒レベル3 高齢者等避難

市長は、避難に時間を要する「避難行動要支援者」の危険な場所からの避難を促すために、避難指示に先だって高齢者等避難を発令する。

基準については、【別表 避難情報等の発令基準】のとおり

(4) 警戒レベル4 避難指示（災害対策基本法第60条）

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者及びその他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告する。

ただし、強制的に排除することはできない。

基準については、【別表 避難情報等の発令基準】のとおり

(5) 【別表 避難情報等の発令基準】を参考にする際の注意事項

市長は、発令に当たっては、今後の被害の拡大等のおそれを十分に配慮し、数値情報のみでなく、実際の災害発生状況等を踏まえて総合的に状況を判断し、適時適切に決定しなければならない。この際、「空振り」をおそれ、決定を躊躇してはならない。

(6) 避難情報等の発令

市民の命を守るという観点で、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難情報等の発令に当たっては、警戒レベルを併用し、直感的かつ容易に理解できる文言を用いるとともに、次に掲げる事項をできる限り明確にして住民の避難行動を促すようにするものとする。

① 災害種別ごとに脅威がある場所を特定する。

② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にする。

③ どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にする。

なお、避難情報等の発表に当たっては、国の指定地方行政機関及び県に対し避難情報等の対象地域、発表時期等について助言を求めることができる。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合等は躊躇することなく助言を求めるものとする。

情報の種類	確認先
水 害	熊本県（危機管理防災課、河川課） 芦北地域振興局（総務振興課、工務課）
土砂災害	国土交通省砂防所管事務所 熊本県（危機管理防災課、砂防課） 芦北地域振興局（総務振興課、工務課）
津波・高潮	熊本県（危機管理防災課、河川課） 芦北地域振興局（総務振興課、工務課）
防災気象情報	熊本地方気象台

（7）避難情報等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるとともに、必要に応じて国の指定地方行政機関、県、専門家等の意見を求めるものとする。

3 警戒区域の設定等（強制力、罰則規定あり。）

（1）警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（2）設定権者

- ① 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員
- ② ①に規定する者が現場にいないとき、又は要求があったときは、警察官又は海上保安官
- ③ ①、②に規定する者がその場にいないとき、自衛隊法第83条に規定する災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

【別表 避難情報等の発令基準】

1 避難情報等の発令の考え方

- (1) 避難情報等の発令にあたっては、気象庁から段階的に発表される防災気象情報や熊本地方気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム、熊本県防災情報共有システム、ウェザーニューズの防災雨量情報、職員や消防団等による巡視・巡回報告、市民の通報等を活用するとともに、特に、立ち退き避難が困難となる夜間から翌日早朝にかけての予測を重視し、気象庁の会見、熊本県及び熊本地方気象台の予報官の助言等を含め、総合的に判断し発令する。

状況判断において活用すべき主な情報は以下の通り。

- ① 熊本地方気象台ホームページ
 - ア 気象警報・注意報（図表形式）
 - イ 大雨・洪水警報の危険度分布
 - ・ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布
 - ・ 大雨警報（浸水害）の危険度分布
 - ・ 洪水警報の危険度分布
 - ウ 土砂災害警戒情報
- ② 熊本県統合型防災情報システム及び熊本県防災情報共有システム
 - ア 土砂災害危険度情報
 - ・ 土砂災害警戒判定メッシュ
 - ・ スネーク曲線
 - イ 河川水位情報
 - ・ 河川水位現況表
- ③ ウェザーニューズ水防対策支援サービス
 - ア 防災雨量情報
 - イ WNI 独自情報
 - ・ WNI 満潮・干潮情報
 - ・ WNI 台風情報
 - ・ レーダーキャスト

- (2) 避難情報等の発令は、市長（災害対策本部長）の決定をもって発令する。ただし、近年は、これまでに経験したことのない大規模災害の発生が予期され、『空振りを恐れず、明るいうちの早めの避難を住民に呼びかけること』が益々重要となったことをうけ、災害対策（警戒）本部の設置や、臨時の庁議を開催しないままでの早めの自主避難の呼びかけや、避難所開設の意思決定が必要になる場合も考えられる。このような災害対策（警戒）本部の設置前、又は、臨時の庁議の未開催時の対応については、「3 災害対策本部の設置以前における対応」のとおりとする。

2 発令区分及び判断基準

発令区分			判断基準
警戒レベル3	高齢者等避難	土砂災害	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度分布で、【警戒（赤色）】が出現した場合 ② 上記のほか、市長が必要と認める場合
		河川氾濫・浸水	① 河川（水俣川、湯出川、久木野川）の河川水位情報が避難判断水位超過相当になった場合（河川水位に関しては、第4章 水防計画を参照） ② 河川水位情報が氾濫注意水位を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ア 河川上流の水位が急激な上昇を示している場合 イ 洪水に関する危険度分布で「警戒」（赤色）が出現した場合 ウ その後も、強い降雨が見込まれる場合 ③ 堤防に、軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 上記のほか、市長が必要と認める場合
		台風	① 暴風警報発表、又は、暴風警報が夜間から明け方に発表されるおそれがある場合 ② 24時間以内に暴風域に入るおそれがある場合、又は暴風に近い強風域（例：天草近海で20～25m/sの強風）の接近が予想される場合 ③ 夜間から明け方にかけて、強い降雨を伴った台風の接近・通過が予想できる場合 ④ 上記のほか、市長が必要と認める場合
		高潮	① 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風の暴風域が本市にかかると予想され、又は本市に接近することが見込まれる場合 ③ 伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風が発生し、九州上陸24時間以上前に、高潮警報（レベル4相当）、又は、高潮特別警報（レベル4相当）の発表の可能性がある旨、気象庁等より周知された場合 ④ 上記のほか、市長が必要と認める場合

第3章 災害応急対策計画

発令区分		判断基準
警戒レベル4	避難指示	土砂災害
		① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害危険度分布で、【危険（紫色）】が出現した場合 ③ 崖等で小石がぱらぱらと落ちる、山の斜面に亀裂がはいる、山の斜面から水がふきだす、山（地）鳴りがする、川に流木が混じりはじめる、河川水位の急激な変化（急に増える、又は、急に下がる）、湧き水が異常に濁ったりする等の前兆現象が発見された場合 ④ 上記のほか、市長が必要と認める場合
		河川氾濫・浸水
		① 河川（水俣川、湯出川、久木野川）の河川水位情報が氾濫危険水位超過相当になった場合（河川水位に関しては、第4章 水防計画を参照） ② 河川水位情報が避難判断水位を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 河川上流の水位が急激な上昇を示している場合 - イ 洪水に関する危険度分布で「危険」（紫色）が出現した場合 - ウ その後も、強い降雨が見込まれる場合 ③ 堤防からの異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 上記のほか、市長が必要と認める場合
		台風
		① 12時間以内に暴風域に入るおそれがあり、夜間から明け方にかけて、暴風警報又は暴風特別警報が発表され、暴風による被害が予想される場合 ② 上記のほか、市長が必要と認める場合
		高潮
		① 高潮警報、又は、高潮特別警報が発表され、高潮による被害が予想される場合 ② 高潮注意報が発表されている状況において、今後、警報に切り替える可能性が高く、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ③ 高潮注意報が発表されている状況において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高いと予想される場合 ④ 上記のほか、市長が必要と認める場合
		地震
		① 津波注意報、又は、津波警報が発表された場合 ② 本市の観測点で、震度5弱以上を観測した場合 ③ 小規模な火災が発生し、大規模火災に発展するおそれがあると予想される場合 ④ 上記のほか、市長が必要と認める場合

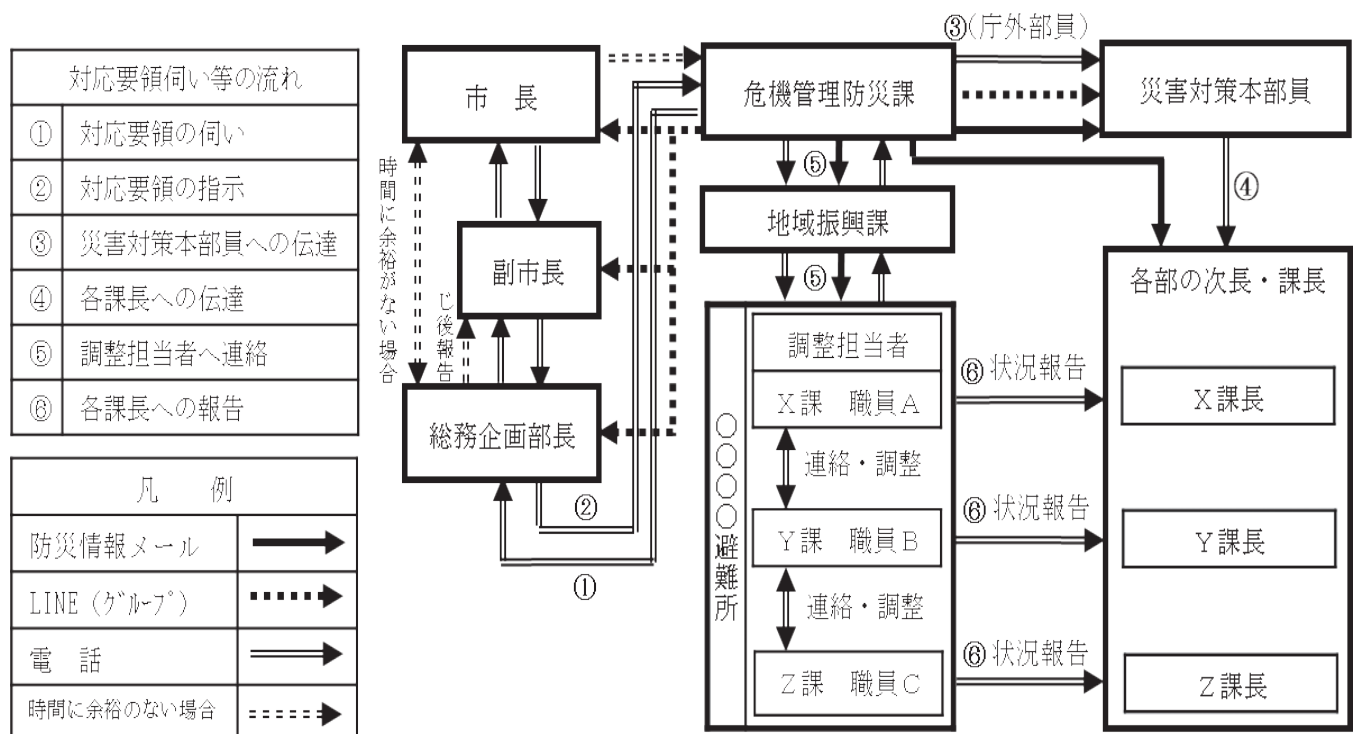
発令区分		判断基準
警戒レベル5 (注)	緊急安全確保	土砂災害
		① 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ② 土砂災害危険度分布で、【災害切迫（黒色）】が出現した場合 ③ 土砂災害が発生した場合
		河川氾濫・浸水
		① 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ② 洪水に関する危険度分布【災害切迫（黒色）】が出現した場合 ③ 決壊や越水・溢水が発生した場合 ④ 氾濫発生情報により把握できた場合
		台 風
		高 潮
		① 海岸堤防等が倒壊した場合 ② 異常な越波・越流が発生した場合
		地震・津波
		① 地震・津波による被害が把握できた場合 ② 大規模火災（大火）が発生した場合

(注) 警戒レベル5 緊急安全確保

周知することが可能な場合に発令するものであり、必ず発令されるものではない。

3 災害対策本部の設置以前における対応

災害対策（警戒）本部設置以前の連絡体制の考え方

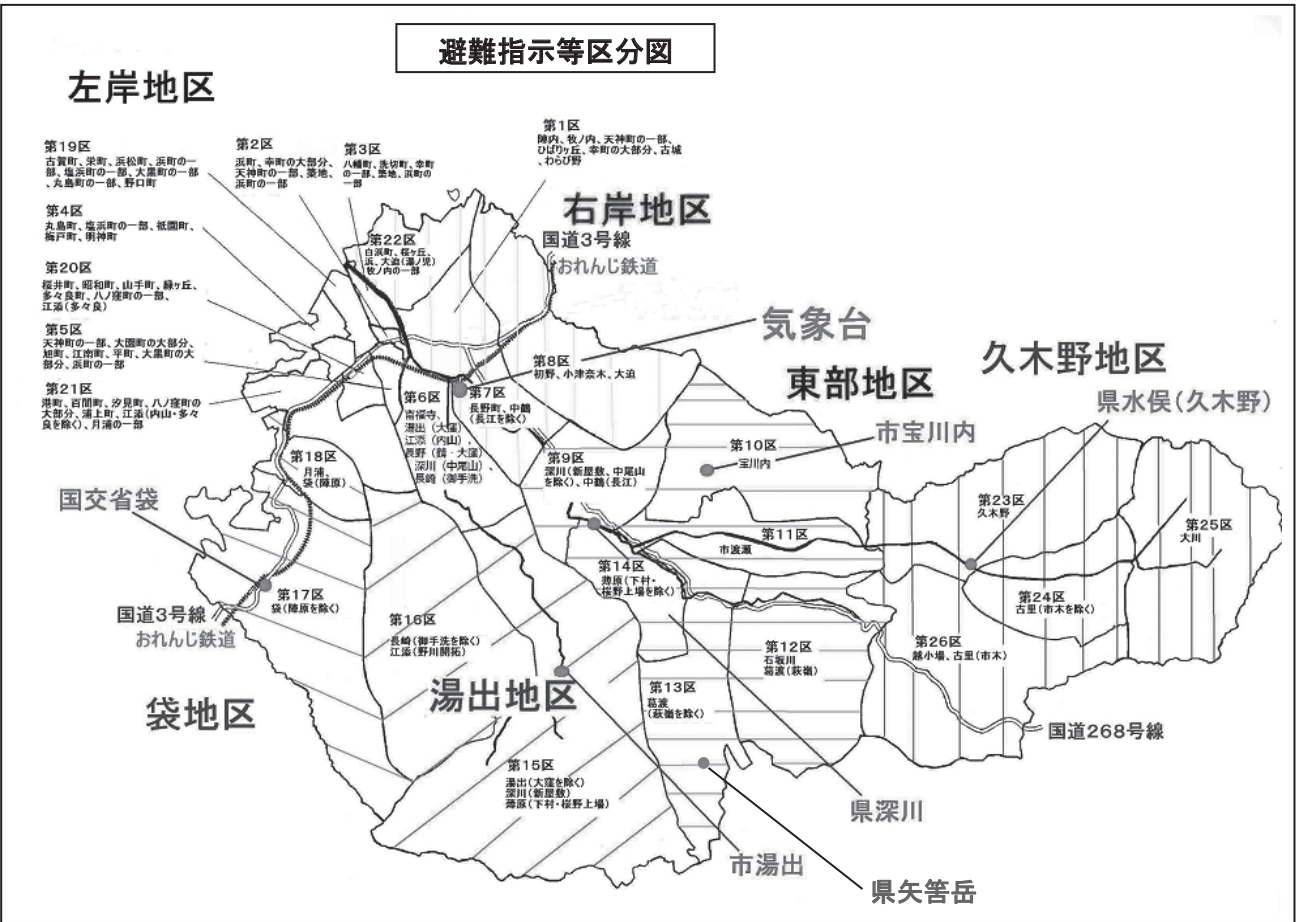


4 避難指示等の発表エリアについて

避難指示等を発表する際は、雨量等を参考に、避難指示等の発表エリアを決定する。

避難指示等の目安となる雨量計・エリアについては次のとおり。

雨量計	設置場所	避難指示等の対象となる自治会
気象台アメダス	南福寺（親水公園内）	2・3・4・5・6・19・20・21区 （左岸地区） 1・7・8・22区（右岸地区）
熊本県深川	深川（桜野橋）	9・10・11・12・13・14区 （東部地区）
熊本県水俣	久木野（有木）	23・24・25・26区（久木野地区）
熊本県大関山	芦北古石（大川と隣接）	23・25区
熊本県矢筈岳	湯出（頭石）	15区
市宝川内	宝川内（たから館）	9・10・11区
市湯出	湯出（湯の鶴温泉保健センター）	15・16区（湯出地区）
国交省袋	袋（国道3号線沿い）	17・18区（袋地区）



5 避難指示等の伝達方法等

(1) 住民及び避難支援等関係者への周知、関係機関への通報

- ① 警察署、消防本部、消防団、自治会長、自主防災組織等に連絡し、住民への周知について協力を求める。また、民生委員、避難行動要支援者施設等へは避難行動要支援者支援班から伝達を行う。
- ② 市防災行政無線による伝達（サイレン等による放送）
- ③ 広報車（市広報車及び消防車両）による巡回
- ④ 電話、直接訪問等による伝達
- ⑤ 熊本県防災情報メールによる伝達
- ⑥ エリアメール（NTTdocomo）
緊急速報メール（au, SoftBank）
防災速報アプリ（Yahoo!）による伝達
- ⑦ 報道機関を通じての伝達周知
- ⑧ 市ホームページによる伝達
- ⑨ 市ホームページ携帯モバイルサイトによる伝達
- ⑩ Lアラート
- ⑪ 市公式ライン

《伝達例文》

「東部地区に、警戒レベル4 避難指示を発表します。東部地区では、豪雨により土砂災害発生の危険性が非常に高くなっています。

9・10・11・12・13・14区の方は、最寄りの避難所等へ避難してください。

なお、桜野橋は、河川水位が増加しているため、通行できません。毛布・当面の食料等は各自持参してください。」

(2) 伝達内容

伝達する内容は、次のとおりとする。

- ① 避難情報発令の理由
- ② 通行できない道路等の状況等
- ③ その他注意すべき事項

6 避難者の誘導

避難者の誘導は、災害という特殊条件のもとに行われるものであるため、誘導責任者（自主防災組織誘導班の班長等で、地域のことを熟知し、避難誘導の総括を行う者）は、安全かつ迅速に実施しなければならない。なお、避難経路等は、平素から住民相互で確認すべきものであるため、住民及び自主防災組織と協力して、周知に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者班は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に関する避難について、水俣市避難行動要支援者避難支援計画及び避難支援計画個別計画に基づき、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織、地区住民等の協力を得て行い、福祉避難所の設置、避難収容施設及び搬送車両を確保するものとする。

また、社会福祉施設等へ避難行動要支援者の受入れや移動支援など協力を求めるものとし、施設への収容等で費用負担が発生する場合は本人の了解を得て行うものとする。

避難行動要支援者が生活する地域が、道路等の遮断により孤立した場合には、本人及び当該

地域住民に対し、状況を説明の上、近くの安全な場所に搬送するよう協力を求めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、名簿情報を提供する。

名簿提供の際は、利用後の個人情報流出等がないよう個人情報の管理について、提供先への説明に努めるものとする。

(3) 秩序維持及び避難順位

避難に際して各誘導者は、現場の状況によりできるだけ混乱を避け、避難行動の秩序を維持できるよう努めなければならない。

急迫した状況で住民を搬送せざるをえない場合は、次の順位により避難を実施する。

- ① 病人及び病弱者
- ② 乳幼児、児童等を伴った母親
- ③ 高齢者及び女性

(4) 移動方法

- ① 移動は原則として徒歩によるものとするが、車両が通行でき、安全が確保できると見込まれる場合には、車両の使用ができるものとする。
- ② 避難経路及び迂回道路については、地区内の道路、その他地理的状況、災害情報等により状況に応じ判断し、迅速かつ混乱のないよう対処するものとする。
- ③ 避難時における交通規制について、市長の指示により警察に対し応援を要請するものとする。

(5) 避難所の収容人数が限界に近づく場合の対応

避難所の収容人数の限界から避難者を受け入れることができず、他の避難所への再移動を余儀なくされる事態や、避難所担当職員等と避難者間との混乱を防止するため、避難所の状況を逐次把握し、限界に近づく前に防災行政無線等で避難所の状況を周知する。

7 避難所の開設及び収容

避難所の開設、収容等の基準は次のとおりとする。

また、災害救助法の適用を受ける場合は、その基準によるものとする。

なお、避難所への収容においては、避難行動要支援者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、社会福祉施設や病院等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 自主避難の場合

地域で管理する避難所は、地区住民及び自主防災組織の判断により開設し、被害を受けるおそれのある者を収容する。ただし、台風の接近等が予想される場合において、被害が予想される場合には、市の管理する避難所の一部を開設することができる。

※ なお、この措置は、臨時的な措置であって、本来地域で担うべき部分であり、将来的には地域で管理する避難所への収容を図るものとする。

(2) 避難情報発令の場合

市が管理する避難所へは、あらかじめ定められた避難所担当職員を避難所に配置し、被害を受けた者、被害を受けるおそれのある者等を収容するものとする。

(3) 避難所

学校、公民館等の公共施設、旅館、倉庫、寺院等の既存の建物を応急的に整理して、使用するものとする。これらが無い地域や充足できない場合には、状況に応じ、民家等を確保し避難所とするものとする。

(4) 市は、避難所を設置したとき、次の事項を把握し、県に報告しなければならない。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 開設数及び収容人員
- ③ 開設予定期間

(5) 避難所を開設又は閉所する場合、避難所担当職員及び地域住民は、市に報告しなければならない。

8 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

市は、避難所外避難者（車中泊）の点在を減じるため、避難者自らが避難状況を報告する仕組みづくりや、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。併せて、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなどによる正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

9 外国人に対する対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、外国人にも十分配慮する。

10 防火対象物における避難対策等

学校、病院、工場、事業所等防火対象物の防火管理者は、消防法に基づき災害時の避難対策を講じるものとする。特に、学校等においては、教育委員会と連携を図りながら、情報の伝達収集、避難の指示、避難の誘導及び連絡体制について整備を行う。

11 広域一時滞在

市長は、災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に伴い、市外への広域的な避難、避難

第3章 災害応急対策計画

所及び建設型仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内各市町村への収容については市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては熊本県に対し、当該他県との協議を求めるものとする。

この場合、市外に避難した被災者に対しても、必要な情報、支援及びサービスを迅速かつ確実に受けることができる体制を図ることとする。

※ 避難所の開設・運営については、「避難所開設・運営マニュアル」に別途定める。

第10節 急傾斜地等崩壊危険区域の警戒避難体制に関する計画

(危機管理防災課、土木課、消防本部)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条の規定に基づき、急傾斜地等崩壊危険区域として指定された区域、土石流危険渓流、その他これらの区域に準ずる危険箇所（以下、「危険区域」という。）に係る警戒及び避難体制の整備に関する計画である。

1 警戒体制

危険区域内に災害の発生するおそれのある異常な気象等により、必要と認めた場合、警戒体制をとり、必要に応じて災害対策本部を設置する。

- (1) 危険区域箇所に対する警戒及び巡視
- (2) 災害対策基本法第56条に基づく、気象情報、警報等の広報及び伝達
- (3) 必要により、災害情報及び自主避難を促す避難情報等の伝達
- (4) その他、市長が必要と認める警戒体制をとる。

2 危険区域における情報の収集

- (1) 災害対策本部長（市長）は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、消防班（消防本部）を派遣し、情報の収集を行うものとする。
- (2) 情報収集の内容は、危険区域及びその付近における災害発生のおそれがある異常現象（湧水、亀裂、竹木の傾倒、人家の損壊状況等）、住民及び滞在者の数とする。

3 避難対象地区等

本章第9節「避難計画」及び資料編P16～P37（「5危険箇所等」）による。

※ 土砂災害警戒情報が発表された場合等の詳細な対応については、「風水害・土石流災害対策マニュアル」及び「土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報対応マニュアル」に別途定める。

第11節 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制に関する計画

(危機管理防災課、土木課、消防本部)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第7条の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定された区域に係る警戒及び避難体制の整備に関する計画である。

1 警戒体制

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に災害の発生するおそれのある異常な気象等により、必要と認めた場合、警戒体制をとり、必要に応じて災害対策本部を設置する。

- (1) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に対する警戒及び巡視
- (2) 災害対策基本法第56条に基づき、気象情報、警報等の広報及び伝達
- (3) 必要により、災害情報、自主避難を促す避難情報等の伝達
- (4) その他、市長が必要と認める警戒体制をとる。

2 危険区域における情報の収集

- (1) 災害対策本部長（市長）は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、消防班（消防本部）を派遣し、情報の収集を行うものとする。
- (2) 情報収集の内容は、危険区域及びその付近における災害発生のおそれがある異常現象（湧水、亀裂、竹木の傾倒、人家の損壊状況等）住民及び滞在者の数とする。

3 避難対象地区等

本章第9節「避難計画」及び資料編P16～P37（「5危険箇所等」）による。

※ 土砂災害警戒情報が発表された場合等の詳細な対応については、「風水害・土石流災害対策マニュアル」及び「土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報対応マニュアル」に別途定める。

第12節 高潮災害対策計画（危機管理防災課、土木課、いきいき健康課、福祉課）

本計画は本市沿岸地域において、平常時あるいは高潮が発生する、あるいは発生のおそれのある時に実施する高潮対策について策定し、これを推進することにより、沿岸地域住民の生命、身体及び財産を高潮による災害から守ることを目的とする。

1 高潮被害に係る防災気象情報の収集

防災気象情報は、県防災行政無線、県防災情報ネットワークシステム、J－A L E R T、N T TのF A X、気象情報システム、NHK等の放送等入手可能なあらゆる方法を通じて収集する。また、過去の高潮災害の聞き取り調査を行うほか、高潮に関する古記録を収集し、標示する等、防災意識の啓発を行う。

2 住民への伝達手段の確立

高潮による人的被害を軽減するためには『避難』が極めて重要であることから、避難対象地域の住民に対する危険度の周知や防災行政無線等による伝達手段の充実を図る。災害の危険がある場合には、防災行政無線等を使い、沿岸地域住民、消防団、自主防災組織、自治会長及び自治協力員へ迅速に伝達し、警戒及び早めの避難を促すものとする。避難行動要支援者施設等については、より確実に情報が伝達されるよう連絡体制の整備を図るものとする。

3 防災関係機関の体制整備

高潮に係る防災気象情報等に応じて、職員が迅速かつ的確に対応できるようにするための動員基準は次のとおりとする。

（1）災害対策本部等の設置基準

本章第3節「職員動員計画」による。

（2）職員動員の伝達

防災関係職員への動員指示は、各課の動員連絡網（加入電話、携帯電話及び携帯メール）、熊本県情報共有システム、熊本県防災情報メールサービス及び防災行政無線を通じて伝達するものとする。

また、警戒担当職員は、警報が発表された場合には、伝達がない場合でも自主的に参集するものとする。

（3）防災関係機関との連絡調整

災害対応（避難、水門の開閉、雨水ポンプ場の起動、医療救護等）を円滑に行うために、防災関係機関との連携に努めるものとする。

4 高潮警戒パトロール体制の整備

高潮は、地形の影響を強く受けるため、場所によっては潮位が異常に高くなることもある。警戒

第3章 災害応急対策計画

パトロール体制については、各担当消防団が、対象地域の海岸における高潮の特性を把握しておき、住民からの通報受理体制の整備、警戒パトロール箇所やルートを選定、警戒パトロールの配備基準及び連絡通信手段の整備を図るものとする。

高潮警戒、避難対象地区は、おおむね次によるが、必要に応じて地域を拡大する。

対象地域	担当消防団	一時避難場所
湯の児から大迫の沿岸地域	第1分団第8部	高台等
湯の児及び西湯の児	第2分団第21部	明水園、高台等
白浜町、桜ヶ丘の沿岸地域	第2分団第22部	もやい館、武道館、高台等
築地地域	第2分団第3部	武道館及び高齢者福祉センター (旧勤労青少年ホーム)
丸島港、梅戸港周辺地域	第3分団第4部	第二小学校(運動場、校舎、体育館等)、高台等
水俣港埋立地周辺	第4分団第20部	第二小学校(運動場、校舎、体育館等)、高台等
湯堂港、茂道港周辺	第4分団第17部	総合体育館南部館、高台等

5 避難体制の整備

高潮警報の伝達を受けた場合は、状況に応じて避難指示等を行うものとする。また、避難活動が円滑に行えるよう、住民等への伝達手段を整備する。避難勧告等を行う場合の基準(対象地区に応じた避難方針)、避難誘導體制の整備(避難行動要支援者を配慮)、避難場所、避難標識等の整備を推進し、避難について住民等への事前周知を行うものとする。

避難誘導には、防災関係機関のみの避難誘導には限界があるので、自主防災組織等による地域ぐるみの避難体制、搬送車両、通信手段、食糧等の備えを整備していく必要がある。

6 被害が発生した場合の対策

被害が発生した場合に的確な救助活動が行えるよう、必要な資機材の確保、整備、応援体制の整備及び医療救護体制の整備を行うものとする。

(1) 必要な資機材の確保及び整備

高潮による被災直後においては、次のような対策を直ちに行えるよう、資機材の整備を図るものとする。

- ① 災害の情報収集及び伝達
- ② 救助、救急及び捜索活動
- ③ 医療救護
- ④ 緊急輸送路の確保
- ⑤ 輸送手段の確保
- ⑥ 避難所の設置運営

(2) 近隣地方公共団体の応援体制の整備

相互応援協定等の整備及び見直しを図るものとする。

(3) 医療救護体制の整備

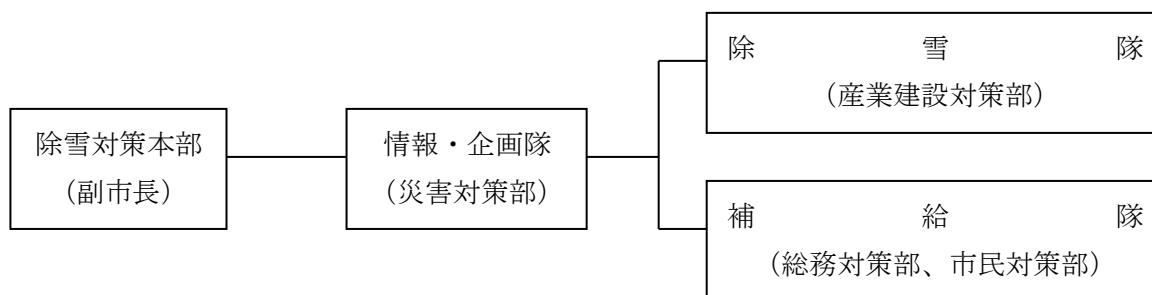
本章第2-1節「医療及び助産計画」に定める医療救護体制に準じ実施するものとする。

※ 高潮災害に関する詳細な対応については、「風水害・土砂災害対策マニュアル」に別途定める。

第13節 除雪計画（危機管理防災課）

1 除雪対策の組織

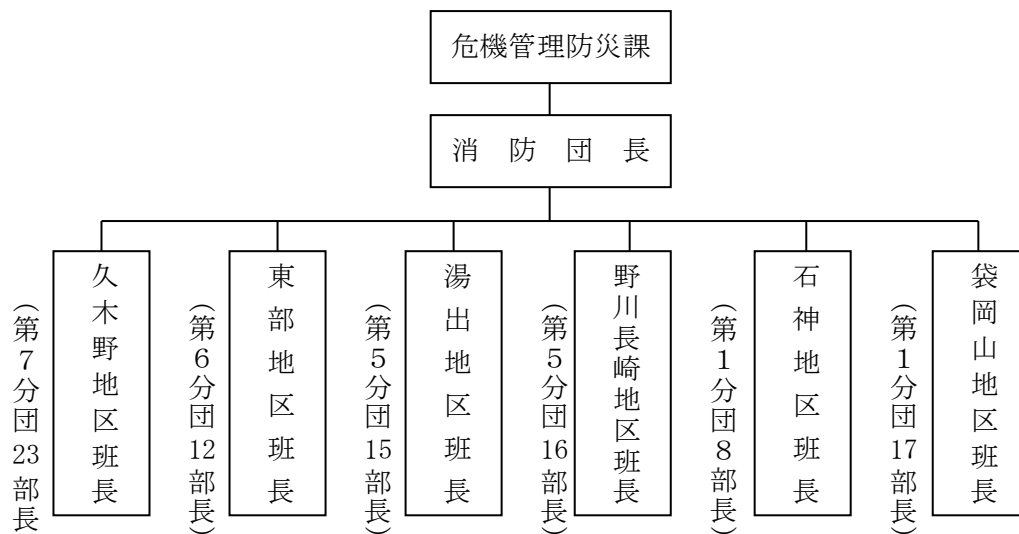
異常降雪により、積雪が1 m以上（高地）に達したときは、災害対策本部の該当する各部において次の要領により除雪対策本部を設置する。



2 配備体制

積雪による災害の発生のおそれがあるときは、市長の指示に基づき、次の配備体制をもって警戒に当たるものとする。（地区班長は消防団部長をもって充てる）

（1）情報連絡（大雪警報発表後）



（2）配備の内容

- ① 各配備地点における積雪が30 cmを超える場合、当該地区の消防団員は地区班長の指揮に基づいて待機するものとする。
- ② 市長は、地区班長からの要請に従って職員を派遣するため、大雪警報が発令されたときは、次の者を待機及び資機材の準備を行うものとする。
 - ア 除雪対策部に属する職員
 - イ 自動車（四輪駆動車）
 - ウ 除雪器具等

第14節 災害救助法の適用計画（福祉課、関係各課）

災害が発生した場合において、災害の規模によって災害救助法が適用されるが、適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用

（1）災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めにより、本市では次のいずれかの場合に適用される。

- ① 50世帯以上の住家が滅失したとき。
- ② 熊本県内で住家が1,500世帯以上滅失した場合で、本市において25世帯以上が滅失したとき。
- ③ 熊本県内で住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上であって、本市で救助を必要とするとき。
- ④ 道路等の寸断で隔絶された地域で災害が発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- ⑤ 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

（2）被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

（3）災害救助法の適用手続き

災害に際し、（1）災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、芦北地域振興局長を経由して、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 実施体制

災害救助法に基づく各種救助に関しては市長が実施することとなる。

3 熊本県が委任する救助の種類、対象、方法及び期間

救助の種類	救助の対象	救助の方法	救助の期間
避難所の設置 (地域振興課)	(1)避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者。	(1)避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。これらが無い場合又はこれらで充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の建物が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火及び鉄筋構造の建物を優先し、できる限りバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ及びスロープの設置に努める。 (2)高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する場合には、福祉避難所を設置する。 (3)避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し避難誘導を行う。 (4)避難所を設置したときは、直ちに熊本県知事に次の事項を報告しなければならない。 ①避難所開設の日時及び場所 ②箇所数及び収容人員 ③開設予定期間	原則として最大限7日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間の延長有り)
建設型仮設住宅(財政課)	(1)住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。 (2)入居の単位は、り災者1世帯1戸とする。	(1)設置場所は、県又は市町村の公有地を選定する。ただし、これにより難しい場合は、り災者又はその他の私有地を選定する。 (2)建設型仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とし、構造は、1戸建、長屋建若しくはアパート式のいずれかとする。 (3)建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (4)高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住	災害発生の日から20日以内着工 供与期間 当該工事が完了した日から2箇年以内とする。

		宅)を設置できる。 (5)建設型仮設住宅に収容すべき入居者の選考に当たっては、十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査の上で決定する。	
住宅の 応急修 理(財政 課)	(1)災害によって住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者	(1)居室、炊事場、便所その他日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理とする。	工事完了期 間 災害発生 の日から1箇 月以内
炊出し、 その他 食品の 供給(給 食セン ター)	(1)避難所に収容された者。 (2)住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊、床上浸水等により、現に炊事ができない者 (3)その他給与が必要であると認められた者	(1)主食、缶パン、ビスケット等を配布する。 ただし、乳幼児はミルク等を配布する。 (2)副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生 の日から7日 以内(ただし、 内閣総理大 臣の承認に より期間延 長あり)
飲料水 の供給 (上下 水道局)	(1)災害のため、現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	(1)水の購入、給水器、浄水器等による飲料水の供給、飲料水中に直接投入する薬品(次亜塩素酸ナトリウム等)の交付等により行う。	原則として 災害発生 の日から7日 間とする。 (ただし、内 閣総理大 臣の承認に より期間延 長あり)
被服、寝 具、その 他及び 生活必 需品の 給与又 は貸与 (福祉 課)	(1)災害により住家に被害(全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水)を受けた者 (2)被服、寝具及びその他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 (3)被服、寝具及びその他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者	被災者の実情に応じ (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料	災害発生 の日から10 日以内(た だし、内閣 総理大臣の 承認により 期間延長 あり)
医療(総 合医療)	(1)医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医	(1)原則として医療対策班によって行う。	災害発生 の日から14 日

第3章 災害応急対策計画

センター総務課)	療を受けられない者 (応急的処置)		以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
助産(総合医療センター総務課)	(1)災害のため助産医療を受けられない者(死産及び流産を含む。)	(1)医療対策班によって行われることが望ましいが助産師によることもできる。	分べんした日から7日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
救出(危機管理防災課)	(1)災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者 (2)災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者	(1)生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も適確かつ迅速に実施できる方法とする。	災害発生の日から3日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
死体の捜索(危機管理防災課)	(1)行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者 ア 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 イ 災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。 ウ 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であった場合 エ 災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合	(1)警察及び消防機関がその他機関等の協力を得て行う。	災害発生の日から10日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
埋葬(環境課)	(1)災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うこと	(1)埋葬は応急仮葬として行う。 (2)救助の実施機関が現物給付(金銭的補助ではなく実施機関が実施する。)すること	原則として災害発生の日から10日

	がきわめて困難な場合等に 応急的な埋葬を実施	を原則とする。	以内
死体の 処理(環 境課)	(1)災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存又は検案を行うことができない場合 (2)通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提	(1)救助の実施機関が現物給付（金銭的補助ではなく実施機関が実施する。）することを原則とする。 (2)刑事訴訟法第 229 条及び死体取扱規則等の法令規定に基づいて実施する。	災害発生の 日から 10 日 以内
学用品 の給与 (教育 課)	(1)住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童及び生徒	学用品の品目 (1)教科書及び教材 (2)文房具 (3)通学用品	原則として 教科書及び 教材につい ては災害発 生の日から 1 箇月以内 文房具・通学 用品につい ては 15 日以 内
障害物の 除去 (土木 課)	(1)当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2)日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。 (3)自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。 (4)住家は、半壊又は床上浸水したものであること。	(1)臨時職員等を動員して除去を実施する。	原則として 災害発生の 日から 10 日 以内
輸送費 及び職 員等雇 上費(財 政課)	(1)被災者の避難 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の搜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分	(1)当該地域における通常の実費	救助の実施 が認められ る期間以内

第15節 救助、救出及び行方不明者搜索計画

(危機管理防災課、消防本部、消防団、警察署)

1 実施責任者（災害対策本部長）

(1) 市長は、消防本部、消防団、水俣警察署、自衛隊及び地域住民と協力し、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで、り災者の救助、救出及び行方不明者の搜索を実施するものとし、災害の現場にある者は、り災者の救出について市長等に協力するものとする。

(2) 災害救助法に基づく救出要領

災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法の適用計画」に基づき実施するが、現場の状況に応じて対応を行うものとする。

2 救助、救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別又は住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じ実施するものとする。

(1) 災害によって生命及び身体が危険な状態にあるもので、おおむね次の場合とする。

- ① 火災の際に、火中に取り残された場合
- ② 大地震、がけ（山）崩れ等のため、倒壊家屋の下敷きとなった場合
- ③ 山腹崩壊、土石流等により、生き埋めとなった場合
- ④ 水害の際に流出家屋とともに流される、孤立した地域等に取り残されたという場合

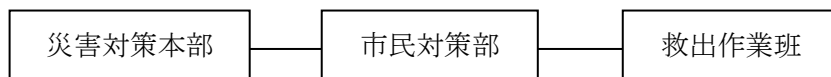
(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者又は生存しているかどうか明らかでない者

(3) 救出作業班の組織編成

① 救出作業は、消防本部及び消防団ごとに編成組織した救出作業班が当たる。

班長は各部長をもって充てるものとし、部長不在の時は、当該分団長をもって充てる。

② 災害救助法に基づく救出を実施するときは、各作業班は次の指揮命令系統下に編入されるものとする。



③ 現場にある住民は、救出作業に協力するものとし、班長の指示に従わなければならない。

④ 班長は、随時、消防本部と連絡し、消防本部が必要と認めたときは、応援体制を強化するものとする。

(4) 自主防災組織による救出

自主防災組織は、地域における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。

なお、救出対象者を発見した場合には、市、消防本部、水俣警察署等に連絡し、早期救出に努めるとともに、二次被害を考慮し、救出者自身の安全も十分確保した上で救出作業に当たる

ものとする。

(5) 応援要請

市長は、救出の応援を受ける必要があるときは、芦北地域振興局及び自衛隊に対し応援を要請するものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に調整会議を開催するものとする。

(6) 県防災消防ヘリコプターの出動要請

市長は、交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合又は陸上から接近できない災者の救出及び水難事故、山岳遭難における捜索若しくは救助に県防災消防ヘリコプターの緊急運行が有効と認めるときは出動を要請する。

① 出動要請

防災消防航空センター所長	電 話	0 9 6 - 2 8 9 - 2 2 1 2
	F A X	0 9 6 - 2 8 9 - 2 2 7 7

② 通常

防災消防航空センター	防災電話	0 4 3 - 5 2 4 - 7 8
	F A X	8 3 - 5 2 4 - 7 9
	代表電話	0 9 6 - 2 8 9 - 2 2 5 5

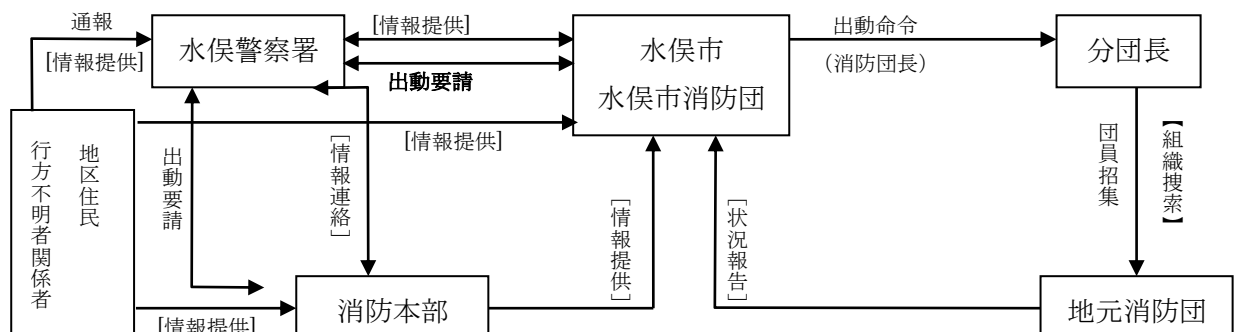
3 行方不明対象者

災害等により、行方不明の状態にあり、かつ、諸般の事情から生存していると推定される者又は生存しているかどうか明らかでない者を対象とする。

(1) 行方不明者等の捜索

大規模地震等による行方不明者の捜索については、本章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」に基づき情報収集に努めるとともに、親族（家族）からの届出等を十分に把握し、警察機関、消防機関及び地域住民の協力を得て、迅速に行うものとする。

(2) 行方不明者等の捜索のための連絡図は下記のとおりとする。



(3) 遺体の検死及び引渡

遺体の検死及び引渡については、本章第23節「行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画」による。

第16節 食糧調達・供給計画（市民課、教育課）

り災者及び災害応急作業従事者に対して配給、給食を行うための食糧確保及びその他食品の給与については、次の要領に基づいて実施するものとする。

1 実施機関

- （1）り災者、災害応急作業従事者等に対する食糧の供給は、市長が実施する。
- （2）災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法の適用計画」に基づき市長が実施する。

2 給与の対象

- （1）避難所に収容中の者（避難指示を行った地域の避難所に限る）
- （2）災害により、日常の食事に支障を生じると認めた者
- （3）災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事中の者

3 給与の内容

給与は、対象者が直ちに食することができる現物によるものとする。基本的には米穀や味噌、醤油等原材料を調達して炊き出すこととするが、状況によっては乾パン、食パン又は弁当等を、母乳を受けられない乳児には、乳児用ミルク等を給してもよい。

なお、給与は、救助作業等に従事するものを除き、原則として避難所を供給拠点とする。

また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しては、関係各班及び自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して給与を実施する。

4 給与の準備及び期間

給与の準備及び期間は、熊本県災害救助法施行細則「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」のうち、「炊き出しその他による食品の給与」の規定を準用するものとする。

5 食糧の調達

米穀及び乾パン類は、市内の米穀販売店又は熊本食糧事務所管轄の米穀卸売業者から購入することとし、状況によっては、熊本県知事に要請のうえ、政府倉庫から直接受け取ることとする。

味噌、醤油、食パン、漬物、乾物類、製麺類及びその他は小売業者から購入する。

6 炊き出しの方法

炊き出しは、婦人会、自治会、自主防災組織若しくは自衛隊の応援を求め、避難所又は配給先近くの適当な場所で行う。

7 輸送の方法

応急食品の輸送が迅速・的確に行われるよう次の方法により、車両の確保を図るものとする。

- (1) 本章「第26節 輸送計画」の定めるところにより確保する。
- (2) 供給業者において自ら行うものとする。
- (3) 輸送業者との契約により行うものとする。(輸送業は、資料編P68「18 市内運送業者一覧」記載のとおり)

8 応援要請

市長は、市において食糧供給の実施が困難な場合は、近隣市町、県、国、災害時応援協定締結団体及びその他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第17節 衣料生活必需品等物資の供給計画（福祉課）

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失し、若しくは損傷し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、物資を給与又は貸与するための計画を定める。

1 実施機関

- （１）り災者に対する被服、寝具及びその他生活必需品（救助物資）の給与又は貸与は、市が実施する。
- （２）災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法の適用計画」に基づき、市が実施する。

2 給与又は貸与を受ける者

- （１）災害により、住家に被害（全壊、半壊及び床上浸水以上）を受けた者であること。
- （２）災害により、被服、寝具及びその他生活上に必要最小限度の家財を失った者であること。
- （３）災害により、被服、寝具及びその他生活必需物資がないために日常生活を営むことが困難な者であること。

3 給与又は貸与の方法

（１）物資の購入及び配分計画の策定

- ① り災者に対する救助物資は、市の備蓄物資、県の備蓄物資及び県が必要に応じて購入する調達物資並びに義援物資から、り災者に配給する。
- ② 災害対策本部設置後の市民対策部は、市の災害対策報告書により、り災者の世帯構成人員災害状況に基づいた「救助物資配分計画」を作成するものとする。
- ③ 救援物資の配分については、公正を旨とし、災害救助法の運用方針に定めるところによる。
- ④ 県から受領した救助物資は、厳重に保管し、配分計画表に基づいて発行する救助物資配給証明書により、当該地区各自治会長及び自治協力員の協力を得て、り災者に配給する。
- ⑤ 市民対策部及び各避難所で配給を行う際は、それぞれの帳簿により、救助物資配給の記録を明確にしておくものとする。

ア 受払簿

イ 配給簿

4 救援物資の調達

（１）備蓄物資

県地域防災計画により、県健康福祉部において所管している。

(2) 調達物資

災害の状況その他、緊急を要するときは、市長は次により調達するものとする。

① 調達物資名

り災者に必要な最小限の被服、寝具及び生活必需品とし、その品目はおおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

ア 寝具類(毛布等)

イ 衣料(作業着、下着、靴下等)

ウ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

エ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶等)

オ 日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)

カ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ等)

キ 燃料(LPガス、カセットガス、灯油等)

ク その他(ビニールシート等)

② 調達方法

災害の状況に応じて別に指定する業者や災害時応援協定締結事業者から救援物資配給計画に基づいて、市長が発行する緊急救助物資配給証明書を提示して一括購入する。

5 救助物資の集積所

(1) 総合体育館本館

(2) その他市長が必要と認める場所

6 救助物資の輸送

救助物資の輸送については、本章第26節「輸送計画」によるものとする。

7 義援金の保管

(1) 災害のため個人、法人その他の団体から市長に送付されたり災者に対する義援金及び義援物資は、福祉課(市民対策部)で受け付け、保管する。義援金については、市歳入歳出外現金とし、会計課で厳重に保管するものとする。

(2) 義援金品の配分については、災害状況に応じて(仮)義援金配分委員会を組織し、当該委員会において決定配分する。

8 応援要請

市長は、市において衣料生活必需品等物資供給の実施が困難な場合は、近隣市町、県、国、災害時応援協定締結団体及びその他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第18節 給水計画（上下水道局、環境課）

本計画は、災害により給水施設等の被災により、水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適した水を得ることができない場合に、飲料水を応急的に確保し、被災地域（市民）の日常生活の安定を図ることを目的とする。

1 実施機関

- （１）り災者に対する応急給水の実施は、市長の指示に基づいて上下水道局及び環境課が行う。
- （２）災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法の適用計画」に基づき市長が実施する。

2 補給水利の種別、所在及び水量

- （１）災害時の飲料水供給は、上水道を使用する。
- （２）補給水利の所在、水量は次のとおりである。

水源地	所在地	取水可能量
第一水源	古城2丁目5-77	6,150 m ³
第二水源	中央公園12	6,000 m ³
第三水源	大園町3丁目8-18	6,000 m ³
第四水源	大園町3丁目8-18	1,500 m ³
湯の児水源	浜字下外平4077-2地先	500 m ³
湯堂水源	袋字湯堂797-21	1,000 m ³
神の川水源	袋字大原3821-2	90 m ³
石坂川水源	石坂川字前平303-6	116 m ³
ひご山水源	市渡瀬字村上297-4	115 m ³
鶴水源	久木野字野田1236	146 m ³
有木水源	古里字立山92-1、92-3	66 m ³
合計取水可能量		21,683 m ³

3 給水方法及び給水量

- （１）飲料水不足のり災地域に対しては、緊急給水計画を作成し、トラック仮設水槽等により給水を行う。
- （２）給水車から給水する水は、水道法施行規則（厚生省令第45号）の定める消毒及びその他衛生上必要な措置を講じなければならない。
- （３）り災者に対する基準給水量は一人一日20Lとする。
- （４）運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院等への医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

4 応急給水用薬品の準備

(1) 給水用、水の消毒等のため、次の薬品を確保しておくものとする。

品 名	成 分	容 量	取扱責任者
次亜塩素酸ナトリウム	N a C l O	3,400 k g	水道技術管理者

5 隣接市町村相互の給水協定

本市は、災害並びにその他の非常の場合に備えて、熊本県内市町村、出水市及び伊佐市と相互給水協定を結んでいる。

6 給水施設の保全及び応急復旧

- (1) 水源地、配水池、ポンプ場施設及び水道管の応急復旧対策
- (2) 水道管の復旧資機材の調達及び整備

7 応急措置

- (1) 時間給水計画
- (2) 被害箇所の調査連絡

8 給水に関する広報

市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページ等による適時、的確な情報提供を行うものとする。

第19節 住宅応急対策計画（財政課・都市計画課）

1 建設型仮設住宅設置計画

市は、災害により住家が全焼又は流出したときは、被害者ができるだけ自力で住宅を確保できるように、適切な指導を行うとともに、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県地域防災計画に定めるところによるほか、次の要領で応急の仮設住宅を設置する。

（1）資材の調達

- ① 災害救助法適用による建設型仮設住宅資材払下げ申請を提出する。
- ② 建設業者に一括請負させることができる。

（2）建設業者

労務及び資材の提供に関する建設業者との契約は、災害時の情勢に応じ、その都度締結する。

（3）建物の構造及び規模

- ① 災害救助法適用に際し、設置する建設型仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪相当）を基準とし、構造は1戸建て、長屋建て又はアパート式のいずれかとする。
- ② 高齢者、障がい者等であって、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

（4）建設予定場所

建設型仮設住宅の建設予定場所は、資料編P71「23応急仮設住宅建設候補地」記載のとおりとする。

ただし、仮設住宅の建設予定地の選定に当たっては、被災状況や地域の要望等を踏まえた上で、その都度決定するものとする。

（5）設置予定数

建設型仮設住宅の設置予定数は、全焼、全壊及び流出総戸数のうち、自己の資力では住宅を得ることができない者（り災者1世帯1戸）を対象に、災害救助法（全壊戸数の3割以内）の定めるところによる。

（6）建設期間

災害発生日から遅くとも20日以内に着工し、速やかに工事を完了しなければならない。

（7）入居の基準

住家が全焼、全壊、流出又は自己の資力では住宅を得ることのできない者を対象に、災害救助法の定めるところによる。

（8）供与期間

当該建設工事が完了した日から2年以内とする。

（9）建設型仮設住宅の管理運営

市は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去到至るまでの管理運営を行うものとする。その際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し

て、建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画などの多様な視点にも配慮するものとする。

2 住宅応急修理計画

災害のため住家が損傷し、日常生活に欠くことができない部分の応急修理を自己の資力でなせない者を対象に、その部分の応急修理を実施する。なお、修理実施要領は災害救助法に基づき、その都度決定する。

3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法に基づく特定入居又は地方自治法に基づく目的外使用許可）について最大限配慮する。

4 災害援護資金の貸付

県内において災害救助法が適用された場合、住宅の再建資金については、災害援護貸付金を最大限活用する。

5 野外収容施設の設置

（１）災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適当な施設が無いとき、又は収容施設があっても全員を収容し得ないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテント、その他の野外施設を設置するものとする。

（２）実施責任者

野外収容施設の設置は、市長が実施する。

6 借上型仮設住宅の提供

JNC株式会社と締結している「災害時における物資等の供給に関する協定」に基づき、社宅空室の提供を行う。

また、県及び市は、大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる建設型仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から市や「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

7 建設業者等

（１）建設業者一覧表は、資料編P62（14建設業者一覧）記載のとおりとする。

（２）水俣市水道事業指定給水装置工事事業者一覧表は、資料編P64（15水道事業指定給水装置工事事業者一覧）のとおりとする。

第20節 被災建築物及び宅地の危険度判定計画（財政課・都市計画課）

大規模な地震等により被災した建築物及び宅地について、余震による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害等を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制及び被災宅地の危険度判定体制の整備をするものとする。

1 人材の確保

- （1）県が実施する講習会等へ参加を行い、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に必要な人材の確保を図るものとする。
- （2）被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者で被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士として登録された人材を活用し対応する。

現在、熊本県に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士として登録されている市内在住者は以下のとおり。

被災建築物応急危険度判定士				被災宅地危険度判定士			
民間	23名	市職員	8名	民間	7名	市職員	8名

2 応急危険度判定

市長は、被災した建築物及び宅地について被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を行うものとする。

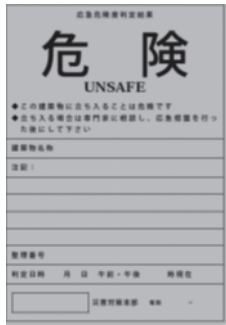
判定に当たって人員が不足する場合は、県、建築士会等建築関係団体に協力を求めるものとする。

3 被災建築物危険度判定士の業務

判定士は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき、主として目視等によって被災建築物を調査する。

建築物の被災程度に応じて、「危険」、「要注意」及び「調査済」の3区分に判定し、建築物所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

なお、表示方法等は以下のとおり。

区 分	調査済	要注意	危 険
表示方法	緑紙を張る	黄紙を張る	赤紙を張る
表 示 物			

4 被災宅地危険度判定士の業務

判定士は「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、危険度判定を行う。

宅地の被災程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定し、判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	調査済宅地	要注意宅地	危険宅地
表示方法	青のステッカーを表示する	黄のステッカーを表示する	赤のステッカーを表示する
表示ステッカー	被災宅地危険度判定結果 調査済宅地 INSPECTED ◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます 注記: 照会番号 判定日時 月 日 午前・午後 時 分 秒 電 話 () 被災対策本部	被災宅地危険度判定結果 要注意宅地 LIMITED ENTRY ◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 応急的に補修する場合は専門家に相談下さい 注記: 照会番号 判定日時 月 日 午前・午後 時 分 秒 電 話 () 被災対策本部	被災宅地危険度判定結果 危険宅地 UNSAFE ◆ この宅地に立ち入ることは危険です ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい 注記: 照会番号 判定日時 月 日 午前・午後 時 分 秒 電 話 () 被災対策本部

第21節 医療及び助産計画（総合医療センター総務課）

この計画は、災害時におけるり災地住民に応急的に医療を実施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図るものとする。

1 実施機関

- （１）り災者に対する医療及び助産の実施は、市長（災害対策本部長）が総合医療センター管理者に要請し、総合医療センター災害対策本部において行うものとする。
- （２）総合医療センター災害対策本部の設置に伴い、総合医療センターは市内の他医療機関等と連携を図り、り災者に対する医療及び助産を実施するものとする。
災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法の適用計画」に基づき実施するものとする。

2 総合医療センター災害対策本部

総合医療センター災害対策本部は、市災害対策本部の一環として、医療及び助産活動に当たるものとする。

本部長は、院長とし、市長より要請があり、医療及び助産活動を行う必要を認めたとき、本部長が総合医療センター災害対策本部を設置し、職員を出動させ、必要な準備を行わなければならない。

総合医療センター災害対策本部に関する事務は、総合医療センター事務部が行うものとする。

その他、総合医療センター災害対策本部に関することは、「水俣市病院事業 事業継続計画書」に別途定める。

3 医療及び助産の対象者並びにその措置

（１）対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療を受けられなくなった者及び分娩者で災害により助産医療を受けられなくなった者とする。

災害時における医療及び助産の実施は、総合医療センターを基幹として、次により実施する。

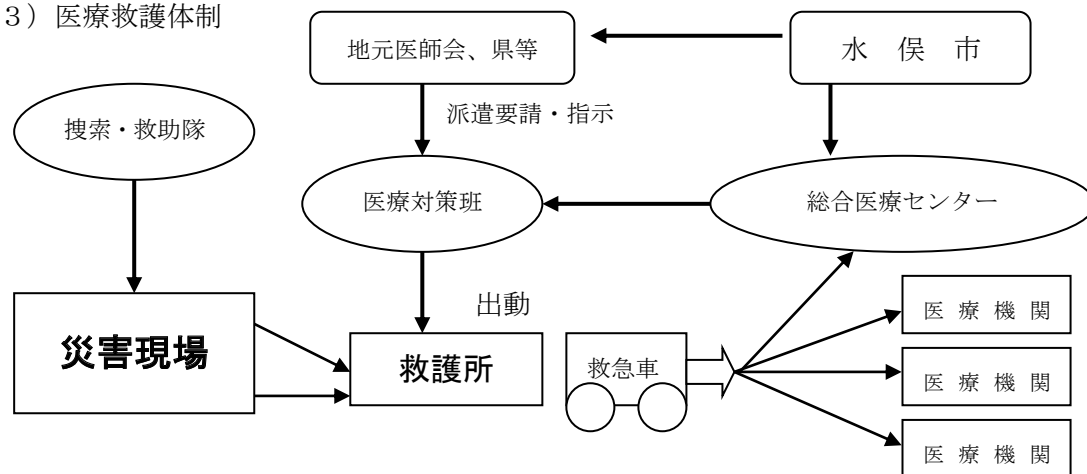
（２）医療対策班の編成

医療対策班は、総合医療センターの医師、看護師等で編成し、同病院を基幹として災害の実態に応じ、他の医療機関にも協力を求め、医療及び助産を実施する。

医療対策班は、原則として市が設置する救護所において、次の医療救護活動を実施する。

- ① トリアージ（負傷者を重症度、緊急度等で分類し、治療及び搬送の優先順位を付ける）
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 助産援護

(3) 医療救護体制



(4) 実施病院名

- ① 国保水俣市立総合医療センター
- ② その他医療機関名

資料編P66（17医療機関一覧）記載のとおり。

(5) 医薬品等の確保

医療並びに助産に必要な医薬品及び衛生器材は、総合医療センター及び市内病医院並びに市内薬局から調達するものとするが、災害の状況により市内で確保できない場合は、市長は県及び近隣市町に協力を要請し調達する。

(6) 医療の応援要請

市長は、大規模災害、集団事故等が発生した場合、市内の医療機関では対策が困難と認める場合は、県、水俣市芦北郡医師会、近隣の医療施設等に対して協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定に基づき、近隣市町村に応援等を要請するものとする。

また、必要に応じ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を県又は総合医療センターに要請するものとする。

(7) 患者の移送

市長は、緊急に移送を必要とする患者が発生した場合は警察、消防機関等の協力を得て、移送を行うものとする。

陸路による移送が困難な場合は、本章第2.6節「輸送計画」に定める海上輸送、空中輸送等の適当な移送方法によって移送するものとする。

(8) 医療及び救護の実施記録

災害救助法による救助の実施について（昭和40.5.11社施第99号厚生省社会局長から各都道府県知事あて）第10救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項7～9に定めるところに準じ、次の記録を整備しなければならない。

- ア 救護班活動状況（様式12）
- イ 病院診療所医療実施状況（様式13）
- ウ 助産台帳（様式14）

第3章 災害応急対策計画

(様式12)

救 護 班 活 動 状 況

救護班名： _____ 救護班 班長：医師 氏名 _____

月 日	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修 繕 費	備考

(注意)「備考」欄に班の編成及び活動期間を記入すること。

(様式13)

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名 _____

診療 機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬 点数		金額	備考
					入院 日数	通院 日数	入院	通院		

(様式14)

助 産 台 帳

市町村名 _____

分べん者 住所・氏名	分べん 日 時	助産機関名	分べん 期 間	金額	備考

第2節 保健衛生計画（環境課、いきいき健康課）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態が保たれるように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、感染症及び食中毒の発生予防のため、被災者へ注意喚起を行うものとする。

1 防疫計画

災害で被害を受けた地域、又は当該住民に対し「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施し、感染症の発生予防及びまん延の防止を図るものとする。

（1）実施責任者

- ① 市長は、被害情報報告等に基づき、浸水等の被害が発生している場合は、その状況を熊本県知事に報告し、消毒及び害虫の駆除が必要か指示を求める。
- ② 市長は、知事の指示に従い又は必要と認めるときは、防疫上必要な措置をとるものとする。
- ③ 環境対策班は、市長（災害対策本部長）の指示に従い、防疫を実施するものとする。

（2）防疫班の編成

り災地等の消毒等を実施するため防疫班を編成する。

防疫班は職員及び委託業者で編成する。

（3）防疫実施の方法

① 被災地等の消毒

防疫班は、班長の指示に従い、調査班からの被害情報報告等に基づき防疫実施計画を作成し、被災地のり災家屋、下水、井戸等並びに伝染病発生地域の患者家屋及び周辺地域について、消毒を実施するものとする。

実施に当たっては、感染症法施行規則第14条から第16条及び結核感染症課長通知に定めるところによるものとする。

浸水被害を受けた家屋の消毒については、防疫班で消毒液を必要に応じて購入し、浸水家屋の所有者又は居住者に配布、消毒を依頼する。浸水家屋への消毒液配布については感染症法による知事の消毒指示を待たずに実施する。

浸水家屋の「床下」の消毒については、知事の感染症法による消毒指示があった場合に実施する。「床下」の消毒は技術と設備が必要であるため、専門業者に委託する。

② り災地等のねずみ族、昆虫等の駆除

防疫班は、班長の指示に従い、り災地のねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

実施に当たっては、感染症法第28条第2項の規定により、知事が定める地域内で知事の命令に基づき実施するものとする。

③ 感染症患者の収容連絡

感染症患者を収容する必要があるときは、速やかに水俣保健所に連絡し、実施に当たらせるものとする。

④ 避難所の防疫指導

避難所が設置された場合、市長が指名した施設管理者を通じて、必要に応じ消毒剤の配置等の防疫に当たらせるものとする。

（4）防疫用資材の備蓄

防疫活動のための防疫用機材及び防疫用薬剤は、資料編P43（「6 消防力の現況等」「(4) 防疫機材及び防疫用薬品」）記載のとおり、環境課薬品倉庫に備蓄する。

(5) 車両の配備

輸送に必要な車両は、次の車両を持ってこれに充てる。

① 環境課環境衛生室	軽ダンプ1台
② 水俣保健所	普通自動車2台（内患者輸送車1台）
③ 委託業者	軽ダンプ1台（シルバー人材センター等）

2 食品衛生の確保

(1) 食中毒の未然防止

市は、避難者等への食糧供給を行う場合、食中毒が発生しないよう食糧の輸送等において、衛生確保を十分に行うものとする。

(2) 食中毒発生時の対応

市は、食中毒患者が発生した場合、県へ報告を行うものとする。県は、必要な検査を行うとともに、食中毒の原因食品、原因施設設備等の調査を行い、被害拡大と再発防止に努めるものとする。

3 健康管理

(1) 保健及び栄養指導

市は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。

(2) エコノミークラス症候群の予防活動

- ① 市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等的確な対応を行うものとする。
- ② 市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(3) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

- ① 市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、水俣市歯科医師会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。
- ② 市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

(4) 感染症等予防活動

市は、避難所等での集団生活では感染症が起りやすいため、健康調査、感染予防の指導、衛生材料（マスク、消毒液等）を配置する等感染症の予防のための対応を行う。

(5) こころのケア対策

市は、避難所において、市民の心的反応への対応ができるような対策をとり、必要に応じ、保健所や県精神保健福祉センター等への応援を要請し、連携した対応を行う。

4 生活衛生の確保

市は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、公衆浴場業者等と連携し、入浴サービスの提供に努める。

第23節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画（環境課）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索又は死亡者の遺体処理については、この計画によって市長が実施するものとする。

1 実施機関

- (1) 行方不明者等の捜索及び埋葬等は、市長の指示に従い、警察機関、消防機関及び地元住民の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで、災害対策本部において行う。
- (2) 災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法の適用計画」に基づき市長が実施する。

2 作業班の組織及び編成

(1) 単位組織

班 別	班 長	班 員	消防団	応援警察官
遺体捜索及び収容班	1 人	5 人	1 5 人	1 人
遺体処理班	1 人	2 人		

- (2) 単位組織をもって1班を編成し、現場に応じて地元住民等の応援を要請できるものとする。

3 遺体の収容処理方法

(1) 遺体収容

ア 遺体が発見された場合は、直ちに所轄警察署又は交番に連絡し、現場において警察の検死を行い、判明した身元については直ちに遺族へ引き渡し、不明者については一時予定の場所に収容する。

イ 遺体の収容場所については、状況に応じ、市長が指定した場所に設置する。

遺体が少数の場合は、付近の市関係施設又は公民館を安置所とし、多数の場合は、総合体育館等の施設を利用する。

(2) 遺体の処理

ア 収容した遺体は、所定の時間安置し、引取人の申し出がなく、又は身元が判明しないときは仮埋葬に付する。

イ 遺体ごとにその所持品、衣類等を保存しておくものとする。

- (3) 市内で発見された引取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、市長に引き渡される。

なお、引き渡される場合の戸籍法第92条第1項の規定による警察署からの報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行われる。

4 遺体の火葬

(1) 市長は次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- ① 火葬場の被災状況の把握
- ② 死亡者数の把握
- ③ 火葬相談窓口の設置
- ④ 遺体安置所の確保
- ⑤ 作業要員の確保
- ⑥ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- ⑦ 棺、遺体保存剤及び骨壺の調達
- ⑧ 火葬場で使用するための火葬用燃料の確保

(2) 火葬場等の状況

水俣芦北広域火葬場ななうら苑 葦北郡津奈木町千代700番地

1日処理能力 8体（成人）

第24節 清掃計画（環境課）

災害を受けた地域住民に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることで、公衆衛生の向上を図るものとする。

1 実施機関

- （1）法令に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、市長の指示により災害対策本部が設置する環境対策班において実施するものとする。
- （2）被災の規模により、本市のみで処理不可能な場合は、水俣芦北広域行政事務組合、芦北地域振興局保健福祉環境部（保健所TEL 63-4104）及び他市町村に連絡し応援を求めるほか、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に基づき県環境生活部循環社会推進課を通じて熊本県産業廃棄物協会へ要請し実施するものとする。

2 環境対策班の組織、編成

（1）ごみ処理班

班 名	班 数	1 班の要員	1 台 1 回処理量	処理能力回数
自動車班	3 班以上	3 人	1. 5 t	4 回～6 回

（2）し尿処理班

班名	班数	1 班の要員	1 台 1 回処理量	処理能力回数
バキューム車班	5 班以上	2 人	1. 8 t	4 回～5 回

- （3）被災の規模により応援を必要とするときは、環境課長が状況に応じて措置を行うものとする。

3 清掃方法

- （1）災害時におけるごみ収集は、次の要領に基づいて実施する。
 - ① 被災地域のごみ収集は、他に優先して実施するものとする。
 - ② 火災ごみが堆積した場合、消防本部から要請を受けたときは、他に優先して行うものとする。
 - ③ 災害による特別清掃の実施が必要であると認めた地域のごみ収集は、他に優先して行うものとする。
 - ④ 収集されたごみは、環境クリーンセンター及び水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターにおいて処理する。
 - ⑤ ④の施設が使用不能の場合は、岡山不燃物埋立地において処理することができる。
 - ⑥ ①～④において、収集又は処理が人的及び量的に困難な場合は、災害時の協定に基づき熊本県産業廃棄物協会へ要請を行う。
 - ⑦ 環境クリーンセンター及び水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターの位置及び能力

は次のとおりである。

位 置	可燃物処理能力
水俣市築地9－40	1日 43t／24h

(2) 災害時におけるし尿処理は、他に優先して収集する。

- ① し尿処理の必要を認めた場合は、取扱業者に出動を要請し、汲取作業を実施する。
- ② 収集したし尿は、通常と同様の処理を行う。

4 仮置場の選定

被災家屋等から排出される災害廃棄物や避難所ごみを一時的に集積及び被災した住民自ら持ち込める場所として仮置場を設置する。(生活ごみの持ち込みは想定していない。)

発災後の被災状況を踏まえ、次のとおり市所有の土地等(グラウンド、公園)を優先的に使用することとし、災害の規模、被災状況等に応じて国、県、民間所有地等を借上げ、随時設置するものとする。

災害廃棄物仮置場候補地

	候補地の名称(施設名)	所在地
① 市有地	浄化センター敷地内(残土チェックピット他)	水俣市築地11－50
	湯之児病院跡地	水俣市浜4080
	旧水天荘跡地駐車場	水俣市浜
② 国・県	エコパーク水俣	水俣市汐見町
	水俣高校第2グラウンド	水俣市南福寺6－1
③ 民間所有地	(株)JNC(旧水俣電子跡地)	水俣市浜松町57－6
	民間所有の田畑	(別途連絡)

※上表の仮置場候補地については、災害の発生状況等により優先順位を定めて選定するとともに、自衛隊への派遣要請を行った場合の宿营地及びヘリポート等、他の用途への使用について支障が生じないように関係機関等と連絡調整を行う必要がある。

※水俣高校第2グラウンドについては、地震・大規模火災時の避難場所に指定されていること及び災害時のヘリコプター発着予定地(熊本県地域防災計画)のため、関係機関等との調整が必要である。

第25節 障害物除去計画（土木課、環境課）

豪雨等を原因とした、河川等の溢水、がけ崩れ等による崩土、落石、倒木、竹木等により公共土木施設が被災した場合の障害物の除去等の方法を定め、り災者の保護を図るものとする。

1 事前措置

- （1）崩土による土砂、倒木、落石等によって道路を閉塞することが予想される箇所については、あらかじめ集積又は捨土場所を選定しておくものとする。
- （2）障害物除去に必要な器具等を常に点検整備し、随時使用できるようにしておくものとする。

2 実施機関

- （1）障害物の除去は、市長の指示により土木課、消防団等において実施するものとする。
- （2）市長は、災害の規模に応じ、障害物除去作業を別に定めるところにより関係業者に請け負わせることができる。
- （3）災害救助法が適用される場合には、本章第14節「災害救助法の適用計画」に基づき市長が実施する。

3 障害物の保管等の場所

- （1）除去された障害物のうち、保管可能のものは、保管場所に一時保管するものとする。
- （2）保管場所は、あらかじめ定めた場所又は生命・財産に影響若しくは危険のない所で、その都度、災害対策本部で協議のうえ指定し、その旨を公示するものとする。

4 障害物の売却及び処分

- （1）保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。
- （2）前記保管者が、当該工作物の保管に不相当な費用又は手数を要すると認めたときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- （3）売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- （4）その他、法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の定めるところによるものとする。

第26節 輸送計画（市民課）

災害時におけるり災者の救出、災害対応策の実施に必要な人員、物資、資材等の緊急輸送力の確保を図り、応急措置の万全を期するものとする。

1 実施機関

実施機関は、災害対策基本法第50条に規定する実施責任者(市長)とする。ただし、その災害の状況に応じ輸送を営業とするもの又は自衛隊等に応援を要請して輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保

所有する車両だけで輸送ができない場合は、必要に応じて借上げを行う等、輸送の円滑化を図るものとする。

（1）車両等の確保

- ① 公共的団体の車両等
- ② 輸送を業とする者の所有車両等
- ③ その他（自家用車両等）

（2）鉄道、空中輸送等の確保

- ① 鉄道輸送の要請
必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社新水俣駅等に要請するものとする。
- ② 空中輸送の要請
本章第32節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

（3）船舶の確保

- ① 公共的団体の船舶
- ② 海上輸送を業とする所有船舶等

3 輸送の方法

輸送の方法は、道路輸送、鉄道輸送、海上輸送、空中輸送及びその他陸上輸送とする。

4 り災者の救助における輸送の範囲

- （1）災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある場合で、り災者を安全な場所に避難させ、人命を保護する場合
- （2）医療対策班では処理できない重症患者等で緊急医療措置を講じなければならない場合
- （3）その他必要と認められる場合

5 道路輸送

災害時における緊急輸送は道路輸送に重点を置き、各関係機関は迅速かつ的確に行われるよう努

めるものとし、必要に応じて、「災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定」に基づき、熊本県トラック協会へ緊急輸送を要請する。

なお、市内輸送業者は、資料編P67（18市内運送業者一覧）記載のとおりである。

6 鉄道輸送

道路輸送が困難を極め、又は不可能な場合で鉄道輸送による輸送が迅速かつ適切と判断される場合に応急輸送の確保を図るものとする。

7 海上輸送

本市内の島には住家は存在しないので、海上輸送は、船舶の海難及び沿岸住民の道路遮断に対して応急措置をとるものとし、主として八代海上保安署に船艇出動を要請するとともに、関係機関の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。海上輸送業者は、資料編P67「19海上運送業者一覧」記載のとおりである。

8 空中輸送

- (1) ヘリコプター等による空中輸送は、海上及び陸上の各輸送によりがたく、かつ緊急を要するものと市長が認めたとき、「熊本県防災消防ヘリコプター応援協定」及び本章第「32節 自衛隊派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

(TEL：096-289-2212、FAX：096-289-2277)

- (2) ヘリポート予定場所は資料編P68（21災害時ヘリポート予定場所）記載のとおり。

9 輸送手続

- (1) 輸送業者との別途契約によるもの
(2) 市及び市内官公署によるもの
(3) その他民間人の協力によるもの
(4) (2)(3)による場合の燃料補給は、危機管理防災課で発行する給油券によって行うものとする。

10 緊急輸送路

大規模災害時に備え、輸送道路の確保の観点から以下のとおり緊急輸送道路として指定する。

- (1) 県が指定している第一次緊急輸送道路
県庁舎、地方生活圏中心都市の役場等、重要港湾、空港等の防災拠点を結ぶ道路
・ 国道3号
・ 国道268号
(2) 市が指定している緊急輸送道路
県が指定している緊急輸送道路を補完する防災施設等を結ぶ道路

第3章 災害応急対策計画

- ・ 主要地方道路 人吉水俣線
- ・ 主要地方道路 水俣田浦線
- ・ 一般県道 水俣出水線
- ・ 一般県道 湯出大口線
- ・ 一般県道 越小場湯浦線
- ・ 一般県道 深川津奈木線
- ・ 一般県道 水俣港線
- ・ 一般県道 水俣港大黒町線

第27節 交通施設災害応急対策計画（土木課）

災害時における被災地域への緊急輸送及び一般交通の円滑を図るため、道路、その他交通施設の応急措置、交通の規制等により、交通の確保を図るものとする。

1 道路、橋等の危険箇所の把握

（1）市の管理する道路の措置

- ① 市長は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、調査対策班を編成し、当該道路の被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。
- ② 調査対策班の組織
産業建設部及び上下水道職員を対策部員とする。
- ③ 調査対策班は、地元消防団、自治会長等と協力し、情報収集を行うとともに、市の管理する道路について危険箇所を発見したときは、速やかに産業建設対策部長に次のことを報告するものとする。
 - ア 路線名
 - イ 箇所(できる限りわかりやすく)
 - ウ 被害拡大の可能性の有無
 - エ 被災の状況

（2）国及び県が管理する道路についての措置

上述（1）のとおり、国道及び県道についても調査を行い、危険箇所を発見したときは、国又は県に報告するものとする。

被害が甚大で市だけでは対応できない場合は、災害時応援協定に基づき、国土交通省九州地方整備局及び県に協力を求めるものとする。

2 応急措置

（1）交通規制

危険が予想される道路、橋等については、警察署に連絡及び交通規制を要請し、交通の確保を図るものとする。

（2）道路、橋等が災害により交通危険の場合は、迂回路の設定等応急措置を行う。

（3）「災害時における応援に関する協定書」に基づく建設業協会の応援

交通施設の応急確保について、「災害時における応援に関する協定書」に基づき、水俣市建設業協会の緊急出動隊に応援を要請し、産業建設対策部の指揮のもと、迂回路等の応急措置を行うものとする。

3 応急措置状況の周知

交通規制や迂回路の設定等の応急措置を行った場合は、防災行政無線、市ホームページ等により、住民へ周知を図るものとする。

第28節 緊急通行車両計画（危機管理防災課）

災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続等を整備するものとする。

1 緊急通行車両の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、災害状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

（1）第一段階（災害発生初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③ 交通規制に必要な人員及び物資
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資
- ⑥ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員及び物資

（2）第二段階（応急対策活動期）

- ① 前記（1）の継続
- ② 食糧、水等生命維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

（3）第三段階（復旧活動期）

- ① 前記（2）の継続
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

2 緊急通行車両の確認

市は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行が必要な車両の使用申請手続を行うものとする。

申請窓口等については、以下のとおり

（1）申請窓口

- ① 熊本県（知事） 知事公室危機管理防災課
- ② 公安委員会

ア	県警察本部	交通部交通規制課
イ	水俣警察署	地域・交通課

（2）緊急通行車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両の申請後は、知事及び公安委員会から証明書及び標章の交付を受けるものとする

る。

(3) 緊急通行車両の事前届出

市は、災害応急対策に当たる車両等に対して、緊急車両としての円滑な手続が実施できるように、事前に緊急通行車両の届出を行っておくものとする。

- ① 災害時において、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両
- ② 次に掲げる方法により、所有又は使用する車両
 - ア 市が所有する車両
 - イ 市が契約等により専用に使用する車両
 - ウ 市が災害時に関係機関・団体等から調達する車両
 - エ 民間事業者等において所有する車両のうち、災害時応援協定などにに基づき、災害発生時に専ら使用される車両

3 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両、立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両等で道路を閉塞した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合、立ち往生し運転者で対応できない車両が発生した場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第29節 災害ボランティア計画（福祉課）

災害ボランティアによる被災者への救援活動を、円滑かつ効果的に展開するための計画である。

1 災害ボランティアセンター

（1）設置主体

市及び市社会福祉協議会は、協定に基づき、災害状況に応じて災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの設置場所は「もやい館」とするが、災害の状況等に応じて、市、市社会福祉協議会及び関係機関と協議して設置場所を決定する。

なお、広域単位での設置も考慮し、事前に近隣市町村、社会福祉協議会等との協力体制を構築しておく。

（2）役割と機能

- ① 市及び県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体との情報交換、運営スタッフ等の派遣要請
- ③ 活動用資材及び機材の調達（県ボランティアセンター、市等と連携）
- ④ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ⑤ ボランティアの受入
- ⑥ ボランティア保険の加入手続
- ⑦ ボランティア希望者の配置等
- ⑧ 救援物資の仕分け及び配布
- ⑨ 現地での支援活動
- ⑩ ボランティアの健康管理
- ⑪ その他

（3）市の対応

- ① 連携会議の設置
- ② 連絡調整
- ③ 活動場所の提供
- ④ 行政情報、災害情報（道路情報、地域の被害情報及び避難情報）等災害ボランティアセンターとの適切な情報提供
- ⑤ 災害ボランティア活動に関する広報
- ⑥ ボランティアの活動環境整備

（4）組織及び運営体制

- ① 組織
関係団体と協議の上、効率的かつ効果的な組織体制を整備する。
- ② 運営体制

ボランティア関係団体及び県災害ボランティアセンターから派遣される運営スタッフ、災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワーク等が活かされるような運営体制とする。

(5) 閉所の時期について

災害ボランティアセンターの閉所に当たっては、被災地の自治会、関係機関、関係団体等と慎重に合意形成を図りながら、被災地におけるボランティアに対するニーズの状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

第30節 労務供給計画

（土木課、経済観光戦略課、農林水産課、都市計画課、上下水道局、いきいき健康課、市民課、環境課、給食センター）

災害における応急措置及び災害復旧作業を、迅速かつ適切に実施するため必要な労務者の確保について労務供給計画を次のとおり定めるものとする。

1 動員等の順序

（1）民間団体（奉仕団）の動員

災害応急措置の実施に当たり、大量の労務を必要とし、作業内容が明確で単純軽易なものについて、市長は次の民間団体に対して協力を求めるものとする。

○民間団体の状況

水俣市地域婦人会（水俣日赤奉仕団）

農協婦人部

（2）労務者の雇上

市長は、災害応急措置の実施に当たり、労務者を必要とするときは、水俣公共職業安定所長及び芦北地方災害対策本部長（芦北地域振興局長）に対し、要請するものとする。

要請に当たっては、次に掲げる事項を文書又は口頭（電話）で示して行うものとする。

- ① 職業別及び所要労働者数
- ② 作業場及び作業内容
- ③ 労働条件
- ④ 宿泊施設の状況
- ⑤ その他必要事項

2 応援要請

（1）民間団体に協力を要請しようとするときは、相互応援協定等に基づき、市民対策部において次の事項を明確にして、当該地域及び隣接の団体の長に対して応援を要請するものとする。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所

3 民間団体応援隊の編成及び活動

（1）応援隊の編成

第3章 災害応急対策計画

災害の規模に応じて、現地において組織し、産業建設対策部長又は市民対策部長の指示に従うものとする。

(2) 活動内容

応援隊の災害応急措置に係る活動内容は、主に次のとおりとする。

- ① り災者の救助作業及び災害応急復旧作業
- ② 災害直後の炊き出し作業

(3) 民間団体への応援連絡は、市民対策部において行う。

(4) 応援隊の長は、その活動記録を作成し市民対策部を通じて、災害対策本部に提出するものとする。

4 緊急時の従事命令

市長は、災害対策基本法第65条第1項の規定に基づき、災害応急措置を実施するため、緊急の必要がある場合は、市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者に対し、従事命令を発するものとする。

5 特殊技術者等に対する従事命令

災害対策基本法第71条第2項の規定に基づく知事の委任があった場合は、市長は通知された期間、当該事務を行われなければならない。

第31節 文教対策計画（教育課）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命及び身体の安全を保持し、文教施設を災害から保護して教育行政の確保を図るものである。

なお、市内の各小中学校における個々の災害計画については、法令又は規則に基づき、別途校長が計画を定めるものとする。ただし、各市内小中学校は、各地域の避難所となっているので、本計画との整合性を図るよう努めなければならない。

1 実施責任者

- (1) 市立小中学校の文教施設の災害応急措置は、市長が行うものとする。
- (2) 市立小中学校の児童及び生徒に対する災害応急教育対策は、市教育委員会が行うものとするが、災害救助法が適用された場合、又は市が災害応急対策を実施することが困難な場合は、県、又は県教育委員会は、必要関係機関の協力を求めるものとする。
- (3) 私立学校等(幼稚園等)の文教施設の災害応急措置及び児童生徒の災害教育対策は、当該施設の管理者が行うものとするが、必要があるときは市の関係機関とともに協力するものとする。
- (4) 県立学校の生徒に対する災害応急教育対策は、知事又は県教育委員会が行うものであるが、要請があったときは協力するものとする。

2 文教施設の応急対策

市長は、災害の状況により、教育関係機関と連絡をとり、災害の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指示を行い、応急措置を速やかに実施し、災害時における応急教育に支障のないよう措置するものとする。

3 応急教育実施の予定場所

- (1) 教育委員会は、災害発生のおそれがあり、又は災害が発生し、次に掲げる事態に至ったときは、あらかじめ定めた場所若しくは被害の状況に応じて適当な場所を定め、応急教育を実施するものとする。
 - ① 学校施設が災し、教室等が使用不能になったとき。
 - ② 災害が発生し、応急復旧の見込みがないとき。
 - ③ 交通途絶により、通学困難なり災児童及び生徒が多数あるとき。
 - ④ 災害により学校を開放することが困難なとき。
 - ⑤ その他応急措置が必要と認められるとき。
- (2) 応急教育の実施予定場所
 - ① 被害を免れた隣接地域の学校施設、公民館及び公共の施設
 - ② 応急教育実施に適した民間施設
 - ③ 近接市町の小中学校施設への委託等

4 応急教育の方法

(1) 教育実施者の確保等

市教育委員会は、県教育委員会及び芦北教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう、必要に応じ、県教育委員会に対し教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱が生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。なお、教育実施者が不足する場合は、他管内の教育実施者を動員するものとする。

また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、県教育委員会へ応援を求めるものとする。

(2) 教材、学用品等の調達及び配給の方法

① 教材、学用品等の被害を受けた場合は、所定の様式に従って、県教育委員会に報告する（災害救助法が適用された場合は市長を経由して報告する）とともに、市長にも被害状況を通報するものとする。

② 県教育委員会が教材、学用品等のあっ旋及び調達をする一方、地元の特約教科書販売店及び学用品文具店の協力を求めるものとする。

5 学校給食等の措置

災害により学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、市長は県教育委員会に報告し、指示を仰ぐ一方、災害の状況により直ちに対策措置を講ずるものとする。

また、教育委員会は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法及び供給方法について指示を求めるものとする。

6 災害救助法による学用品の支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小中学校の児童及び生徒に対しては、必要最小限の学用品を給与し、教育活動の確保を図るものとする。

(1) 支給対象者

災害によって住家に全壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水等の被害を受けた小中学校の児童及び生徒とする。

(2) 支給品目

教科書、教材、文房具、通学用品等とする。

(3) 調査及び報告

教育班（教育課）は、災害の程度により、学校長に対し、被害状況の取りまとめを依頼し、結果を県教育委員会及び救助班（福祉課）に報告するものとし、報告を受けた救助班（福祉課）は、災害救助法に係る手続きを行う。

(4) 支給方法

教科書等の支給は、学校長と協議の上、教育班（教育課）が実施する。

(5) 支給期間

教科書及び教材については、災害発生の日から1ヶ月以内、文房具、通学用品等については15日以内とする。

第32節 自衛隊派遣要請計画（危機管理防災課）

本計画は、天変地異その他の災害に対し、人命又は財産保護のため、自衛隊法第83条の規程に基づく自衛隊の派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1 災害派遣要請基準

市長は、天変地異その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合には、災害派遣の要請を知事に要求することができる。

ただし、通信の途絶等により知事に要求できない場合は、自衛隊に通知を行うことが出来る。

（1）災害派遣要請（要求）における考慮すべき三要件

ア 緊急性

さし迫った緊急性があるとき。

イ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外にほかの適切な手段がないとき。

ウ 公共性

公共の秩序を維持するために、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があるとき。

（2）災害派遣要請の要求

① 市長は、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請をするよう要求することができる。

② 知事に災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 災害の状況及び派遣を必要とする事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機、資材等の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他参考となる事項

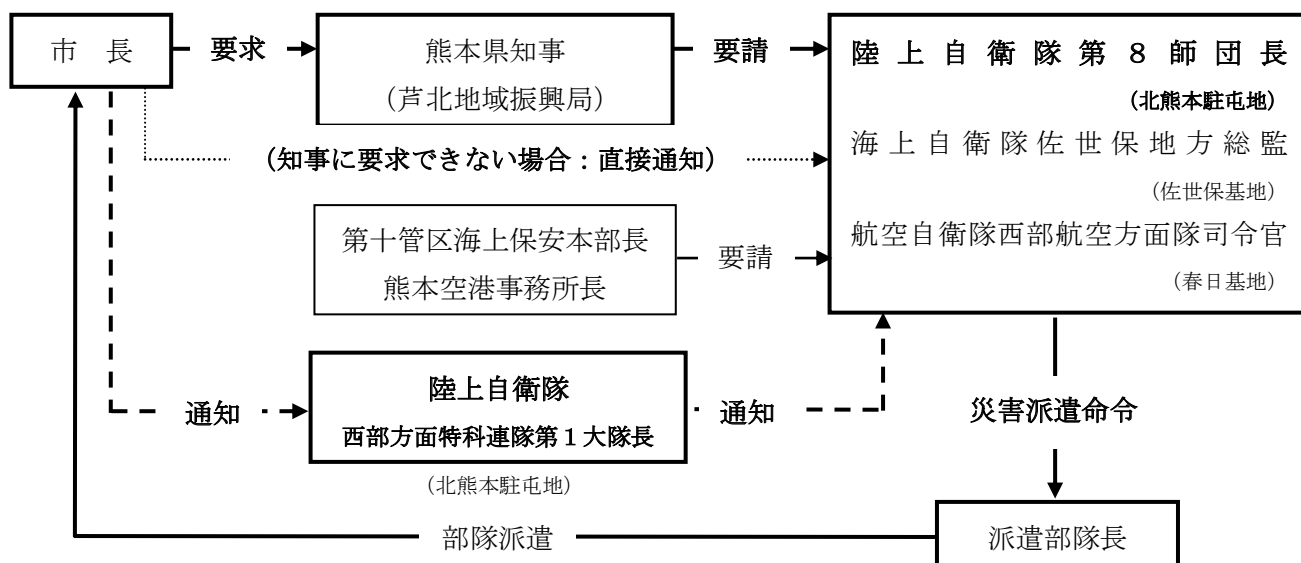
連絡手段、連絡場所、連絡責任者、部隊の集結地、集結地に至る経路上の目標物等

（3）自衛隊の自主派遣

例外的な措置として、大規模な災害が発生した場合に、情報収集のための部隊派遣、通信の途絶等により連絡が不可能な場合の人命救助のための部隊の派遣等、特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合には、要請を待たないで派遣される場合がある。

※ 市が、自衛隊の派遣を要求する前の段階において、ライフライン関係企業が、応急活動を行うに当たって自衛隊の応援を必要とする場合がある。この場合、ライフライン関係企業から市長に要請があった場合には、できる限り県知事へ自衛隊の派遣を要求するものとする。

【災害派遣要請（要求）の流れ】



2 派遣部隊等の受け入れ措置

(1) 市災害対策本部と自衛隊派遣部隊との情報共有及び調整

市災害対策本部、警察、消防等の防災機関は、派遣された自衛隊の活動が円滑に行われるよう、各種情報を迅速かつ的確に把握し、自衛隊指揮官と相互に絶えず情報交換を行い、情報の共有を図ること。

① 市職員の派遣

自衛隊の要求により、市職員の派遣要請等があった場合には、市職員を自衛隊の主要活動地点へ派遣し、市防災行政無線移動系携帯型無線機の貸与を行う等、可能な限り、迅速な措置を行わなければならない。

② 他機関との調整

自衛隊の活動と他機関との活動が重複しないよう、必要な調整を行う。

調整に当たっては、それぞれの機関の力が最大限に発揮されるよう配慮する。

(2) 活動拠点の提供

① 指揮所、宿泊施設及び野営施設の提供

提供施設については、災害の種別及び避難住民の状況にもよるが、総合体育館（本館）、武道館、エコパーク水俣等、一定の面積を有し、指揮所スペースの確保ができ、駐車場が広い施設を優先的に確保する。

② ヘリポートの提供

ヘリの派遣要請を行う場合は、要請手続の際に、使用可能なヘリポート名、着陸地点の風向及び風速等を、あらかじめ熊本県（危機管理防災課）に連絡を行うこと。

また、近隣住民へ周知し、安全を確保するとともに、発煙筒等をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

派遣部隊の任務以外に一般復旧計画は別途依頼すること。

(3) 資機材の提供等

応急措置に必要な資機材等については、自衛隊指揮官と協議して決めること。

(4) 経費の負担

自衛隊派遣による経費の負担については県地域防災計画によること。

3 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出及び救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のう作成、運搬及び積み込み
- (4) 宿泊活動：テントを使用した宿泊施設の設置
- (5) 給水活動：水タンク車及び水トレーラによる給水
- (6) 給食活動：給食車による炊飯(温食)
- (7) 入浴活動：公園、グラウンド等の野外における応急風呂の開設
- (8) 医療及び防疫：応急救護、除染車等による地域の防疫
- (9) 緊急物資等の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- (10) 道路の応急啓開：応急土木工事及び土砂崩れに対する工事等

4 災害派遣要請窓口

機関名	連絡窓口	電話番号
熊本県	危機管理防災課	0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 1 5
陸上自衛隊	第8師団司令部 (北熊本駐屯地)	0 9 6 - 3 4 3 - 3 1 4 1 (内線 3 2 3 4) 夜 間 (内線 3 2 9 9)
	西部方面特科連隊 第1大隊第3係 (北熊本駐屯地)	0 9 6 - 3 4 3 - 3 1 4 1 (内線 3 6 4 7) 夜 間 (内線 3 6 4 6) F A X (内線 3 6 0 7)
海上自衛隊	佐世保地方総監部 (佐世保基地)	0 9 5 6 - 2 3 - 7 1 1 1 (内線 3 2 2 5) 夜 間 (内線 3 2 2 2)
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部 (春日基地)	0 9 2 - 5 8 1 - 4 0 3 1 (内線 2 3 3 4) 夜 間 (内線 2 8 5 0)

5 災害派遣要請（要求）の一例

水災対第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇 〇〇 様

水俣市長 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣の要請について（要求）

このことについて、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり、自衛隊の派遣要請を求めます。

記

1 災害の状況及び派遣を必要とする事由

（1）人的被害

令和〇〇年〇〇月〇〇日からの豪雨により、〇〇日午前〇〇時〇〇分、〇〇地区での土石流等により、〇名の行方不明者が発生している。水俣消防署、消防団等〇〇名が捜索・救助活動にあたっているものの本市の対応能力を超え、迅速な人命救助が必要である。（緊急性）

（2）物的被害

水道送水管損壊により、〇〇病院、〇〇避難所等への断水が発生し、道路寸断のため給水車等も出動できず、入院患者、高齢者等への早急な給水が必要である。（非代替性）（公共性）

2 派遣を希望する期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時〇〇分から復旧に向けた本市機能が回復するまでの間

3 希望する部隊規模

人命救助、医療・給水支援に必要な人員、車両（重機、給水車等）、航空機等を希望

4 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動区域

土石流災害現場、〇〇病院、〇〇地区、〇〇地区・・・の避難所

（2）活動内容

行方不明者の捜索・救助活動、医療支援、給水支援

5 その他

（1）派遣部隊の集結目標

水俣市総合体育館（UTM座標：・・・・・・）

（2）ヘリ着陸点

〇〇小学校グラウンド（UTM座標：・・・・・・）

（3）連絡調整者

水俣市役所危機管理防災課 役職 〇〇 〇〇 電話：0966-61-1604

第33節 海上災害対策計画

(危機管理防災課、経済観光戦略課、農林水産課、消防本部)

本計画は、船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失並びにその他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持に当たるものとする。

1 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、八代海上保安署、県、県警察、水俣市及び消防本部は、連携して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

(1) 八代海上保安署の措置

① 予防対策

- ア 防災協力体制に関すること。
- イ 海上災害の予防計画に関すること。
- ウ 防災施設、防災資機材等の把握及び整備に関すること。
- エ 海難防止の指導及び啓発に関すること。
- オ 防災関係資料の収集に関すること。
- カ 海上防災の研修及び訓練指導に関すること。
- キ その他所管事項に関すること。

② 応急対策

ア 非常対策の確立

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、海上保安庁長官及び管区海上保安本部長が発令する非常配備並びに災害対策本部の設置に必要な対策の検討及び情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて水俣市災害対策本部の設置を推進する。

(イ) 流出油により、著しい海洋の汚染があると認められるときは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第45条第2項の規定に基づき、その汚染の状況について、市長に通知する。

(ウ) 熊本県排出防除協議会に出動を要請するとともに、熊本県災害対策本部との連携を進めるものとする。

特に必要があると認めるときは、市長に対し、海防法第41条の2の規定に基づき、排出された油、有害物質、廃棄物、その他の除去等海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請する。

イ 海上災害に伴う救助活動のため、管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な調査等を行う。

ウ 通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保に当たる。

エ 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは油及び放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路情報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回及びその他有効な方法により船舶及び関係者へ伝達通知するものとする。

オ 災害状況の把握、情報の収集等

航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに、情報を収集し、その結果を分析評価して報告又は通報するものとする。

カ 救助活動

(ア) 避難の援助及び指示

避難命令が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずるおそれがある場合は、適当な場所への避難の指導をするものとする。

(イ) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合は、捜索及び救助に当たるものとする。

(ウ) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送

(エ) 消防活動

船舶等の火災の消火

(オ) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材、救援物資等の緊急輸送

(カ) 物資の無償貸与及び譲与

要請により、又は必要と認める場合は、規定に基づき海上災害救助用物品のり災者への無償貸与又は譲与を行うものとする。

キ 海上交通安全の確保

(ア) 漂流物、沈没物又はその他航路障がい等の応急措置及び除去についての命令又は勧告

(イ) 水路の損壊及び水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒

(ウ) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限又は禁止及び必要に応じ応急標識等の措置

ク 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置

を講じるものとする。

(ア) 海面に油、放射線物質等が流出した場合の付近の警戒、油の飛散、火災発生防止等の措置

(イ) 状況に応じ船舶交通の制限又は禁止、進行の停止、航路変更等の指示

(ウ) 危険物積載船舶について、荷役の制限又は禁止及び移動若しくは航行の制限又は禁止の措置

ケ 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化するものとする。

コ 広報

住民の不安の解消及び住民の安全に重点をおき、災害、治安、救助、復旧の状況、応急措置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整の上、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

③ 災害対策基本法に基づく応急業務

ア 異常現象発見者からの通報の受理及び処理(第54条)

イ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件に必要な措置の指示(第59条)

ウ 居住者、滞在者及びその他の者に対する避難のための立ち退きの指示(第61条)

エ 警戒計画区域の設定及び当該区域への立入制限又は禁止並びに退去の措置(第63条)

オ 応急措置を実施するための工作物又は物件の使用、収用、除去及び保管に関する業務(第64条)

カ 応急措置業務への従事命令(第65条)

キ 応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示(第77条)

ク 応急措置の実施に必要な物資の保管、収用、保管場所への立入り検査及び必要な報告の徴収(第78条)

(2) 熊本県の措置

① 情報の伝達及び応急対策の指示

関係沿岸市町村に対し、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策を指示する。

② 熊本県防災消防ヘリコプターの出動

(電話) 096-289-2212 (FAX) 096-289-2277

水難事故等において、現地消防力だけでは対応できないと認められるときは、捜索及び救助活動に出動する。

③ 自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等、応急措置のために必要があると認められるときは、自衛隊の派遣要請を行う。

第3章 災害応急対策計画

- ④ 関係沿岸への支援
関係沿岸市が行う防除作業に対し、支援を行う。
 - ⑤ その他、関係機関に対する協力要請
- (3) 県警察本部の措置
- ① 海上における警戒及び警備
 - ア 警備艇、ヘリコプター等により遭難者等の搜索救助、遺体の収容、検死及び災害情報収集並びに伝達
 - イ 陸上交通途絶の場合における人員、物資等の輸送及び通信連絡の確保
 - ② 沿岸における警戒警備
 - ア 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握
 - イ 危険物の防除活動
 - ウ 立入禁止区域の警戒及び交通規制
 - エ 住民の避難指示及び誘導
 - オ 被災者の救出、負傷者等の救護
 - カ 犯罪の予防及び検挙
 - キ 危険箇所の警戒
 - ク 死体の見分、検死及び行方不明者の調査
 - ケ 広報活動
 - コ 通信の確保
 - サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- (4) 水俣市の措置
- ① 人命の救出、救護及び搜索（熊本県海難救助隊水俣地区隊長（Tel 6 3-3 7 8 6）に応援要請）
 - ② 初期消火及び延焼防止
 - ③ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - イ 火気使用の制限、禁止等、火災危険防止措置の広報及び警戒
 - ④ 沿岸住民に対する避難の指示
 - ⑤ 沿岸地先海面の警戒
流出油、火災、漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先及び海面への巡回監視
 - ⑥ 情報収集及び関係機関への情報伝達
- (5) 関係諸団体の協力措置
- 油除剤、油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、市等から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

第34節 救援物資要請・受入・配分計画（危機管理防災課、市民課）

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

なお、市は、小口・混載の物資は原則受け入れない等、救援物資の受入の取扱いを決定し、ホームページ等による情報発信を行うものとする。

1 不足物資の把握

市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、市のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2 物資の要請

市が供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、市は、県に不足物資の応援要請を行うものとする。

3 受入・供給体制

（1）物資集積拠点の選定

市は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

物資集積拠点の候補地としては、市役所、水俣広域公園（エコパーク水俣）、総合体育館、文化会館、水俣第一小学校校舎、愛林館、道の駅、JNCなどが考えられるため、施設管理者等と平素から調整を行っておくとともに、被災状況及び輸送業者や自衛隊の部隊の規模（車両の大きさ、車両数、輸送品の種類等）に応じて、速やかに決定できるように準備しておくものとする。

（2）受入・供給体制の整備

市は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

市は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保等、物資の受入・供給体制の整備に関して、公益社団法人熊本県トラック協会と連携し実施するものとする。

第 4 章 水防計画

第1節 総 則

1 水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）の趣旨に基づき、本市における水防事務の調整及び実施に必要な事項を規定することにより、本市の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

- （1）水防上必要な組織の整備、活動体制の確立等
- （2）水災に関する監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こう門の管理
- （3）水防活動に要する資機材、設備の整備及び運用

2 水防の責任

（1）市の水防責任

市は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）主な事務は次のとおりとする。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第15条）
- ④ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑤ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑥ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑦ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑧ 堤防決壊等の通報及び決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑨ 公用負担（法第28条）
- ⑩ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑪ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑫ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑬ 水防協力団体の指定及び公示（法第36条）
- ⑭ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑯ 浸水被害軽減地区の指定・公表及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑰ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑱ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

第4章 水防計画

(2) 居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者又は消防機関の長から水防のため要請があった場合は、直ちに協力し水防に従事しなければならない。(法第24条)

(3) 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報(法第25条)
- ② 決壊後の処置(法第26条)
- ③ 水防訓練の実施(法第32条の2)
- ④ 津波避難訓練への参加(法第32条の3)
- ⑤ 業務の実施等(法第36条、第37条、第38条、第39条)

(4) 水防本部の設置

法第16条の規定による水防警報を受け、また、水防の必要があると認めたときから、洪水、内水、津波又は高潮の危険が解消するまでの間、水防本部を設け対策に当たる。

3 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要に応じて変更を行う。水防計画を変更する時はあらかじめ、市防災会議に諮ると共に、熊本県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更した時は、その要旨を公表するものとする。

4 安全確保

洪水、内水、津波、高潮等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全確保について配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門(樋門)操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- (1) 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- (2) 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- (3) 作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な無線機等の通信機器を携帯すること。
- (4) 作業時には、最新の気象情報等を入手するために、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動に従事するものを随時交代させる。

5 水防体制の確立

洪水、内水、津波又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、水防本部長は、水防活動の推進を図るために、第3章災害応急対策計画第3節「職員動員計画」に準ずる配備体制をとる。

6 洪水危険箇所等の周知

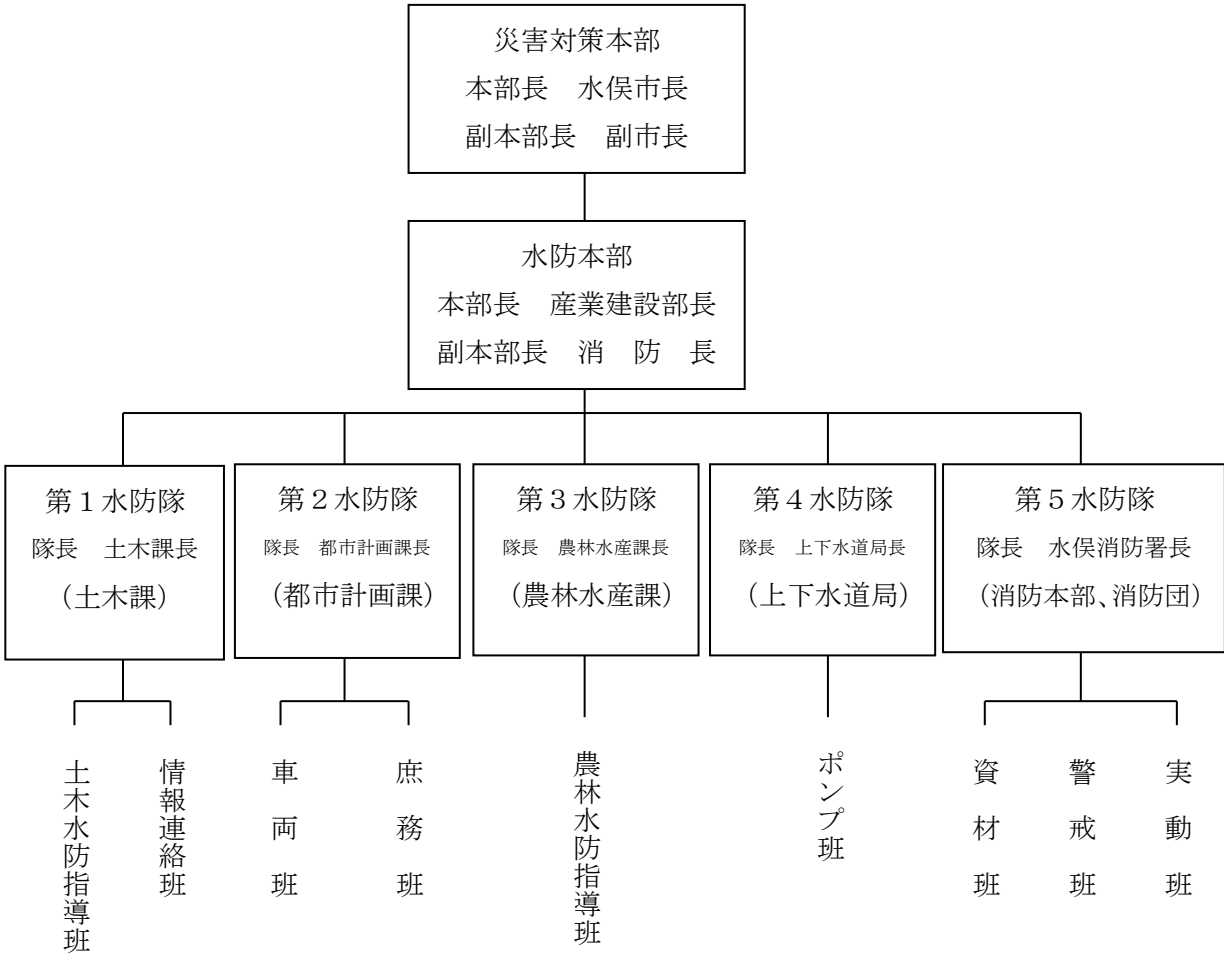
洪水、内水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、円滑な水防活動及び避難行動が取れるよう、水俣市防災ハザードマップを活用するよう周知を図るものとする。

第2節 水防組織計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

水防本部は、災害対策本部の一環として水防対策にあたる。

1 水防本部組織



2 水防に関する事務分掌

水 防 事 務 分 掌			
本 部	隊 名	班 名	担 当 事 務
災害対策本部 本部長（市長） 水防本部長 （産業建設部長）	第1水防隊 （土木課長）	土木水防指導班 情報連絡班 （土木課）	1 気象状況その他情報の収集連絡、水位及び雨量の調査及び報告 2 水防の現地指導 3 隊員の招集及び解散の指示 4 水防資機材の確保及び備蓄 5 隊員の住所録作成 6 水防開始・解除及び水防記録の作成 7 水防顛末報告の作成

災害対策本部 本部長（市長） 水防本部長 （産業建設部長）	第2水防隊 （都市計画課長）	庶務班 車両班 （都市計画課）	1 証票書類の発行、その他水防庶務 2 水防予算の経理 3 車両の確保、機材の整備及び資材の輸送
	第3水防隊 （農林水産課長）	農林水防指導班 （農林水産課）	1 農林関係の現地指導
	第4水防隊 （上下水道局長）	ポンプ班 （上下水道局）	1 雨水ポンプ場の運転
	第5水防隊 （消防署長）	警戒班 実動班 資材班 （消防本部、消防団）	1 危険区域の巡視及び警戒 2 危険個所の補強及び応急対策 3 水防資材の確保及び輸送計画 4 その他必要な水防活動

3 水防本部

- （1）水防本部長は、産業建設部長とし、水防上必要と認めるときは、水防計画の定めるところにより、水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
- （2）芦北水防区本部が設置され、本市も必要があると認めたときは、水防本部を設置する。
- （3）水防本部に関する事務は、土木課が行う。

4 水防管理者及び水防従事者

水防管理者は、災害対策本部長（市長）とし、水防従事者は、市職員、消防本部及び消防団（以下「隊員」という。）で編成する第1水防隊から第4水防隊が水防計画に基づき従事する。

5 隊長の任務

- （1）各隊長は、呼集された隊員を指揮監督して、事務分担に基づき水防の任務を遂行する。
- （2）各隊長は、任務の遂行に当たって、活動内容等を詳細に記録し、水防本部長に報告する。

第3節 水防連絡計画

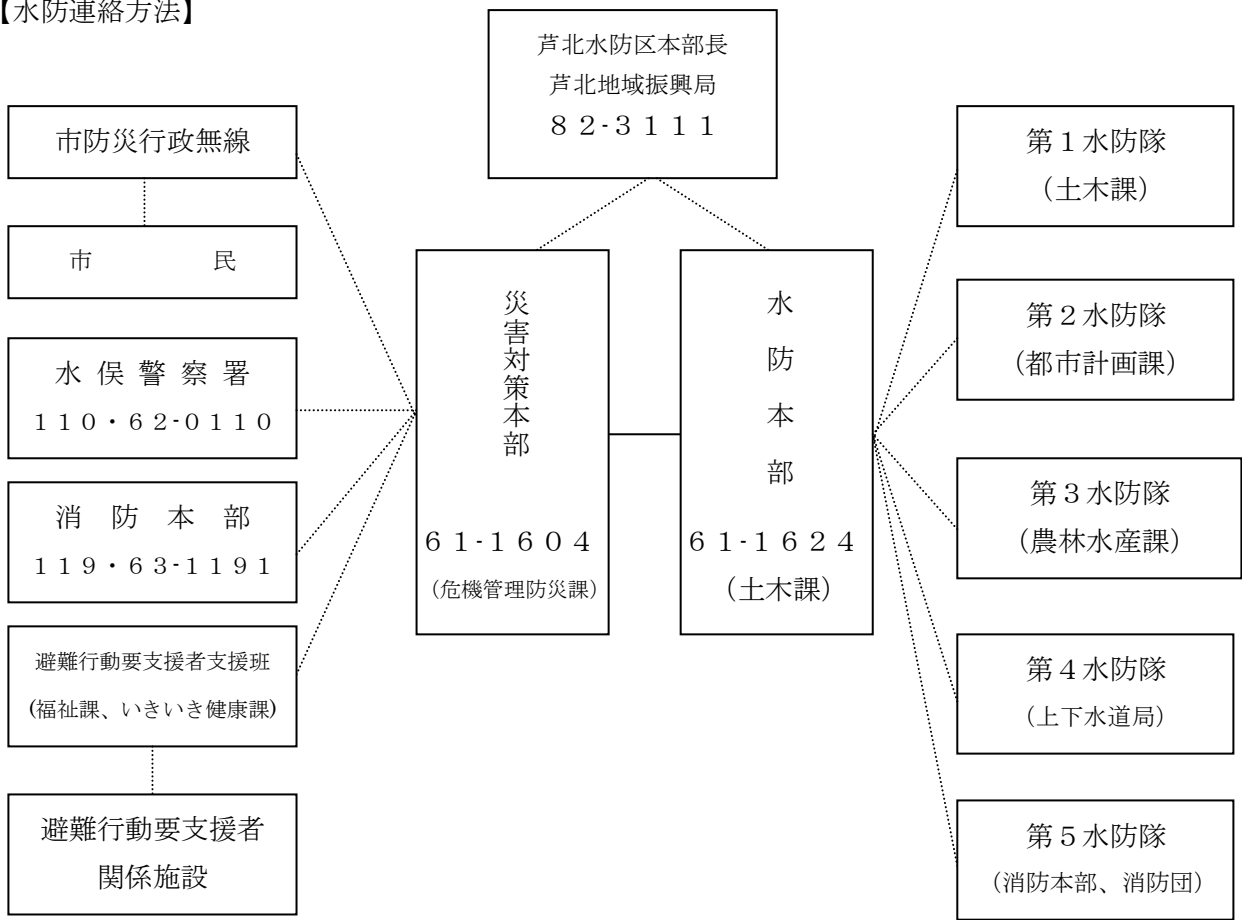
(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 水防連絡方法

水防組織に基づく各隊員の水防非常時の連絡方法は、あらかじめ定めておくものとする。

- (1) 水防非常事態が発生したときは、勤務時間中は所定の体制により対応を行い、勤務時間外には、当直又は災害配備待機班の担当職員（総務班）から第1号配備体制編成表及び動員連絡表により、水防本部長及び各隊長に連絡するものとする。
- (2) 連絡を受けた各隊長は、緊急連絡網によって速やかに各隊員に連絡し、招集するものとする。
- (3) 各隊員は、報道機関等の情報や気象状況によって水防の必要を察知したときは、招集を待たずに直ちに出勤し、所定の場所に待機するものとする。
- (4) 災害対策本部長は、水防警報の通知を受けたときは、直ちに警察署長及び消防長に通知するものとする。
- (5) 災害対策本部長は、水防警報の通知を受けたときは、避難行動要支援者支援班長(福祉課長)を通じて、浸水等のおそれのある避難行動要支援者関係施設（資料編P59「12 避難行動要支援者関係施設一覧」記載のとおり）へ周知するものとする。

【水防連絡方法】



2 市民への周知方法

市民への周知は、市防災行政無線・戸別受信機、自主防災組織への連絡、広報車（市広報車、消防車両）、サイレン、チャイム、熊本県防災情報メールサービス、エリアメール（NTTdocomo）、緊急速報メール（au, SoftBank）、インターネット、Ｌアラートによる配信等により周知を図る。

3 水防信号

水防信号は、法第20条に定めたものを準用するものとするが、防災行政無線による周知については、次のとおりとする。

（水防信号）

区 分	警鐘信号	サイレン信号	防災行政無線	備 考
第1信号 (警戒信号)	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ 休止 ○ 休止	—	氾濫注意水位を超過した場合
第2信号 (出動信号)	○○○ ○○○ ○○○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ 休止 ○ 休止	—	避難判断水位超過相当（警戒レベル3）の場合 各隊員が出動すべきことを知らせるとき
第3信号 (協力信号)	○○○○ ○○○○ ○○○○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ 休止 ○ 休止	—	氾濫危険水位超過相当（レベル4）の場合 地域内に居住する者が出動することを知らせるとき
第4信号 (避難信号)	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ 休止 ○ 休止	（避難指示） サイレン60秒	氾濫危険水位超過相当（レベル4）の場合 地域内の居住者を避難させるとき

- 備考 1 水防信号は、適宜時間を継続して行うこと。
 2 必要に応じ警鐘信号及びサイレン信号を併用して行うことができる。
 3 危険が去ったときは、口頭、防災行政無線等で周知を行うものとする。

第4節 水防巡視及び通報計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 警戒区域

水防巡視は、第5水防隊が当たり、警戒区域は次のとおりとし、巡視責任者は警戒区域を巡視する各消防団の部長とする。

名 称	場 所	延 長	担当部・消防団	待機所
水 俣 川	自：水俣川河口	右岸：3, 170 m	第1分団第1部、7部	各部 詰所
	至：長野鉄橋下	左岸：3, 100 m	第2分団第22部 第2分団第2部、3部	
湯 出 川	自：小崎水源地	右岸：560 m	第5分団第6部	〃
	至：江南橋	左岸：530 m	第3分団第5部	
久 木 野 川	自：湯出下村	右岸：1, 530 m	第5分団第15部	〃
	至：湯出流合橋	左岸：1, 530 m		
久 木 野 川	自：竹下橋	右岸：1, 000 m	第7分団第23部、24部	〃
	至：有木橋	左岸：1, 000 m		
大 迫 海 岸	海岸線全線	500 m	第1分団第8部	〃
湯の児海岸	海岸線全線	1, 150 m	第2分団第21部	〃
築地海岸	海岸線全線	550 m	第2分団第3部	〃
丸島海岸	海岸線全線	1, 250 m	第3分団第4部	〃
梅戸海岸	海岸線全線	1, 650 m	第3分団第4部	〃
百 間 港	海岸線全線	920 m	第3分団第4部	〃
			第4分団第20部	
湯堂茂道海岸	海岸線全線	825 m	第4分団第17部	〃

2 水防警報対象区域

熊本県から発表される水防警報の対象区域は次のとおりである。

河川名	観測局名	区 域	
水俣川	新水俣橋	右岸	湯出川合流点から海まで
		左岸	
	深 川	右岸	久木野川合流点から湯出川合流点まで
		左岸	
湯出川	湯出川	右岸	湯出字前田2149番の1地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで
		左岸	長野字下川平981番地先の大窪橋上流端から水俣川合流点まで

3 河川等の巡視及び警戒（法第9条）

- （1）各隊長は、水防本部を設けたときから気象の状況及び情報に注意し、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視させる。異常又は危険箇所を発見したときは、その旨を直ちに、水防本部へ報告するとともに、当該河川海岸の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

なお、出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮した上で、行うものとする。

（2）巡視及び警戒

災害発生のおそれがあるときの河川巡視及び警戒は、必ず2人以上で行い、次の点に注意して監視を行う。

- ① 懐中電灯、無線機等を携行し、本部と連絡を密にして二次災害防止に努める。
- ② 堤防の裏法の漏水及び表法で水当たりの強い箇所の亀裂及び決壊の有無
- ③ 堤防の溢水及び堤防天端の亀裂、沈下、橋梁その他の構造物と堤防の取り付け部分の異常
- ④ 山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所の状態
- ⑤ 堤防監視警戒は、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭に置きながら行動する。

（3）局地的豪雨、河川の増水等の通報連絡員

- ① 山間部における局地的豪雨等の情報を伝達するため、河川上流部に通報連絡員を置く。
- ② 山間部での局地的な豪雨、急激な河川の増水、がけ崩れ、土砂災害の前ぶれ等を発見した場合、連絡通報員は、緊急情報を市又は消防本部に連絡するものとする。市又は消防本部は、通報を受けたときは、関係機関に連絡するとともに、直ちに警戒体制、緊急避難等の措置を講ずるものとする。

4 重要水防区域

別図のとおり定める。

5 水位、雨量の観測

水位、潮位（以下、「水位」という。）及び雨量の観測は、水防本部を設けたときから1時間毎に行う。（急激な場合は30分ごと）ただし、熊本県のテレメータが設置されている地点については、随時確認を行い、県防災情報ネットワークシステム及び防災無線FAXからの情報提供も受ける。

6 水位の情報（法第12条）

- （1）観測した水位及び雨量情報は、その都度水防本部長に報告する。
- （2）水防本部長は、報告を受けた水位が水防団待機水位を超えたときは、直ちに水位通報様式により、芦北水防区本部長（芦北地域振興局長）ほか関係者に通報しなければならない。
- （3）水位の通報は、次の項目について報告する。

① 日時	② 観測場所	③ 水位及び雨量
④ 水位増減の傾向	⑤ 観測者の氏名	⑥ その他

7 水位及び雨量の通報時期

通報は、氾濫注意水位に達したときから、最高水位に到達し、氾濫注意水位を下回るまでは、30分間隔で水防本部に報告する。(増水の緩急による臨機に変更すること)

8 水位及び雨量の観測場所

(1) 水位の観測場所

観 測 場 所	水 系	水防団 待機水位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	観 測 者
水 俣 川 右 岸 (新水俣橋第2橋脚)	水俣川	2.34m	2.53m	2.76m	2.99m	危機管理防災課長 (県測定)
水 俣 川 左 岸 (新水俣橋)	水俣川	2.34m	2.53m	2.76m	2.99m	危機管理防災課長 (県測定)
水 俣 川 左 岸 (桜野橋下流側)	水俣川	2.46m	3.82m	4.03m	4.44m	危機管理防災課長 (県測定)
湯 出 川 左 岸 (旧第三中学校側)	湯出川	0.89m	2.05m	2.18m	2.44m	危機管理防災課長 (県測定)
久 木 野 川 右 岸 (竹下橋橋脚)	久木野川	1.50m	2.30m	(参考値)		消防団第23部長 (目視観測)
湯 出 川 左 岸 (あさひ荘)	湯出川	2.80m	3.30m			消防団第15部長 (目視観測)

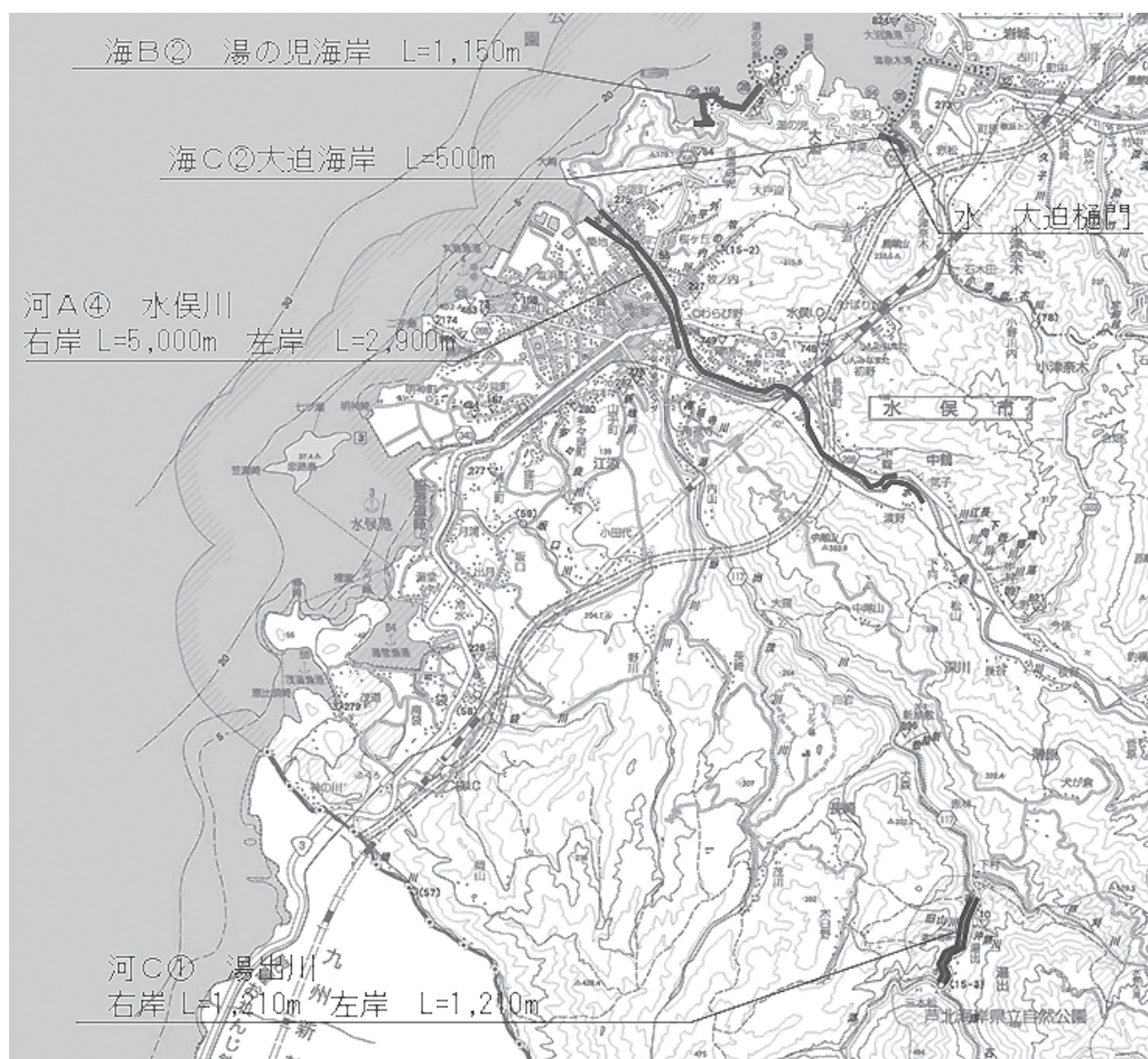
(2) 雨量の観測場所

観測場所	観測位置	水 系	観 測 者
気象台アメダス(親水公園内)	水俣市南福寺	水 俣 川	危機管理防災課長
熊本県深川(桜野橋)	水俣市薄原	水 俣 川	危機管理防災課長
熊本県水俣(有木)	水俣市久木野	久 木 野 川	危機管理防災課長
国交省袋(国道3号線沿い)	水俣市袋	—	危機管理防災課長
熊本県大関山(大川と隣接)	葦北郡芦北古石	久 木 野 川	危機管理防災課長
熊本県矢筈岳(頭石)	水俣市湯出	湯 出 川	危機管理防災課長
水俣市宝川内(たから館)	水俣市宝川内	宝 川 内 川	危機管理防災課長
水俣市湯出(湯の鶴温泉保健センター)	水俣市湯出532-2	湯 出 川	危機管理防災課長
水俣市芦北広域行政事務組合消防本部	水俣市ひばりヶ丘3番 12号	—	水 俣 消 防 署 長

※ 水位及び雨量の観測について、水俣川右岸(新水俣橋第2橋脚)、久木野川右岸(竹下橋橋脚)及び湯出川左岸(あさひ荘)での水位観測は目視によって、その他の観測については、インターネットの各種ホームページで確認するものとする。

なお、設備や確認方法などについては、資料編P44（8 気象観測設備等の現況）記載のとおりである。

別図 重要水防区域図



第5節 水防活動計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 水防活動

- (1) 水防管理者は、気象台の注意報及び警報を受けた場合、又は洪水の危険を察知した場合は、第1段階として、計画した人員を招集し、堤防の監視及び警戒配置に当たるものとする。
- (2) 水防団待機水位に達したとき、又はその他必要性を認めたときは、第2段階として計画した人員を配置するとともに、器具資材を整備し、出動準備を整える。
- (3) 出動水防信号により、全員出動して水防活動を行う。第3信号により居住者も出動する。第4信号で居住者は避難するものとする。
- (4) 水防団待機水位を下り、再度水位上昇のおそれなくなったときは、水防体制を解除する。
- (5) 危険箇所を発見したときは、直ちに水防本部長に報告するとともに、災害防止の応急措置を施し、住民の安全確保を図るものとする。
- (6) 水防本部長は、前号の報告を受けたときは、直ちに各隊長に隊員の現場派遣と所要資材の輸送を命ずる。
- (7) 第1水防隊長、第2水防隊車両班長及び第5水防隊資材班長は、資機材の調達整備及び輸送車両の確保を図り、水防作業に支障の内容に努めなければならない。

2 水防警報の段階

(1) 第1段階 待 機

水防管理者は、水防団待機水位を越え、氾濫注意水位に達すると予知したときは、計画人員を招集及び堤防の警戒配置を実施する。

(2) 第2段階 準 備

水防管理者は、氾濫注意水位に達したとき、又は必要と認めるときは、計画した人員を配置につけるとともに、器具資材を準備し、出動準備を整える。(第1信号を発する。)

(3) 第3段階 出 動

水防管理者は、避難判断水位に達する、又は達するおそれがあり、危険と認めたときは、計画した人員を配置につけて水防活動を行う。(第2信号を発する。)

(4) 第4段階 警 戒

水防管理者は、避難判断水位に達し、更に水位が上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるときは、人員を増員し、水防活動を行う。(第3信号、第4信号を逐次発する。)

(5) 第5段階 嚴重警戒

水防管理者は、氾濫危険水位に達し、更に水位が上昇することが見込まれるときは、全員出動して、水防活動を行う。(第4信号を発する。)

(6) 第6段階 解 除

水防管理者は、水防団待機水位を下がり、再度水位の上昇のおそれなくなったときは、水

防活動を終了する。

3 警戒区域の設定（法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防本部長及び各水防隊員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から立ち退きを命ずることができる。必要がある場合は、警察官の協力を得ることができる。

4 警察官の援助要求（法第22条）

水防本部長は、法に基づき水防のため必要と認めたときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 応援（法第23条）

（1）水防本部長は、水防のために必要があると認めたときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に応援を求めることができる。応援を求められたものは、できる限りその求めに応じなければならない。

（2）前項による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担する。

6 居住者等の水防義務（法第24条）

水防本部長及び各水防隊長は、水防上やむを得ない必要が生じたときは、水俣市に居住する者又は水防の現場にある者を、水防作業に従事させることができる。

7 決壊の通報（法第25条）

堤防その他の施設が決壊し又は決壊しようとする事態が発生したときは、直ちに関係者に通報し、応急措置を施すとともに芦北水防本部長ほか関係者に急報しなければならない。

8 決壊後の処置（法第26条）

水防本部長及び各水防隊長は、決壊後も出来る限り氾濫による被害の拡大防止に努めなければならない。

9 水防通信（法第27条）

水防上緊急を要する通信は、最も迅速に行われるように協力しなければならない。

（1）雨量、水位、潮位等の連絡を受けたときは、水防関係機関に通報する。

（2）水防上必要な通信は、防災行政無線、無線電話、非常電話、警察電話、NTT専用電話のほか、アマチュア無線等により行う。

（3）連絡確保のため必要な場所に伝令を配置し、口頭による場合もある。

10 解除の時期

水防本部長は、水位が水防団待機水位以下に減少し、再度、水位の上昇のおそれなくなったときは、水防体制を解除する。

11 解除の通知

水位体制を解除したときは、関係機関へは電話をもって、一般へは防災行政無線・戸別受信機、電話、口頭、広報車等で周知するとともに、芦北水防区本部にその旨報告する。

12 公務災害補償（法第6条の2）

水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態になったときは、政令で定める基準に従い、市は条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

13 法第24条の規定により水防に従事したものに対する災害補償（法第45条）

第24条の規程により水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡し、負傷し若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、政令で定める基準に従い、市は条例に定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

※ 水防警報が発表された場合の詳細な対応については、「風水害・土砂災害対策対応マニュアル」及び「水防警報対応マニュアル」に別途定める。

第6節 公用負担計画

(土木課、都市計画課、農林水産課、危機管理防災課、上下水道局、消防本部、消防団)

1 公用負担 (法28条)

- (1) 水防のため緊急の必要があると認めた場合は、水防本部長又は各水防隊長は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹材その他の資材を使用し若しくは収用し、車両その他の運搬具、若しくは器具を使用し、又は工作物その他障害物を処分することができる。
- (2) 水防本部長は、前号によって損害を受けたものに対しては、その損失を時価によって補償しなければならない。

2 資料の提出及び立入り (法第49条)

水防本部長は、水防計画上必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を命じ、又は職員に必要な土地に立ち入らせることができる。この場合は市長が発行する証明書を携行し、必要なときはこれを提示しなければならない。証明書は、腕章でこれを代用することができる。

3 証明書及び腕章

証明書、腕章及び公用負担命令権限書は、次のとおりに定める。

(証明書)	表	裏面	(腕章)
	水防第 号 水 防 公 務 証 水俣市災害対策本部長 水 俣 市 長	本証は水防法第49条 2項による立入証であ る。	水 俣 市

公用負担命令権限書及び公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 権 限 書 氏 名 水俣市における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。 年 月 日 水俣市災害対策本部長 水 俣 市 長

公 用 負 担 命 令 簿				
負担者 住 所 氏 名				
物品名	数量	負担内容（使用・収用）処分	期 日	適 用
年 月 日				
水俣市災害対策本部長 水 俣 市 長				

第7節 水防顛末報告（土木課）

水防本部長は、水防を終結したときは「第1号様式」により、速やかに芦北区水防本部長に報告する。（法第47条第2項）

1 水防の実施状況報告

水防活動の実施状況報告は、水防を行った箇所毎に作成し、箇所毎の報告書を2部提出する。

第4章 水防計画

第1号様式																				
水防活動実施状況報告書																				
報告年月日		年 月 日							作成責任者											㊟
水防実施の 台風又は 豪雨名									管理団体名						指定・非 指定の別					
出水の概況									区 分			管理団体系分			県支出分		計			
									水防実施 の場所									所	人件費	手 当
その他	円		円		円															
計	円		円		円															
実施日時		自 年 月 日 時							要	経	物件費	資材費		円		円		円		
		至 年 月 日 時										器材費		円		円		円		
実施人員		水防団員		消防団員		その他		計		費	物件費	燃料費		円		円		円		
		人		人		人		人				雑 費		円		円		円		
水防活動の 概況及び 工法・延長									使	用	資	材	吹		俵		俵		俵	
													円		円		円			
水防の結果		堤防		田畑		家屋		鉄道		道路		その他		kg		kg		kg		
		効果		m		ha		戸		m		m		円		円		円		
	被害	m		ha		戸		m		m		本		本		本				
		円		円		円		円		円		円		円		円				
	被害額	円		円		円		円		円		円		円		円		円		
		円		円		円		円		円		円		円		円		円		
他団体より 応援状況									立退きの状況 及び指示理由											
居住者 出勤状況									水防功労者の 所属、職氏名 ・年齢及び 功績概要											
警察の 応援状況									堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要する場合はその場所・状況											
現地指導員の職・氏名									水防活動に関する自己批判（反省点）											
水防関係者の死傷									備 考											

第8節 河川管理者の協力（熊本県）

1 河川管理者の協力

水俣川及び湯出川の河川管理者である県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水俣市が行う以下の水防のための活動に協力を行う。

- （1）水俣川及び湯出川に関する情報の提供
- （2）重要水防箇所の合同点検の実施
- （3）水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）市及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- （5）水防活動に関する情報、資料の収集及び提供
- （6）水防活動の記録及び広報

第9節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止のための措置 (危機管理防災課)

水俣市防災会議は水防法第14条第1項に基づき、水位周知河川について、熊本県知事による洪水浸水想定区域の指定があったときは、水俣市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 洪水予報及び水位到達情報の伝達方法

2 避難場所及び洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (1) 地下街等（地下街及び地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- (2) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- (3) 大規模な工場その他の施設（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

第 5 章 地震・津波対策計画

第1節 総 則

1 地震・津波対策計画の目的

地震は、その発生形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なり、その対策においても特別な措置を必要とする。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規程に基づいて、水俣市において発生しうる震災に関する重要な事項について定め、災害予防・災害応急対策等を計画・実施し、震災から市民の生命・財産を守り、その被害を軽減することを目的とする。

2 地震防災の観点から見た水俣市の特徴

水俣市周辺には、日奈久断層帯と出水断層帯がある。

日奈久断層帯は、上益城郡益城町木山付近から葦北郡芦北町を経て八代海南部に至る断層帯である。本断層帯は、概ね北東－南西方向に延び、全体の長さは約81kmであると推定される。

日奈久断層帯は過去の活動時期から、益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで延びる長さ約16kmの高野－白旗区間、宇城市豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ約40kmの日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約30kmの可能性のある八代海区間に区分される。

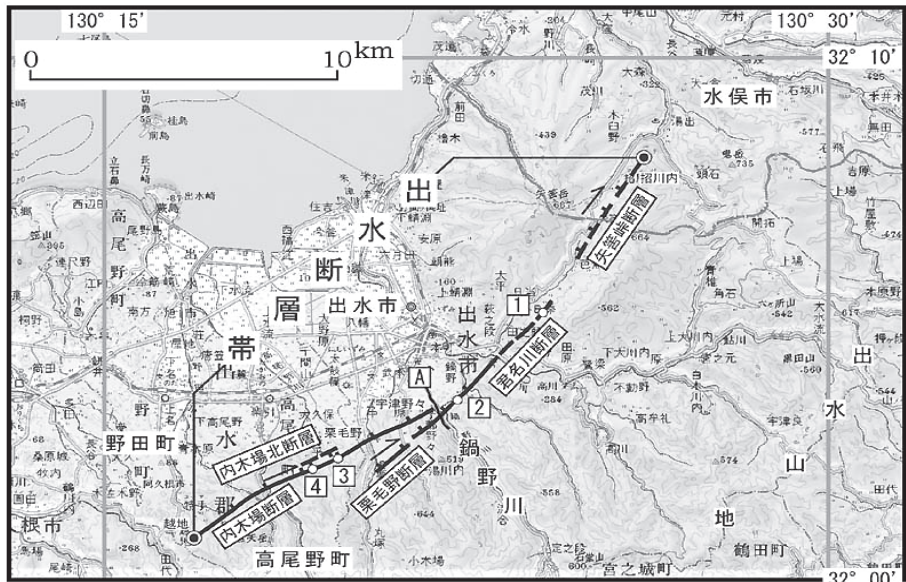
日奈久断層帯は、断層南東側の相対的に隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部では断層が並走して小規模な地溝帯を形成している。（図1）

【図1】



出水断層帯は、出水山地の北西縁に沿って、熊本県水俣市から鹿児島県出水市（旧出水郡野田町）と延びる断層帯である。長さは約20kmで、ほぼ北東－南西方向に延びる、相対的に南東側が隆起する正断層で、右横ずれ成分を伴う。（図2）

【図2】



1：日添地点 2：君名川地点 3：内木場東地点 4：内木場地点
A：反射法弾性波探査測線（文献4）
●：断層帯の北東端と南西端
断層の位置は文献5－7に基づく。
基図は国土地理院発行数値地図200000「八代」を使用。



人吉盆地南縁断層

人吉盆地南縁断層は、人吉盆地の南縁に沿って分布する活断層である。
長さは約22kmで、概ね北東－南西方向に延びており、本断層は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する正断層である。



雲仙断層群

雲仙断層群は、島原湾から島原半島を経て橘湾にかけて分布する活断層群である。
雲仙断層群は、ほぼ東西方向の多数の断層から構成される。
雲仙断層群が分布する島原半島のほぼ中央には、活火山の雲仙岳が位置している。



別府-万年山断層帯

別府-万年山（はねやま）断層帯は、大分県東部の別府湾の海底から大分県西部にかけて分布する活断層帯である。
別府-万年山断層帯は、大分県東部の豊予海峡付近から、別府湾内、大分平野を経て熊本県境付近まで、ほぼ東西方向に分布する断層帯で、別府-万年山断層帯が分布する地域には、活火山の鶴見岳・伽藍（がらん）岳や由布岳等が位置している。

3 防災関係機関等の事務又は業務

第1章総則第3節「主な防災関係機関の責務と事務又は業務」に準ずる。

第2節 被害想定

平成23年度から平成24年度にかけて県が行った地震・津波被害想定調査結果及び東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）や熊本地震の教訓を踏まえ、本市における地震・津波被害想定結果を基礎的資料として地震・津波対策を講じていくものとする。（被害想定は、平成24年度時点）

1 被害想定の対象地震

県の調査では、①布田川・日奈久断層帯、②別府・万年山断層帯、③人吉盆地南縁断層、④出水断層帯、⑤雲仙断層群、⑥南海トラフの、6つの地震を対象に被害想定がされた。

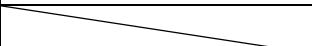
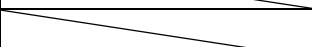
地震・津波による本市への被害が推定される結果は次のとおりである。

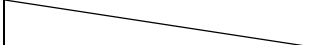
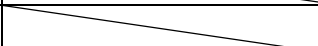
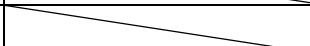
2 最大想定震度

	布田川・日奈久断層帯 (中部南西部の連動型)	出水断層帯	南海トラフ
地震の規模	M7.9	M7.0	M9.0
震度	6強	6強	5強

	人吉盆地 南縁断層	雲仙断層群 南東部単独	別府・万年山断層帯
地震の規模	M7.1	M7.1	M7.3
震度	5強	4	3

3 最大津波高・津波波高

	布田川・日奈久断層帯 (中部南西部の連動型)	出水断層帯	南海トラフ
津波高	2.5m		2.5m
津波波高	1.0m		1.0m

	人吉盆地 南縁断層	雲仙断層群 南東部単独	別府・万年山断層帯
津波高		2.0m	
津波波高		0.5m	

※津波高とは地盤面から波の最頂部までの高さ。

※津波波高とは朔望平均満潮位（水俣市＝1.5m）から波の最頂部までの高さ

4 被害想定

(1) 基礎データ

建物数	夜間人口	昼間人口	午前 5 時屋内滞留人口			午後 6 時屋内滞留人口		
			木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
22,369 棟	14,394 人	14,933 人	9,894 人	4,337 人	14,231 人	6,922 人	3,034 人	9,956 人

構造別建物数 (棟)											
木造							非木造				合計
1962 年 以前	1963～ 71 年	1972～ 80 年	1981～ 89 年	1990～ 01 年	2002 年 以降	小計	1971 年 以前	1972～ 80 年	1981 年 以降	小計	
5,800	2,747	3,306	2,803	2,418	979	18,053	652	1,300	2,364	4,316	

構造別 3 階以上の建物数 (棟)											
木造							非木造				合計
1962 年 以前	1963～ 71 年	1972～ 80 年	1981～ 89 年	1990～ 01 年	2002 年 以降	小計	1971 年 以前	1972～ 80 年	1981 年 以降	小計	
7	0	5	3	6	2	23	34	110	196	340	

(2) 人の被害

地 震 名	揺れ (人)			土砂崩れ (人)			津波 (人)			火災 (人)			合計 (人)		
	死 者 数	負 傷 者 数	重 傷 者 数	死 者 数	負 傷 者 数	重 傷 者 数	死 者 数	負 傷 者 数	重 傷 者 数	死 者 数	負 傷 者 数	重 傷 者 数	死 者 数	負 傷 者 数	重 傷 者 数
布田川・日奈久断層帯	9	246	15	1	2	1	0	2	4	1	1	1	11	251	21
出水断層帯	3	64	5	1	1	1	/	/	/	0	1	0	4	66	6
南海トラフ	0	2	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	4	5
人吉盆地 南縁断層	0	0	0	0	0	0	/	/	/	0	0	0	0	0	0
雲仙断層群 南東部単独	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	2	5
別府・万年山断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 建物被害

地震名			揺れ	液状化	土砂崩れ (急傾斜地 崩壊)	津波	計	火災による 消失
布田川・日奈久 断層帯	全壊	木造	161棟	167棟	11棟	1棟	340棟	43棟
		非木造	11棟	77棟	2棟	1棟	91棟	
	半壊	木造	1,336棟	253棟	23棟	98棟	1,710棟	
		非木造	65棟	98棟	4棟	35棟	202棟	
出水断層帯	全壊	木造	51棟	112棟	4棟		167棟	-
		非木造	4棟	50棟	1棟		55棟	
	半壊	木造	373棟	170棟	7棟		550棟	
		非木造	24棟	64棟	2棟		90棟	
南海トラフ	全壊	木造	-	9棟	-	1棟	10棟	-
		非木造	-	4棟	-	1棟	5棟	
	半壊	木造	9棟	14棟	-	134棟	157棟	
		非木造	2棟	5棟	-	42棟	49棟	
人吉盆地 南縁 断層	全壊	木造	-	26棟	-		26棟	-
		非木造	-	12棟	-		12棟	
	半壊	木造	1棟	40棟	-		41棟	
		非木造	-	15棟	-		15棟	
雲仙断層群 南東部 単独	全壊	木造	-	11棟	-	1棟	12棟	-
		非木造	-	5棟	-	1棟	6棟	
	半壊	木造	-	17棟	-	116棟	133棟	
		非木造	-	7棟	-	36棟	43棟	
別府・万年山断層帯	全壊	木造	-	-	-		-	-
		非木造	-	-	-		-	
	半壊	木造	-	-	-		-	
		非木造	-	-	-		-	

第5章 地震・津波対策計画

(4) 避難者数

地震名	建物被害による 避難者数	断水による避難者数	合計
布田川・日奈久断層帯	1,771 人	3,343 人	5,114 人
出水断層帯	721 人	1,674 人	2,395 人
南海トラフ	35 人	0 人	35 人
人吉盆地 南縁断層	86 人	1 人	87 人
雲仙断層群 南東部単独	36 人	0 人	36 人
別府・万年山断層帯	0 人	0 人	0 人

(5) 家庭ごみ・粗大ごみ・避難所ごみ発生量

通常時 (平成 22 年度)		発生～3 ヶ月 (月)	3 ヶ月後～半年後	半年後～1 年後
年間	1 月あたり			
7,923 t	660 t	924 t	726 t	660 t

※阪神・淡路大震災の兵庫県の事例と類似した状況となることを想定しているため、地震による区別は無い。

(6) 避難所ごみ発生量推計

地震名	発生量
布田川・日奈久断層帯	4,336 kg
出水断層帯	2,030 kg
南海トラフ	29 kg
雲仙断層群 南東部単独	30 kg

※避難所ごみの発生量は、避難者数(人)×発生源単位(g/人・日)の計算式にて推計。避難者数は、建物被害による避難者数及び断水による避難者数を想定して試算。発生源単位は、「熊本県廃棄物処理計画」の県民1人1日当たりのごみ排出量848gを基に計上

(7) 震災廃棄物発生量

地震名	発生量
布田川・日奈久断層帯	134,194 t
出水断層帯	24,245 t
南海トラフ	69,353 t
人吉盆地 南縁断層	4,337 t
雲仙断層群 南東部単独	51,310 t
別府・万年山断層帯	0 t

※水俣芦北廃棄物発生量(熊本県災害廃棄物処理計画)

布田川・日奈久断層帯(238,000 t) 出水断層帯(43,000 t) 南海トラフ(123,000 t) 雲仙断層群(91,000 t)

※水俣・芦北世帯数(熊本県推計人口調査) 水俣市(10,638 世帯) 葦北郡(8,229 世帯)

(8) ライフライン被害

① 漁港被害

【漁港基礎データ】

＜湯堂漁港＞ 登録漁船隻数：31隻
船舶係留施設数：2施設
耐震強化岸壁数：0施設

＜茂道漁港＞ 登録漁船隻数：44隻
船舶係留施設数：2施設
耐震強化岸壁数：0施設

地震名	漁港被害			
	被害バース数		被害漁船数(隻)	
	湯堂	茂道	湯堂	茂道
布田川・日奈久断層帯	0.5	2.8	0.0	0.0
出水断層帯	1.1	3.7		
南海トラフ	0.0	0.0	0.0	0.0
人吉盆地 南縁断層	0.0	0.0		
雲仙断層群 南東部単独	0.0	0.0	0.0	0.0
別府・万年山断層帯	0.0	0.0		

② 橋梁被害

【橋梁基礎データ】

橋梁数（内耐震補強橋梁数）：28橋梁（12橋梁）

地震名	橋梁被害	
	大被害箇所数	中小被害箇所数
布田川・日奈久断層帯	0.0	0.0
出水断層帯	0.0	0.0
南海トラフ 最大値	0.0	0.0
人吉盆地 南縁断層	0.0	0.0
雲仙断層群 南東部単独	0.0	0.0
別府・万年山断層帯	0.0	0.0

③ 道路被害

【道路基礎データ】

道路延長・・・340,603m

地震名	道路被害	
	最大浸水深 (m)	浸水道路延長 (m)
布田川・日奈久断層帯	0.00	0.00
出水断層帯		
南海トラフ	0.39	6,788
人吉盆地 南縁断層		
雲仙断層群 南東部単独	0.34	5,230
別府・万年山断層帯		

④ 下水道被害

【下水道基礎データ】

塩ビ管・陶管総延長：65,384m

その他の污水管総延長：21,328m

地震名	下水道被害		
	被害延長 (m)	下水道機能支障人口 (人)	応急復旧日数(日)
布田川・日奈久断層帯	2,596	424	3
出水断層帯	1,391	227	2
南海トラフ	878	149	1
人吉盆地 南縁断層	0	0	0
雲仙断層群 南東部単独	0	0	0
別府・万年山断層帯	0	0	0

⑤ 上水道被害

【上水道基礎データ】

給水人口（人） (R3. 3. 31 現在)		21,304	配水管の種類別総延長 160,522m	铸铁管	545
				ダクタイル管	32,382
管径（配水管）別延長（m） ※管径が不明なものは、既 知の数値の按分とする (R2. 4. 13 現在)	～φ75 ※80も含む	81,272		鋼管	883
	φ100～150	60,635		石綿管	0
	φ200～450	18,775		塩化ビニル管	104,756
	φ500～	0		ステンレス管	219
				ポリエチレン管	21,917
				—	—

地震名	上水道被害			
	被害箇所数 (箇所)	断水人口（人）		
		発災直後	発災1日後	発災2日後
布田川・日奈久断層帯	62	16,546	10,277	10,012
出水断層帯	20	8,317	4,814	4,626
南海トラフ				
人吉盆地 南縁断層	0	3	3	3
雲仙断層群 南東部単独	0	3	3	3
別府・万年山断層帯	0	3	3	3

第3節 被害の発生防止・拡大防止（減災）対策の推進

1 地震に対する住民への周知

住民に対し、地震、地震発生に伴う津波及び火災の発生への知識を普及させるため、地震、津波及び火災に対する心構え、行動、地震発生のメカニズム、活断層等、基本的な情報を広報誌等に掲載し、周知する。

特に、家屋の耐震性に関すること、家具の転倒防止策等生命を守る方策について、重点的に周知を図る。

また、沿岸部を抱える水俣市では、津波の襲来が予想されるが、津波警報の発令に際し、防災行政無線等による情報伝達は、避難を促すことに対し、時間的に間に合わないことも予想されるのでテレビやラジオの放送機関等による津波警報、津波注意報により、避難を始めるよう、特に沿岸地域や河川沿いの低い土地の地域の住民に対し、周知する。

2 耐震化の促進

地震の被害を軽減するためには、住宅を始めとする施設の耐震化が必要である。

「水俣市建築物耐震改修促進計画」に基づき市内施設の耐震化を促進する。

（1）公共施設の耐震化の推進

大規模な地震が発生した場合、一時的な避難場所としてグラウンドを使用するが、公共施設は二次的な避難場所として使用されるため、非構造部材を含む耐震性を確保しておく必要がある。

公共施設の建設に当たっては、建築基準法に定める耐震性の確保に努めるとともに、既存公共施設においても耐震診断を行い、必要に応じて非構造部材を含む耐震補強を行う必要がある。

（2）一般建築物の耐震化

住宅を新築する際には、建築基準法を遵守し、耐震性を備えた住宅とするため、建築士協会等と協力し、指導を行うほか、既存の住宅については、耐震診断等の普及啓発を図る。

（3）ライフライン・インフラ設備の耐震化

上下水道、電気、ガス、通信施設等のライフライン及び橋梁、鉄道等のインフラ設備が地震により被害を受けると、日常生活に混乱をきたすため、各施設の管理者に対し、耐震化をはかるよう要請を行うとともに、各施設の管理者と日頃から連携を図らなければならない。

（4）緊急輸送道路沿道の耐震化

第3章災害応急対策計画第2節「輸送計画」に記載のとおり、緊急時の輸送は道路輸送に重点がおかれる。

その中でも、県や市が指定している緊急輸送道路においては、特に災害時の被災者の搬送、救護にかかる人員、食糧、物資等を輸送するための極めて重要な道路となる。家屋や施設の倒壊による道路の閉塞を防止するため沿道施設の耐震化を促進する。

3 津波災害の予防

本市は、西部に海岸線を有しており、地震による津波被害を受ける可能性がある。

そこで、津波による被害を軽減するため、次の対策を実施しなければならない。

- (1) 住民に対する津波に関する知識の普及
- (2) 津波警報発表時における情報伝達網の整備
- (3) 夜間・休日の津波警報発表時における情報伝達網の整備
- (4) 安全な避難場所の整備

4 土砂災害予防の推進

急傾斜地崩壊危険箇所等では、地震により土砂災害が発生するおそれがあるため、被害を最小限に食い止められるよう、住民へ危険箇所の周知を行う。

5 自主防災力の向上

地震発生時における被害の軽減のためには、各家庭及び各事業者における自主防災力の向上が基本であり、自主防災力の向上を図るため、次の内容を積極的に啓発していく。

- (1) 家庭に求められる自主防災力向上対策
 - ① 家庭での危険防止対策の実施
 - ア 家具の固定
 - イ 落下物の防止
 - ウ 家屋の耐震化（耐震診断、補強等）・不燃化
 - エ 家屋周辺の危険性の把握
 - ② 家庭備蓄の実施
 - ア 消火器、バケツ等の消火用具
 - イ のこぎり、バール等の救出用具
 - ウ 救急医療セット等の医療用品
 - エ 食料、水、燃料（3日分程度）（推奨1週間分）
 - オ 衣服、毛布等の生活用品
 - カ 懐中電灯等の照明用品
 - キ ラジオ等の情報収集用品
 - ク その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね等）
 - ③ 情報の収集方法
 - ア テレビ
 - イ ラジオ
 - ウ 防災行政無線
 - エ 熊本県防災情報メールサービス
 - オ エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au、softbank）、緊急

速報メール（ヤフー）

カ ホームページ等

④ 防災知識及び対処方法の理解と習得

ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、緊急地震速報、余震への対応等）

イ 津波の知識（何回も襲来する、第1波が最大波とは限らない、震源が深いほど襲来するスピードが速い。）

ウ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）

エ NTT災害用伝言ダイヤル（「171」）・携帯電話による災害用伝言版サービス（NTTドコモ、au、Softbank）・災害用音声お届けサービスの利用方法

オ 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認

6 地域の自主防災力の向上

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになり、より有効性が高まる。そのための組織として、本市では第2章災害予防計画第8節「自主防災組織計画」で自主防災組織の活動の活性化を図っているところである。

7 小中学校及び避難行動要支援者関係施設の自主防災力の向上

児童・生徒、乳幼児、要介護高齢者、障がい者、傷病者等が集まる小中学校及び避難行動要支援者関連施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生する可能性がある。

そこで、地震発生時に的確な対応が図れるよう、学校等の消防計画や防災計画の作成、見直し及び防災訓練の定期的な実施について危機管理防災課が指導する。

8 市の防災力の向上

（1）迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災の場合）、災害対策本部を迅速かつ円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整える必要がある。そこで、あらかじめ下記の点について対策を講じる。

- ① 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
- ② 庁舎内ロッカー、キャビネット、OA機器、自動販売機等の転倒・落下防止対策
- ③ 本部室（水俣市役所仮庁舎第1会議室）・危機管理防災課の備品等の備え
- ④ 停電時の自家発電装置の備え及び操作方法の取得

（2）職員の動員体制の整備

休日・夜間等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要がある。被害の状況によっては動員にかかる連絡が行えない可能性もあるため、動員配備表の配布や訓練等を通じて、周知徹底を図る。

なお、情報収集手段として職員への熊本県防災情報メールサービスへの登録を推進するものとする。

(3) 情報収集・伝達手段の整備

地震発生直後は、各現場、県等防災関係機関との間でさまざまな情報交換を行う必要があるが、携帯電話も含め一般加入電話が混雑し通信が途絶も想定される。こうした事態においても、適切な情報収集・伝達が行えるよう、あらかじめ下記の点について対策を講じる。

- ① 移動系無線の整備
- ② 災害時優先電話（携帯電話を含む）の指定
- ③ 各種無線運用方法の習熟（マニュアルの作成・訓練）
- ④ アマチュア無線技士との協力体制の整備
- ⑤ 県防災行政無線電話及びFAX、県防災情報ネットワークシステムの使用方法の熟知

(4) 被害情報収集体制の整備

地震後の災害応急対策活動を迅速かつ的確に遂行するためには、まず、被害状況を適切に把握する必要がある。そこで、自主防災組織等市民から被害情報を入手する体制を整備するとともに、被害情報収集マニュアルを作成する等、適切な被害情報の収集体制を整える。

(5) 市民への広報体制の整備

地震後においては、津波警報の伝達、二次災害防止の呼びかけ、避難指示等といった緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、通行止めのお知らせ等さまざまな生活情報を市民に広報することが求められる。そこで、市民への広報活動を適切に行えるよう、下記の点について準備を行っていく。

① 市民への情報伝達手段の充実

※ 防災行政無線（同報系）、サイレン、各携帯電話会社が提供するエリアメール、熊本県防災情報メールサービス、市ホームページ、市携帯版モバイルサイト、広報車、自主防災組織を通じた情報伝達、各報道機関への広報依頼等複数の情報伝達手段の充実を図る。

② 広報紙（チラシ）の発行体制の整備

(6) 防災関係各機関・団体との連携強化

地震後の各種災害応急対策活動は、市と関係機関が連携して実施される。関係機関と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ下記の点について準備を行っていく。

- ① 協定等の締結
- ② 関係機関、応援協定締結団体との定期的な情報交換の実施
- ③ 防災訓練の実施

(7) 物資・資機材等の備蓄の推進

大規模地震により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速かつ的確に被災者への支援を行うことができるよう、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から物資の備蓄を整備する。また、地域の自主防

災組織における備蓄についても市が支援を行い推進する。備蓄に当たっては、下記の点にも留意する。

① 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備

※発災時に迅速な供給を行えるよう、十分配慮する。

② 流通在庫備蓄のための協定等の締結

③ 季節性及び地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）

④ 在宅要支援者に配慮した備蓄（ミルク、おむつ、食しやすい食品、車イス等）

⑤ 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切り板等）

⑥ 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）

（８）避難体制の整備

地震発生時において、本市で避難が想定されるのは次の事態である。

① 津波警報の発表等津波の危険が迫った場合

② 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合

③ 土砂災害や堤防、溜池の決壊等の危険がある場合

④ 住家が被害を受け、居住に危険がある場合

⑤ 液状化や地盤沈下等で宅地等に被害を受け居住に危険がある場合

こうした場合に、市民が適切に避難できるよう避難予定場所の周知を図っていくものとする。

（９）医療体制の整備

地震により負傷者が多数発生した場合、管内医療機関の稼働状況の把握、救護所の設置、医療救護班の派遣要請・受け入れ、重傷者の後方搬送、市民への広報等さまざまな活動が求められる。

これらの活動を適切に行えるよう、下記の観点から医療体制の整備を進めていく。

① 医師会及び医療機関との連絡体制の整備

② 医療対策班の派遣要請及び受け入れ体制の整備（マニュアル作成等）

③ ヘリコプターによる後方搬送体制の整備

④ 被災医療機関への支援体制の整備（避難支援、給水等）

（１０）二次被害防止体制の整備

地震後には、余震等により家屋の倒壊、堤防やため池の決壊、土砂災害等の二次災害が懸念される。二次被害を防止するためには、地震後、住居や各危険箇所の危険性を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があるが、危険性の把握に当たっては、建築士、砂防技術者等専門技能者の協力が必要である。そこで、これら専門技術者との連絡体制や活動体制をあらかじめ整備しておく。

（１１）避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の避難を支援するため、関係機関と連携を取り、下記の観点から対策を推進する。

- ① 安否確認体制の整備（台帳の作成等）
- ② 地域での避難等支援体制の整備

第4節 震災対応計画（応急対策、復旧・復興対策）

1 震災時における組織体制

（1）市における意思決定の基準

市における震災時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法及び水俣市災害対策本部設
条例に基づき市長（災害対策本部長）が行う。

市長（災害対策本部長）が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合
を含む。）の職務の代理者は、副市長とする。

（2）市における組織基準

第3章災害応急対策計画第3節「職員動員計画」に基づく、配備体制を取るものとする。

地震に関する配備基準は次のとおり

種 別	災害事象	備 考
第 1 号 配 備 体 制	震度4	
第 2 号 配 備 体 制	震度5弱又は津波注意報	
第 3 号 配 備 体 制	震度5強以上又は津波警報	

※震度5強以上で災害対策本部を設置する。

（3）職員の動員方法

① 勤務時間外における動員配備の伝達

ア 勤務時間外においては、職員は自動参集とする。

職員は、地震を感じた場合、ラジオ、テレビ、熊本県防災情報メールサービス等
により本市の震度及び津波に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに参集
する。

総務企画部長、危機管理防災課長、危機管理防災課防災対策係、総務班にかかる職
員については、ヤフー防災速報、熊本県防災情報メールサービス、気象庁の南海トラ
フ地震臨時情報等の地震情報を確認したならば、その他の職員へメール転送する等、
情報の伝達に努めなければならない。

イ 自主参集では、十分な職員の確保が難しいことが予想されるため、災害対策本部員
及び総務班職員を中心に、連絡網等により、職員の呼び出しを行う。また、電話が混
雑し通信が途絶する場合は防災行政無線、熊本県防災情報メールサービス等を利用し
て職員の呼び出しを行う。

ウ 各班の役割

「第3章 災害応急対策計画 第2節災害対策本部 3 災害対策本部の事務分
掌」に定める役割とする。

(4) 応援要請及び受け入れ

地震災害に当たっては、複合的に土砂災害、火災、津波等が発生する可能性があり、家屋の倒壊や停電等によって治安の悪化が懸念される等、外部から応援を受け入れなければならない事態が強く想定される。

災害応急対策の実施に当たって、必要な場合には市長は積極的に他自治体、県知事、自衛隊、関係機関等に対して応援要請を行うものとする。

(5) 防災関係機関との連携

災害対策本部を設置した場合、災害対策本部へ消防職員及び警察官の派遣を求める等、消防・警察機関との連絡調整体制を確保する。

2 震災時における応急対策及び復旧・復興対策

地域防災計画の他章を準用して、対応に当たるものとする。

第5節 津波対応計画

1 津波警戒にかかる組織の確立

津波は第1波が最大波とは限らず、何度も襲来する。また、近海で津波が発生した場合、市沿岸部への到達は時間の暇がないことが予想される。

そのため、本章第4節「震災対応計画」の組織体制のとおり迅速かつ円滑に津波警戒にかかる組織体制を整える。

2 遠地津波

津波については、八代海等で発生し、直ちに襲来する津波と海外等の遠い場所で発生し長い時間をかけて襲来する遠地津波がある。

八代海等で発生する津波については、直ちに対応を行う必要があるが、遠地津波については、襲来までに時間があり、状況判断を行うことができるため、意思決定等においては、若干対応の違いがある。

3 津波に関する情報の収集及び伝達

地震発生直後は津波が発生し、直ちに襲来するおそれがあるため、津波に関する情報を待たず、高台等の安全な場所への避難を呼びかける。大きな揺れ以外に長くゆったりとした揺れでも大きな津波が来る場合があるため地震の揺れだけで判断しない。

津波の情報を入手した場合は、その情報を住民や関係機関にあらゆる手段を用いて伝達する。

なお、情報収集の結果、津波の心配がない場合はその旨周知を行う。

津波予報及び注意情報の伝達系統及び伝達手段については、第3章災害応急対策計画第4節「気象予報等伝達計画」に定めるところによる。

4 津波警戒監視体制

(1) 津波の監視及び警戒

津波の情報を覚知したときは、警察署、消防本部、消防団等と連携し、津波警戒にあたる。

市で津波の被害が想定される場所は沿岸部、水俣川周辺、市街地等の低い土地となるため、以下のとおり警戒監視体制を整備する。

なお、監視に当たっては、沿岸部が確認できる比較的高いところや3階建て以上の強固な建物の屋上等から行う。監視警戒責任者は、警戒地域を監視・警戒する各消防団の部長とする。

警 戒 地 域	担当消防団
陣内地域（水俣川右岸）	第1分団第1部
大迫の沿岸地域	第1分団第8部
築地及び洗切地域（水俣川河口左岸及び八幡船溜り）	第2分団第3部
湯の児及び西湯の児	第2分団第21部

警 戒 地 域	担当消防団
白浜町及び桜ヶ丘の沿岸地域（水俣川河口右岸）	第2分団第22部
丸島港及び梅戸港周辺地域	第3分団第4部
水俣港埋立地周辺	第4分団第20部
水俣港フェリー乗り場及び坪谷周辺	第4分団第18部
湯堂港及び茂道港周辺	第4分団第17部

（2）異常現象を覚知した場合の報告

警戒監視において海面の昇降等を確認した場合は、移動系無線、携帯電話等で市、消防本部、警察署等の関係機関へ連絡を行う。

市は異常現象についての情報を入手した場合は、直ちに住民等へ情報を伝達する。

5 住民への避難の呼びかけ

津波から人的被害を軽減するためには迅速な『避難』が極めて重要であることから、警察署、消防本部、消防団、地域の自主防災組織等と連携し、住民への避難の呼びかけを行う。

避難誘導を行う者にあつては、津波の到達時間等を考慮するとともに、常に退路を考え、自らが被災しないよう最大限の注意を払うとともに、監視警戒責任者等からの津波情報に十分留意する。

6 釣り客、観光客等のレジャー客等への措置

市には湯の児海水浴場、丸島漁港、水俣港、湯堂漁港、茂道漁港等の施設があり、海岸線でのレジャー客が多い。海岸沿いでは特に津波の影響が高いため迅速な情報の伝達を行う。

なお、市外からのレジャー客は、避難場所や高台等を知らない場合が多いので、避難誘導に当たっては留意する。

7 避難体制の整備

避難計画については、第3章災害応急対策計画第9節「避難計画」の定めるところによるが、避難に当たっては、市が指定する避難所の他、地域にある高台、裏山、立体駐車場等の安全な場所へ一時的に緊急避難するものとし、避難は原則的に徒歩で行い、海岸から反対方向へ避難する。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、車両等を活用して行き、特に津波被害が予想される場合は、到達時間を考慮し、有効な装備資機材（リヤカー、おんぶ帯、車椅子等）を活用し避難支援を行うものとする。

8 複合的な対策

津波は地震により発生する。地震による揺れ、それに伴う、火災、土砂災害、液状化等複合的な被害も想定されるため、地震による被害が甚大な場合は、上記計画のとおり行動することが不可能な場合もある。

そのため、本章地震・津波対策計画と併せ、他章の計画を準用し適宜対応に当たるものとする。

9 警戒の解除

津波警報・注意報が解除された時、又は津波による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するとともに、住民に対しても防災行政無線等により情報を伝達する。

※ 地震・津波災害に関する詳細な対応については、「地震・津波対策マニュアル」に別途定める。

第6節 大規模地震発生初動緊急対応計画

震度6弱以上の地震が発生し、ライフライン、交通機関等が途絶した場合、災害対応職員がそろうまでの間、災害対応人員が不足することや、災害対応職員自体が被災する等、災害対応人員が長期的に不足する事態が想定される。

また、震災の状況によっては、災害対策本部体制の確立に時間を要する場合もありうるため、災害対策本部体制が確立されるまでの間、災害の状況や職員の参集状況を随時把握し、臨機応変に対応する必要があり、これら発生直後から災害対策本部設置までの業務を行う体制を「緊急初動体制」と位置づけ、参集職員の総力をもって柔軟に対応する体制を構築する。

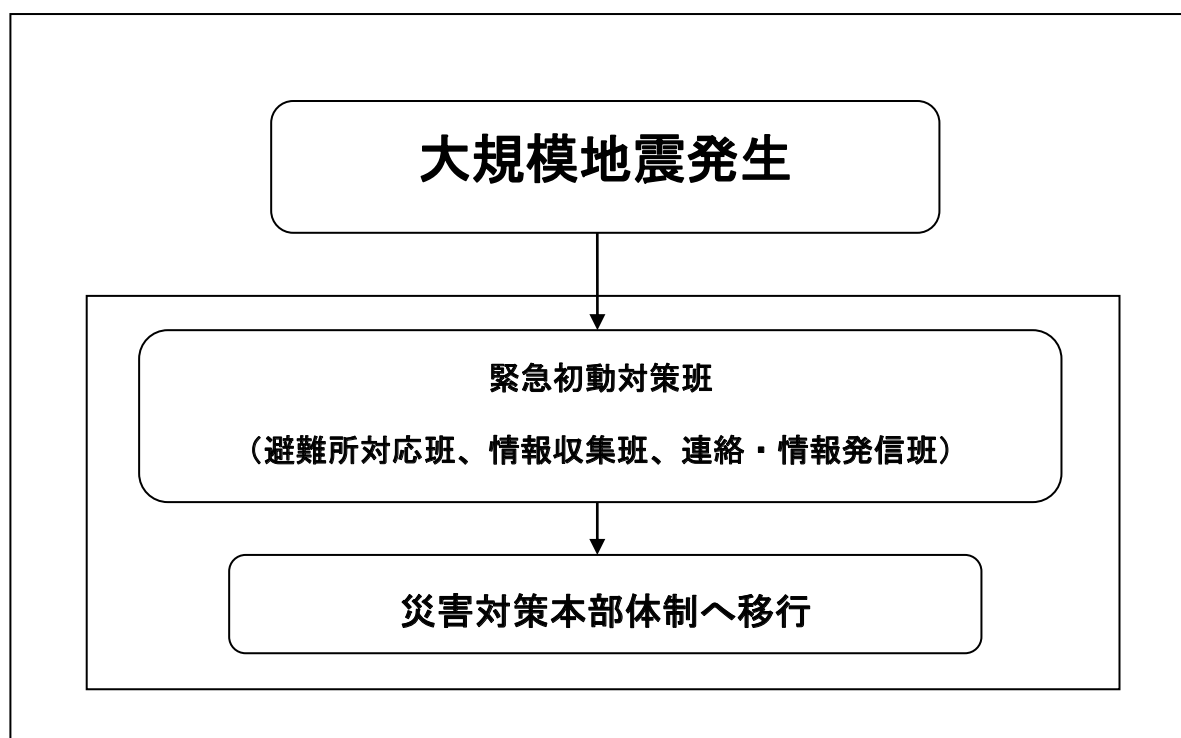
緊急初動体制時の各班の任務は、災害直後の緊急初動体制における任務を行い、災害対策本部確立時までの諸活動を実施する。

なお、大規模地震発生においては、予想していない事態も十分想定されるが、基本方針として、住民の避難・救助を最優先で対応していく。

1 緊急初動体制・業務

緊急初動体制では、参集した職員が、災害対策本部が設置されるまで、事前に割り当てられた各自の任務とは異なった諸活動を実施する必要がある。

したがって、参集した職員から本節記載事項及び「大規模地震緊急初動体制マニュアル」に従って、災害対策本部確立までの諸活動に着手する。



(1) 指揮命令

職員が被災している可能性もありえるので、指揮命令は、参集職員の中で最も職位が高い職員（以下、「緊急初動体制指揮者」という。）が行い、次席の職員が補佐（以下、「緊急初動体制指揮者補佐」という。）を行う。

最も職位が高い職位の者が複数人いる場合は、市の組織順で緊急初動体制指揮者及び緊急初動体制指揮者補佐と定める。

緊急初動体制指揮者及び緊急初動体制指揮者補佐の引継ぎについては、現在の緊急初動体制指揮者及び緊急初動体制指揮者補佐よりも職位の高い職員が登庁した場合、機を見て現状報告後、緊急初動体制指揮者及び緊急初動体制指揮者補佐を引き継ぐ。ただし、同等の職位の職員で上位の職員が登庁してきた場合は引継ぎを行わず、緊急初動体制指揮者及び緊急初動体制指揮者補佐の職務を継続する。

(2) 配備体制

次の3班で対応する。なお、各班の人数については、緊急初動体制指揮者が参集人員の状況に応じて割り当てる。

なお、災害直後等参集職員が非常に少ない場合は、参集者の判断で、各班に分かれることなく、避難所対応や情報収集を同時に行うこともできる。

① 避難所対応班

避難所に限定した連絡・情報発信・情報収集業務を行う。主な業務は次のとおり。

ア 避難所開設職員への連絡

イ 避難所開設について熊本県防災情報メールサービス进行操作できる職員はメール配信を行う。

ウ 避難所開設職員へ連絡が取れない場合は参集してきた職員から順に合鍵にて開設を行う。

② 情報収集班

被害状況の把握等、避難所以外の情報収集業務を行う。主な業務は次のとおり。

ア 住民、自主防災組織、消防本部、水俣警察署、消防団等から被害についての連絡を受けた場合、記録し取りまとめを行う。

イ 庁舎の被害を確認し、被害状況を調査する。

③ 連絡・情報発信班

避難所以外に関する連絡・情報発信業務を行う。主な業務は次のとおり。

ア 防災行政無線及び熊本県防災情報メールサービス进行操作できる職員は、現状を放送及びメール配信を行う。

イ 消防本部及び水俣警察署へ連絡し情報共有を行う。

ウ 自主防災組織代表者へ連絡し、避難所開設の依頼及び現状把握を行う。

2 業務活動概要

緊急初動体制においては、参集した職員が、災害対策に精通した者とは限らないため、あらかじめ「緊急初動活動チェックリスト」を定め、当該チェックリストに記載された業務活動を開始する。

※緊急初動活動概要

時間	緊急初動体制				災害対策本部	
	発生	0.5 h	1 h	3 h	24 h	
緊急初動活動						情報収集伝達
						避難所開設・避難所対応
						救急救助・医療救護
						災害情報等の情報発信
						応援要請
						緊急輸送ネットワークの確保
						二次災害応急対応
						被災者への救助活動対応
						建造物応急対策
						ライフライン応急対策
						学校応急対策
						住宅応急対策
						農林水産業応急対策
						その他応急対策

※緊急初動活動チェックリスト（例）

チェック	活動内容
☐	避難所の開設を行う。（避難指示の発令）
☐	本庁舎（参集場所）の被害状況を確認し、記録する。
☐	本庁舎（参集場所）の危険箇所について、立入禁止の措置をする。
☐	停電時には発電機の起動を行う。
☐	消防本部、水俣警察署へ連絡を行う。
☐	職員参集の連絡を行う。（熊本県防災情報メールサービス）
☐	
☐	

3 避難誘導

市は、大規模な地震が発生した場合、第一に住民の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難誘導しなければならない。

(1) 避難指示等の発令

大規模な地震が発生し津波発生の情報があった場合、避難指示等の発令を行い、まずは、高台等への避難の呼びかけ、避難所へ誘導を行うものとする。

(2) 避難所の開設

避難指示等を発令した場合や市長が必要と認めた場合は、市が管理する避難所を開設するものとする。避難所開設に当たる市職員が被災し、避難所開設に必要な人員を確保できない場合は、自主防災組織等と連携して避難所開設に当たるものとする。また、市が管理する避難所が被害を受け、開設できない場合が考えられるので、地域が管理する避難所を臨時的に開設するものとする。

4 その他

(1) 事前想定

市及び関係機関は、大規模な地震災害等甚大な被害が水俣市で発生した場合に、どのような事態が想定されるか、その事態に備えた対策を事前に策定しておき、上記緊急初動活動チェックリスト等に反映させる等、日頃からの備えに努めなければならない。

(2) 救急救助及び医療救護

市は、消防本部、消防団、水俣警察署、自衛隊、地域住民等と協力してり災者の救助、救出及び行方不明者の捜索を実施するものとし、災害の現場にある者は、り災者の救出について協力するものとする。

救出作業は、消防本部、消防団ごとに編成組織した救出作業班が当たる。

自主防災組織においては、地域における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。なお、救出対象者を発見した場合には、市、消防本部、水俣警察署等に連絡し、早期救出に努めるものとともに、二次被害を考慮し、救出者自身の安全も十分確保した上で救出作業に当たるものとする。

医療救護については、第3章災害応急対策計画第2 1 節「医療及び助産計画」に基づき総合医療センターで実施するものとする。

(3) 停電時対応

災害により停電等が発生した場合、情報収集、情報発信等ができなくなるおそれがあるため、早期に発電機等の電源確保を行う必要がある。

停電時の対応として、まず発電機を起動し電源を確保する。また、状況に応じて九州電力送配電株式会社へ連絡を行い、高圧発電機車を手配する。

第 6 章 特殊災害対策計画

第1節 災害の想定

本地域は危険物等が多量に貯蔵され、取り扱われる事業所があり、大規模かつ広範囲に及ぶ火災、爆発、高圧ガス類の拡散等の災害が予想される。また、港湾及び湾岸における船舶の衝突、座礁等による船舶火災、危険物の海面流出及び海面火災が予想される。

第2節 防災関係機関及び企業の処理すべき業務

1 防災機関

(1) 熊本県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び企業の防災活動を援助し、かつ総合調整を図るものとする。

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 災害原因の調査
- ③ 災害広報
- ④ 被災者の援助
- ⑤ 市町の実施する救助活動及び消火活動に対する応援及び指示調整
- ⑥ 救援物資、化学消化薬剤及びその他必要な資材の調達及び斡旋
- ⑦ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- ⑧ 自衛隊の派遣要請
- ⑨ 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付
- ⑩ 港湾施設の維持及び応急修理
- ⑪ 関係機関との連絡調整

(2) 熊本県警察本部

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 災害広報
- ③ 避難の指示及び誘導
- ④ 被災者の救出、救護及び搬送
- ⑤ 交通規制、警戒区域の設定及びその他社会秩序の維持
- ⑥ 被害及び事故原因の調査
- ⑦ 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付
- ⑧ 緊急輸送車

(3) 市及び消防本部

市は、防災について第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 災害広報
- ③ 避難の指示及び誘導
- ④ 被災者の救出、救護及び搬送
- ⑤ 死体の処理

- ⑥ 消火
- ⑦ 計画区域の設定及び被害の拡大防御
- ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- ⑨ 関係機関との連絡調整及び応援

(4) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるように、その所管事務について県及び市に対し指導、勧告、助言等を行うものとする。

(5) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請に基づき出動し、防災活動を実施するほか、災害の発生が突発的でその救助が急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく出動し、防災活動を実施するものとする。

- ① 被害状況の把握
- ② 被災者の誘導及び援助
- ③ 物資の緊急輸送
- ④ 交通規制の支援、道路及び水路等の啓開
- ⑤ その他対処可能な防災活動

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するほか、県及び市の実施する防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

- ① 西日本電信電話株式会社（熊本支店）
- ② 日本赤十字社熊本県支部
- ③ 九州電力送配電株式会社（熊本支店、八代営業所）

2 企業等

(1) 企業

企業は、災害防止についての第一次的責任を有することから、常に災害予防体制の整備確立に努めるとともに、災害時には所要の応急措置を講じ、県、市及びその他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

(2) 公共的団体等

公共的団体等は、県、市及びその他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

第3節 災害予防対策計画

防災関係機関及び関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害の発生に際しては被害の拡大を防止するため、その所管する事務、又は業務に関して必要な設備、資機材の整備及び備蓄に努めるものとする。

1 防災用設備及び資機材の整備・備蓄

災害に際して必要な次の資機材については、特にその整備及び備蓄に努めるものとする。

① 化学消火薬剤	⑤ 通信用機材
② オイルフェンス	⑥ ガス検知器
③ 油処理剤及び油回収器	⑦ 耐熱防火衣
④ 照明用機材	⑧ 空気又は酸素呼吸器

2 防災訓練の実施

防災関係機関及び関係企業は、災害が発生した場合における防災活動が、迅速かつ的確に実施できるよう個別、又は共同で防災訓練を実施するものとする。

3 危険物等の保安

関係企業は、その所有又は管理する危険物施設が消防法、高圧ガス取締法等のそれぞれの危険物関係保安法令に定められた基準に適合するよう常に点検し、自主管理を徹底するものとする。

4 立入検査等の徹底

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、危険施設の立入検査等を実施するものとする。

第4節 災害情報の収集伝達計画

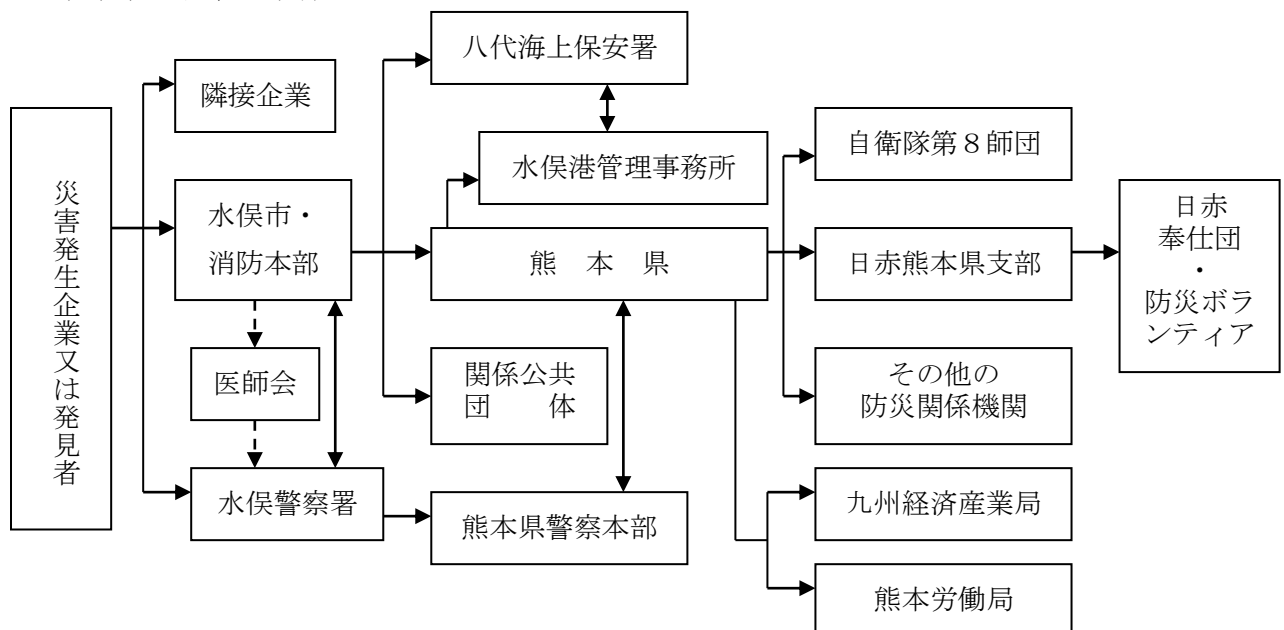
防災関係機関は相互に協力するとともに、企業等の協力を得て、災害応急対策の実施に必要な情報の収集、伝達を行うものとする。

また、関係企業は速やかに災害発生の通報をするとともに、防災関係機関が行う情報の収集及び伝達に積極的に協力するものとする

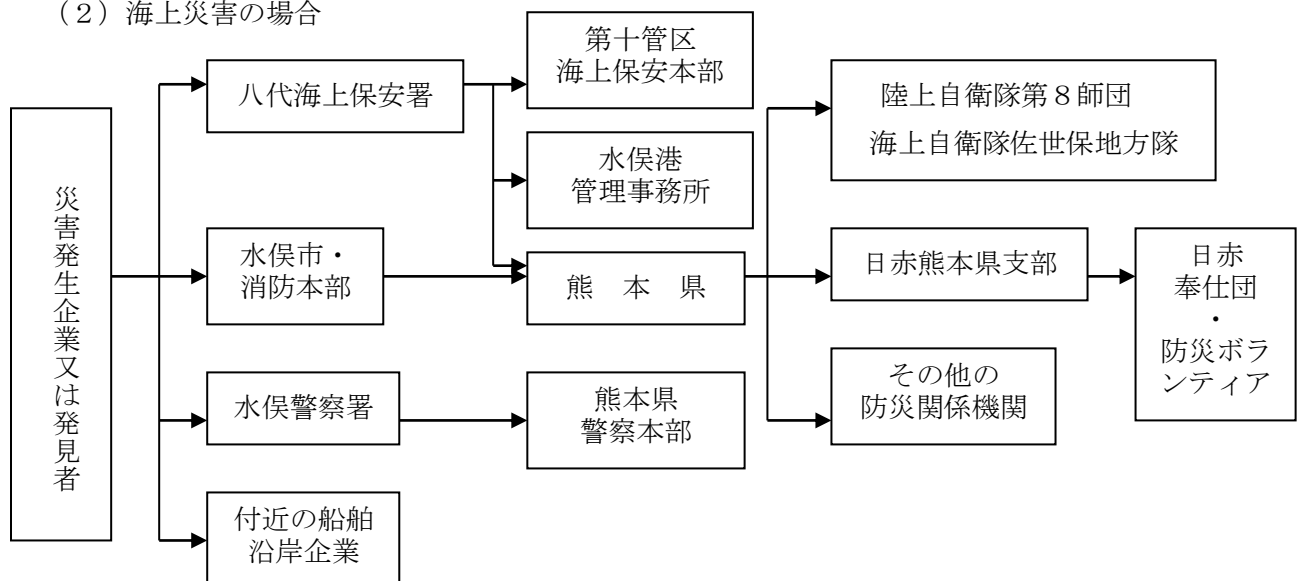
1 情報収集伝達系統

陸上及び海上災害の情報伝達経路は、次によるものとする。

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



2 情報の内容

防災関係機関、企業等が収集伝達する情報の内容は、災害発生状況のほか、必要に応じ被害状況、災害応急対策実施状況等とする。

3 通信手段

防災関係機関、企業等の情報収集伝達は、有線電話のほか適宜無線通信を活用するものとする。

4 連絡体制の確立

情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関、企業等は、窓口となる担当部課を定めておく等、内部の連絡体制の確立を図っておくものとする。

第5節 動員計画

市は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、関係各課の所要人員を配置し災害の発生状況に応じ、災害対策本部を設置し、災害対策の万全を期すものとする。

1 市における配備基準

第3章災害応急対策計画第3節「職員動員計画」に基づく、配備体制をとるものとする。その配備基準は、次のとおりとする。

区 分	出動内容の基準
第1号配備体制 (準備体制)	災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
第2号配備体制 (警備体制)	相当規模の災害が発生し、災害応急対策の実施が必要であると市長が認めたとき
第3号配備体制 (非常体制)	大規模な災害が発生し、全力をあげて災害応急対策を実施する必要があるとき

2 企業等の動員体制

(1) 災害発生企業

企業においては、災害発生と同時にあらかじめ定める自衛消防隊等の組織により従業員を動員し、所定の配置体制をとるものとする。

(2) 災害発生船舶

災害発生と同時に、あらかじめ定める組織により乗組員を動員し、所定の配置体制を取るものとする。

第6節 陸上災害の応急措置

陸上災害の場合の各種応急措置については、次に定めるところによる。

1 消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主体：災害発生企業及び消防本部

応援：応援協定締結企業、隣接企業、関係消防機関、水俣警察署及び八代海上保安署

(2) 災害発生企業の措置

- ① 自衛消防隊その他の要員により初期消火を行うほか、火気の遮断、施設の保守、危険物漏洩防止等の被害拡大防御のための措置を行う。
- ② 消防本部が到着したときは、進入地点に誘導員を配置し、誘導するとともに消防隊の活動に必要な情報を提供する。
- ③ 消防本部の指示をうけ、必要があるときは応援協定締結企業、及び隣接企業に対し応援を要請する。
- ④ 係留中の船舶に災害が発生したときは、直ちに消防本部及び八代海上保安署に通報し、災害発生船舶乗組員とともに上記の初期消火及び被害の拡大防御等の措置を行う。

(3) 消防本部の措置

- ① 災害の発生と同時に出動し、災害発生企業の消防隊等を指揮し、消火及び被害の拡大防御にあたる。
- ② 災害の規模が大規模で、消防本部及び企業等の消防力のみでは対処できない場合は、関係消防機関等に対し応援協定に基づく応援を要請する。
- ③ 各応援消防部隊の消火活動を指揮する。

(4) 水俣警察署、八代海上保安署、関係消防機関の措置

- ① 水俣警察署は、消防機関と相互に連携し、消火及び被害の拡大防御を応援する。
- ② 八代海上保安署は、海上への被害拡大を防止するため必要な措置を講ずる。
- ③ 関係消防機関は、消防本部の指揮を受け、消火及び被害の拡大防御にあたる。

2 救助

(1) 実施機関

主体：災害発生企業、消防本部、水俣警察署

応援：応援協定締結企業、隣接企業、関係消防機関、関係警察署等応援部隊

(2) 災害発生企業の措置

- ① 自衛消防隊員その他の要員により負傷者の確認、救出を行い仮救護所へ収容する。
- ② 消防本部が到着した後は、消防本部と連携し、救急活動を実施する。
- ③ 応援協定締結企業及び隣接企業への応援要請は、上記消火の場合に準ずる。

(3) 消防本部の措置

- ① 企業の救急要員を指揮し、負傷者の確認、救出及び搬送にあたる。
- ② 関係消防機関への応援要請は、上記の消火の場合に準ずる。

(4) 水俣警察署の措置

消防本部と相互に連携し、負傷者の確認、救出及び医療機関への搬送を行う。

(5) 応援部隊の措置

- ① 関係消防機関の応援部隊の措置は、消火の場合に準ずる。
- ② 関係警察署の応援部隊は、水俣警察署の行う救急活動を応援する。

3 医療及び救護

(1) 実施機関

主体：水俣市

応援：熊本県、医師会、日本赤十字社熊本県支部

(2) 市の措置

- ① 災害の規模、状況等に応じ、災害現場付近の適当な場所に仮救護所を設置するとともに医療対策班を派遣し、医療救護にあたる。
- ② 市のみでは対処できない場合は、熊本県及び医師会等へ応援を要請する。

(3) 県の措置

- ① 被害、医療需要情報を収集し、必要と認められる場合は、医療救護班を派遣する。
- ② 市の応援要請に基づき、医療救護班を派遣し、医療救護にあたる。
- ③ 必要に応じ災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)、医師会等の応援を要請する。
- ④ 災害救助法適用後の医療活動については、日本赤十字社熊本県支部と連携を図る。

(4) 医師会の措置

市又は県からの要請に応じ現場に出動し、若しくは、医療機関において医療救護にあたる。

(5) 日本赤十字社熊本県支部の措置

災害救助法適用後は、熊本県との「災害救助法に基づく業務委託に関する協定」に基づき医療救護を行う。

4 避難

(1) 実施機関

主体：水俣市、消防本部、水俣警察署、八代海上保安署

(2) 市及び消防本部の措置

- ① 被害が居住地域に及ぶ危険が生ずるなど、住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し決定の上、避難の指示、勧告を行うものとする。

- ② 安全な場所に、避難所を開設し避難者を収容する。
- ③ 避難経路及び避難所に職員を配置し、避難者の安全確保に努める。
- ④ 避難の指示を行ったときは、水俣警察署及び県へ連絡する。
- (3) 水俣警察署の措置
水俣警察署及び消防本部と協議の上、避難誘導を行うとともに、必要があるときは警察官の判断で避難の指示を行い、事後に市及び消防本部へ通知する。
- (4) 八代海上保安署の措置
付近に係留又は停泊中の船舶に被害が及ぶおそれがある場合は、状況に応じ避難を指示し船舶及び乗組員の安全を確保する。

5 警戒区域の設定

- (1) 実施機関
水俣市、消防本部、水俣警察署、八代海上保安署
- (2) 市の措置
 - ① 人命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害対策従事者以外の立入を制限若しくは、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。
 - ② 市が自ら警戒区域を設定することができないときは、水俣警察署長に代行を求める。
- (3) 消防本部の措置
 - ① 消防活動の効率的実施を確保するため火災警戒区域を設定し、災害対策従事者以外の立入を制限若しくは、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。
 - ② 消防本部が自ら警戒区域を設定することができないときは、水俣警察署長に代行を求める。
- (4) 水俣警察署の措置
 - ① 市又は消防長若しくは吏員が現場にいないで、かつ警戒区域を設定する必要があるときは、水俣警察署長が警戒区域を設定する。
 - ② 市又は消防長から要請があった場合は、これに代わって警戒区域を設定する。
- (5) 八代海上保安署の措置
海上において警戒区域を設ける必要があるときは、消防本部と連携し、警戒区域を設定する。

6 交通の規制、整理等

- (1) 実施機関
水俣警察署、八代海上保安署
- (2) 水俣警察署の措置
緊急通行車両の交通路を確保するため、災害の状況に応じ必要な次のような整理、規制措置を取る。
 - ① 災害関係車両以外の進入禁止

- ② 国道3号に災害の影響又は交通渋滞等がおよぶ場合の交通規制及び迂回路の確保、交通秩序の維持

(3) 八代海上保安署の措置

海上において船舶の航行等の制限を行う必要があるときは、船舶の航行制限等の措置を行う。

7 広報

(1) 実施機関

水俣市、消防本部、水俣警察署、八代海上保安署

(2) 市および消防本部の措置

- ① 避難の指示、避難所の開設等の情報を広報する。
- ② 災害応急対策の実施状況、災害の見通し等を広報して人心の安定を図る。
- ③ 災害現場及びその周辺の関係者に対し、火気使用の規制、警戒区域設定の状況等を周知徹底する。

(3) 水俣警察署の措置

- ① 交通規制及び警戒区域の設定状況を広報する。
- ② 見物人の整理、い集防止及び防災活動の障害排除のための広報を行う。

(4) 八代海上保安署の措置

災害現場及びその周辺の船舶等に対し、火気使用の規制、航行禁止等の制限、避難等について広報する。

8 資機材の調達等

(1) 実施機関

各種応急措置の主体となる機関及び応援機関

(2) 措置

- ① 各種応急措置の主体となる機関等が現に所有する資機材を活用してもなお、災害応急対策の万全を期しがたいときは、応援機関、その他の機関、企業等に資機材の提供、調達、斡旋を要請する。
- ② 資機材の災害現場への輸送は、各種応急措置の主体機関

9 輸送

(1) 実施機関

水俣市、熊本県、熊本県警察（熊本県公安委員会）

(2) 市の措置

- ① 車両及び運転手を確保し、災害の状況に応じ重点的に配置する。
- ② 車両の調達が困難なときは、県に応援を求める。
- ③ 県警察において緊急交通路確保のため交通規制を実施したときは、県公安委員会又は県

危機管理防災課に緊急通行車両の確認を申請し、確認証明書及び証票の交付を受ける。

(3) 県の措置

- ① 市の要請に応じた車両の調達、斡旋、その他輸送に関する応援を行う。
- ② 県警察と相互に連携して、緊急通行車両の確認及び確認証明書、証票の交付を行う。

(4) 県警察（県公安委員会）の措置

長期的、広域的な災害の場合で、県公安委員会が特に必要と認めたときは、緊急交通確保のため交通規制の措置を取るものとする。

この場合において、県公安委員会は、県、市の関係者、道路管理者と道路区間の指定、緊急通行車両の範囲等について連携を図り、その措置の適切を期するものとする。

10 陸上自衛隊の部隊派遣

(1) 体制

必要に応じ連絡班又は偵察班を災害地に派遣し、情報収集及び連絡調整にあたる。

(2) 活動内容

災害の状況、県知事等の要請の内容、現地における部隊の人員、装備により異なるがおおむね次のとおりとする。

- ① 偵察による被害状況の把握
- ② 避難の指示による住民等の避難の援助
- ③ 人員及び物資の緊急輸送
- ④ 要請に応じ炊飯及び給水支援
- ⑤ 要請に応じ入浴の支援
- ⑥ 要請に応じ火薬類、爆発物、危険物の保安措置及び除去

第7節 海上災害の応急措置

海上災害の場合における各種応急措置については、次に定めるところによる。

1 消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主体：災害発生船舶、企業、八代海上保安署

応援：隣接企業、消防本部、水俣警察署、水俣港管理事務所

(2) 災害発生船舶、企業の措置

- ① 災害の発生を関係機関へ通報するとともに船舶の消防設備及び自社所有の各種船艇、機材等により初期消火を行う。
- ② 火気の遮断、施設の保守、危険物の漏洩防止、災害発生船舶の冲出し等被害の拡大防御措置をとる。
- ③ 必要があるときは、隣接企業等に応援を要請する。

(3) 八代海上保安署の措置

- ① 巡視船艇を使用し、消火及び被害の拡大防御にあたるほか、応援機関の消火及び被害の拡大防御の分担を定める。
- ② 被害の規模が大きく、八代海上保安署及び企業等の消防力のみでは対処できないと思われる場合は、第十管区海上保安本部に対し応援を要請する。

(4) 隣接企業の措置

- ① 災害発生船舶、企業からの応援要請に応じ、自社の災害防御等から判断して、可能な限り応援する。
- ② 応援部隊は、八代海上保安署が定めた計画により消火、被害の拡大防御に従事する。

(5) 水俣港管理事務所の措置

八代海上保安署と連携し、消火及び被害の拡大防御を応援する。

2 流出油等の処理

(1) 実施機関

主体：災害発生船舶、企業、八代海上保安署

応援：水俣港管理事務所、隣接企業

(2) 災害発生船舶、企業の措置

- ① 船舶及び自社の資機材を活用し、流出油面の縮小を図る。
- ② 流出油の回収及び薬剤処理を実施する。

(3) 八代海上保安署の措置

- ① 巡視船艇を出動させ、流出及び処理の状況を確認する。
- ② 出動船艇を指揮し、流出油の拡散防止及び薬剤処理を実施する。

(4) 水俣港管理事務所の措置

流出油の拡散防止及び薬剤処理を実施し、被害調査を行う。

3 救出・救護

(1) 実施機関

主体：災害発生船舶、企業、八代海上保安署、消防本部、水俣警察署

応援：水俣市、隣接企業

(2) 災害発生船舶、企業の措置

① 自衛消防等の組織によって負傷者の確認、救出を行う。

② 企業内の医療施設等を活用し、負傷者の救護を行う。

③ 必要があるときは、隣接企業等に応援を要請する。

(3) 八代海上保安署の措置

① 出動船艇を指揮し、災害発生船舶の乗組員等の救出を行う。

② 消防本部、水俣警察署等と連携し、負傷者を医療機関に搬送する。

(4) 消防本部、水俣警察署、水俣港管理事務所の措置

八代海上保安署と連携し、負傷者の救出・搬送を行う。

(5) 隣接企業の措置

災害発生船舶、企業からの応援要請に応じ、自社の災害防御等から判断して、可能な限り応援する。

4 避難

(1) 実施機関

主体：八代海上保安署

応援：関係船舶、企業、水俣警察署、水俣市、水俣港管理事務所

(2) 八代海上保安署の措置

災害が他の船舶におよぶおそれがあるときは、災害の状況に応じ、港則法等を適用し、安全な場所に避難させる等の必要な指示を行う。

(3) 関係船舶、企業の措置

係留施設等に被害が及ぶ危険性があるとき、又は、八代海上保安署から指示があったときは、速やかに必要な措置を取る。

(4) 水俣警察署の措置

八代海上保安署と連携し、船舶の避難誘導等を応援する。

(5) 水俣市、水俣港管理事務所の措置

八代海上保安署の定めた計画により、船舶に対する避難の指示の伝達等を行う。

5 港内の安全確保

(1) 実施機関

主体：八代海上保安署、災害発生船舶、企業、水俣港管理事務所

応援：水俣警察署

(2) 八代海上保安署の措置

- ① 災害現場における救助活動を円滑にし、二次災害の防止を図るため、一般船舶の立入禁止区域を設定し、その周知を行う。
- ② 立入禁止区域の警及び情報の伝達を行う。
- ③ 航路障害物の除去に必要な応急措置、障害物の所有者に除去命令、勧告を行う。
- ④ 応急的な航路の検測及び啓開を行う。
- ⑤ 航路標識の保守及び応急標識の設置を行う。
- ⑥ 危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(3) 災害発生船舶、企業の措置

- ① 災害による障害物の捜索及び除去並びに必要な資機材の調達を行う。
- ② 港湾機能を阻害するおそれのあるものの捜索、標識の設置及び油類の流出拡散防止の措置を講ずる。
- ③ 関係機関と連絡し、必要がある場合は、隣接企業等に応援を求める。

(4) 水俣港管理事務所の措置

- ① 港湾施設に対する被害調査及び港湾機能に重大な支障を及ぼす施設の被害に対する応急復旧措置を行う。
- ② 港湾管理に支障を及ぼすおそれのある漂流物、沈没物等の捜索、確認及び応急的な除去、所有者等に対する除去の指示を行う。

(5) 水俣警察署の措置

八代海上保安署、水俣港管理事務所と連携、立入禁止区域の警戒、障害物の除去等に応援する。

6 広報

(1) 実施機関

八代海上保安署、消防本部、水俣警察署

(2) 八代海上保安署の措置

災害現場付近における火気使用の禁止、船舶の航行禁止等の制限事項及び避難等について広報する。

(3) その他の機関の措置

それぞれの機関において、応急対策を実施するために必要な事項を広報する。

7 海上自衛隊の部隊の派遣要請

八代海上保安署は、災害の状況により海上自衛隊の出動を必要とする場合は、第十管区海上保安本部に派遣要請方を上申する。

8 その他の措置

医療、資機材の調達及び輸送については、それぞれ陸上災害の場合に準じて行う。

第 7 章 原子力災害対策計画

第1節 総 則

1 計画の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が広範囲に及んだ。

また、平成26年8月には、九州電力川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）1号機が、10月には2号機が再稼働した。

このことから、本市より約50km圏内にある九州電力川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本市へ影響を及ぼす可能性もある（別表1）。

この計画は、これらの状況を踏まえ、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、放射性物質の異常放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等を想定し、本市における必要な対策を策定し、市民の生命・財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

本計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他章を準用し対応するものとする

3 計画の見直し

国においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画等の見直しが進められ、熊本県は、平成24年度に熊本県原子力対策計画を策定した。

今後、それらの内容や進捗状況を踏まえ、本計画についても必要な修正等を行うものとする。

第2節 防災活動体制

1 配備体制

第3章災害応急対策計画第3節「職員動員計画」を基本とし、原子力に関する配備体制及び原子力に関する配備基準は次のとおりとする。

配備体制	配備基準	体制の内容
警戒体制	① 県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。 ② 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検出された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。	防災に対する情報収集体制（注意警戒体制）。必要に応じ体制の強化を行う。災害に対する調査体制（第1号配備体制）
災害警戒本部体制	① 県から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき。 ② 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき。	災害に対する警戒体制（第2号配備体制）
災害対策本部体制	○ 本市で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき。	災害に対する全市的対応体制（第3号配備体制）

2 防災関係機関の事務又は業務

市、県及び関係機関の業務は、第1章総則第3節「主な防災関係機関の責務と事務又は業務」に加え、次のとおりとする。

機関名	事務又は業務
水俣市	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及及び啓発 2 原子力防災に関する訓練の実施 3 屋内退避等に関する広報及び指示 4 避難所の開設、運営、必要に応じて警戒区域の設定等 5 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 6 住民への原子力災害に関する情報伝達 7 鹿児島県出水市からの避難の受入れに関する協力

熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及及び啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方气象台	災害対策本部等への気象情報等への提供及び解説
八代海上保安署	1 環境放射線モニタリングの支援 2 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
九州地方整備局	陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
自衛隊	政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 1 環境放射線モニタリングの支援 2 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
鉄道関係機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
日本赤十字（熊本県支部）	健康相談及び医療体制の整備に関する県及び市への協力
放送報道関係機関	原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達
自動車運送機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
海上輸送機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力株式会社	原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	農林水産物の生産・管理等の防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力
学校	原子力防災に関する児童及び生徒への知識の普及及び啓発

3 組織体制又は事務

第3章災害応急対策計画第1節「組織計画」、第2節「災害対策本部等」、3「災害対策（警戒）本部等の事務分掌」に定める役割を準用する。

第3節 災害予防計画

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 情報の収集及び連絡体制の整備

市は県と連携し、原子力発電所事故等に関して、迅速に情報収集及び連絡を行うため、情報収集及び連絡体制を整備する。また、市、県及び関係機関は、訓練等の実施により情報収集及び連携体制の一層の充実を図る。

(2) 住民等への情報伝達体制の整備

市は県と連携し、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

市は県と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

市は県と連携し、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達機器の活用や情報伝達の整備に努める。

市は県等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平時から情報収集に努める。

2 屋内退避等に係る体制の整備

市は県と連携し、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、市及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、市は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

3 健康相談及び医療体制の整備

市及び県は、国の原子力災害対策指針の改定等により、健康相談及び医療体制の整備の必要性が示された場合、市内及び県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与、健康相談等の実施体制を整備する。

また、市及び県は、専門的医療の必要性が示された場合、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

4 住民等への知識の普及・啓発

市は、国、鹿児島県及び県と連携し、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発のため広報活動の実施に努める。

5 防護資機材の確保

市は、国から防護資機材の確保が示された場合、県及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保に努める。

6 防災訓練の実施

市は、鹿児島県から求められた場合、県及び関係機関と連携し、原子力防災に関する訓練を実施する。

7 出水市民の受入

市は、出水市に対する国の一時移転指示が出た場合、受け入れ可能な場合、出水市民の避難者6,645人の受入及び28箇所の避難所提供を行う。

(別表2 出水市民の受入施設及び人数)

第4節 災害応急対策計画

1 組織体制

本章第2節「防災活動体制」1「配備体制」による。

2 情報の収集及び連絡

市は県と連携し、発電事業者及び鹿児島県から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、鹿児島県における対策の方針及び概要について情報収集を行う。

また、環境放射線モニタリング情報、被害状況、屋内退避等状況、医療活動情報等の応急対策活動内容についても情報の収集を図り、関係機関への連絡を行う。

(1) 住民等への情報の伝達

市は、テレビ、ラジオ、インターネット、メール、防災行政無線等のあらゆる情報発信手段を活用して、住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。

(2) 相談窓口の設置

市は県と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

3 住民避難等の防護活動

市及び県は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険性がある場合、市は県と連携し、事故の状況、自然災害の状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、住民へ屋内退避等の指示を行う。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、市及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築に努める。

また、住民避難に当たっては、避難行動要支援者の円滑な避難誘導及び移送に十分留意する。

4 緊急時環境放射線モニタリングの情報収集

県において、県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストが設置されている。本市では熊本県環境センター内に設置されており、携帯用放射線測定器も水俣保健所に設置されている。

県は、必要に応じ、県内上空及び海上でのモニタリング又はモニタリングの支援を国等に要請することとしている。

市は、県における緊急時環境放射線モニタリングデータ情報を収集するものとする。

5 健康相談及び医療の実施

市及び県は、必要に応じて、市内及び県内の医療機関の協力を得て、避難所等での携帯用放射線測定器等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与、健康相談等を実施する。

また、市及び県は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は県と連携し、市内への放射性物質の飛来、拡散状況等を踏まえ、必要に応じて、飲料水、飲食物及び農林畜水産物を県に検査を依頼し、その結果が、国の定める摂取制限等の基準の抵触する場合は、県及び国の助言等を踏まえ、当該飲料水等の摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。

7 広域連携

市は、避難を要する住民が広域かつ多数となる等、必要がある場合は、災害時応援協定を締結している各自治体等に支援要請を行う。

第5節 災害復旧対策計画

1 環境放射線モニタリングの情報収集

県において、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングが実施され、その結果が公表される。

市は、県における環境放射線モニタリングデータの情報収集を継続する。

2 風評被害等の影響軽減

市は県と連携して、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じ以下の活動を行う。

- (1) 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表する。
- (2) 被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表する。
- (3) 市内における農林畜水産物業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握する。
- (4) 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (5) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のために広報活動を行う。

3 住民健康相談

市は、県及び医療機関等と連携し、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

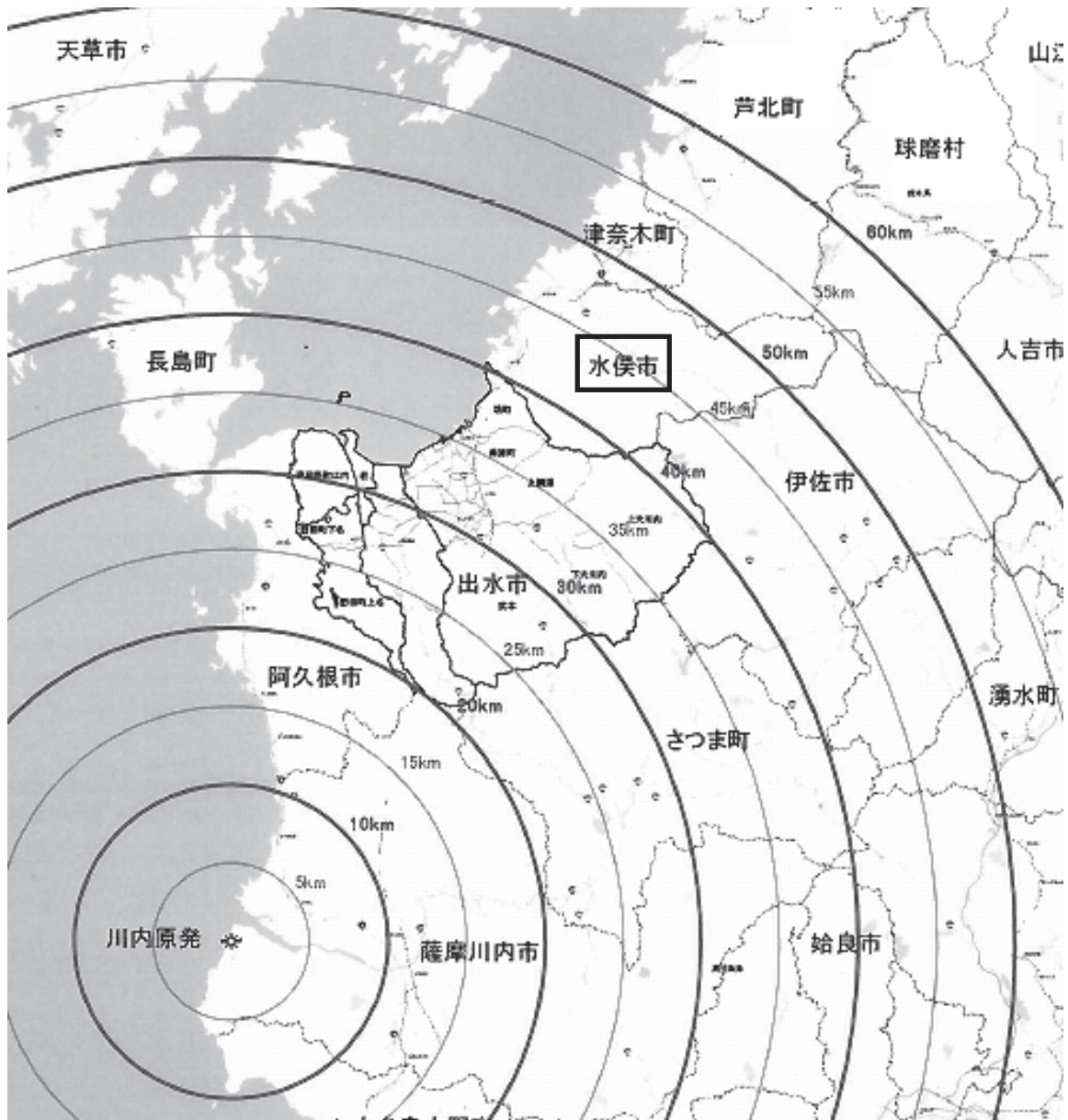
4 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、鹿児島県、熊本県、発電事業者及びその他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

5 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、第8章「災害復旧計画」を準用して対応する。

別表1 九州電力川内原子力発電所からの距離



第7章 原子力災害対策計画

別表2 出水市民の受入施設及び人数

番号	予定避難先（施設名）	受入予定人数（人）	予定避難元（地区名）
1	もやい館	292	高尾野、下水流
2	おれんじ館	54	江内
3	市公民館	272	荘、下水流
4	水俣市高齢者福祉センター	81	荘
5	武道館	331	野田
6	総合体育館（本館）	1000	下水流
7	総合体育館（南部館）	385	
8	水俣高校第二体育館	284	下水流、江内
9	水俣第一小学校体育館	320	荘、下水流
10	水俣第二小学校体育館	303	野田
11	水東小学校体育館	312	高尾野
12	袋小中学校体育館	368	下水流
13	湯出小学校体育館	210	江内
14	久木野小学校体育館	258	
15	水俣第一中学校体育館	292	野田
16	水俣第二中学校体育館	443	江内
17	緑東中学校体育館	311	高尾野
18	深川体育館	205	
19	石坂川体育館	117	江内
20	旧第三中学校体育館	426	高尾野
21	湯の鶴温泉保健センター	50	江内
22	葛彩館	128	
23	桜野集会所	26	
24	葛渡集会所	24	
25	23区集会所	66	
26	5区公民館	20	下水流
27	西生院	30	
28	石坂川集会所	37	江内
合 計		6,645	—

※ 受入施設及び人数については、鹿児島県出水市と協議し、逐次修正する。

第 8 章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・復興の基本方針

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方針に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が当該施設の実施に当たるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、県の指導を得ながら、次によりこれら施設の早期復旧に努めるものとする。

- （1）災害の程度により緊急の度合いに応じて、国及び県に緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- （2）被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- （3）緊急査定の場合は、本省より事前に復旧計画に対し現地指導官が派遣されるので、その指示に基づき周的な計画を立てる。
- （4）復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して、改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強あるいは堤防の嵩上げ、川床の変深、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流側速抑止のための諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等あらゆる点について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により極力改良的復旧ができるよう提案する。
- （5）緊急に査定を受けるもののほかは本査定に提案するが、方針は前項に準ずる。
- （6）査定完了後は緊急度の高いものから、直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施工の推進を図る。
- （7）査定に落ちたもので将来再び出水等の際は弱点となり、被害の因をなすと考えられるところは再調査の上、市単独事業として実施するよう計画する。
- （8）大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工作業の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないことがしばしばであるから、事前にこれらについて十分検討しておく。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める土木工事施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川。ただし、砂防
法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
- (2) 海岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤及びその他海岸を防護する施設
- (3) 砂防設備 砂防法が適用する施設及び同法が準用される砂防のための施設
- (4) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路 道路法に規定する道路
- (8) 港湾 港湾法に規定する施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁港 漁港漁場整備法に規定する施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10) 下水道 下水道法第2条第3項に規定する公共下水道
- (11) 公園 都市公園

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により国庫負担
- (2) 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 小災害特例債の元利補給
- (4) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (5) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

5 復旧計画

公共土木施設の災害復旧事業は、本計画の前記1～4にしたがってそれぞれ復旧計画を樹立するものとする。

第3節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用地施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、市、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害が大規模かつ高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、本章第2節公共土木施設災害復旧計画2「復旧方針」に準じて施工するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当って必要な事項は次のとおりとする。

- （1）同法律により、国に対し、災害復旧の申請を行い早急な査定を要請するとともに、緊急度の
大なるものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- （2）前記（1）の事業を推進するため、当該災害の規模等により随時適切な技術職員の配置を考
慮するとともに、早期復旧の実現を図るものとする。
- （3）その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を
樹立して、早期回復を図るものとする。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- （1）農地 耕作の目的に供される土地
- （2）農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① かんがい用排水路、ため池、頭首工及び揚水機
 - ② 農業用道路及び橋梁
 - ③ 農地保全施設及び堤防（海岸を含む）
- （3）林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 林地荒廃防止施設
 - ② 林道
- （4）漁業用施設 漁場の利用又は保安上必要な施設であって、次のものをいう。
 - ① 沿岸漁場整備開発施設
 - ② 漁港施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により設置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による災害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1 市立学校施設の災害復旧計画

市立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- （1）実施機関 市立学校施設の復旧は、市長が行うものとする。
- （2）復旧方針 市立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」に準ずる。
- （3）対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- （4）財政援助 市立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により設置されるものである。
 - ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
 - ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

2 住宅災害復旧計画

（1）住宅建設計画

災害による住宅建設計画としては、災害救助法適用による建設型仮設住宅の建設又は公営住宅法により災害用公営住宅等の建設を進めるとともに、住宅金融公庫の住宅資金貸付制度等を利用して復旧に努めるものとする。

（2）災害公営住宅

災害公営住宅の整備については、公営住宅法第8条に基づき、市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、滅失した住宅戸数の3割以内に相当する公営住宅を早急に建設することとする。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

（3）一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融公庫による災害復旧住宅資金貸付、又は個人住宅特別貸付制度を活用して復旧に努めるものとする。

3 都市施設災害復旧計画

都市施設災害復旧事業については、都市計画区域内における都市施設（街路、公園、下水道等で市の維持管理に属するもの）が災害を受けた場合又は市街地が堆積土砂による災害を受けた場合は、国の補助を受け、復旧を行う。

4 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業、県補助事業及び市単独事業として、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して行うものとする。

5 公共下水道施設災害復旧計画

公共下水道は、上水道、電気等の供給系と並ぶ重要なライフラインであり、市民生活、自然環境の保全のため不可欠な施設である。

災害により被災すれば、社会経済活動への影響が大きいため、早期の被害調査及び応急復旧を行うものとする。

(1) 公共下水道施設の維持管理

保有する公共下水道施設について、平時より、定期的な点検調査を実施し、老朽箇所を早期発見と改修に努める。

また、保有する公共下水道施設の重要度に基づき、耐震性能の向上に向けて計画的に施設の耐震化等を実施する。

(2) 応急復旧体制の整備

災害時の被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、県及び他自治体と相互応援協力体制を整備するとともに、緊急時の点検、調査、復旧に必要な資機材や要員等の応援が得られるよう、災害時における復旧支援等の協力を締結している各種機関との連絡調整を図り協力体制を整備する。(協定締結先：日本下水道事業団、日本下水道管路管理業協会)

(3) 公共下水道施設の被災後の応急復旧の流れ

浄化センター及び各ポンプ場の甚大な被害は、下水道環境に大きく影響を及ぼすため、早急な応急復旧が必要。下水道管路施設の応急復旧は、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所及びマンホール等の崩壊の危険がある箇所を優先的に行う。

① 緊急対応段階（概ね3日）

- 緊急点検及び調査・・・重大な機能障害の把握（目視調査等）
- 緊急措置・・・溢れた下水を吸引車等で汲み上げ等

② 暫定機能確保段階（概ね30日）

- 一次調査・・・全体的な被害状況の把握（人孔蓋を開けての調査等）
- 応急復旧・・・暫定的に機能を確保するための復旧

③ 機能確保段階（場合によっては1年以上）

- 二次調査・・・本復旧に必要な調査（TVカメラ調査等）
- 本復旧・・・本来の機能を確保するための復旧

6 その他の災害復旧計画

その他の施設等の災害復旧は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及び各施設等の管理者、又は当該法令の規定により、災害復旧の責任を有する者がそれぞれ実施するものとする。

第5節 住家の被害認定及びり災証明書発行計画

災害による住家の被害認定及びり災証明が確実かつ迅速に行えるように被害認定の実施手順、り災証明書の申請、交付に係る手順等について以下のとおり定める。

1 被害家屋の判定基準

り災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当））、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和2年3月内閣府防災担当）に準じて行うものとする。

2 住家の被害認定

住家の被害認定に係るおおまかな手順は次のとおりである。

（1）被害情報の収集・整理

災害対策本部、消防本部、警察署、県等の関係機関と連携する他、現地を調査し、被害情報の収集・整理を行う。

（2）調査方針の決定

① 被害情報を基に調査の手法（全棟調査、申請受付のみ等）、調査対象区域、調査対象建築物の選定及び調査対象区域内の想定調査件数を決定する。

② 全体スケジュールの作成及び実施体制の確立

想定調査件数等を基に調査班内で班編成を行う他、調査実施から調査完了に至るまでの全体スケジュールを作成する。

（3）住家被害認定業務に係る説明会の実施

住家の被害認定にあたる調査員の熟度が足りないと判断される場合は、調査員の質を一定に保つため事前に説明会を開催する。

（4）応援の求め

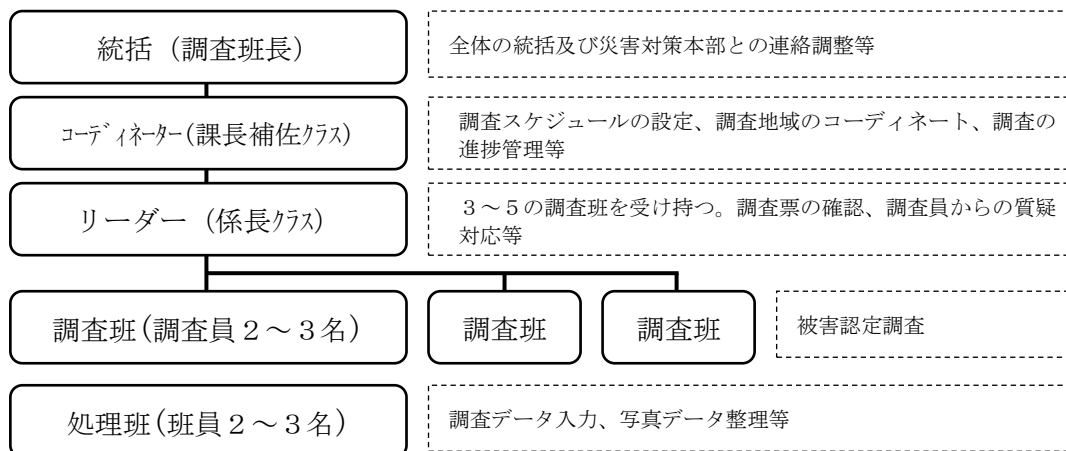
被害が甚大で、調査班のみでの対応が難しいと判断される場合は、庁内で連携し、応援班、都市計画班等の協力、必要に応じ、応急対策職員派遣制度（総務省）や、市、県及び災害時応援協定に基づく、他自治体、建築士会及び土地家屋調査士会（県地域防災計画資料編参照）の協力を求め人員を確保するものとする。

【過去の災害対応時の応援事例】

令和2年7月豪雨時は、応急対策職員派遣制度を活用し、令和2年7月13日～7月17日の間に、北九州市から9名の対口支援チームを受け入れ、3名に住家被害認定調査業務の推進に関わる指導を受け、6名は本市職員と合わせて2名×6班体制を組んで、実際の被害認定調査を行った。

（5）被害認定業務実施体制

住家の被害認定業務の実施体制はおおむね以下のとおりとする。



(6) 被害調査に係る広報

被害調査の実施時期、被害調査に係る留意点等を市報や回覧等を通じて市民へ周知する。

(7) 住家の被害認定調査

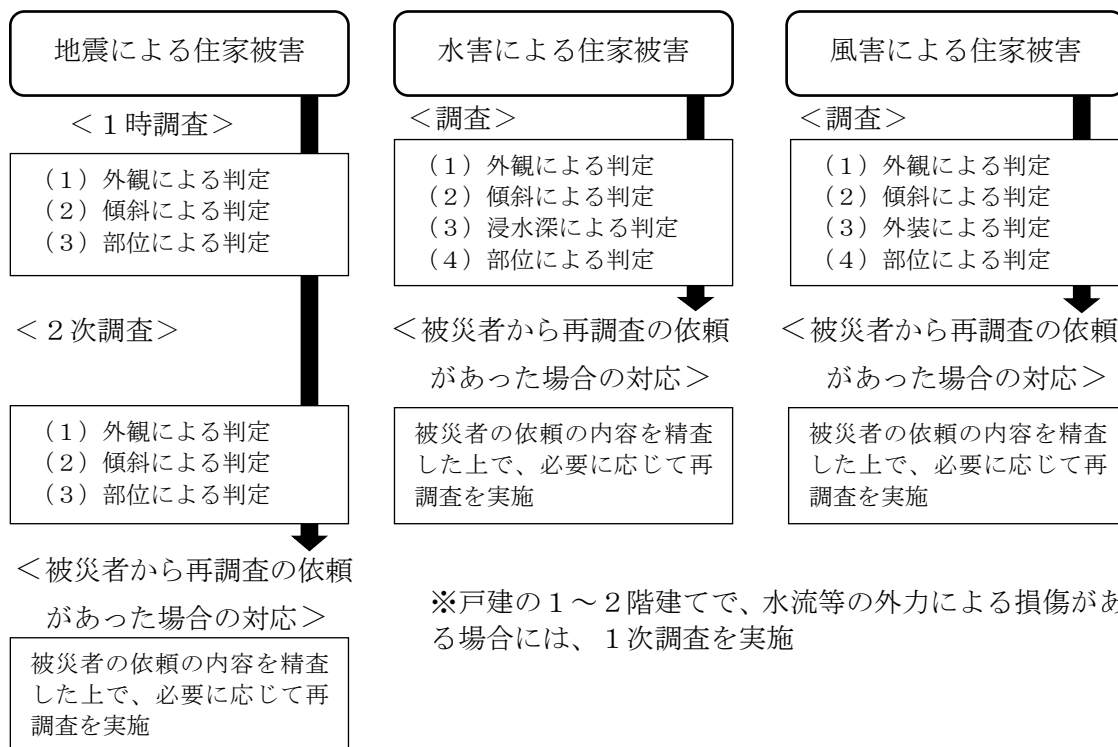
以下のとおり、災害の種類に応じて調査を実施する。

① 第1次調査

被害家屋の外観を目視で調査する。

② 第2次調査（再調査）

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに内部立入調査を実施する。



※戸建の1～2階建てで、水流等の外力による損傷がある場合には、1次調査を実施

第8章 災害復旧計画

り災証明書の証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により、被害を受けたものとする。

また、災害対策基本法第90条の2及び水俣市罹災証明書等交付要綱に基づき次の被害に該当するものについて証明を行うことができる。

- (1) 住家、非住家及び兼用住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水または床下浸水
- (2) 償却資産の焼失、流失、埋没、浸水、損壊又は故障
- (3) (1) 以外の不動産に係る被害の態様で市長が証明対象として認めるもの

4 証明書の種類

- (1) り災証明
- (2) り災届出証明

5 り災証明書発行台帳

り災証明書を発行するために必要な住家の被害調査結果、家屋データ、地番、住居表示、市民基本台帳等のデータを集積した、り災証明書発行台帳を作成する。

6 り災証明書の発行

り災証明書は、申請があったり災者に対し、発行する。

- (1) り災証明書は家屋の居住世帯主及びその家屋所有者へ発行する。
- (2) り災証明書の判定結果に不服があった場合及び災害発生後の被害調査ができなかった家屋については、再調査を実施する。
- (3) り災証明書を発行する際は、市報や回覧等を利用し、手続きの方法、実施時期、実施場所等市民へ周知するものとする。

7 り災証明書の発行体制

統括（調査班長）	全体の作業の調整等
申請受付・発行	申請書の受理及びり災証明書の発行
相談対応	再調査申請やり災結果に対する相談対応

り災証明書発行台帳及びり災証明書等の様式は、別に定める。

第6節 被災者等の支援計画

中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施し、早期の市民生活等の安定に資することを目的とした、各種支援制度について定める。

1 経済、生活面の支援制度

市長は、災害により被災した市民の経済面、生活面での安定を図っていくため、必要に応じて次に掲げる支援を講じるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

災害（市内で住居が5世帯以上滅失した災害等）により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、支給する。

① 支給の対象：災害により死亡した者の遺族

② 支給の範囲、順位

1位 配偶者

2位 子

3位 父母

4位 孫

5位 祖父母

※ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害（市内で住居が5世帯以上滅失した災害等）による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律及び水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、災害障害見舞金を支給する。

① 支給の対象：災害により以下のような重い障害を受けた者

ア 両眼が失明した者

イ 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者

ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

オ 両上肢をひじ関節以上で失った者

カ 両上肢の用を全廃した者

キ 両下肢をひざ関節以上で失った者

ク 両下肢の用を全廃した者

ケ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者

(3) 被災者生活再建支援制度による支援金の支給

災害（市内で住居が10世帯以上全壊した災害等）により居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

① 支給の対象

ア 住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊又は大規模半壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

※ 被災時に現に居住していた世帯が対象となるので、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象外

（4）県の支援制度による支援金の支給

災害（市内で住居が10世帯以上全壊した災害等）により居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する被災者生活再建支援法を補完（横だし、上乘せ）する制度で、法定給付の対象者との不均衡を解消するため支援金が支給される。

被災者生活再建支援法との併用はできないが、災害救助法との併用は可能である。

① 対象とする災害：災害救助法が適用された災害

② 対象とする住宅被害：床上浸水以上

③ 制度の性格：市を通じて被災者へ給付（市への補助事業）

（5）災害援護資金の貸付

災害（県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合等の災害）により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

① 貸付の対象：以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

イ 家財の1/3以上の損害

ウ 住居の半壊又は全壊、流出

※ 所得制限がある。

（6）生活福祉資金制度による資金の貸付

生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付がある他、総合支援資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金がある。

① 貸付の対象

ア 低所得世帯

イ 障害者のいる世帯

ウ 要介護者のいる世帯

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用を除外される。

(7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭または父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものであり、災害により被災した母子家庭または父子家庭及び寡婦の方に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

① 貸付の対象

ア 母子福祉資金・父子福祉資金：以下のいずれかに該当する者

(ア) 母子家庭の母または父子家庭の父

(配偶者のない女子または男子で、現に20歳未満の児童を扶養している方)

(イ) 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養している20歳未満の児童

(ウ) 父母のいない20歳未満の児童

※ (ア) または (イ) で、20歳未満の児童と20歳以上の子を同時に扶養している場合における、その20歳以上である子を含む。

イ 寡婦福祉資金：以下のいずれかに該当する者

(ア) 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった方）

(イ) 寡婦が扶養している20歳以上の子

(ウ) 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

※ (ア) または (ウ) で、現に扶養している子がない場合は所得制限あり。
ただし、災害により生活の状態が著しく窮迫している場合は適用されない。

(8) 特別支援学校等への就学奨励事業による就学支援

被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。

① 支援の対象

ア 被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯

イ 被災により支弁区分が変更となった世帯

(9) 小・中学生の就学援助の措置

被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。

① 支援の対象：被災により、就学が困難となった児童、生徒の保護者

(避難をしている人も、制度を活用することができる。)

(10) 高等学校授業料等減免の措置

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学金及び入学者選抜手数料等の徴収猶予、減額又は免除を行う。

① 措置の対象：市長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者

(11) 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。

① 措置の対象

ア 障害者（児）のいる世帯

イ 児童扶養手当受給者世帯

(12) 地方税の特別措置

① 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。

② 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。

③ 期限の延長

災害により申告・納付等を期限までにできない者は、その期限が延長される。これには、水俣市税条例で一律に期限を延長する場合と申請により延長が認められる場合がある。

④ 措置の対象：災害によりその財産等に被害を受けた者のうち、一定の要件を満たす者

(13) 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられるもの。

① 措置の対象：災害等による収入の減少等の特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる者

※保険者によって取扱いが異なる。

2 住まいの確保、再建のための支援

市長は、災害で被災した市民の生活の安定を図るため住まいの確保、再建について、必要に応じて、次に掲げる支援を講じるものとする。

(1) 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。

① 貸付の対象

ア 低所得世帯

イ 障害者世帯

ウ 高齢者世帯

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用を除外される。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。

① 貸付の対象

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子父子、寡婦世帯

3 農林漁業、中小企業及び自営業者への支援制度

市長は、災害により被災した農林漁業者、中小企業及び自営業者の早期経営等再建を図るため、必要に応じて、次の支援を行うものとする。

(1) 天災融資制度

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図るもの。

被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。

① 融資の対象：次の基準に該当すると市長の認定を受けた者

被害農林漁業者	特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
2 樹体の損失額が30%以上	
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上

關係條例等

水 俣 市 防 災 会 議 条 例

昭和 3 8 年 4 月 1 日

告 示 第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、水俣市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水俣市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防について重要な事項を調査審議させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、50 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 熊本県の職員
 - (4) 熊本県警察の警察官
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 水俣市北広域行政事務組合消防長及び水俣市消防団長
 - (7) 市の職員
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 5 条 防災会議の庶務は、総務企画部において処理する。

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 9 月 30 日条例第 22 号抄）

1 この条例は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 9 月 27 日条例第 24 号抄）

1 この条例は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 10 月 4 日条例第 22 号抄）

1 この条例は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 9 月 25 日条例第 27 号抄）

1 この条例は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 22 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 6 月 27 日条例第 9 号抄）

1 この条例は、昭和 62 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日条例第 6 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 20 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日条例第 37 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例による改正後の水俣市防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 19 年 5 月 31 日までとする。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 14 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 10 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

水俣市防災会議委員名簿

区 分	機 関 名	役 職	所 在 地
会 長	水俣市	市長	水俣市陣内 1-1-1
(1) 指定地方行政機関職員	国土交通省熊本河川国道事務所	所長	熊本市東区西原 1-12-1
	国土交通省八代河川国道事務所	所長	八代市萩原町 1-708-2
	気象庁熊本地方気象台 次長	次長	熊本市西区春日 2-10-1 A棟12階
	八代海上保安署	署長	八代市港町 139
	熊本南部森林管理署水俣森林事務所	主席森林官	水俣市白浜町 1-22
(2) 陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊西部方面特科連隊第1大隊	大隊長	熊本市北区八景水谷 2-17-1
(3) 熊本県の職員	熊本県芦北地域振興局	局長	葦北郡芦北町芦北 2670
(4) 熊本県警察の警察官	熊本県水俣警察署	署長	水俣市ひばりが丘 3-1
(5) 副市長及び教育長	水俣市	副市長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	教育長	水俣市陣内 1-1-1
(6) 消防長及び消防団長	水俣市消防本部	消防長	水俣市ひばりが丘 3-12
	水俣市消防団	団長	水俣市陣内 1-1-1
(7) 市の職員	水俣市	総務企画部長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	福祉環境部長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	産業建設部長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	総医事務部長	水俣市天神町 1-2-1
	水俣市	上下水道局長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	議会事務局長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	福祉事務所長	水俣市陣内 1-1-1
(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	九州旅客鉄道株式会社新水俣駅	駅長	水俣市初野 305-1
	肥薩おれんじ鉄道総務部総務課	課長	八代市萩原町 1-1-1
	西日本電信電話株式会社熊本支店	設備部長	熊本市中央区九品寺 1-2-11
	NHK水俣通信部	記者	水俣市大園町 1-9-2
	九州電力送配電株式会社八代配電事業所	所長	八代市塩屋町 4-38
	産交バス株式会社水俣営業所	所長	水俣市月浦 54-20
	南九州センコー株式会社	社長	水俣市港町 1-3-12
(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	水俣市自主防災組織連絡協議会	会長	水俣市陣内 1-1-1
(10) その他、市長が必要と認める者	水俣市議会	議長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市議会総務産業委員会	委員長	水俣市陣内 1-1-1
	日本郵便株式会社水俣郵便局	局長	水俣市浜町 2-11
	水俣市葦北郡医師会	会長	水俣市八幡町 2-1-33
	水俣市商工会議所	会頭	水俣市大園町 1-11-5
	JNC株式会社水俣製造所	事務部長	水俣市野口町 1-1
	水俣市地域婦人会連絡協議会	会長	水俣市浜町 3-9-33
	水俣市建設業協会	会長	水俣市陣内 1-5-3
	水俣市自治会長会	代表委員	水俣市陣内 1-1-1
	熊本県立水俣高等学校	校長	水俣市洗切町 11-1
	水俣市立小中学校長会	会長	(水俣市各小中学校で持ち回り)
	熊本県LPガス協会水俣支部	支部長	(LPガス協会で持ち回り)
	熊本県海難救助隊水俣地区隊	隊長	水俣市長野町 9-8
	水俣市社会福祉協議会	生活支援コーディネーター	水俣市牧ノ内 3-1
	熊本県看護協会水俣・芦北支部	支部長	水俣市天神町 1-2-1
	水俣市身体障害者福祉協会連合会	会長	水俣市梅戸町 1-4-5

水 俣 市 災 害 対 策 本 部 条 例

昭和 3 8 年 6 月 2 4 日

告 示 第 6 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、水俣市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

条履歴

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

協 定 等

災害時における水俣市内郵便局、水俣市間の相互協力に関する覚書

水俣市内郵便局（別紙に掲げる郵便局、以下「甲」という。）及び水俣市（以下「乙」という。）は、水俣市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、水俣市内郵便局及び水俣市が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、水俣市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲及び乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用
- （2）甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （3）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び救護対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- （4）その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への助言）

第5条 甲は水俣市災害対策本部に対して必要に応じて助言することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、水俣市若しくは水俣市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては水俣郵便局総務課長、乙においては、水俣市総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年7月3日

甲 水俣市内郵便局
代表者 水俣郵便局長 坂本 精至

乙 水俣市長 吉井 正澄

熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所屬する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市町村は、後日、必要事項を記載した文言を速やかに要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し送付しなければならない。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の要請に応じて応援要請に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

3 自主応援した市町村は、応援内容等を被災市町村に連絡するものとする。

4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会
会長 富永 清次

熊本県都市災害時相互応援に関する協定

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市及び合志市（以下「協定市」という。）は、協定市のいずれかがその市域において災害による被害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被害をいう。）を受け、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、他の協定市が友愛的精神に基づき行う応援（以下「応援」という。）に関する事項を定め、もって被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定を次のとおり締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市は、後日、必要事項を記載した文章を速やかに応援を要請し協定市に送付しなければならない。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援活動の指揮）

第4条 被災市における各種応援活動の実施については、被災市の市長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（権限の委任）

第8条 この協定のそれぞれの市は、熊本県市長会が熊本県町村会と締結する災害時相互応援に関する協定について、その権限を熊本県市長会会長に委任するものとする。

（効力発生の日）

第9条 この協定は、平成20年4月23日からその効力を生ずる。

（協定の廃止）

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定（平成14年9月30日締結）は、前項の日をもって廃止する。

（協議）

協定等

第11条 この協定, の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月23日

熊本市 代表者	熊本市長	幸山政史
八代市 代表者	八代市長	坂田孝志
人吉市 代表者	人吉市長	田中信孝
荒尾市 代表者	荒尾市長	前畑淳治
水俣市 代表者	水俣市長	宮本勝彬
玉名市 代表者	玉名市長	島津勇典
山鹿市 代表者	山鹿市長	中嶋憲正
天草市 代表者	天草市長	安田公寛
菊池市 代表者	菊池市長	福村三男
宇土市 代表者	宇土市長	田口信夫
上天草市 代表者	上天草市長	川端祐樹
宇城市 代表者	宇城市長	阿曾田清
阿蘇市 代表者	阿蘇市長	佐藤義興
合志市 代表者	合志市長	大住清昭

災害時における応援に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と水俣市建設業協会会長坂口俊一（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策のための応援等について、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害警戒のための巡回活動及び災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があるときは、文書により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に対して応援を要請するものとする。ただし、急を要する場合については、電話等で要請することができる。

（1）災害の状況及び応援を要請する理由

（2）応援を必要とする場所

（3）応援を必要とする作業内容

（4）その他応援に必要な事項

2 乙に対する甲の応援要請手続は、水俣市産業建設部土木課が担当する。ただし、緊急を要する場合は、総務企画部総務課等が応援を要請することができる。

（実施）

第2条 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、特別の理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、甲の要請に従って応援に従事するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条に規定する応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

（1）応援に従事した団体の名称、作業場所及び作業内容

（2）応援に従事した者の氏名及び個人別時間数

（3）応援に使用した機器類の種別台数及び使用時間数

（4）その他甲が必要と認める事項

（経費の負担）

第4条 乙が、第2条に規定する応援の従事のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、巡回活動に関する経費は、乙が負担するものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づき、応援に従事した者が、当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）を適用し、補償するものとする。

（連絡）

第6条 乙は、甲の要請により応援に出動する協会員の協力体制などについて、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定の期間は、平成18年12月4日から平成23年12月31日までとする。ただし、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、以後は1年間の自動更新とする。

（協議）

第8条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成18年12月4日

甲	水俣市 代表者 水俣市長 宮本 勝彬
乙	水俣市陣内一丁目5番3号 水俣市建設業協会 会 長 坂口 俊一

災害時における救援物資提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次項から第4項までの内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

（1）乙が甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の商品を、甲に無償で提供する。

（2）乙は、甲の管内に設置する乙の災害対応型自動販売機1台につき、飲料水2Lペットボトル10ケース（120L）を無償提供するものとする。

（3）前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を、甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の乙商品は、有償にて供給する。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙の甲に対する第2項第2号の乙商品の引渡場所は甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から乙商品の引渡しを受けるものとする。また、このときの乙商品の価格及び代金の支払方法については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかからも期間満了の1ヶ月前までにこの協定を終了する旨の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年11月13日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 熊本市桜町3番35号
南九州ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 田中 等

災害時における救援物資提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次項から第4項までの内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

（1）乙が甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の商品を、甲に無償で提供する。

（2）前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を、甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の乙商品は、有償にて供給する。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙の甲に対する第2項第2号の乙商品の引渡場所は甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から乙商品の引渡しを受けるものとする。また、このときの乙商品の価格及び代金の支払方法については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかからも期間満了の1ヶ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年11月13日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 熊本市南高江3丁目5番1号
南九州コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 本坊 幸吉

協定等

共通：南九州ペプシコーラ販売株式会社、南九州コカ・コーラボトリング株式会社

様式1（第3条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

南九州〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

水俣市長

災害時における救援物資提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1、救援要請物資

2、物資搬入日時 平成 年 月 日 時 分

3、物資搬入場所

以上

災害時における飲料水等の提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と水光商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の提供について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における飲料水等の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次項から第4項までの内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

（1）乙が保有するウォーターサーバー及びウォーターボトル（商品名：アクアクララ）を、甲に無償で提供する。

（2）前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「商品」という。）を、甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の商品は、有償にて供給する。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとし、避難所等への配送等については、甲乙協議し決定する。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲乙協議し対策を練るものとする。

4 乙の甲に対する第2項第2号の乙商品の引渡場所は甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から商品の引渡しを受けるものとする。また、このときの商品の価格及び代金の支払方法については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙のいずれから期間満了の1カ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成20年 7月28日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 水俣市塩浜町8番20号
水光商事株式会社
代表取締役社長 古賀 勝利

協定等

様式1（第3条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

平成 年 月 日

水光商事株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○ 様

水俣市長 ○○ ○○

災害時における救援物資提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1. 救援要請物資

2. 物資搬入日時 平成 年 月 日 時 分

3. 物資搬入場所

4. その他

以上

出水市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定書

出水市（以下「甲」という。）と水俣市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の地域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する武力攻撃による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急処理事態による被害を受け、当該被害を受けた市では十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び国民保護法第17条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6）ボランティアのあっせん
- （7）災害ごみの受入れに関する事項
- （8）ホームページ等による対外的情報の提供に関する事項
- （9）前各号に掲げるもののほか、応援を要請する市（以下「要請市」という。）から特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 要請市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に規定する担当課を通じて電話、FAX等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）発生している災害による被害の状況、今後懸念される災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5）前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、要請人数その他必要な事項
- （6）前条第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、種別、数量、搬入時期、搬入方法その他必要な事項
- （7）前条第8号に掲げる応援を要請する場合にあっては、掲載内容その他必要な事項
- （8）応援場所及び応援場所への経路
- （9）応援を必要とする期間
- （10）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、これに速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 応援を行おうとする市は、災害の発生により要請市との連絡が取れない場合であって、報道機関による報道内容、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する応援の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

協定等

2 前2条の規定により応援を行った市（以下「応援市」という。）は、要請市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から災対法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（担当課）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当課を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

2 担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第8条 甲及び乙は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成20年11月25日

甲 出水市
代表者 出水市長 渋谷 俊彦

乙 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

伊佐市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定書

伊佐市（以下「甲」という。）と水俣市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の地域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する武力攻撃による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急処理事態による被害を受け、当該被害を受けた市では十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び国民保護法第17条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6）ボランティアのあっせん
- （7）災害ごみの受入れに関する事項
- （8）ホームページ等による対外的情報の提供に関する事項
- （9）前各号に掲げるもののほか、応援を要請する市（以下「要請市」という。）から特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 要請市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に規定する担当課を通じて電話、FAX等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）発生している災害による被害の状況、今後懸念される災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5）前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、要請人数その他必要な事項
- （6）前条第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、種別、数量、搬入時期、搬入方法その他必要な事項
- （7）前条第8号に掲げる応援を要請する場合にあっては、掲載内容その他必要な事項
- （8）応援場所及び応援場所への経路
- （9）応援を必要とする期間
- （10）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、これに速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 応援を行おうとする市は、災害の発生により要請市との連絡が取れない場合であって、報道機関による報道内容、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する応援の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 前2条の規定により応援を行った市（以下「応援市」という。）は、要請市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から災対法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

協定等

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(担当課)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当課を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

2 担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成21年4月1日

甲 伊佐市
代表者 伊佐市長 隈元 新

乙 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

災害情報共有システムの開発及び運用に関する覚書

熊本県芦北地域振興局（以下、「県」という。）と熊本県建設業協会芦北支部（以下、「建設業協会」という。）とは、平成18年3月に「大規模災害発生時における支援活動に関する協定（以下、「災害協定」という。）を締結し、これまで災害発生時等において相互に連携・協力して防災活動等に取り組んできたところである。

これに加え、災害発生時等においては、この災害協定の枠を超えて、広く管内市町を含む防災関係者が、公共施設に関する被害情報をいち早く入手し、その情報を相互に共有することにより、協働して初動活動等にあたるなど、一層の連携強化が必要である。

このため、県と建設業協会とは災害協定に基づき、また、水俣市、芦北町及び津奈木町とは災害時の連携強化を図るため、相互に協力して「災害情報共有システム（以下、「当該システム」という。）」を開発し運用していくものとし、ここに災害情報共有システムの開発及び運用に関する覚書（以下、「覚書」という。）を定める。

1 目的

当該システムは、地域の防災並びに公共施設災害に関する情報を、建設業協会、県及び各市町（以下、「関係者」という。）が相互に共有し、防災や迅速な初動活動に向けた取り組みを行うことを目的に開発し、運用するものとする。

2 情報の登録と共有

関係者は、災害発生時又はその恐れがある場合は、積極的に地域の防災並びに公共施設災害に関する情報を収集するとともに、その情報を当該システムへ登録することにより、相互に共有するものとする。

3 目的外利用の禁止

関係者は、当該システムを利用して知り得た情報を、その目的以外に利用してはならない。

4 秘密の保持

関係者は、ログインに必要なユーザー名、パスワード及びログインによって知り得た情報を関係者以外へ漏らしてはならない。

5 経費の負担

当該システムの開発及び運用に関する費用負担等は次のとおりとする。

（1）当該システムの開発及び変更は県が負担して行う。

（2）当該システムは当分の間、建設業協会のホームページ用のサーバーにおいて、建設業協会の負担により運用する。

（3）建設業協会員が位置情報を得るための機器は、県と建設業協会が応分の負担により購入するものとし、県が購入した分については建設業協会を通じ協会員に貸与する。

（4）各市町が位置情報を得るための機器は、それぞれが負担して購入する。

（5）当該システムへの情報の登録及び閲覧に必要な通信料等は、当該システムを利用する者の負担とする。

6 事務局

当該システムの運用にあたり、事務局を熊本県芦北地域振興局土木部維持管理課内におく。

（1）事務局は、当該システムの運用に関する管理者権限を有するものとし、その執行は関係者との調整の上で主体的に行うものとする。

（2）事務局は、この覚書に定めが無い案件が生じた場合は、関係者との協議に基づき、主体的に問題の解決に当たるものとする。

7 規則の遵守

関係者は、この覚書を遵守するものとし、これが実行されない場合は、当該システムの運用から脱退するものとする。

8 有効期間

この覚書の有効期間は、締結の日から平成21年8月31日までとする。但し、期間満了の日の30日前までに関係者から文書をもって覚書終了の意思表示がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

協定等

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年8月28日

熊本県芦北地域振興局

水俣市

芦北町

津奈木町

社団法人熊本県建設業協会芦北支部

災害時における物資供給に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第３条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条 第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２ 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２ 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条 第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第１０条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１１条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１２条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年３月２４日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

協定等

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と生活協同組合水光社（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する甲と乙の相互の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して、物資の提供について要請することができ、乙は甲から要請を受けたときは、乙が保有する応急生活物資を、積極的に甲に提供するよう協力を努めるものとし、必要に応じて物資の調達、安定供給に務めるものとする。

2 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、状況により異なるが、主なものは、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- ア 食料・飲料水
- イ 衣料寝具
- ウ 日用雑貨品
- エ 調理用品
- オ その他甲が指定する物資

（要請の手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、原則として甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 第2条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 引渡し前に生じた物資の亡失、き損等は乙の負担とする。

（情報の収集・提供）

第6条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（生活物資の安定供給）

第7条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

協定等

第8条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、
甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他
法令を遵守するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれからも期間満了の1
カ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容を1年間継続す
るものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に
定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成22年4月2日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 水俣市古賀町1丁目1番1号
生活協同組合 水光社 理事長 杉本 健二

「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する実施細目

水俣市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、平成21年5月15日に熊本県と乙との間で締結した「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき乙が支援活動を実施する際の細目について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 基本協定書に基づき、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この実施細目における定義は、基本協定書第2条のとおりとする。

（連絡窓口）

第3条 この実施細目に係る甲、乙の連絡の窓口は、次のとおりとする。

（1）甲の連絡窓口：水俣市福祉環境部環境モデル都市推進課

（2）乙の連絡窓口：社団法人熊本県産業廃棄物協会事務局

（関係機関との連携）

第4条 乙は、平常時の対応は、基本協定書第4条のとおりとする。

（災害協力の要請手続き）

第5条 甲は、基本協定書第5条第1項に基づき、熊本県に対して災害協力の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

2 第1項の要請及び連絡は、原則として文書（ファクシミリを含む。）によるものとする。

（確認事項）

第6条 災害廃棄物は、一般廃棄物に該当することを踏まえ、基本協定書に基づき乙が行う支援について、次のとおり確認する。

（1）防災会議等への参加

甲は、基本協定書第4条に基づき、乙との連携を図るために防災会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができるものとする。

（2）災害時の応急措置

甲は、基本協定書第6条及び第7条に基づく応急措置を円滑に実施できるよう、その詳細について、事前に乙と協議しておくこととする。

（3）処理業の許可の取扱い

甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理業許可を要しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。

（4）マニフェスト

乙の会員による災害廃棄物の処理等の支援活動については、適正処理の確保及び処理実績の確認手段としてマニフェストを使用し、乙はその実績等を取りまとめるうえ、甲へ報告することとする。

（5）委託契約及び費用

ア 基本協定書第8条第1項に基づき乙が行った災害廃棄物の処理等に要した費用は、委託契約に基づき甲が負担するものとする。

イ 前号の費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

（6）災害廃棄物の処理作業上の留意事項

ア 専用ステッカー等の配布及び災害状況の報告

甲は、災害廃棄物の処理等の支援活動時に収集運搬車や重機等が明確に識別できるよう、専用ステッカー等を乙の会員へ配布するものとする。

また、甲は交通網の被災状況等の情報を乙に提供するものとする。

イ 災害現場及び仮置場での確認・体制

甲は、災害現場及び甲指定の仮置場に、災害廃棄物の取扱いや管理について指示を行うため、甲の職員を派遣するものとする。

ウ 仮置場の選定

(ア) 甲は、災害廃棄物の処理を円滑にするため災害廃棄物の仮置場として、受入れ可能な乙の会員を事前に選定することができる。この場合において、甲は、乙の会員へその仮置場の選定の有無を明確にするため証明書を発行することとする。

(イ) 甲は、その選定箇所の廃棄物の取扱いや管理のため乙の会員職員の中から 仮置場責任者を任命することができる。

(7) 第三者の過失による賠償・補償

基本協定書第6条、第7条に基づく乙の会員の支援活動等の際に第三者の過失による事故が発生し、乙の会員に被害が生じた場合、その原因者に賠償・補償を求めることとする。

(8) 処理方法等への提案、助言

乙は、甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等への提案、助言ができるものとする。

(疑義)

第7条 この実施細目に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第8条 この実施細目は、平成23年2月1日から適用する。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年2月1日

甲	水俣市 代表者 水俣市長	宮 本 勝 彬
乙	熊本市上南部2丁目1番113号 社団法人熊本県産業廃棄物協会 会 長	大 野 羊 逸

水俣市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と水俣市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
 - （2）情報連絡網の構築
 - （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - （4）災害応急措置
 - （5）その他必要と認められる事項
- （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 水俣市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と水俣市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を水俣市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、水俣市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局熊本河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた水俣市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 水俣市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- （1）災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
- （2）第1条（4）及び（5）の応援を行う場合
原則として水俣市の負担とするが、第1条（4）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。
 - ① 大規模な災害と認められる場合
 - ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
 - ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

協定等

- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課及び熊本河川国道事務所調査第一課・道路管理第一課と水俣市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、水俣市においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月2日から適用する。

平成23年8月2日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅

熊本県水俣市陣内一丁目1番1号

水 俣 市 長

宮 本 勝 彬

災害時相互応援協定書

水俣市（以下「甲」という。）及び守山市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第 1 条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第 2 条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

（1）次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

（2）前号カに規定する物の譲与

（3）その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

（4）職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手続）

第 3 条 被災市は、前 2 条の規定による応援を受けようとするときは、法第 67 条第 1 項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

（1）災害による被害の状況

（2）譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

（3）前条第 4 号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

（4）応援を受けたい期間

（5）応援の実施に係る場所

（6）その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第 4 条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第 5 条 応援従事職員は、法第 67 条第 2 項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第 92 条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 2 項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前 3 項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

（災害補償等）

第 7 条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

協定等

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(立会い)

第9条 この協定は、水俣市議会議長及び守山市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

- 2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲	水俣市 水俣市長	宮本 勝彬
乙	守山市 守山市長	宮本 和宏
立会人	水俣市議会 議長	真野 頼隆
立会人	守山市議会 議長	森 貴尉

災害時相互応援協定書

水俣市（以下「甲」という。）及び飯田市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第 1 条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第 2 条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

（1）次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

（2）前号カに規定する物の譲与

（3）その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

（4）職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手続）

第 3 条 被災市は、前 2 条の規定による応援を受けようとするときは、法第 67 条第 1 項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

（1）災害による被害の状況

（2）譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

（3）前条第 4 号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

（4）応援を受けたい期間

（5）応援の実施に係る場所

（6）その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第 4 条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第 5 条 応援従事職員は、法第 67 条第 2 項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第 92 条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 2 項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前 3 項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

（災害補償等）

第 7 条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

協定等

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(立会い)

第9条 この協定は、水俣市議会議長及び飯田市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

- 2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲	水俣市 水俣市長	宮本 勝彬
乙	飯田市 飯田市長	牧野 光朗
立会人	水俣市議会 議長	真野 頼隆
立会人	飯田市議会 議長	上澤 義一

大規模災害時における施設の使用に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、水俣警察署長（以下「甲」という。）と水俣市長（以下「乙」という。）が、大規模災害時で水俣市役所（以下「乙施設」という。）の機能が喪失した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護、公共の福祉の確保等に迅速に対応するため、乙の災害対策に関する指揮を一時的に水俣警察署（以下「甲施設」という。）内で行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 乙は、大規模災害時に乙施設が損壊・水没するなどして、災害対策に関する機能を喪失し、又は喪失する恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、甲に対して甲施設の使用に関する協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話連絡等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

(1) 施設を使用する代表者の氏名及び連絡先

(2) 使用期間

(3) 搬入資機材、その数量等

(使用許可の要件)

第3条 甲が乙に対して甲施設の使用を許可する要件は、次の各号に該当する場合に限る。

(1) 大規模災害時で乙施設の機能が喪失し、容易に復旧する見込みがなく、かつ、早急に災害対策に関する乙の指揮機能を回復する必要がある場合

(2) 甲の施設・機能・人員等に余裕があり、かつ、甲の職務遂行に支障がないと甲が認める場合

(使用を許可する場所の指定)

第4条 使用を許可する場所は、甲施設3階会議室の一部とする。ただし、甲の事情で供与できない場合は、甲が指定する場所とする。

(撤去)

第5条 乙は、甲から撤去の要請があった場合、又は乙施設の機能が復旧した際には、借用していた施設を原状回復した後、撤去するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により、使用を許可された場所の使用料、光熱費等は無償とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとするが、甲、乙いずれか本協定の解除の申出があった場合、甲、乙協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 本協定について、疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年1月8日

甲 水俣警察署長 高木茂和 印

乙 水俣市長 宮本勝彬 印

災害時における物資等の供給に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）とＪＮＣ株式会社（以下「乙」という。）は、水俣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条 この協定に定める災害時の協定事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給の協力要請）

第３条 甲は、災害時において物資等を必要とするときは、乙に対して調達可能な物資等の供給を要請することができる。

（供給物資等の範囲）

第４条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、別表に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資等とする。

（要請の方法）

第５条 第３条の規定による要請は、調達する物資等名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資等の供給の協力）

第６条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り物資等の優先供給に努めるものとする。

２ 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとし、甲はその内容を確認後、受領書を発行するものとする。

（引渡し等）

第７条 物資等の引渡場所は、甲が指定する場所とし、当該場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２ 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条 第６条及び第７条の規定により乙が供給した物資等の対価は無償とし、運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２ 前項の規定による費用の額は、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第１０条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１１条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１２条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年３月５日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 ＪＮＣ株式会社
常務執行役員 木庭 竜一

災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書

水俣市（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定の締結にあたり、芦北地域の防災・危機管理等の業務を行う熊本県南広域本部芦北地域振興局を立会人とする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）水俣市地域防災計画に基づき、水俣市災害対策本部が設置される状況下での災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急処理事態に係る被災
- （3）前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等（以下「車両」という。）による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し通常業務に優先して行う。

2 甲の緊急輸送の協力要請は、文書（様式第1号）をもって行う。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を提出する。

3 乙は、前項に定める甲の協力要請を受けたときは、甲の管轄区域等に事業所を有する会員で構成する熊本県トラック協会城南支部（以下「城南支部」という。）に対して緊急輸送を文書（様式第1号の2）により速やかに要請する。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに城南支部に対し文書を提出する。

4 甲及び乙の連絡先窓口（担当者）及び電話番号等については、甲乙双方が文書（様式第1号の3）により、事前に調整し通知する。

（業務の内容）

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- （4）物流専門家によるアドバイザー業務

（業務報告）

第5条 乙は、城南支部が前条各号に定める業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに文書（様式第2号）により城南支部に対し業務実施内容を報告させ、報告を受けた乙は、その業務実施内容を速やかに文書（様式第2号の2）により甲に対し報告する。

（事故等）

第6条 乙は、車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、速やかに当該車両を交換してその緊急輸送を継続するよう城南支部に指示しなければならない。

2 乙は、第3条第3項による緊急輸送に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、速やかにその事故等の状況を文書（様式第3号）により甲に報告しなければならない。

（費用の負担）

第7条 第3条第2項による協力要請に基づき行った、第4条中第1号から第3号までに定める業務に係る費用については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業報告規則（平成2年号外運輸省令第33号）第2条の2に基づき届出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定する。

協定等

3 第4条第4号に定める業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定する。
(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、緊急輸送の終了後、前条第1項に定める費用の請求について、文書(様式第4号、様式第4号の2及び様式第5号)を提出する。

2 甲は、前項による提出を受けた場合は、速やかに支払いの手続をしなければならない。
(補償)

第9条 甲は、第3条第2項に基づく協力要請により緊急輸送に従事した者が、緊急輸送の業務実施に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)に定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては水俣市総務企画部総務課長、乙においては、公益社団法人熊本県トラック協会事務局長とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は平成26年2月18日からその効力を有するものとし、甲乙双方又はどちらか一方からの文書による協定の解除の申出があった場合、甲、乙協議のうえ、その取扱いを決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・立会人各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月18日

甲	熊本県水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市 市長 宮本 勝彬
乙	熊本県熊本市東区東町4丁目6番2号 公益社団法人 熊本県トラック協会 会長 岩下 哲三
立会人	熊本県葦北郡芦北町大字芦北2670番地 熊本県県南広域本部 芦北地域振興局 局長 寺島 俊夫

大規模災害時における施設の使用に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、水俣芦北広域行政事務組合消防本部（以下「甲」という。）と水俣市（以下「乙」という。）が、大規模災害時で水俣市役所（以下「乙施設」という。）の機能が喪失した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護、公共の福祉の確保等に迅速に対応するため、乙の災害対策に関する指揮を一時的に水俣芦北広域行政事務組合消防本部（以下「甲施設」という。）内で行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 乙は、大規模災害時に乙施設が損壊・水没するなどして、災害対策に関する機能を喪失し、又は喪失する恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、甲に対して甲施設の使用に関する協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話連絡等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

(1) 施設を使用する代表者の氏名及び連絡先

(2) 使用期間

(3) 搬入資機材、その数量等

(使用許可の要件)

第3条 甲が乙に対して甲施設の使用を許可する要件は、次の各号に該当する場合に限る。

(1) 大規模災害時で乙施設の機能が喪失し、容易に復旧する見込みがなく、かつ、早急に災害対策に関する乙の指揮機能を回復する必要がある場合

(2) 甲の施設・機能・人員等に余裕があり、かつ、甲の職務遂行に支障がないと甲が認める場合

(使用を許可する場所の指定)

第4条 使用を許可する場所は、甲施設2階「災害対策室」とする。ただし、甲の事情で供与できない場合は、甲が指定する場所とする。

(撤去)

第5条 乙は、甲から撤去の要請があった場合、又は乙施設の機能が復旧した際には、借用していた施設を原状回復した後、撤去するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により、使用を許可された場所の使用料、光熱費等は無償とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとするが、甲、乙いずれか本協定の解除の申出があった場合、甲、乙協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 本協定について、疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月22日

甲 水俣芦北広域行政事務組合消防本部
代表者 代表理事 西田弘志 印

乙 水俣市
代表者 水俣市副市長 本山祐二 印

水俣市・日本下水道事業団災害支援協定

水俣市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 水俣市上下水道局 下水道工務係

二 乙の事務局 日本下水道事業団 九州総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和8年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前2項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第1項及び第2項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

協定等

令和5年10月1日

甲 水俣市（水俣市公共下水道事業）

代表者 水俣市長 高岡利治

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

代表者 理事長 森岡泰裕

別記

協定下水道施設

1 終末処理場

水俣市浄化センター

2 ポンプ場（マンホールポンプは除く。）

百間汚水中継ポンプ場、白浜汚水中継ポンプ場、浜雨水ポンプ場、丸島雨水ポンプ場、白浜雨水ポンプ場、牧ノ内雨水ポンプ場、百間雨水ポンプ場

協定等

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

水俣市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。

※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。

※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。

※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。

※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

災害時における復旧支援協力に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は水俣市下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

協定等

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

代表者 水俣市長 高岡 利治

乙 東京都千代田区岩本町3丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長 長谷川 健司

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所、回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」により甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者通知書」により相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第 9 条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、 甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第 10 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、 甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第 14 条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 30 年 11 月 26 日

甲 熊本県水俣市陣内 1 丁目 1 番 1 号
水俣市代表
水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県熊本市中央区桜町 3 番 1 号
西日本電信電話株式会社 熊本支店
支店長 前田 仁

水俣市地区災害復旧に関する協定

水俣市（以下「甲」という）と九州電力株式会社 八代配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時において、甲と乙は、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業等、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応に必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲と乙が定める連絡体制については、【別紙1－1】のとおりとする。

（提供する情報）

第3条 甲と乙それぞれが提供する情報については、【別紙1－2】のとおりとする。

（災害発生時における復旧応援者用の施設借用）

第4条 乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。なお、受入れ施設一覧については【別紙2－1】のとおりとする。

（1） 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

a 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。

b 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

（2） 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

（3） 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

（道路啓開）

第5条 道路啓開において、甲及び乙の対応については、以下のとおりとする。

（1） 倒木時の道路啓開

甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電気的安全対策を施した上で処理する。やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要な最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

（2） 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙による安全確認の後、道路啓開に必要な処置をできるものとする。

（復旧作業）

第6条 復旧作業については、以下のとおりとする。

（1） 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

(広報)

第7条 乙は甲に対して、以下の内容を要請することができる。

(1) 平常時の広報

災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。切れた電線に触ることによる感電事故の防止・電力設備の被害状況・停電の発生状況・復旧見込み等。

(施設利用に関するその他の事項)

第8条 施設利用に関するその他の事項については、以下のとおりとする。

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

(協力の範囲)

第9条 各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。この協定締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定は自動継続するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名・捺印をして、各自その1通を所持する。

令和元年9月24日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県八代市塩屋町4番38号
九州電力株式会社 送配電カンパニー
熊本送配電統括センター配電部八代配電事業所
所 長 江原 正則

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

水俣市（以下「甲」という。）と熊本県立水俣高等学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において、甲が地域防災計画に基づき設置する避難所（緊急避難場所を含む。以下「避難所等」という。）としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入対象者及び受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する避難所等開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

第3条 避難所等の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を支障のない範囲で甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

（設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

協定等

(避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例（昭和39年条例第23号）第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、更に1年間この協定を延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項、その他避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月9日

(甲) 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

(乙) 熊本県水俣市洗切11-1
熊本県立水俣高等学校
校長 米納 康志

災害に係る情報発信等に関する協定

水俣市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、水俣市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、水俣市が水俣市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ水俣市の行政機能の低下を軽減させるため、水俣市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は、次の中から水俣市及びヤフー両者の協議により具体的な内容及び方法について、合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、水俣市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、水俣市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 水俣市が、水俣市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 水俣市が、水俣市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 水俣市が、災害発生時の水俣市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 水俣市が、水俣市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 水俣市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、水俣市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく水俣市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、水俣市から提供を受ける情報について、水俣市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、水俣市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、水俣市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、水俣市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年10月30日

水俣市：熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

持続可能なまちづくりに関する包括的連携協定書

水俣市（以下「甲」という。）と UT モビリティサービス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方に基づく水俣市内における持続可能なまちづくりに資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、水俣市内における持続可能なまちづくり及び地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （１） 官民連携による地域課題解決に向けた M a a S 事業の取組に関すること。
- （２） 防災活動、災害発生時における支援等において、別表に掲げる必要な資機材や物資及び人的支援に関する事項
- （３） その他両者が必要と認める事項

2 連携、協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して決定する。

3 乙は、本条に定める事項を、効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（費用）

第 3 条 前条第 1 項第 2 号の規定に基づき要した経費は、乙が負担するものとする。

（秘密保持）

第 4 条 甲と乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても同様とする。

（協定内容の変更）

第 5 条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（有効期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、1 年間更新され、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間にかかわらず、解約しようとする日の 1 月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第 7 条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

協定等

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名・捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月17日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県熊本市中央区世安町183番地
UTモビリティサービス株式会社
代表取締役社長 西 治三朗

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し当該保有機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理防災課長、乙においては株式会社アクティオ八代営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

協定等

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市

水俣市長 高岡 利治

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
株式会社アクティオ

上席執行役員九州支店長 橋爪 正一

水俣市、国保水俣市立総合医療センター及びAMI株式会社との包括的連携・協力に関する協定書

水俣市（以下、「甲」という。）と国保水俣市立総合医療センター（以下、「乙」という。）とAMI株式会社（以下、「丙」という。）は、それぞれが有する人的及び知的資源の活用を促進し、地域医療の充実・発展及び研究開発の充実・発展を図り、ひいては地域住民の安心した暮らしの実現のため、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の人的及び知的資源の活用を促進し、地域の医療、健康、福祉等の分野において相互に連携協力し長期的な地域医療の充実と発展及び住民の健康増進、地域における安心した暮らしづくり並びに丙の研究開発の充実と進展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- （1） へき地におけるICTを活用したオンライン診療等の導入可能性に関する検証
- （2） 遠隔医療システムを活用した地域住民の健康増進等に関する事業の実施、検証
- （3） 遠隔医療システムの活用等における人材育成の推進
- （4） その他、第1条の目的を達成するために必要なこと

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲及び乙が丙以外の民間企業と連携し協力すること及び丙が甲及び乙以外の自治体、公立病院等と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（体制）

第4条 この協定の目的を達成するため甲、乙及び丙は、連携・協力のための体制を構築するものとする。

（情報等の管理）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携・協力の実施に当たり、相手方から提供又は開示された情報等の資料について、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理しなければならない。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力の当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（事故等の取扱い）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携・協力の実施に当たり、事故等が生じた場合の取扱いについては、三者が協力して解決に当たるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに三者のいずれかから申入れがない限り、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の改廃）

第9条 この協定の改廃は、三者の合意により、書面をもって行うものとする。

（その他）

第10条 この協定書に定めるもののほか、連携協力細目等の具体的な事項については、三者が協議して、別に定めるものとする。

2 この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、三者が協議して、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

協定等

令和2年10月13日

- 甲 水俣市
熊本県水俣市陣内一丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治
- 乙 国保水俣市立総合医療センター
熊本県水俣市天神町一丁目2番1号
病院事業管理者 坂本 不出夫
- 丙 AMI株式会社
熊本県水俣市浜松町5番98号
代表取締役CEO 小川 晋平

水俣市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人水俣市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における水俣市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水俣市において地震、風水害等による大規模災害が発生した時において、災害時救援活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議のうえ、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、「もやい館」とするが、災害の状況等に応じて、甲乙及び関係機関と協議して本部事務所の設置場所を決定する。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、甲又は外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターの他、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について必要に応じて担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市及び熊本県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- (2) 地域のボランティア関係団体との情報交換、運営スタッフ等の派遣要請
- (3) 活動用資材及び機材の調達（甲及び熊本県ボランティアセンターと連携）
- (4) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (5) ボランティアの受入
- (6) ボランティア保険の加入手続
- (7) ボランティア希望者の配置等
- (8) 救援物資の仕分け及び配布

協定等

- (9) 現地での支援活動
 - (10) ボランティアの健康管理
 - (11) その他、センターの活動に必要な業務
- (役割)

第8条 甲は、乙と連携して次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 連携会議の設置
 - (2) 連絡調整
 - (3) 活動場所の提供
 - (4) 行政情報、災害情報等、センターとの適切な情報提供
 - (5) 災害ボランティア活動に関する広報
 - (6) ボランティアの活動環境整備
- (費用負担)

第9条 甲は、災害救助法が適用された場合、乙との間で災害ボランティア活動の調整事務に関する委託契約を結び、下記費用を負担する。

- (1) 人件費の時間外手当
 - (2) 人件費（乙が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
 - (3) 旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費）
- (センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、被災地の自治会、関係機関、関係団体と慎重に合意形成を図りながら、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における救援活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年7月2日

甲 水俣市
代表者 水俣市副市長 小林 信也

乙 水俣市牧ノ内3番1号
社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会
会長 高岡 利治

水俣市と三井住友海上火災保険株式会社との損害調査結果の提供及び利用に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（水俣市外在住で水俣市内に住家を所有する者を含む。以下同じ。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定の規定に基づき、相互に協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が住民から提供を受けたデータ及び情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項に関わらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲又はその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意又は重過失がない限り、乙に対して損害又は損失の賠償若しくは補償を求めないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

- 2 甲又は乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1か月前までに本協定を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 本協定が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

- 2 甲又は乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

(協議)

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項または本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月29日

甲：水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市

代表者 水俣市長 高岡 利治

乙：熊本市中央区新屋敷1-5-1

三井住友海上火災保険株式会社

代表者 熊本支店長 宮脇 英寿

水俣市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- （1）健康づくり及び食育の推進に関すること
- （2）スポーツの振興及び教育の推進に関すること
- （3）災害対策に関すること
- （4）熱中症予防等の健康被害防止の推進に関すること
- （5）SDGsの推進に関すること
- （6）その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うほか、具体的な実施内容については、甲、乙合意のうえ決定する。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- （1）相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2）相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- （3）法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協定の変更又は解除）

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

（1）甲、乙又は甲、乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合

（2）甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合

（3）前各号に掲げる場合のほか、甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合

（4）甲、乙又は甲、乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義が生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月24日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市
市長 高岡 利治

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3-20
大塚製薬株式会社
熊本支店長 石田 清

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人照徳の里（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（設置運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- （2） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- （1） 概ね10人の要配慮者に1人の介助員等に要する人件費
- （2） 要配慮者等に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- （3） 要配慮者の特性に配慮し、生活しやすい環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借りに係る費用
- （4） 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の設置運営に必要があると判断した場合には、甲が保有する災害用の備蓄品を乙に提供できるものとする。

協定等

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月18日

甲 水俣市

代表者 水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県水俣市月浦269-13

社会福祉法人 照徳の里

理事長 萩嶺 淨円

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人白梅福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（設置運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （4） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- （5） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （6） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- （5） 概ね10人の要配慮者に1人の介助員等に要する人件費
- （6） 要配慮者等に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- （7） 要配慮者の特性に配慮し、生活しやすい環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- （8） 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の設置運営に必要があると判断した場合には、甲が保有する災害用の備蓄品を乙に提供できるものとする。

協定等

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月18日

甲 水俣市

代表者 水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県水俣市古賀町2-5-31

社会福祉法人 白梅福祉会

理事長 眞鍋 光明

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人水俣市社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度のもので、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（設置運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- （2）要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- （1）概ね10人の要配慮者に1人の介助員等に要する人件費
- （2）要配慮者等に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- （3）要配慮者の特性に配慮し、生活しやすい環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借りに係る費用
- （4）日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費用
- （5）前各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の設置運営に必要があると判断した場合には、甲が保有する災害用の備蓄品を乙に提供するものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

協定等

第6条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年1月28日

甲 水俣市

代表者 水俣市副市長 小林 信也

乙 熊本県水俣市浜松町5番95号

社会福祉法人 水俣市社会福祉事業団

理事長 高岡 利治

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と合同会社みつる（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（設置運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- （2）要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- （1）概ね10人の要配慮者に1人の介助員等に要する人件費
- （2）要配慮者等に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- （3）要配慮者の特性に配慮し、生活しやすい環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- （4）日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費用
- （5）前各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の設置運営に必要であると判断した場合には、甲が保有する災害用の備蓄品を乙に提供するものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

協定等

第6条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年1月28日

甲 水俣市

代表者 水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県水俣市久木野字前田826-5

合同会社みつる

代 表 前田 豊

災害時における井戸水の提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と太陽電気株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における井戸水の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、乙の協力により、乙が管理する井戸の水（以下「井戸水」という。）を生活用水として地域住民に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害用井戸の所在地及び用途）

第2条 この協定に基づき乙が災害時に取水のため地域住民に利用させる井戸（以下「災害用井戸」という。）の所在地及び用途は、次の表のとおりとする。

所在地	用途
水俣市ひばりヶ丘2-31	生活用水

2 甲は、災害用井戸の所在地、用途その他必要な事項を公表するものとする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。

2 甲又は乙は、連絡先若しくは連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（標識の掲示）

第4条 乙は、注意事項等が記載された災害用井戸標識を、災害用井戸の給水口の近く、又は門扉等適当な場所に掲示するものとする。

（生活用水の提供）

第5条 乙は、地震等の災害により、水俣市内において広域的な断水が発生したときは、上水道又は簡易水道が復旧するまでの間、乙が運営する事業等に支障のない範囲において、地域住民に井戸水を提供することができる。

（費用負担）

第6条 井戸水の提供に要する費用は、乙の負担とする。

（維持管理）

第7条 災害用井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

(解除)

第8条 災害用井戸が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この協定を解除するものとする。

- (1) 乙が運営する事業等のため支障がある場合において、乙から解除の申出があったとき。
- (2) 井戸が乙の管理でなくなったとき。
- (3) 井戸が普段から常時使用するものでなくなったとき。
- (4) 給水場所が地域住民の利用しやすい場所でなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害用井戸とすることが適当でないと認められるとき。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が別段の意思表示を行わないときは、期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年3月23日

甲 水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市

水俣市長 高岡 利治

乙 熊本市中央区八王寺町38番22号

太陽電気株式会社

代表取締役 田村 卓

行方不明者の搜索活動における共同連携に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と特定非営利活動（NPO）法人サーチドッグ人吉（以下「乙」という。）は、行方不明者の搜索活動における共同連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、市内において消防団が行方不明者の搜索活動を行う際、甲と乙との連絡体制及び共同連携要領に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（共同連携開始の条件）

第2条 この協定履行の前提は、熊本県警察水俣警察署が、市内における行方不明者の搜索に関し、甲の消防団への協力依頼があり、かつ、消防団長がこれを受理した時点からとする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は、この協定に定める共同連携の初動を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定めておくものとする。（別紙）

2 甲又は乙は、連絡先若しくは連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（共同連携の履行）

第4条 乙は、第3条の規定により、消防団への協力の連絡を受けた場合、甲の指定する消防団の集合時間及び集合場所（行方不明者搜索活動の現地指揮所等）に、乙の警察犬をできる限り速やかに向かわせるものとする。

2 集合場所（行方不明者搜索活動の現地指揮所等）において、行方不明者の搜索活動に関し、甲の消防団と乙の警察犬との共同連携要領について、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲乙の行方不明者搜索活動の共同連携中に、熊本県警察水俣警察署から乙に対して、別の事案等への対応のための出動依頼・指示等があった場合は、甲乙のその後の共同連携要領については、再度、甲乙協議し決定するものとする。

（費用負担）

第5条 第4条の規定による活動で要した費用は、乙の負担とする。

2 災害時における行方不明者の搜索活動については、その時の状況（災害の規模、災害救助法の適用等）を踏まえ、甲乙協議し、別に決定する。

協定等

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲・乙いずれも協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、それ以後についても同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年10月23日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市
水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県球磨郡相良村柳瀬315番地2
NPO法人サーチドッグ人吉
代表理事 開田 宏

地域活性化包括連携協定

水俣市（以下「甲」という）と佐川急便株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な相互の連携及び協働に基づき、水俣市の一層の活性化並びに市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成する為、次の事項（以下「本連携事項」という）について連携する。
なお、更なる詳細は別途甲乙協議の上決定する。

- （1）地域の安全・安心 に関すること
- （2）災害対策（地域防災への協力）に関すること
- （3）観光・物産振興に関すること
- （4）地方創生・SDGsの推進に関すること
- （5）その他、地域活性化に関すること

（協力）

第3条 乙は、乙のグループ会社が本連携事項の一部を当事者として実施することを甲に提案できる。この場合、それぞれの当事者の責任範囲や諸条件については別途かかる当事者間で協議の上決定するものとする。

- 2 乙は、本連携事項の全部又は一部を第三者に再委託することができる。なお、乙は再委託先の行為について自らが本連携事項を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（機密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に終了の申し出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

協定等

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名又は押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月２６日

甲 熊本県水俣市陣内１丁目１番１号
水俣市
市長 高岡 利治

乙 熊本県熊本市東区小山町１８１６番地１
佐川急便株式会社 南九州支店
支店長 竹内 一憲

水俣市とヤマト運輸株式会社との包括連携に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を図ることと水俣市内の地域活性化の推進及び災害時における支援物資の受入配送等に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、水俣市内を網羅する宅急便ネットワークを通じて、安全・安心な地域づくりへの協力支援、市内の各団体との様々な連携する活動を通じた地域経済の活性化に取り組み、災害発生時には支援物資の受入配送等に関して協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むこととする。

- （1） 地域の安全・安心に関すること
- （2） 災害対策に関すること
- （3） 観光・物産振興に関すること
- （4） 地方創生・SDGsの推進に関すること
- （5） その他、地域活性化に関すること

2 甲と乙は連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、甲乙の代表者が署名した日から令和7年3月31日までとする。

2 協定の有効期限は、甲乙から、有効期限満了日の1カ月までに、更新しない旨の書面による意思表示がない限りは、同一の内容にて1年毎に更新されるものとする。

（協定の内容変更）

第4条 甲と乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、連携事項の実施に当たって知り得た情報を甲乙の承認を得ないで、第三者に開示し、又は漏えいしてはならないものとする。

（疑義等の解決）

第6条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、甲1通、乙1通を保有する。

協定等

2024（令和6）年3月26日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市
市長 高岡 利治

乙 福岡県福岡市蒲田3丁目27-16
ヤマト運輸株式会社
執行役員九州統括 稲森 浩司

○宝川内集地区



宝川内集地区は、市の東部に位置し、宝川内川沿いにある。土石流が発生した山は、標高586m、山頂付近はなだらかで、標高300～400m付近は、勾配30度以上の急勾配となり、その下部は、勾配20～30度程度の比較的なだらかな斜面となっている。

集落は、宝川内川に合流する集川が集落の中心を流れ、集川の扇状地に家が建ち、24世帯85名が生活をしていた。

下流域（宝川内川との合流点）は水田となっている。

災害後に仮設住宅が建てられるグラウンドでは、地域住民による運動会が行われるなど、地域住民の交流が濃密な地域であった。

土石流発生は、午前4時20分頃※と思われる。

今回の災害では、標高430m付近を頭部にする斜面崩落が溪流右岸側の脇に発生し、溪流を沿うように土砂（推定約10万 m^3 ）などが流下して、集落を襲っている。

表 - 2 宝川内集地区被害概要

人 的 被 害	死者15名、重傷者3名、軽傷者3名
住 家 被 害	全壊13棟、半壊2棟
農 地 等 被 害	6ha（田4ha、畑2ha）
林 業 関 係 被 害	山腹崩壊約1.8ha、溪流荒廃約1km面積3ha、治山施設被害谷止工3個

※水俣市土石流災害検討委員会報告書より抜粋

崩壊の発生原因（発生メカニズム）

崩壊の発生原因を総括すると次のようなことが考えられる

- 崩壊の発生メカニズムとしては以下の2ケースが考えられる。
 - ①基盤層の凝灰角礫岩層が難透水層となって多量の地下水が溜まり、強風化された安山岩層や崖錐性堆積物に多量の降雨が浸透することによって、間隙水圧が上昇した結果、土層のせん断強度が低下して崩壊が発生した。
 - ②多量の降雨の浸透によって、強風化された安山岩層の飽和度が増加して見かけの粘着力が低下し、さらに土塊が降雨を含むことによって重量が増し、せん断力が増加した結果、崩壊が発生した。
- 崩壊のすべり面は、風化安山岩層と凝灰角礫岩層（風化が著しい上位層）の境界付近であると考えられる。
- ①および②の崩壊の発生メカニズムにおける、斜面への降雨および地下水の供給プロセスとして以下のようなことが考えられる。
 - 1) 崩壊発生時の一連の降雨によって、崩壊斜面外（崩壊地斜面の上流側）から多量の地下水が供給されて難透水層上に溜まるとともに、多量の降雨が斜面に浸透した。
 - 2) 先行降雨（6月から崩壊発生時：7月20日）の浸透によって難透水層上に多量の地下水が溜まり、これに加えて崩壊発生時の一連の降雨によって多量の降雨が斜面に浸透した。
 - 3) 崩壊地周辺では、深川観測局で観測された1時間雨量91mm（10分間刻みの60分間雨量121mm）以上の降雨があり、この多量の降雨が斜面に浸透した。
- 現段階で降雨および地下水の供給プロセスを断定することは困難であるが、ケース①については、間隙水圧が上昇した原因は多量の地下水の影響が関与しているものと考えられる。しかし、崩壊が降雨のピークで発生していることから、多量の降雨の浸透が崩壊発生の直接的な原因となったものと考えられる。
- 一方、崩壊地の地質はシルト成分（0.075mm以下と仮定）がそれぞれ約50％程度と約70％程度と高くなっていることから、ケース②のように多量の降雨による降下浸透によって飽和度が上昇して見かけの粘着力が低下したことが原因となったことも考えられる。
- したがって、崩壊の発生メカニズムとしては、多量の降雨および地下水の影響が作用し、①と②が複合して発生したものと考えられる。

※発生時刻については、現場付近の時計が4時37分付近で止まっている事、停電の発生時刻が4時41分のため、発生時刻は、4時35分頃から45分頃にかけて発生したと推定されるとの意見もあった。

○深川新屋敷地区



深川新屋敷地区は、水俣市の南部に位置しており、湯出川沿いにある。

土砂崩れが発生した山は、標高約300m、約20～40度の勾配の山になっている。

湯出川沿いの急斜面に張り付くように住宅が並んで、集落を形成し、湯出川沿いは水田となっている。

地質は、難透水層の凝灰角礫岩の上を、数mの薄い崖錐性堆積物が覆っている。土石流の発生は、午前4時15分頃と思われる。

今回の災害では、標高約230m付近の急勾配で、表土の崩落が発生し、土砂などが直線状に流下して、集落を襲っている。

※住所の表記は「深川」であるため、深川新屋敷の名称を使用しているが、深川という地名の中心は、山を越えた水俣川沿いにあり、新屋敷の集落は湯出川沿いの湯出地区に存在するため、地域住民を含め湯出という認識が定着している。このため、当初深川という地名が出た際に、水俣川沿いの深川で災害が発生したという誤認が発生している。（深川地区でも、大規模な災害ではなかったが、土砂災害による浸水被害などが発生している）

表－3 深川深屋敷地区被害概要

人 的 被 害	死者4名、重傷者1名
住 家 被 害	全壊4棟

概要等について（学会の調査報告等から抜粋）

○熊本県水俣市宝川内・深川で発生した斜面災害緊急調査速報 （社）日本地すべり学会

深川地区では、湯出川右岸側斜面の標高約230m付近の堅固で急勾配を示す凝灰角礫岩部分において、薄い表土の崩落が発生し、巨木を含む土砂が直線状に流下して家屋を襲い、川岸近くで停止していた。

○水俣土砂災害調査報告（速報） （社）砂防学会水俣土砂災害調査団

・崩壊のメカニズムは、雨水の浸透による典型的な表層崩壊である。したがって、降雨強度との対応性は高かったものと思われる。

・崩壊源の規模は、幅約6m、長さ（斜面長）約20m、崩壊深は平均で約1m、崩壊土量100～150m³と推定される。なお、これは簡易測量結果であり、後日修正される。



深川新屋敷地区土砂災害遠景



深川新屋敷地区土砂災害近景

○鶴田橋の崩壊

水俣川に架かる鶴田橋が崩壊し、川の水をせき止める形となり、溢れた水が陣内地区などに浸水被害をもたらしている。

水俣川上流部（宝川内集地区）で発生した土石流などによって、流されてきたと思われる流木などが、橋の橋脚に多数引っかかっており、耐え切れなくなって橋が崩れたものと思われる。

浸水被害は、主に水俣川右岸の陣内地区を中心に発生しており、周辺の古城地区、水俣川左岸の南福寺地区でも浸水被害が発生している。

陣内地区には、市役所も含まれ、浸水による被害を受けている。

浸水は最大で、1. 5 m程度であったと思われる。



写真 流木などにより崩壊した鶴田橋



写真 浸水した陣内地区
(すでに水は引いている)

【その他】

この他、市内各地で土砂災害や浸水被害が発生している。



写真 このようながけ崩れも多数発生した



写真 道路や歩道の陥没も多数発生した

被害状況

表 家屋等の被害状況

※被害については、いずれも熊本県調べなどから

項 目	棟数(戸)	世帯数(世帯)	人数(人)	棟の被害額(千円)
全 壊	20	21	81	387,936
半 壊	5	5	11	77,587
床上浸水	121	121	301	938,805
床下浸水	271	271	690	
一部破損	5	5	15	
公共建物	15			6,080
非住家	29			6,380

※うち、大規模な土砂災害が発生した
宝川内集地区と深川新屋敷地区の被害

	宝川内集地区	深川新屋敷地区
死 者	15名(7世帯)	4名(1世帯)
重 傷 者	3名	1名
軽 傷 者	3名	—
住宅全壊	13棟	4棟
住宅半壊	2棟	0棟

表 公共土木施設の被害

項 目	件数(件)	被害額(千円)
河 川	113	2,036,313
砂 防	30	255,000
道 路	68	670,842
橋 梁	3	470,000
そ の 他	11	3,027,000
都市施設その他	1	13,601
合 計	226	6,472,756

表 農林業の被害

項 目	件数等	被害額(千円)
農 業	農 作 物	6,272
	農 業 施 設	460
	農 地 (田)	550,000
	農 地 (畑)	134,000
	農 業 用 施 設	305,000
	小 計	995,732
林 業	林 道 施 設	237,078
	林地荒廃防止施設	259,000
	山 地 崩 壊	2,175,500
	林 産 物	107,617
	作 業 道 施 設	5,600
	小 計	2,784,795
合 計		7,561,054

表 その他の被害

項 目	件数等	被害額(千円)
商 工 関 係	商 業	18,360
	工 業	175,260
	鉱 業	9,590
	観 光 施 設	17,990
	そ の 他	20,670
	小 計	241,870
教 育 関 係	小 中 学 校	17,421
	文 化 財	
	そ の 他	42,830
	小 計	60,251

災害対応から復興、その後の災害・防災の取り組みの主な流れ

平成15年（2003年）

- 7月20日 宝川内集地区・深川新屋敷地区で土石流が発生
市中心部で鶴田橋の崩壊により浸水被害が発生 その他、市内各地で被害
市災害対策本部を設置 市内全域に避難勧告を発表
行方不明者の捜索活動を開始
- 7月21日 災害救助法が適用される
- 7月22日 宝川内集・川原地区の住民により『被災者の会』が設置される
- 7月25日 被災者生活再建支援法が適用される
市民競り舟大会の中止を発表する（参加費を義捐金へ）
水俣署により宝川内集地区（集・川原公民館横）へ臨時交番が設置される
气象台により大雨の注警報基準の暫定運用（基準の引き下げ）が始まる
- 7月26日 最後の行方不明者が発見される
- 7月30日 仮設住宅の建設着工する
- 7月31日 避難所（葛彩館）を閉鎖する（避難者は一時的に市営住宅・チッソ社宅へ）
- 8月 1日 危機管理室を設置する
- 8月 2日 市民葬を実施する
- 8月 4日 災害復旧本部設置（災害対策本部解散）が設置される
- 8月 8日 台風接近に伴い東部地区、湯出地区へ避難勧告が発表される
- 8月19日 宝川内集地区・深川新屋敷地区慰霊式が開催される
- 8月21日 仮設住宅への入居が開始される
- 9月 2日 激甚災害（本激）に指定される
対象：県内含め一連の豪雨による農地、農業用施設、林道の災害
- 9月 4日 水俣市土石流災害復旧計画検討会（第1回）が開催される
- 9月10日 宝川内集地区災害復旧にかかる地元説明会が開催される
- 9月11日 土砂災害監視システムの本格運用開始される
- 9月18日 深川新屋敷地区災害復旧にかかる地元説明会が開催される
- 10月30日 通行止めが続いていた鶴田橋に歩行者、自転車専用の仮設橋を設置
- 10月16日 消防殉職者慰霊式を開催する
- 10月17日 水俣市土石流災害検討委員会（第1回）が開催される
- 10月24日 水俣豪雨災害検証会を開催する
- 10月31日 气象台による大雨の注警報基準の暫定運用（基準の引き下げ）が終了する
- 11月18日 深川新屋敷地区災害復旧にかかる用地説明会が開催される
- 11月21日 水俣市土石流災害復旧計画検討会（第2回）が開催される
宝川内集地区災害復旧にかかる用地説明会が開催される
- 12月26日 水俣市土石流災害検討委員会（第2回）が開催される

平成16年（2004年）

- 3月 9日 水俣市土石流災害検討委員会（第3回）が開催される
宝川内集地区災害復旧工事安全祈願祭が開催される
- 3月12日 激甚災害（局激）に指定される 対象：水俣市及び芦北町の公共土木施設災害
- 3月18日 宝川内集地区及び深川新屋敷地区の災害復旧工事本堤工事が着工される
- 3月23日 水俣市土石流災害復旧計画検討会（第3回）が開催される
- 3月31日 深川新屋敷地区災害復旧工事安全祈願祭が実施される
- 4月 1日 防災危機管理室を設置する（防災消防対策室と危機管理室を統合）
- 5月13日 第一号配備体制の職員を対象とした情報伝達訓練を実施（平日夜間）
- 5月31日 水俣市土石流災害検討委員会及び水俣市土石流災害復旧計画検討会が県知事へ報告書を提出される
- 7月20日 宝川内集地区水俣豪雨災害慰霊祭及び深川新屋敷地区慰霊祭が開催される
- 7月22日 防災のまちづくり講演会を開催する（～23日）
- 9月 1日 土砂災害監視システムの避難判断基準などが引き上げられる
- 9月 7日 台風18号の接近により避難勧告を発表する（山間部）

平成17年（2005年）

- 1月17日 地震発生を想定した情報伝達訓練を実施（平日早朝）
- 3月末 砂防えん堤などの工事、土砂災害監視システムの運用が終了する
- 5月16日 市の管理する雨量計を被災地に近い宝川内地区へ移設する
- 5月29日 職員を対象とした情報伝達訓練を実施（休日夜間）
- 6月30日 通行止めが続いていた鶴田橋の復旧工事が終了
- 7月20日 集地区水俣豪雨災害慰霊祭が開催される（あわせて、慰霊碑が建立される）
- 9月 4日 熊本県総合防災訓練が実施される（エコパークみなまた）
- 11月20日 集・川原地区復興まつりが開催される（あわせて、復興の碑が建立される）

平成18年（2006年）

- 3月 1日 水俣市災害復旧本部を解散する
- 6月 8日 久木野地区で土砂災害に対する全国統一防災訓練を実施する
職員を対象とした情報伝達訓練を実施（平日夜間）
- 7月20日 集地区水俣豪雨災害慰霊祭が開催される
- 7月22日 平成18年7月豪雨（24時間雨量が過去最大雨量を更新）
避難勧告・避難指示を発表する（22・23日、一部地区は24日まで）
- 10月29日 平成18年度自主防災組織リーダー研修会を実施する
- 11月13日 災害時における救援物資提供に関する協定が締結される
（南九州ペプシコーラ販売（株）、南九州コカ・コーラボトリング（株））
- 12月 3日 災害時における応援に関する協定が締結される（水俣市建設業協会）

平成19年（2007年）

- 6月 1日 水俣市災害避難地図（洪水・高潮・土砂災害ハザードマップ）を全世帯に配布する
配布にあわせて、各地域で説明会を全8回実施
- 7月20日 集地区水俣豪雨災害慰霊祭が開催される
- 10月28日 平成19年度自主防災リーダー研修会を実施する

平成20年（2008年）

- 2月13日 管理職を対象とした危機管理防災研修会を実施する

資 料 編

1 過去の雨量の記録（引用：気象庁ホームページ）

年	降水量(mm)				
	合計	日最大		1時間最大	
		値	月日	値	月日
2 0 1 1	2, 8 3 2	2 6 1	7 月 6 日	6 8	7 月 6 日
2 0 1 2	2, 5 7 3	2 1 6	6 月 1 6 日	6 6	6 月 1 6 日
2 0 1 3	1, 9 0 1	1 7 0	9 月 1 日	6 3	9 月 1 日
2 0 1 4	2, 0 1 5	1 3 0	7 月 6 日	3 3	7 月 6 日
2 0 1 5	2, 4 5 5	1 4 7	6 月 1 9 日	3 6	8 月 2 9 日
2 0 1 6	2, 6 1 3	1 7 1	1 0 月 8 日	6 0	1 0 月 8 日
2 0 1 7	1, 9 1 2	1 3 8	5 月 1 2 日	5 1	6 月 2 5 日
2 0 1 8	2, 2 4 2	1 4 9	5 月 2 日	3 6	7 月 8 日
2 0 1 9	2, 1 5 6	1 7 0	7 月 3 日	5 8	8 月 3 0 日
2 0 2 0	3, 0 4 2	3 6 8	7 月 4 日	9 1	5 月 4 日
2 0 2 1	2, 6 4 3	2 4 6	5 月 2 0 日	5 1	8 月 1 8 日
2 0 2 2	2, 0 0 7	1 4 3	7 月 1 5 日	4 2	7 月 1 5 日
2 0 2 3	1, 8 4 2	1 1 7	6 月 6 日	4 9	6 月 3 0 日
2 0 2 4	2, 4 3 3	1 5 9	7 月 1 4 日	5 8	7 月 1 4 日

2 過去の気温の記録（引用：気象庁ホームページ）

年	気温(℃)						
	平均			最高		最低	
	日平均	日最高	日最低	値	月日	値	月日
2 0 1 1	1 6 . 6	2 1 . 2	1 2 . 5	35.2	7 月 9 日	-2.6	1 月 2 7 日
2 0 1 2	1 6 . 4	2 1 . 0	1 2 . 3	36.1	7 月 3 1 日	-4.9	2 月 3 日
2 0 1 3	1 7 . 0	2 1 . 8	1 2 . 6	37.4	8 月 1 8 日	-3.0	1 月 1 1 日
2 0 1 4	1 6 . 6	2 1 . 3	1 2 . 5	36.2	7 月 3 0 日	-2.2	1 2 月 1 9 日
2 0 1 5	1 6 . 9	2 1 . 5	1 2 . 9	35.9	8 月 7 日	-1.3	1 月 1 8 日
2 0 1 6	1 7 . 8	2 2 . 5	1 3 . 8	36.4	8 月 1 2 日	-7.4	1 月 2 5 日
2 0 1 7	1 6 . 7	2 1 . 4	1 2 . 6	35.4	8 月 4 日	-3.0	1 月 2 5 日
2 0 1 8	1 7 . 2	2 2 . 0	1 3 . 0	35.3	8 月 1 9 日	-3.3	1 月 1 3 日
2 0 1 9	1 7 . 4	2 2 . 2	1 3 . 1	36.2	8 月 8 日	-1.6	1 月 2 7 日
2 0 2 0	1 7 . 2	2 2 . 1	1 2 . 9	35.7	8 月 3 1 日	-1.5	1 月 1 8 日
2 0 2 1	1 7 . 4	2 2 . 5	1 3 . 1	36.0	8 月 4 日	-2.4	1 月 3 0 日
2 0 2 2	1 7 . 1	2 2 . 1	1 3 . 0	36.7	7 月 2 8 日	-2.7	1 月 1 9 日
2 0 2 3	1 7 . 8	2 3 . 0	1 3 . 5	36.9	8 月 4 日	-2.3	1 月 2 5 日
2 0 2 4	1 8 . 6	2 3 . 5	1 4 . 6	37.7	8 月 2 0 日	-1.0	1 月 2 6 日・3 月 3 日

3 主な気象災害発生状況

発生年月日	気象状況	原因	種別	被害地区	被害の状況
昭 30. 4. 16	雨量 168. 5mm	豪雨	水害	市内全域	家屋全壊 1戸 床上浸水 33戸 床下浸水 140 戸
30. 9. 28 ～30	風速 7m 気圧 995hPa 雨量 77. 4mm	台風	風害	丸島・古賀 湯の児	家屋半壊 5戸 非住家全壊 1 戸
31. 7. 5	風速 10m 気圧 1, 009hPa 雨量 133. 8mm	〃	水害	深 川	床上浸水 33戸 床下浸水 65戸 道路決壊 1ヶ所
31. 9. 9	風速 16m 気圧 994hPa 雨量 58. 5mm	〃	風害	市内全域	家屋全壊 3戸 一部損壊 107戸 家屋半壊 3戸 作物被害大
32. 9. 6	風速 18m 気圧 987hPa 雨量 85. 4mm	〃	〃	浜・江添 南福寺	家屋半壊 4戸 非住家全壊 3戸 非住家半壊 2 戸
34. 7. 9	風速 1m 気圧 1, 012hPa 雨量 101. 8mm	豪雨	水害	湯 出 招川内	死者 6名 床上浸水 33戸 住家流出 1 戸
34. 7. 15	気圧 1, 004hPa 雨量 235. 7mm	〃	〃	市内全域	床上浸水 60戸 田冠水 85ha 床下浸水 440戸 堤防決壊 21 戸 崖崩れ 12ヶ所
35. 6. 23	風速 4. 6m 気圧 1, 017hPa 雨量 197. 5mm	〃	〃	〃	床上浸水 6戸 崖崩れ 1ヶ所 床下浸水 46戸 堤防決壊 1ヶ所 橋梁流失 2ヶ所
37. 7. 8	風速 5. 2m 気圧 1, 014hPa 雨量 127. 2mm	〃	〃	〃	床下浸水 163戸 崖崩れ 6ヶ所 堤防決壊 3ヶ所
37. 8. 3	風速 7. 4m 気圧 1, 018hPa 雨量 122. 5 mm	〃	〃	百聞・梅戸 牧ノ内・浜	鉄道決壊 1ヶ所 崖崩れ 3ヶ所 道路決壊 1ヶ所
37. 8. 10	風速 3. 5m 気圧 1, 017hPa 雨量 215. 2mm	〃	〃	初野・牧ノ内 宝川内・江添	河川決壊 1ヶ所 床下浸水 1ヶ所 崖崩れ 2ヶ所
39. 6. 25 ～27		〃	〃	市内全域	床下浸水 27戸 田冠水 4ha 道路決壊 8ヶ所
40. 6. 19		〃	〃	〃	床下浸水 630 戸 崖崩れ 8ヶ所
40. 8. 5 ～6	風速 27. 5m 気圧 964hPa 雨量 156 mm	台風	〃	〃	家屋全壊 63戸 家屋半壊 133戸 被災世帯 8, 994世帯 被害総額 235, 570千円 災害救助法適用
41. 6. 20	風速 3. 6m 雨量 140mm	豪雨	〃	〃	崖崩れ 9ヶ所 床上浸水 11戸 堤防決壊 4ヶ所 床下浸水 80戸 道路決壊 4ヶ所 田冠水埋没2ヶ所
43. 7. 14	風速 2m 雨量 99mm	〃	〃	〃	崖崩れ 7ヶ所 床上浸水 80戸 床下浸水 53戸

発生年月日	気象状況	原因	種別	被害地区	被害の状況
昭 44. 6. 28 ～30	雨量 28日 65. 8mm 29日 221. 7mm 30日 112. 6mm	豪雨	水害	市内全域	崖崩れ 13ヶ所 河川氾濫 5ヶ所 道路決壊 4ヶ所 建物半壊 1ヶ所 堤防決壊 1ヶ所 床下浸水 53戸
44. 7. 1 ～13	主な雨量 5日 116mm 6日 113mm 7日 32mm	〃	〃	〃	崖崩れ 14ヶ所 河川氾濫 1ヶ所 道路埋没 1ヶ所 床下浸水 10戸 堤防決壊 1ヶ所
46. 7. 23	雨量 22日 23mm 23日 281mm	〃	〃	〃	家屋全壊 5戸 家屋半壊 4戸 床上浸水 309戸 床下浸水 1,800戸 被害総額 209,459千円 災害救助法適用
47. 6. 12 17～18 27	雨量 12日 119mm 17～18日 214mm 27日 142mm	〃	〃	〃	家屋半壊 2戸 一部破損 12戸 床上浸水 9戸 床下浸水 607戸 崖崩れ 3ヶ所 道路決壊 153ヶ所 河川決壊 28ヶ所
51. 7. 18	風速 8. 7m 雨量 130mm	〃	〃	〃	崖崩れ 8ヶ所 家屋半壊 2ヶ所 道路決壊 2ヶ所 床下浸水 2戸 河川決壊 1ヶ所
51. 9. 10	風速 10m 雨量 10日 111mm 12日 134mm	〃	〃	〃	崖崩れ 2ヶ所 家屋半壊 1ヶ所 床下浸水 60戸 河川決壊 3ヶ所
52. 6. 27	雨量 27日 110mm 28日 127mm	〃	〃	〃	崖崩れ 1ヶ所 家屋半壊 1ヶ所 道路決壊 3ヶ所 床下浸水 120戸
54. 6. 27 ～30	雨量 27日 146mm 28日 142mm 29日 104mm	〃	〃	〃	崖崩れ 23ヶ所 床下浸水 16戸 堤防決壊 1ヶ所 田畑冠水埋没 10ヶ所
55. 7. 28 ～30	雨量 30日 115mm	〃	〃	〃	崖崩れ 3ヶ所 床下浸水 68戸
57. 7. 11 ～12	雨量 11～12日 168mm	〃	〃	〃	崖崩れ 6ヶ所 河川決壊 4ヶ所 道路決壊 8ヶ所 田畑冠水埋没 10ヶ所
58. 7. 17 ～18	雨量 17日 89mm	〃	〃	〃	崖崩れ 1ヶ所 道路決壊 6ヶ所 床下浸水 22戸
59. 6. 27 ～29	雨量 27～29日 272. 5mm	〃	〃	〃	崖崩れ 6ヶ所 家屋全壊 1戸 床上浸水 3戸 床下浸水 124戸
60. 8. 31	雨量 30～31日 75mm	台風	風害	〃	市内全域 被害総額 357,211千円
61. 7. 24	雨量24日 134mm	豪雨	水害	〃	崖崩れ 4ヶ所 床下浸水 175戸 床上浸水 1戸 工場部分損傷1
平 3. 9. 27	雨量 62mm 風速 46m	台風	風害	〃	道路決壊 16ヶ所 柑橘類 294ha 農作物 208ha 被害総額 545,687千円

発生年月日	気象状況	原因	種別	被害地区	被害の状況
平 5. 8. 1	雨量 261. 5mm (24時間)	豪雨	水害 土砂 災害	市内全域	住宅全壊 1戸 家屋半壊 2戸 床下浸水 181戸 災害対策本部設置 避難勧告
5. 9. 3	雨量 85mm 風速 23m	13号 台風	風害	〃	被害総額 250, 096千円 (農林水産関係) 災害対策本部設置
7. 7. 3 ～4	雨量 3日 229mm 4日 187mm	豪雨	水害	〃	崖崩れ7(寺床、田頭、湯の児地区他) 被害総額 637, 235千円 (農林水産・土木関係他) 災害対策本部設置 一部避難勧告
9. 7. 9	雨量 9日 329mm (8日 105mm) (10日 137mm)	〃	〃	〃	人的被害 負傷者3名 家屋全壊 2棟 家屋半壊 2棟 一部破損 2棟 以上多々良町崖崩れ 河川護岸破損、道路破損、農林関係 等 146件 被害総額 568, 528千円 災害対策本部設置 一部避難勧告
11. 9. 24	雨量 23～24日 109. 0mm 風速 34m/s 気圧 950hps	18号 台風	風害 土災 砂害	〃	人的被害負傷者4名 家屋全壊 4棟 家屋半壊 11棟 床上浸水 3棟 床下浸水 11棟 一部破損 1, 608棟 崖崩れ2件(深川上内野、石坂川村中) 河川護岸破損、道路破損、農林関係 等 847件 被害総額 1, 824, 780千円 災害対策本部設置
15. 7. 20	雨量 19～20日 (アメダス) 250. 5mm (熊本県深川) 359. 0mm (県水俣) 267. 0mm	豪雨	水害 土砂 災害	〃	人的被害死者19名 (集15名・新屋敷4名) 負傷者7名(集6名・新屋敷1名) 家屋全壊 20戸 家屋半壊 5戸 床上浸水 121戸 床下浸水 271戸 一部倒壊5戸など 土石流:宝川内集・深川新屋敷 浸水被害:陣内地区など 道路破損河川護岸破損・橋梁破損等 6, 472, 756千円 農林関係 3, 787, 259千円 災害対策・災害復旧本部設置 市内全域避難勧告 災害救助法、局激適用
18. 7. 22 ～23	雨量 18～24日 (アメダス) 904mm (深川) 888mm (県水俣) 864mm	豪雨	水害 土砂 災害	〃	人的被害なし 床上浸水 4件 床下浸水 40件 非住家 22件 浸水被害:陣内・古城地区他 災害対策本部設置 市内全域避難勧告(一部避難指示) がけ崩れ2箇所(白浜、薄原) 浸水(田子の須他)

発生年月日	気象状況	原因	種別	被害地区	被害の状況
平 27. 8. 24 ～25	雨量 176mm (矢筈岳) 風速 17. 6m/s 気圧 940hps	15 号 台風	風害 土砂 災害	市内全域	人的被害なし 被害総額 600, 453 千円 災害対策本部設置 市内全域避難勧告 市道全面通行止 市内半分の世帯で停電あり
29. 9. 17	雨量 119 mm 風速 12. 4m/s 気圧 970hps	18 号 台風	風害	〃	重傷者 1 名 災害対策本部設置 市内全域避難勧告 越小場地区停電 30 世帯
30. 7. 7 ～8	雨量 6～8 日 (矢筈岳) 533mm (湯出) 498mm 時間最大 45. 5mm/h	豪雨	水害 土砂 災害	〃	人的被害なし 土砂崩れ 8 件 道路崩壊 1 件 冠水 (大迫) 2 件 落石 1 件 民地崩壊 1 件 災害対策本部設置 市内全域避難準備・高齢者等避難開始 (山間部避難勧告)
30. 9. 30	風速 24. 5m/s 気圧 950hps	24 号 台風	風害	〃	人的被害なし 災害対策本部設置 市内全域避難勧告 倒木多数
令 1. 7. 13 ～14	雨量 113mm 時間最大 41. 5mm	豪雨	水害 土砂 災害	〃	人的被害なし 災害対策本部設置 市内全域避難勧告 (警戒レベル 4) 土砂崩れ等で全面通行止め 5 箇所
2. 7. 3 ～4	雨量 (48 時間) 513mm 時間最大 81mm	7 月 豪雨	水害 土砂 災害	〃	人的被害なし 災害対策本部設置 (会議 18 回) 水俣川越水、内水氾濫 浸水地区 陣内地区、古城地区、白浜地区 床上浸水 30 世帯 床下浸水 84 世帯 住家被害 大規模半壊 1 棟 半壊 11 棟 準半壊 10 棟 準半壊に至らない一部損壊 91 棟 道路被害 国道 6 箇所 県道 8 箇所 市道 69 箇所 市内全域避難指示 災害救助法適用

地震災害

発生年月日	震源	震度等	被害の状況
平成 9. 3. 26	北緯 32.0 度 東経 130.3 度 深さ 20 km 震源 薩摩地方	マグニチュード 6.2 震度 5 弱	市施設関係、学校等 13 件 土木関係、崖崩れ 2 件 商工関係、窓ガラス破損等 3 件
9. 5. 13	北緯 32.9 度 東経 130.3 度 深さ 20 km 震源 薩摩地方	マグニチュード 6.4 震度 5 弱	市施設関係、学校等 13 件 土木関係、崖崩れ 2 件 商工関係 4 件
28. 4. 14	北緯 32.0 度 東経 130.0 度 深さ 11km 震源 熊本地方	マグニチュード 6.5 震度 4	市施設関係、学校等 10 件 土木関係、崖崩れ 3 件 住宅半壊 1 件 災害救助法適用
28. 4. 16	北緯 32.0 度 東経 130.0 度 深さ 12km 震源 熊本地方	マグニチュード 7.3 震度 5 弱	

4 主な火災発生状況

年月日	気象状況	場所	原因	火災状況
昭 25. 11. 30	小雨 北東の風	大黒町	不明	製材所全焼1棟(240坪) 損害 500 万円
27. 12. 21	曇り 東 0.5m/s	仲之町	こたつ火 不始末	住家全焼1棟 死者 2 名 負傷者 1 名 損害 833 万円
30. 2. 20	雪 北西 5m/s	湯出	不明	旅館全焼1棟 損害 467 万円
32. 9. 14	晴 無風状態	古賀町	二酸化マンガンの 自然発火	工場全焼 1 棟 損害 395 万円
33. 10. 16	晴 北東 7.5m/s	百間町	おが屑の自然発火	製材所全焼1棟 半焼1棟 住家全焼 1 棟
33. 10. 27	曇り 北 12m/s	洗切	不明	保健所全焼1棟 住家半焼1棟 負傷者 5 名 損害 664 万円
35. 12. 27	曇り 北 2.8m/s	天神町	ガソリン缶を転倒し 石油ストーブに引火	飲食店全焼1棟 負傷者4名 損害 359 万円
38. 9. 6	曇り 北西 2m/s	野口町	カーバイト ガス爆発	工場半焼1棟(92m ²) 負傷者 1 名 損害 2,030 万円
38. 9. 8	晴 北 2.6m/s	野口町	カーバイト ガス爆発	工場半焼1棟 負傷者 2 名 損害 500 万円
40. 12. 10	雨 南東 1.1m/s	野口町	石油ストーブの過熱	工場全焼2棟(763m ²) 部分焼、半焼 54 m ² 損害 510 万円
41. 12. 1	曇り 北西 7m/s	港町	不明	全焼2棟(776m ²) 半焼・部分焼1棟(80m ²) 損害 427 万円
42. 10. 2	曇り 北東 5.2m/s	野口町	デイドコ酢酸 製造工程中 異常反応による爆発	半焼1棟(150m ²) 建物設備破損 損害 1,000 万円
45. 2. 18	曇り 南東 2m/s	大黒町	不明	全焼4棟(1,250m ²) 半焼1棟(132m ²) 損害 2,966 万円
45. 3. 8	晴 北東 3.6m/s	南福寺	たばこの火の 投げ捨て	林野面積10.40ha 損害204万円
47. 3. 27	晴 東北東 4.6m/s	山手町	不明	店舗全焼246讚 損害550万円

年月日	気象状況	場所	原因	火災状況
昭 47. 12. 13	曇り 北 4.2m/s	汐見町	電気溶接の火花	工場全焼254㎡ 半焼180㎡ 損害608万円
48. 4. 19	晴 南 1.5m/s	浜町	不明	全焼3棟 半焼1棟 部分焼3棟 損害1,052万円
50. 7. 25	晴 南 1m/s	野口町	不明	事務所全焼1棟(242㎡) 倉庫全焼(59.4㎡) 倉庫半焼1棟(41.2㎡) 損害494万円
51. 2. 15	曇り 南西 0.5m/s	桜井町	煙道不良のため	住宅(寮)全焼1棟212㎡ 損害985万円
52. 1. 10	晴 北東 4m/s	古城	子どもの石油 ストーブいたずら	建物(母子寮)半焼332.4㎡ 損害648万円
52. 2. 10	雨 北 6m/s	桜井町	煙突の過熱	住家全焼5棟 半焼1棟 部分焼1棟 損害1,564万円
54. 5. 18	晴 北東 4m/s	桜井町	不明	住宅全焼1棟 類焼(全焼・半焼)2棟(472㎡) 損害1,204万円
54. 6. 24	晴 西北西 6m/s	八幡町	寝たばこ	住宅全焼1棟(167.28㎡) 負傷者1名 損害560万円
54. 11. 17	晴 北東 1m/s	大黒町	たばこの火の 不始末	パチンコ店全焼272㎡ 損害1,174万円
56. 4. 5	曇り 東南東 1m/s	古賀町	不明	倉庫全焼1棟(188㎡) 損害1,367万円
56. 11. 12	晴 西 2m/s	袋	不明	飲食店全焼1棟(129㎡) 損害868万円
56. 12. 23	晴 北西 5m/s	袋	たばこの火の 不始末	倉庫全焼1棟・(164㎡) 損害535万円
57. 7. 3	晴 東 5m/s	丸島町	子どもの火遊び	住宅全焼1棟(105㎡) 損害917万円
57. 9. 19	曇り 南 6m/s	野口町	異常化学反応熱	工作物部分焼20㎡ 損害497万円
58. 12. 30	曇り 東南東 3m/s	陣内	放火	校舎部分焼4,261㎡ 損害1,733万円
59. 2. 25	曇り 無風	陣内	放火	校舎半焼2,077.23㎡ 損害1,334万円
59. 4. 3	曇り 南 5m/s	陣内	不明	校舎全焼1,003㎡ 損害961万円

年月日	気象状況	場所	原因	火災状況
昭 59. 4. 15	晴 北西 5m/s	市渡瀬	子どもの火遊び	住宅全焼369㎡ 損害489万円
60. 5. 16	晴 南 4m/s	栄町	子どもの火遊び	全焼2棟・半焼1棟(204㎡) 損害534万円
61. 3. 1	曇り 北西 1m/s	浜町	ストーブの 不始末	住宅全焼2棟 半焼1棟 部分焼1棟 損害524万円
61. 12. 22	晴 南 1m/s	白浜町	天ぷら油・過熱	作業所併住宅全焼1棟 住宅部分焼1棟 損害741万円
62. 2. 25	曇り 西 6m/s	大川	煙突	住宅全焼175㎡ 損害787万円
62. 6. 5	晴 西 1m/s	汐見町	火の取扱の 不注意	住宅全焼112㎡ 損害639万円
63. 2. 10	晴 無風	長野町	子どもの火遊び	住宅全焼1棟(141. 41㎡) 損害697万円
63. 5. 28	晴 東 0. 5m/s	港町	不明	住宅貸家全焼1棟 半焼2棟 部分焼1棟(897㎡) 損害8, 865万円
平 元. 3. 27	曇り 南南西 3m/s	わらび野	不明	住宅全焼134㎡ 死者1名 損害447万円
元. 7. 31	晴 東 1m/s/s	月浦	不明	住宅全焼101㎡ 負傷者1名 損害933万円
2. 3. 18	晴 南 5m/s	昭和町	取灰	住宅全焼 損害512万円
3. 1. 20	雨 無風	多々良町	ストーブの 不始末	住宅全焼/部分焼173. 53㎡ 死者1名 損害1, 334万円
4. 1. 23	曇り 北西 3m	野口町	静電気の 放電スパーク	建物部分焼120㎡ 負傷者1名 損害2, 407万円
4. 8. 30	晴 南東 3m/s	白浜町	ローソク (仏壇灯明)	住宅全焼126㎡ 損害516万円
5. 2. 3	晴 無風	大迫	たばこの吸い殻の 不始末	住宅全焼290㎡ 損害1, 926万円

年月日	気象状況	場所	原因	火災状況
平 5.6.19	雨 無風	古里	灯油取扱い上の 不始末による漏洩	住宅部分焼2㎡ 負傷者1名 損害1.8万円
6.3.14	晴 北西 3.5m/s	牧ノ内	天ぷら鍋の 過熱	住宅全焼1棟 損害385万円
6.4.16	晴 北西 3.5m/s	山手町	たばこの不始末	住宅全焼1棟 住宅半焼1棟 損害1,244万円
7.5.31	晴 無風	袋	コンロ	住宅全焼1棟 負傷者2名 損害907万円
7.9.16	晴 南西 6m/s	八ノ窪	不明	住宅全焼1棟 住宅部分焼1棟 損害418万円
8.2.4	雨 南西 2m/s	深川	不明	住宅全焼1棟 住宅半焼2棟 損害1,246万円
8.8.11	晴 南南東 8m/s	百間町	不明 (まきの放置)	住宅全焼6棟 住宅半焼2棟 住宅部分焼1棟 損害3,825万円
9.5.29	曇り 南南東 1m/s	葛渡	不明	住宅全焼1棟 損害1,550万円
9.11.2	晴 西南西 2m/s	白浜町	風呂かまど	住宅全焼1棟 損害605万円
10.3.1	曇り 西 5m/s	古城	不明	納屋全焼1棟 住宅部分焼2棟 損害468万円
10.11.21	曇り 北北東 1m/s	浜町	ファンヒーター	店舗半焼1棟 負傷者2名 損害127万円
11.1.1	晴 無風	多々良町	不明	住宅全焼1棟 住宅部分焼1棟 住宅ぼや1棟 損害226万円
11.3.29	雨 東 2m/s	多々良町	電灯線等	住宅全焼1棟 住宅ぼや2棟 損害475万円
11.6.2	雨 東 1m/s	丸島町	不明	住宅全焼1棟 損害1,231万円
12.8.5	晴 西 2m/s	大黒町	不明	住宅全焼1棟 店舗部分焼1棟 住宅部分焼1棟 損害478万円
12.11.4	晴 東 1m/s	南福寺	放火の疑い	住宅全焼1棟 住宅部分焼2棟 損害1,133万円

年月日	気象状況	場所	原因	火災状況
平 13. 1. 2	曇り 南東 1m/s	石坂川	風呂かまど	住宅全焼1棟 損害243万円
13. 2. 26	曇り 北東 1m/s	浦上町	たばこ	住宅全焼2棟 住宅部分焼1棟 損害308万円
13. 5. 17	晴 西南西 3m/s	桜井町	たばこ	住宅全焼1棟 住宅部分焼2棟 損害607万円
13. 10. 7	晴 無風	大黒町	電灯線等	店舗全焼1棟 住宅部分焼1棟 損害460万円
14. 10. 17	晴 南西 1.5m/s	山手町	コンロ	住宅全焼1棟 住宅半焼1棟 損害479万円
15. 1. 29	雪 東 1m/s	江添	ストーブ	住宅全焼1棟 損害1,044万円
16. 2. 26	晴 北西 1.5m/s	桜井町	コンロ	住宅全焼1棟 損害1,090万円
16. 6. 27	雨 西 0.5m/s	浜松町	不明	工場部分焼1棟 損害2,197万円
17. 12. 27	晴 北北東 0.6m/s	月浦	たばこ	住宅全焼 死者 1 名 損害 440 万円
18. 6. 26	晴 西南西 0.7m/s	袋	その他	工場部分焼 損害 439 万円
19. 6. 24	雨 南西 1.4m/s	大川	電灯線等	住宅全焼 死者 2 名 損害 544 万円
20. 6. 9	晴 北東 1.0m/s	白浜町	不明	一般倉庫全焼 損害 561 万円
20. 7. 14	晴 南西 1.0m/s	薄原	電気装置	製茶工場全焼 損害 528 万円
20. 10. 3	晴 南南東 2.0m/s	浜	放火の疑い	一般倉庫全焼 損害 9 万円
21. 3. 17	晴 西南西 2.0m/s	陣内	その他	物置き全焼 損害 882 万円
22. 9. 3	晴 北 1.0m/s	月浦	その他	一般倉庫全焼 損害 2 万円
22. 10. 6	晴 南 不明	湯出	コンロ	住宅全焼 損害 71 万円
23. 1. 18	晴 西南西 1.0m/s	白浜	ストーブ	住宅全焼 損害 281 万円
23. 8. 31	晴 西南西 0.8m/s	桜井町	たばこ	作業場全焼 損害 1,850 万円

年月日	気象状況	場所	原因	火災状況
平 23. 10. 12	晴 北西 0.9m/s	袋	不明	住宅全焼1棟 負傷者1名 損害506万円
24. 10. 16	晴 北東 0.2m/s	袋	配線器具	住宅全焼1棟、ぼや1棟 死者1名 損害161万円
25. 7. 15	晴 東南東 1.0m/s	袋	その他	工場部分焼 負傷者1名 損害1億2,304万円
25. 11. 22	晴 南 1.0m/s	古城	灯火	共同住宅部分焼 負傷者1名 損害174万円
26. 7. 31	雨 東南東 1.0m/s	八幡町	配線器具	住宅全焼2棟、部分焼1棟 ぼや2棟 損害226万円
26. 9. 11	晴 南南東 1.0m/s	桜ヶ丘	配線器具	共同住宅部分焼 損害194万円
26. 10. 16	晴 南西 1.0m/s	昭和町	こんろ	店舗部分焼 損害25万円
26. 11. 25	曇 北東 2.0m/s	陣内	ストーブ	住宅全焼1棟 損害568万円
27. 2. 8	晴 南西 3.0m/s	袋	その他	工場内構築物 損害774万円
27. 8. 27	晴 南南西 2.0m/s	大園町	その他	住宅ぼや1棟 損害1万円
28. 1. 19	みぞれ 南西 6.7m/s	浜松町	ボイラー	住宅部分焼 損害357万円
28. 11. 7	晴 北北東 3.1m/s	丸島町	その他	住宅全焼3棟、一般倉庫全焼2棟 死者1名 損害3,417万円
29. 1. 17	晴 北 4.0m/s	丸島町	その他	共同住宅部分焼 損害57万円
29. 7. 16	晴 南 1.0m/s	浜町	灯火	住宅ぼや1棟 重傷者1名 損害0.1万円
29. 11. 8	晴 東 1.0m/s	浜町	こんろ	共同住宅部分焼 損害24万円

《平成30年より、記載内容を変更》（損害額等を記載しない。）

年月日	気象状況	場所	種別	火災状況
平 30. 2. 24	晴 西南西 0.4m/s	幸町	建物	住宅全焼1棟、住宅部分焼3棟
30. 3. 9	晴 北北東 2.1m/s	江添	建物	倉庫全焼
30. 5. 13	雨 南西 2.4m/s	浜町	建物	住宅ぼや

年月日	気象状況	場所	種別	火災状況
平 30. 6. 19	雨 南東 4. 1m/s	野口町	建物	施設内設備
30. 8. 8	晴 北北東 3. 5m/s	月浦	その他	空地
30. 8. 25	晴 南南東 0. 6m/s	多々良町	建物	住宅全焼 1 棟、住宅部分焼 4 棟 倉庫部分焼 3 棟
30. 10. 2	晴 無風	八幡町	建物	住宅ぼや
30. 10. 27	晴 東 0. 3m/s	八幡町	その他	置場
30. 10. 30	晴 南西 1. 9m/s	八幡町	その他	その他
30. 11. 6	晴 無風	月浦	車両	運転席
30. 11. 25	晴 無風	牧ノ内	建物	共同住宅ぼや
31. 1. 27	晴 北北西 3m/s	石坂川	建物	納屋全焼 2 棟
31. 2. 3	曇 南西 2m/s	旭町	建物	住宅全焼 2 棟、住宅ぼや 1 棟
31. 2. 14	曇 東 1m/s	初野	建物	住宅部分焼 1 棟
31. 2. 25	晴 西南西 2m/s	洗切町	建物	住宅全焼 1 棟、車庫部分焼 1 棟
31. 3. 1	晴 北北西 2m/s	築地	建物	作業場ぼや 1 棟
31. 3. 16	晴 北東 2m/s	宝川内	その他	休耕地
令 元. 7. 9	曇 西南西 2m/s	浜町	建物	住宅全焼 1 棟、車庫全焼 1 棟 住宅ぼや 3 棟
元. 8. 20	曇 北東 1m/s	牧ノ内	建物	集会場ぼや 1 棟
元. 10. 9	晴 北 1m/s	丸島町	建物	住宅ぼや 1 棟
元. 10. 14	晴 北北東 3m/s	袋	建物	納屋 1 棟ぼや
元. 12. 9	晴 南南東 1m/s	八幡町	車両	機関部

年月日	気象状況	場所	種別	火災状況
令 2. 2. 21	晴 東 2. 0m/s	栄町	建物	住宅ぼや
2. 3. 6	晴 南南西 1. 0m/s	南福寺	建物	住宅全焼 1 棟、部分焼 2 棟
2. 5. 9	晴 南東 5. 0m/s	多々良町	その他	空地
2. 6. 1	曇 南西 2. 0m/s	古城	車両	全焼
2. 10. 7	曇 北北東 4. 0m/s	袋	その他	田畑
2. 10. 9	曇 北東 2. 0m/s	石坂川	その他	空地
3. 2. 4	曇 西 1. 0m/s	越小場	建物	倉庫 全焼
3. 2. 23	晴 北北東 3. 0m/s	古里	その他	田畑
3. 4. 23	晴 北北東 2. 0m/s	南福寺	その他	道路法面
3. 7. 27	曇 南南西 1. 0m/s	古賀町	その他	駐車場
3. 7. 27	曇 南西 3. 0m/s	薄原	建物	作業場 ぼや
3. 9. 25	晴 南南東 0m/s	百間町	建物	製材所 部分焼 1 棟
3. 11. 3	晴 北東 5. 8m/s	浜町	建物	住宅 全焼 1 棟
3. 12. 1	晴 北北東 1 m/s	栄町	その他	通路
4. 9. 16	曇 北東 2m/s	塩浜町	建物	倉庫内 堆積物発火
4. 12. 6	曇 南南西 0m/s	牧ノ内	建物	住宅 ぼや
5. 2. 22	晴 北 3. 0m/s	陣内	建物	公共施設 ぼや
5. 4. 22	晴 北北東 3. 0m/s	宝川内	その他	田畑 野焼きによる延焼

年月日	気象状況	場所	種別	火災状況
令 5. 5. 22	曇 西南西 3. 0m/s	市渡瀬	その他	ベンチ
5. 6. 19	晴 南南西 2. 0m/s	浜町	建物	住宅 ぼや
5. 8. 14	晴 北北東 1. 0m/s	築地	建物	作業場 ぼや
5. 10. 6	晴 北北東 1. 0m/s	古城	その他	空地
5. 10. 不明	晴 南 1. 0m/s	袋	その他	海岸
5. 10. 26	晴 北東 1. 0m/s	梅戸町	建物	倉庫 全焼 1 棟、軽自動車焼損 1 台
5. 11. 4	晴 北東 0. 4m/s	初野	建物	共同住宅 ぼや
5. 11. 9	晴 東南東 6. 0m/s	袋	建物	住宅 全焼 1 棟 プレハブ 全焼 1 棟 車庫 全焼 1 棟、死者 2 名
5. 12. 1	晴 南 1. 0m/s	江添	建物	納屋 全焼 1 棟
6. 1. 1	晴 北東 2. 0m/s	浜	その他	空地 野焼きによる延焼
6. 1. 23	曇 東北東 1. 0m/s	大黒町	建物	住宅 ぼや
6. 2. 8	晴 南南西 1. 0m/s	昭和町	建物	住宅 部分焼 1 棟
6. 3. 15	晴 西北西 1. 0m/s	越小場	その他	田畑 野焼きによる延焼
6. 4. 18	晴 北北東 2. 0m/s	旭町	その他	軌道敷
6. 6. 11	晴 南南西 2. 0m/s	袋	建物	住宅 部分焼 1 棟
6. 7. 2	晴 南西 2. 0m/s	浜町	建物	共同住宅 部分焼 1 棟
6. 7. 6	晴 西 4. 0m/s	大迫	林野	普通林

年月日	気象状況	場所	種別	火災状況
令 6.7.7	晴 南西 4.0m/s	大迫	林野	普通林

5 危険箇所等

(1) 海岸堤防

No	海岸名	箇所	延長 (m)	予想される危機	対象水防工法	摘要
1	湯の児海岸	湯の児	1,150	越波		
2	大迫海岸	大迫	500	漏水、越波		

(2) 河川堤防

No	河川名	箇所	延長 (m)	危険状況	水防工法	摘要
1	水俣川	白浜～中鶴	右岸 5,000 左岸 2,900	堤防高不足	積み土のう工	
2	湯出川	湯出	右岸 1,210 左岸 1,210	〃	〃	
3	初野川	初野	右岸 550 左岸 550	〃	〃	
4	内山川	南福寺	右岸 20 左岸 20	道路冠水	〃	

(3) 水門等

No	名称	海岸名	箇所	危険状況	水防工法	摘要
1	大迫樋門	大迫海岸	大迫	浸水	積み土のう工	

(4) 道路

No	路線名	箇所	危険性	No	路線名	箇所	危険性
1	元村・鶴平線	1	落石・決壊	8	越小場線	3	落石・決壊
2	石坂川・越小場線	5	〃	9	中屋敷・吐合線	2	崩土・落石・決壊
3	八ノ窪・湯出線	2	落石・崩土	10	江南・月浦線	1	落石
4	江南・野川線	2	〃	11	小野川内線	2	落石・決壊
5	長野・薄原線	1	落石・決壊	12	寒川線	3	〃
6	寺床1号線	1	崩土・決壊	13	浜町・月浦線	1	落石
7	薄原・芦刈線	3	〃				

(5) 山腹崩壊危険箇所

位 置		直 接 保 全 対 象			治山事業 進捗状況	保安林 の指定	登載
大 字	字	人家 戸数	公共 施設	道路等			
大迫	大迫	1 8		市道	無	無	H8
中鶴	岩下	1 2		国道	一部	有	H8
深川	村上	2 9	1	国道	無	無	H8
市渡瀬	釣橋	2 8	1	市道	無	無	H8
市渡瀬	桑生	1 1		県道	無	無	H8
古里	城平	3 8		県道	概成	有	H8
江添	内山	5 4		県道	無	無	H8
長崎	大窪	6		市道	一部	有	H8
深川	大窪	1 7		県道	無	無	H8
深川	松山	1 3		市道	無	無	H8
湯出	白岩	3		県道	一部	有	H8
湯出	村下	1 1		県道	一部	有	H8
湯出	頭石	1 4		県道	一部	有	H8
久木野	鶴平	9	2	市道	無	無	H8
久木野	野田	7		県道	無	無	H8
久木野	岩井口	1 5		国道	無	無	H8
石坂川	石坂	2 0		国道	無	無	H8
宝川内	丸石	1 3		市道	一部	有	H9
江添	西平	5 0		無	概成	有	H11
湯出	湯下	1 0	1	県・市道	一部	有	H19
大迫	町原	3 0		市道	無	無	H19
中鶴	気子	1 5		国・市道	無	無	H19
宝川内	中屋敷	2 0		市道	無	無	H19
市渡瀬	仁王木	1 5		県・市道	一部	有	H19
葛渡	市渡瀬	7		県道	無	無	H19
古里	田頭	2 0		市・林道	無	無	H19
大川	久木野	1 0		市道	無	無	H19
湯出	清音A	4 0	1	県・市道	無	無	H19
湯出	清音B	3 0	1	県道	一部	無	H19
湯出	三本松	2 0	1	県道	無	無	H19
湯出	頭石	1 5		県道	無	無	H19
長崎	野川	1 0		市道	無	無	H19

位 置		直 接 保 全 対 象			治山事業 進捗状況	保安林 の指定	登載
大 字	字	人家 戸数	公共 施設	道路等			
浜	長浜	1 5		市道	無	無	H19
石坂川	前田	7		市道	一部概成	有	H27
袋	帽子	1 1		市道	無	有	H27

(6) 崩壊土砂流出危険箇所

位 置		直 接 保 全 対 象			治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指定	保安林 の指定	登載
大 字	字	人家 戸数	公共 施設	道路等				
浜	大迫	1 8		市道	無	無	無	H8
長野	竜平	1 9	1	市道	無	無	無	H8
長野	大窪	3		県道	無	無	無	H8
中鶴	屋敷添	1 6		国道	無	無	無	H8
深川	村上A	1 5	1	国道	無	無	無	H8
深川	村上B	2 1	1	国道	無	無	無	H8
室川内	新地	1 0		市道	概成	無	有	H8
室川内	丸石	1 8		市道	無	無	無	H8
久木野	城山	3		市道	無	無	無	H8
久木野	屋敷平	3 9	1	県道	無	無	無	H8
古里	中小場	7		県道	無	無	無	H8
古里	中小場	8		県道	無	無	無	H8
大川	柳平	6		県道	一部	無	有	H8
湯出	湯出A	2 0	1	県道	無	無	無	H8
湯出	湯出B	2 0	1	県道	無	無	無	H8
湯出	湯下A	2 5	1	県道	一部	無	有	H8
湯出	湯下B	3 2	1	県道	無	無	有	H8
湯出	手子田	1 7		県道	無	無	無	H8
湯出	手子田	5		県道	一部	無	有	H8
古里	有木	3 8		林道	無	無	無	H8
大川	木場	1 7		市道	概成	無	有	H9
市渡瀬	松川	1 3		市道	概成	無	有	H10
葛渡	村奥	1 5		国道	概成	無	無	H13
宝川内	新屋敷	4 0		市道	一部	無	無	H15
宝川内	地獄谷	5		市道	概成	無	有	H15

位 置		直 接 保 全 対 象			治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指定	保安林 の指定	登載
大 字	字	人家 戸数	公共 施設	道路等				
宝川内	中屋敷A	20		市道	無	無	無	H19
宝川内	中屋敷B	20		市道	無	無	無	H19
久木野	仁王木A	10		県道	無	無	無	H19
久木野	元向	10		県道	無	無	無	H19
石坂川	寿太郎	10	1	県・市道	無	無	無	H19
石坂川	椿	10	1	県・市道	無	無	無	H19
古里	田頭	10		県道	無	無	無	H19
古里	大川	20		県・市道	無	無	無	H19
久木野	有木	20		県・市道	無	無	無	H19
古里	田頭C	20		県・市道	無	無	無	H19
古里	田頭B	20		県・市道	無	無	無	H19
古里	田頭A	20		県・市道	無	無	無	H19
越小場	市木	10		国・林道	無	無	無	H19
湯出	頭石	10		県・市道	無	無	無	H19
長崎	小平	20	1	市・林道	無	無	無	H19

(7) 地すべり

区域名	所在地	面積 (ha)	指定区域 面積 (ha)	公示日
尾ヶ野	水俣市大字大川	83.0	83.00	H29.3.31

(8) 津波・高潮

No	区 域	保全対象世帯	危険性	摘要
1	梅 戸 二 子 島 海 岸	100	家屋浸水・流失	
2	湯 之 児 海 岸	80	〃	
3	西 湯 之 児 海 岸	10	〃	
4	百 間 海 岸	50	〃	
5	丸 島 海 岸	700	〃	

(9) 土砂災害警戒区域等指定状況

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
1	土石流	西川	深川	○	
2	土石流	園郷川	深川	○	
3	土石流	集川	宝川内	○	
4	土石流	新屋敷川(1)	宝川内	○	○
5	土石流	新屋敷川(2)	宝川内	○	
6	土石流	新屋敷	深川	○	
7	土石流	寒川川	久木野	○	○
8	土石流	頭石川	湯出	○	○
9	土石流	地獄谷川	宝川内	○	○
10	土石流	城山川	久木野	○	○
11	土石流	大浦川	久木野	○	○
12	土石流	日当野川	久木野	○	○
13	土石流	招川内川	湯出	○	○
14	土石流	落川	深川	○	
15	土石流	境谷川	市渡瀬	○	○
16	土石流	山神川	市渡瀬	○	○
17	土石流	権現川	宝川内	○	○
18	土石流	本屋敷川	宝川内	○	○
19	土石流	市渡瀬川	市渡瀬	○	○
20	土石流	馬淵川	市渡瀬	○	○
21	土石流	丸尾川	薄原	○	○
22	土石流	桜野川	薄原	○	
23	土石流	桜野川	薄原	○	○
24	土石流	大野川	深川	○	○
25	土石流	犬倉川	薄原	○	○
26	土石流	薄原川	薄原	○	○
27	土石流	水東川	初野	○	○
28	土石流	初野川	初野	○	○
29	土石流	上初野川	初野	○	○
30	土石流	牧の内川	牧の内	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
31	土石流	古城川	長野	○	○
32	土石流	小頭川	長野	○	○
33	土石流	茂道川	袋	○	○
34	土石流	新地迫川	長野	○	○
35	土石流	鹿谷川	湯出	○	○
36	土石流	旧山川	湯出	○	
37	土石流	日添川	湯出	○	
38	土石流	茂川川	湯出	○	
39	土石流	合畑川	深川	○	○
40	土石流	湯の児川	浜・大迫	○	
41	土石流	村内川	葛渡	○	○
42	土石流	石坂川	石坂川	○	○
43	土石流	大藪川	石坂川・葛渡	○	○
44	土石流	崎太郎川 1	葛渡	○	
45	土石流	崎太郎川	葛渡	○	○
46	土石流	荒平川	石坂川	○	○
47	土石流	小野川	小津奈木	○	
48	土石流	ひばりヶ丘川	ひばりヶ丘・陣内 ・古城1丁目	○	
49	土石流	熊陣川	大迫	○	
50	土石流	大迫川	大迫	○	
51	土石流	元村川 1	大迫	○	○
52	土石流	早栗川	大迫	○	○
53	土石流	後梅川	梅戸町 1 丁目	○	
54	土石流	小田代川	江添・月浦	○	○
55	土石流	南福寺川	南福寺	○	○
56	土石流	吐合川	芦北町・宝川内・高岡	○	○
57	土石流	中園川Ⅱ		○	○
58	土石流	丸石川	宝川内	○	
59	土石流	茶木平川	大川	○	○
60	土石流	長野川	長野町・中鶴	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
61	土石流	射場平川	古里	○	○
62	土石流	米山川	古里	○	○
63	土石流	松江川	大川	○	○
64	土石流	大川川	大川	○	○
65	土石流	中村川	越小場	○	○
66	土石流	構川	石坂川	○	○
67	土石流	芦刈川	葛渡・薄原・湯出	○	○
68	土石流	北迫川	長崎	○	○
69	土石流	有木川	古里	○	○
70	土石流	田頭川	古里	○	○
71	土石流	中小場川	古里	○	○
72	土石流	松尾川	大川	○	○
73	土石流	柳平川	大川	○	○
74	土石流	寺床川	大川	○	○
75	土石流	一本木川	越小場	○	○
76	土石流	本井木川	越小場	○	○
77	土石流	山小場川	越小場	○	○
78	土石流	気子川	中鶴	○	
79	土石流	長江川	中鶴	○	
80	土石流	下向川	深川	○	
81	土石流	新迫川	深川	○	
82	土石流	桐木川	市渡瀬	○	
83	土石流	屋蔵川	長野	○	
84	土石流	沖無川	湯出	○	
85	土石流	南志水川	袋	○	○
86	土石流	小野川	小津奈木	○	○
87	土石流	招川内川 10	湯出	○	
88	土石流	頭石川 3・9・10	湯出	○	
89	土石流	湯/下川 1	湯出	○	○
90	土石流	村向川	葛渡	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
91	土石流	寺下川 5	葛渡	○	
92	土石流	長谷川 2	深川・薄原	○	
93	土石流	三本松川	湯出	○	
94	土石流	市木川	越小場・古里	○	
95	土石流	招川内川 9	湯出	○	
96	土石流	金ヶ鶴川	宝川内	○	○
97	土石流	甲斐平川	宝川内	○	○
98	土石流	内野川支川	深川	○	○
99	土石流	長谷川 1	深川・薄原	○	○
100	土石流	五女木川	湯出	○	○
101	土石流	永谷川	古里	○	○
102	土石流	小木場川	大川	○	○
103	土石流	水俣川	古里	○	○
104	土石流	奥構川	越小場	○	○
105	土石流	無田川	越小場	○	○
106	土石流	土・切通 1	袋・境町字切通	○	○
107	急傾斜地の崩壊	西原	初野	○	○
108	急傾斜地の崩壊	長野町	長野町・古城 3 丁目	○	○
109	急傾斜地の崩壊	中鶴屋敷添	中鶴	○	○
110	急傾斜地の崩壊	村内	深川	○	○
111	急傾斜地の崩壊	上内野－ 3	深川	○	
112	急傾斜地の崩壊	今俵	深川	○	○
113	急傾斜地の崩壊	大野	深川	○	○
114	急傾斜地の崩壊	市渡瀬元村	市渡瀬	○	○
115	急傾斜地の崩壊	集	宝川内	○	○
116	急傾斜地の崩壊	樋口	湯出	○	○
117	急傾斜地の崩壊	湯出	湯出	○	○
118	急傾斜地の崩壊	白岩	湯出	○	○
119	急傾斜地の崩壊	新屋敷	深川・宝川内	○	○
120	急傾斜地の崩壊	気子	中鶴	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
121	急傾斜地の崩壊	深川	市渡瀬・深川	○	○
122	急傾斜地の崩壊	井良迫	葛渡	○	○
123	急傾斜地の崩壊	桜ヶ丘	牧ノ内・桜ヶ丘・白浜町・浜	○	○
124	急傾斜地の崩壊	桜ヶ丘－2	牧ノ内	○	
125	急傾斜地の崩壊	牧ノ内	牧ノ内	○	○
126	急傾斜地の崩壊	村西	湯出	○	○
127	急傾斜地の崩壊	招川内	湯出	○	
128	急傾斜地の崩壊	村東	湯出	○	○
129	急傾斜地の崩壊	中田	湯出	○	○
130	急傾斜地の崩壊	招川内	湯出	○	○
131	急傾斜地の崩壊	頭石	湯出	○	○
132	急傾斜地の崩壊	鶴平	久木野	○	○
133	急傾斜地の崩壊	山下	久木野	○	○
134	急傾斜地の崩壊	寒川	久木野	○	○
135	急傾斜地の崩壊	地獄谷	宝川内	○	○
136	急傾斜地の崩壊	前坂	久木野	○	○
137	急傾斜地の崩壊	長田	薄原	○	○
138	急傾斜地の崩壊	桜野	薄原	○	○
139	急傾斜地の崩壊	薄原前田	薄原	○	○
140	急傾斜地の崩壊	薄原	薄原	○	○
141	急傾斜地の崩壊	前田	葛渡	○	○
142	急傾斜地の崩壊	牧の内	陣内1丁目	○	○
143	急傾斜地の崩壊	南福寺	南福寺	○	○
144	急傾斜地の崩壊	湯出前田	湯出	○	○
145	急傾斜地の崩壊	大窪	湯出	○	○
146	急傾斜地の崩壊	下向	深川・中鶴	○	○
147	急傾斜地の崩壊	村山	深川	○	○
148	急傾斜地の崩壊	山上	久木野	○	○
149	急傾斜地の崩壊	流合	湯出	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
150	急傾斜地の崩壊	芦刈	湯出	○	○
151	急傾斜地の崩壊	下村	薄原	○	○
152	急傾斜地の崩壊	赤林	薄原	○	○
153	急傾斜地の崩壊	湯出村上	湯出	○	○
154	急傾斜地の崩壊	木折	湯出	○	○
155	急傾斜地の崩壊	三本松	湯出	○	○
156	急傾斜地の崩壊	上馬込	浜	○	○
157	急傾斜地の崩壊	白浜町	白浜町・浜	○	○
158	急傾斜地の崩壊	浜	浜・桜ヶ丘	○	○
159	急傾斜地の崩壊	上外平	浜	○	○
160	急傾斜地の崩壊	西湯の児	浜	○	○
161	急傾斜地の崩壊	湯の児	大迫・浜	○	○
162	急傾斜地の崩壊	八ノ窪	八ノ窪町1丁目・八ノ窪町2丁目・江添・百間町1丁目	○	○
163	急傾斜地の崩壊	多々良町	多々良町	○	○
164	急傾斜地の崩壊	山手町	山手町1丁目・山手町2丁目・多々良町	○	○
165	急傾斜地の崩壊	平町1丁目	平町1丁目・緑ヶ丘・山手町1丁目・桜井町1丁目	○	○
166	急傾斜地の崩壊	平町	緑ヶ丘・江添・江南町・平町1丁目・江南町・緑ヶ丘・山手町1丁目・桜井町1丁目	○	○
167	急傾斜地の崩壊	江南町	江南町・江添	○	○
168	急傾斜地の崩壊	京泊	大迫	○	○
169	急傾斜地の崩壊	大丸	長崎・湯出・葛渡	○	○
170	急傾斜地の崩壊	村下	長崎	○	○
171	急傾斜地の崩壊	蔵座	葛渡	○	○
172	急傾斜地の崩壊	葛渡	葛渡	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
173	急傾斜地の崩壊	石坂	石坂川・葛渡	○	○
174	急傾斜地の崩壊	大藪	石坂川	○	○
175	急傾斜地の崩壊	村中	石坂川	○	○
176	急傾斜地の崩壊	茂川	長崎	○	○
177	急傾斜地の崩壊	木臼野	長崎	○	○
178	急傾斜地の崩壊	石川	石坂川	○	○
179	急傾斜地の崩壊	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘	○	○
180	急傾斜地の崩壊	隅迫	初野・大迫・陣内	○	○
181	急傾斜地の崩壊	大迫前田	大迫	○	○
182	急傾斜地の崩壊	古城1丁目	古城1丁目・古城3丁目	○	○
183	急傾斜地の崩壊	陣内1丁目	陣内1丁目	○	○
184	急傾斜地の崩壊	初野	初野・陣内・大迫	○	○
185	急傾斜地の崩壊	大迫元村	大迫	○	○
186	急傾斜地の崩壊	早栗	大迫	○	○
187	急傾斜地の崩壊	赤松	大迫・小津奈木	○	○
188	急傾斜地の崩壊	小津奈木	小津奈木・大迫	○	○
189	急傾斜地の崩壊	浦上町-2	浦上町	○	
190	急傾斜地の崩壊	梅戸	梅戸町2丁目	○	○
191	急傾斜地の崩壊	梅戸2丁目	梅戸町2丁目	○	○
192	急傾斜地の崩壊	祇園町	祇園町	○	○
193	急傾斜地の崩壊	丸島	丸島町3丁目	○	○
194	急傾斜地の崩壊	北丸島	丸島町2丁目	○	○
195	急傾斜地の崩壊	袋	袋	○	○
196	急傾斜地の崩壊	湯堂	袋	○	○
197	急傾斜地の崩壊	月ノ浜	月浦	○	○
198	急傾斜地の崩壊	小田平	月浦	○	○
199	急傾斜地の崩壊	浦上町	浦上町	○	○
200	急傾斜地の崩壊	汐見・汐見町	汐見町1丁目	○	○
201	急傾斜地の崩壊	内山	南福寺	○	○
202	急傾斜地の崩壊	小田代	江添	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
203	急傾斜地の崩壊	松尾平	長野	○	○
204	急傾斜地の崩壊	神の川	袋	○	○
205	急傾斜地の崩壊	茂道	袋	○	○
206	急傾斜地の崩壊	袋平田	袋	○	○
207	急傾斜地の崩壊	月浦	月浦	○	○
208	急傾斜地の崩壊	下り山	袋	○	○
209	急傾斜地の崩壊	帽子	袋	○	○
210	急傾斜地の崩壊	前田	港町3丁目・月浦	○	○
211	急傾斜地の崩壊	汐見町	汐見町2丁目・野口町	○	○
212	急傾斜地の崩壊	南福寺1-7	南福寺	○	
213	急傾斜地の崩壊	吐合	宝川内	○	○
214	急傾斜地の崩壊	瀬戸B-1		○	○
215	急傾斜地の崩壊	小野	小津奈木	○	○
216	急傾斜地の崩壊	梅戸1丁目	梅戸町1丁目	○	○
217	急傾斜地の崩壊	下川平	長野	○	○
218	急傾斜地の崩壊	井樋口	中鶴	○	○
219	急傾斜地の崩壊	岩下	中鶴・深川	○	○
220	急傾斜地の崩壊	中屋敷	宝川内	○	○
221	急傾斜地の崩壊	寺床	大川	○	○
222	急傾斜地の崩壊	鳥越	袋	○	○
223	急傾斜地の崩壊	長崎屋敷添	長崎	○	○
224	急傾斜地の崩壊	中鶴村下	中鶴	○	○
225	急傾斜地の崩壊	合畑	小津奈木・深川	○	○
226	急傾斜地の崩壊	丸石	宝川内	○	○
227	急傾斜地の崩壊	本屋敷	宝川内	○	○
228	急傾斜地の崩壊	久木野	大川・久木野	○	○
229	急傾斜地の崩壊	柳平	大川	○	○
230	急傾斜地の崩壊	野川	長崎	○	○
231	急傾斜地の崩壊	長崎	長崎	○	○
232	急傾斜地の崩壊	村上	中鶴	○	○

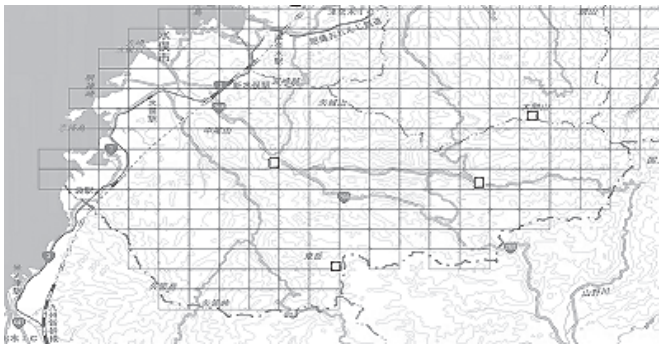
土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
233	急傾斜地の崩壊	羽迫	市渡瀬	○	○
234	急傾斜地の崩壊	有木	古里	○	○
235	急傾斜地の崩壊	田頭	古里	○	○
236	急傾斜地の崩壊	中小場	古里	○	○
237	急傾斜地の崩壊	崎太郎	葛渡	○	○
238	急傾斜地の崩壊	荒平	石坂川	○	○
239	急傾斜地の崩壊	刎田	市渡瀬	○	○
240	急傾斜地の崩壊	仁王木	市渡瀬	○	○
241	急傾斜地の崩壊	有木中	久木野	○	○
242	急傾斜地の崩壊	柳平	古里	○	○
243	急傾斜地の崩壊	湯平	大川	○	○
244	急傾斜地の崩壊	鬼岳	石坂川	○	○
245	急傾斜地の崩壊	無田	石坂川	○	○
246	急傾斜地の崩壊	岩井口	越小場	○	○
247	急傾斜地の崩壊	長野	古城3丁目・長野	○	○
248	急傾斜地の崩壊	上内野	深川	○	○
249	急傾斜地の崩壊	山神	市渡瀬	○	○
250	急傾斜地の崩壊	外平-3	桜ヶ丘	○	
251	急傾斜地の崩壊	外平	桜ヶ丘・浜	○	○
252	急傾斜地の崩壊	梅戸町	梅戸町	○	○
253	急傾斜地の崩壊	江添	江添	○	○
254	急傾斜地の崩壊	南袋	袋	○	○
255	急傾斜地の崩壊	坂口	月浦	○	○
256	急傾斜地の崩壊	神川	袋	○	○
257	急傾斜地の崩壊	藪	越小場	○	○
258	急傾斜地の崩壊	丸尾	薄原	○	○
259	急傾斜地の崩壊	上原	薄原・小津奈木・大迫	○	○
260	急傾斜地の崩壊	馬路	薄原	○	○
261	急傾斜地の崩壊	藤城	薄原	○	○
262	急傾斜地の崩壊	石畳	湯出	○	○

土砂災害警戒区域等指定一覧（最終更新日：令和6年4月1日）					
連番	自然現象の種類	区域名	町・大字	土砂災害警戒区域等	
				警 戒	特別警戒
263	急傾斜地の崩壊	建壁	湯出	○	○
264	急傾斜地の崩壊	馬淵	市渡瀬	○	○
265	急傾斜地の崩壊	堂ノ下	薄原	○	○
266	急傾斜地の崩壊	構	石坂川	○	○
267	急傾斜地の崩壊	奥構	石坂川	○	○
268	急傾斜地の崩壊	石塚	越小場	○	○
269	急傾斜地の崩壊	市木	古里	○	○

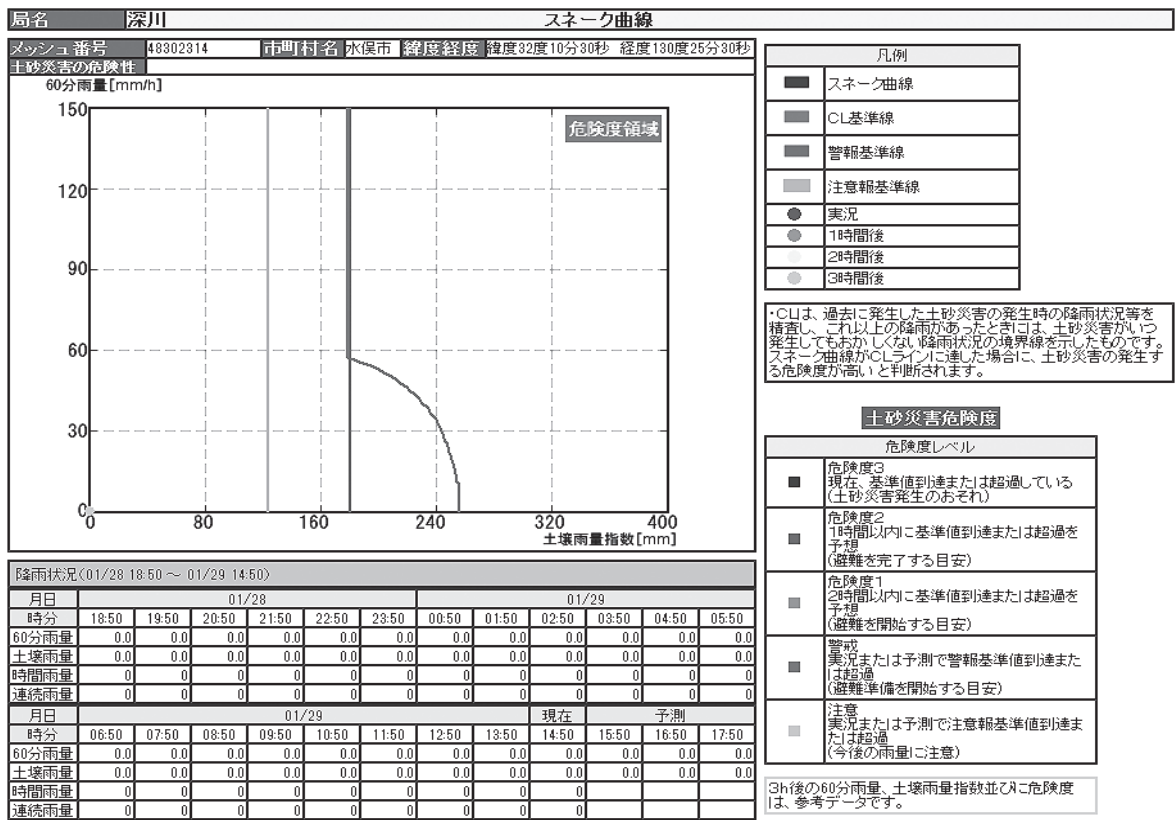
【参考－１】土砂災害危険度情報

○土砂災害危険度情報

熊本県統合型防災情報システム (<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>) で確認が可能
観測地点（水俣市を5kmメッシュで観測し、地域ごとに危険度が表示される）



観測地点	観 測 位 置
県深川	薄原字前田156（桜野橋）
県水俣	久木野字有木上地先
県矢筈岳	湯出字岩下745（頭石）
県大関山	芦北町国有林52林班ル小班



【参考－２】土砂災害に係る想定被害区域をみる方法

- ① 「熊本県 土砂災害情報マップ」等で検索



- ② 土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップをクリック（○で囲ってあるところ）



- ③ 左端のマップの選択で「指定済み」を☑



- ④ 更に左端の表示地域で「水俣市」を選択



⑤ ④で水俣市を選択するとこの画面になるので「表示」をクリック



⑥ 図の拡大、縮小を行い、見たいところを表示し、図をクリックすると右に「検索結果」と表示されるので表中の「参照」をおす。



⑦ 詳細な図が表示されます。



(10) 浸水箇所世帯数および避難人口一覧表

区	地 域 (組 名)	浸水エリア		合 計 世帯数	浸水想定地域外 避難所
		0. 5 m以上の世帯数	0. 5 m以下の世帯数		
2 区	天神町1丁目	2 9	0	2 9	もやい館
	天神町2丁目	3 3	0	3 3	
	浜町1丁目	1 2 9	0	1 2 9	
	浜町2丁目	1 4 2	0	1 4 2	
	浜町3丁目	1 2 3	0	1 2 3	
	地区計	4 5 6	0	4 5 6	
3 区	幸町	1 5 5	3 6	1 9 1	もやい館
	洗切町	1 4 7	0	1 4 7	武道館
	八幡町1丁目	8 7	0	8 7	
	八幡町2丁目	1	0	1	
	八幡町3丁目	4 2	0	4 2	
	築地	1 7 8	2 3	2 0 1	
	地区計	6 1 0	5 9	6 6 9	
4 区	丸島町1丁目	2 3 2	0	2 3 2	旧第三中学校体育館
	丸島町2丁目	2 9 8	1 2	3 1 0	
	丸島町3丁目	1 5 4	1	1 5 5	
	祇園町	1 3	0	1 3	
	梅戸町1丁目	0	2 1	2 1	
	梅戸町2丁目	0	2 4	2 4	
	地区計	6 9 7	5 8	7 5 5	
5 区	大園町1丁目	1 0 1	0	1 0 1	総合体育館
	大園町2丁目	8 6	0	8 6	
	大園町3丁目	9 9	0	9 9	
	旭町1丁目	2 2	3 0	5 2	
	旭町2丁目	2 1	6 0	8 1	
	大黒町1丁目	3 5	0	3 5	
	大黒町2丁目	1 6	0	1 6	
	地区計	3 8 0	9 0	4 7 0	
8 区	小津奈木	0	6	6	水東小学校体育館
	早栗	0	3	3	
	京泊	3	5	8	
	地区計	3	1 4	1 7	
1 7 区	湯堂	0	1 5	1 5	おれんじ館
	北袋	0	1 1 0	1 1 0	袋小中学校体育館
	西ノ浦	0	8 3	8 3	
	茂道	0	9 8	9 8	
	地区計	0	3 0 6	3 0 6	

区	地 域 (組 名)	浸水エリア		合 計 世帯数	浸水想定地域外 避難所
		0. 5 m以上の世帯数	0. 5 m以下の世帯数		
19区	古賀町1丁目	1 1 7	0	1 1 7	武道館
	古賀町2丁目	1 7 8	0	1 7 8	
	栄町1丁目	6 0	0	6 0	
	栄町2丁目	9 3	0	9 3	
	浜松町	6 2	0	6 2	
	塩浜町	1 1 6	1	1 1 7	
	地区計	6 2 6	1	6 2 7	
20区	桜井町1丁目	9 7	0	9 7	旧第三中学校体育館
	桜井町2丁目	4 7	0	4 7	
	桜井町3丁目	5 3	0	5 3	
	昭和町1丁目	1 1	0	1 1	
	昭和町2丁目	2 0	0	2 0	
	山手町1丁目	3 9	0	3 9	
	山手町2丁目	1 3	0	1 3	
	多々良町	1 9	1 9	3 8	
	八ノ窪町1丁目	0	1 3	1 3	はぜのき館
	地区計	2 9 9	3 2	3 3 1	
21区	百間町1丁目	5 9	1 4	7 3	はぜのき館
	百間町2丁目	0	3 9	3 9	
	港町1丁目	5	0	5	
	港町2丁目	1 5	0	1 5	
	汐見町1丁目	0	3 7	3 7	
	地区計	7 9	9 0	1 6 9	
22区	白浜町	1 5 8	2 3	1 8 1	もやい館
	桜ヶ丘	7 3	3 5	1 0 8	
	湯の児	4 0	1 0	5 0	
	西湯の児	1 4	1	1 5	
	地区計	2 8 5	6 9	3 5 4	
合 計		6, 5 8 5	1, 3 6 9	7, 954	

(11) 火災危険区域

地区名及び名称	予想される危険	摘要
野口町（JNC 水俣工場）	延焼及び人命の危険	
湯の児地区（旅館街）	〃	
湯出地区（旅館街）	〃	
駅前マーケット及び桜井町一帯	〃	
旭町、大黒町商店街	〃	
浜町商店街及びその周辺	〃	
八幡町一丁目一帯	〃	
国保水俣市立総合医療センター	人命の危険	医療機関等
水俣市立明水園	〃	〃
特別養護老人ホーム白梅荘	〃	〃
水俣病院	〃	〃
岡部病院	〃	〃
海のみえるココロの病院	〃	〃
水俣協立病院	〃	〃
渕上病院	〃	〃
生協くまもと	〃	商業施設
M' s C I T Y	〃	〃
ロッキー	〃	〃
スーパーホテル水俣	〃	宿泊施設
ビジネスホテルサンライト	〃	〃

(12) 造成工事による危険箇所

地区名	所有者	予想される危険
袋山神迫	大起開発（株）	堆積廃土による河川埋没
袋 橘	（有）美造	造成盛土による溪流埋没、路線破壊
古城配水池 北側周辺地域	桑畑好継他 3 名	シラス台地の崩壊による配水池 損傷及び家屋損壊等

(13) 保安林一覧

No.	所在地	指定面積(ha)	所有形態	保安林種	備考
1	水俣市 石坂川 前平 328-1 外	4.7218	民有林	土流	
2	水俣市 石坂川 前田 785-4 外	0.2611	民有林	落石	
3	水俣市 市渡瀬 村上 291 外	0.2834	民有林	土流	
4	水俣市 市渡瀬 松平 1034-1 外	9.8443	市有林	土流	
5	水俣市 市渡瀬 荒山 1506-1 外	7.236	民有林	土流	
6	水俣市 市渡瀬 崩平 1663-1	6.0945	民有林	土流	
7	水俣市 江添 出良迫 1132-6	2.9453	民有林	土流	
8	水俣市 大川 松尾 又 142-2 外	0.957	民有林	土流	
9	水俣市 大川 寺床 990-1 外	3.35	民有林	落石	
10	水俣市 大川 川平 1146-1 外	1.7332	民有林	土流	
11	水俣市 大川 上床 1206	0.92	民有林	土流	
12	水俣市 久木野 井手本 335-54	0.3674	民有林	落石	
13	水俣市 古城一丁目 215	0.1303	民有林	土流	
14	水俣市 古城三丁目 1-2 外	0.6326	民有林	土流	
15	水俣市 小津奈木 陳山 696 外	6.3631	民有林	土流	
16	水俣市 薄原 赤林 643-1 外	3.1993	民有林	土流	
17	水俣市 薄原 陳内 878-1 外	2.4531	民有林	土流	
18	水俣市 多々良町 133-1 外	0.9146	民有林	落石	
19	水俣市 中鶴 岩下 282-2 外	3.8337	民有林	土流	
20	水俣市 長崎 貉田 598-2 外	8.9707	民有林	土流	
21	水俣市 長崎 河端 787-3 外	8.6398	民有林	土流	
22	水俣市 深川 日当 626-2 外	7.0636	民有林	土流	
23	水俣市 深川 日当 721-2 外	16.1081	民有林	土流	
24	水俣市 深川 日当 638 外	2.261	民有林	土流	
25	水俣市 古里 栗木 23-4 外	1.2559	民有林	土流	
26	水俣市 古里 有木 973 外	1.0374	民有林	土流	
27	水俣市 古里 岩下 1011-4 外	0.4554	民有林	土流	
28	水俣市 古里 出口 1443 外	0.6465	民有林	土流	
29	水俣市 宝川内 前平 369-3	0.3	民有林	落石	
30	水俣市 宝川内 新屋敷 663	0.1315	民有林	土流	
31	水俣市 宝川内 新屋敷 664-6 外	35.9646	民有林	土流	
32	水俣市 宝川内 長崎 1169-7 外	15.2964	民有林	土流	
33	水俣市 宝川内 地獄谷 1203-2 外	8.5268	民有林	土流	

No.	所在地	指定面積(ha)	所有形態	保安林種	備考
34	水俣市 湯出 押添 517-1	6.6498	民有林	土流	
35	水俣市 湯出 手子田 906-4 外	22.0892	民有林	土流	
36	水俣市 湯出 湯下 1338-4 外	1.3332	民有林	土流	
37	水俣市 湯出 村上 1729-2 外	4.1584	民有林	土流	
38	水俣市 湯出 上窪 1951-14 外	4.4812	民有林	土流	

(14) 海岸概況表

海岸線 総延長	保全区域 要指定延長	保全区域 指定済延長	保全施設 総延長	その他 道路護岸
30.0km	6.5km	22.3km	8.5km	1.2km

区分 所管別	海岸保全施設内容				保全面積
	施設総延長	防波堤	護岸	突堤	
農 林 水 産 省	4,522m	1,216m	3,286m	20m	40,357 m ²
国 土 交 通 省	5,205m	0m	5,205m	130m (1 基)	267,069 m ²

6 消防力の現況等

(1) 組織及び編成

① 水俣芦北広域行政事務組合 消防本部 (計 87 名)

令和 7 年 4 月 1 日現在

消防長	次長			総務課付	4
		総務課長	課長補佐	庶務係	(1)
				経理係	2
		予防課長	課長補佐	予防係	(1)
				危険物係	(1)
		警防課長	課長補佐	警防係	(1)
				救急救助係	1
				通信室	6
		水俣消防署長	第 1 中隊長	第 1 小隊	6
				第 2 小隊	6
				第 3 小隊	4
			副署長 (第 2 中隊長兼務)	第 1 小隊	6
				第 2 小隊	6
				第 3 小隊	4
		芦北消防署長	副署長 (第 1 中隊長兼務)	第 1 小隊	5
				第 2 小隊	4
				第 3 小隊	4
			第 2 中隊長	第 1 小隊	5
				第 2 小隊	4
				第 3 小隊	4

※ () は課長補佐事務取扱

② 消防団（計３９０名）

令和７年４月１日現在

団本部	分団名		部 名	団員数	管轄地域
団長 １ 副団長 ４ 女性 ８	第１分団長	第１副分団長	第 １ 部	１ ９	陣内、わらび野、古城、牧ノ内、天神町、ひばりヶ丘
			第 ７ 部	１ ６	長野町、中鶴
			第 ８ 部	１ ５	初野、大迫、小津奈木
			第 ９ 部	１ ７	深川
	第２分団長	第２副分団長	第 ２ 部	１ ２	浜町、幸町、天神町
			第 ３ 部	１ ３	洗切町、八幡町、築地
			第２１部	１ ２	湯の児
			第２２部	１ ４	桜ヶ丘、白浜町
	第３分団長	第３副分団長	第 ４ 部	２ ６	丸島町、梅戸町、祇園町、明神町
			第 ５ 部	２ ０	大黒町、平町、旭町、大園町、江南町
			第１９部	１ ８	栄町、古賀町、浜松町
	第４分団長	第４副分団長	第１７部	１ ６	袋、神川、湯堂、茂道
			第１８部	１ ５	月浦、坂口、出月、陣原
			第２０部	１ ７	昭和町、百間町、山手町、桜井町、汐見町
	第５分団長	第５副分団長	第 ６ 部	１ ８	南福寺、内山、大窪
			第１５部	１ ８	湯出
			第１６部	９	長崎
	第６分団長	第６副分団長	第１０部	１ ２	宝川内
			第１１部	１ ３	市渡瀬
			第１２部	１ ３	石坂川
			第１３部	１ ４	葛渡、薄原
	第７分団長	第７副分団長	第２３部	８	久木野
			第２４部	１ ５	古里、大川
			第２６部	１ ２	越小場

(2) 消防力の現況

① 消防現況

ア 水俣芦北広域行政事務組合消防本部

令和7年4月1日現在

地域区分	種 別	基準 (A)	現有数 (B)	充足率 (B/A×100)
市街地	消 防 ポ ン プ 自 動 車	4 台	4 台	100%
	化 学 消 防 車	2 台	1 台	50%
	は し ご 自 動 車	1 台	1 台	100%
	救 助 工 作 車	2 台	2 台	100%
	救 急 自 動 車	3 台	5 台	166% (予備1台)

イ 水俣市消防団 (市街地：第1～第4分団、その他：第5～第7分団)

地域区分	種 別	現有数
市街地	消防ポンプ自動車	4 台
	小型動力付積載車	10 台
その他	消防ポンプ自動車	2 台
	小型動力付積載車	8 台

② 消防通信施設 (水俣消防署)

有線電話

非常電話119 一般電話 代表：63-1191

テレホンサービス：63-6666

消防無線 (消防救急デジタル無線設備 260MHz 帯)

	呼出し名称	車両名等	設置場所	出力
基地局	みなしょうほんぶ		消防本部通信指令室	10W
移動局	みなしょうたくじょう1		〃	〃
〃	みなしょうかはん1	消防7 (指揮車車載)	水俣消防署	〃
〃	みなしょう1	消防1 (タンク車)	〃	〃
〃	みなしょう2	消防2 (ポンプ車)	〃	〃
〃	みなしょう3	消防3 (救助工作車)	〃	〃
〃	みなしょう4	消防4 (屈折梯子車)	〃	〃
〃	みなしょう5	消防5 (化学車)	〃	〃
〃	みなしょう6	消防6 (資機材搬送車)	〃	〃
〃	みなしょう7	消防7 (指揮車)	〃	〃
〃	みなしょう8	消防8 (指令車)	〃	〃
〃	みなしょうきゅうきゅう1	高規格救急車 (予備車)	〃	〃
〃	みなしょうきゅうきゅう3	高規格救急車	〃	〃
〃	みなしょうきゅうきゅう4	高規格救急車	〃	〃
〃	みなしょう21	消防団指令車	水俣市役所	〃
〃	みなしょう101	携帯無線機	水俣消防署	5W
〃	みなしょう102	〃	〃	〃
〃	みなしょう103	〃	〃	〃
〃	みなしょう104	〃	〃	〃
〃	みなしょう105	〃	〃	〃
〃	みなしょう106	〃	〃	〃
〃	みなしょう301	〃	水俣市役所	〃

③ 消防水利

種 別 区 域 別		消 火 栓		防 火 水 槽			井 戸 20 m ³	河 川	河 川 堰	海 水	プ ール	計
		公 設	私 設	4 0 m ³	2 0 m ³	20 m ³ 未 満						
1	古城、陣内、わらび野、 牧ノ内、桜ヶ丘、白浜町、 長野町、南福寺の一部	93		15	2	3	1	5		1	2	122
2	天神町、幸町、浜町、洗 切町、八幡町、築地、大 園町の一部	58		2	10	1	7	3		2	2	85
3	栄町、古賀町、浜松町、 塩浜町、野口町、丸島町、 祇園町、梅戸町、汐見町、 明神町	92		4	3	2	3			4	2	110
4	大園町、大黒町、平町、 江南町、旭町、桜井町、 山手町、昭和町、百間町、 多々良町、八ノ窪町、浦 上町、港町、汐見町	74		7	8		3	2		3	1	98
5	深川、中鶴、初野、湯の 児、薄原の一部、大迫、 石神	38	6	14	8	2		2		2	2	74
6	宝川内、市渡瀬、石坂川、 葛渡、薄原	14		10	9	6		4	2		2	47
7	久木野、古里、大川、 越小場	7		27	5	1					1	41
8	南福寺内山、湯出、長崎、 江添侍、小田代	4	3	18	4	0					1	30
9	月浦、袋	59		15	2	1	1			3	2	83
合 計		439	9	112	51	16	15	16	2	15	15	690

④ 消防概況（令和7年4月1日現在）

ア 水俣芦北広域行政事務組合消防本部、水俣消防署

職員数	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	屈折はしご付消防ポンプ自動車	化学消防自動車	救急自動車	広報車 連絡車 軽ボン	指揮車 指令車	救助 工作車	人員 輸送車	資機材 搬送車
現58人	1台	1台	1台	1台	2台 他予備車1台	各1台	各1台	1台	1台	1台

イ 水俣市消防団

団数	分団数	団員数	団本部車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
1	7	定員500人 現員390人	2台	6台	18台	6台

(3) 消防施設強化促進計画

① 水俣芦北広域行政事務組合消防本部、水俣消防署

消防施設の種類	整備数量					備考
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
救急車			1台			更新
消防ポンプ自動車	1台	1台				

② 水俣市消防団

消防施設の種類	整備数量					備考
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
消防ポンプ自動車	1台		1台	1台		更新
小型動力ポンプ付積載車	1台	1台	1台	1台		更新

③ 消防水利

消防施設の種類	整備数量					備考
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
防火水槽	2基					
消火栓			1基			

(4) 防疫機材及び防疫用薬品

① 保管場所 市環境課薬品倉庫

機材名	台数	薬品の種類	数量
動力噴霧器	1台	消毒剤	18L
肩掛式噴霧器	3台	オゾン	0L
ポリタンク（500L）	1基	防疫殺虫油剤	0L
		防疫殺虫乳剤	0L
		防疫殺虫粒剤	0L
		飲料水殺菌剤	0L

7 資機材の現況等

(1) 水防倉庫及び水防資機材の整備計画

① 水防倉庫の整備状況

場 所	水俣市役所構内
建 坪	33 m ²
保管資機材	次に掲げるとおり

② 資機材の整備状況

種 類	蛸 木	掛 矢	鉋	鋸	叭
数 量	6ケ	10本	10丁	5丁	850俵
種 類	フールシート	土のう袋	ロープ	鉄線切	スコップ
数 量	50枚	2,000袋	5本	2丁	70丁
種 類	ツルハシ	懐中電灯	斧	鍬	鎌
数 量	7本	15ケ	5丁	5丁	10丁
種 類	金 槌	丸 杭	針 金	洋 釘	ペンチ
数 量	5丁	100本	50kg	50kg	7丁
種 類	ジョレン	唐竹目通し			
数 量	5丁	750本			

③ 水防資機材の保有商店名

商 店 名	(有)水俣資材	コメリ 津奈木店	コメリ袋店	水光社ホームセンター
電話番号	63-7489	62-7207	63-6335	63-5814
住 所	八幡町 1-5-1	小津奈木大字 大丸 478-1	袋 863-2	栄町 1-5-1

④ 採土場所

諫山工業

採石場跡（やすらぎ苑裏）

⑤ 土嚢・土嚢袋置き場

置き場	数 量
市役所公用車駐車場	土嚢袋 300袋
採石場跡（やすらぎ苑裏）	土嚢袋 300袋
水防倉庫	土嚢袋 2,000袋

(2) 防災装備品・資機材

種 類	携帯型投光機	懐中電灯	ラジオ	トランシーバー	拡声器	拡声器（大型）
数 量	7台	30ケ	25個	5台	2ケ	1ケ

8 気象観測設備等の現況

(1) 気象等観測施設及び設備

① 気象関係

所 属	観測所名	所在地	保有観測器	観測種目
水俣市	水俣市宝川内	水俣市宝川内 603-1 たから館	雨量計	雨量
	水俣市湯出	水俣市湯出 1532-2 湯の鶴温泉保健センター	雨量計	雨量
熊本地方 気象台	水俣地域気象 観測所	水俣市南福寺 1 9 0 親水公園内	有線ロボット 気象計	降水量 風向・風速 気温 日照時間
熊本県	熊本県深川	水俣市薄原字前田 156 桜野橋下流	円筒型雨量計	雨量
	熊本県水俣	水俣市久木野字有木 上地先	円筒型雨量計	
	熊本県矢筈岳	水俣市湯出字岩下 745	円筒型雨量計	
	熊本県大関山	芦北町大字古石国有林	円筒型雨量計	
国土交通省	袋（道路）	水俣市袋字婦ツ原 国道 3 号線沿い	円筒型雨量計	雨量
水俣芦北 広域行政 事務組合 消防本部	水俣消防署	水俣市ひばりヶ丘 3-12 水俣消防署	風向速計 気温計 気圧計 雨量計 湿度計	風向・風速 気温 気圧 雨量 相対・実効湿度
JR 九州熊 本支店	水俣観測所	水俣市初野 新水俣駅内	円筒型雨量計 最高・最低 寒暖計	雨量 湿度（最高・最 低）
J N C 株式会社 水俣製造所	水俣観測所	水俣市野口町 1-1-1 J N C 工場内	貯水型雨量計 水銀気圧計 温度計（乾・湿） 温度計 風向速計	雨量 気圧 気温 風向・風速

② 地震計

所 属	観測所名	所在地	保有観測器	観測種目
熊本県	水俣地域地震観測所	水俣市役所（陣内）	震度計	地震 震度
防災科研	水俣	神の川公園（袋）	高感度地震計	
		牧ノ内雨水ポンプ場	強震計	

※ 陣内（ミナタシジンナイ）及び牧ノ内（ミナタシマキノウチ）は、気象庁から震度の発表が行われる。

③ 河川水位等観測装置

所 属	観測所名	所在地	観測装置名	観測種目
熊本県	水俣市深川	水俣市薄原 （桜野橋）	超音波式水位計	河川水位 （テレメータ）
	水俣川新水俣橋	水俣市天神 （新水俣橋）	水晶水圧式水位計	
	湯出川	水俣市湯出 （旧第三中学校横）	水晶水圧式水位計	

④ 河川監視装置

所 属	観測所名	所在地	観測種目
水俣市	水俣市中央公園	水俣市中央公園	河川監視カメラ
熊本県	水俣市中央公園	水俣市南福寺（小崎）	河川監視カメラ
	水俣市古城	水俣市古城3丁目	河川監視カメラ
	水俣市陣内	水俣市陣内（新水俣橋付近）	河川監視カメラ

⑤ 土砂災害危険度情報

所 属	観測所名	所在地	観測種目
熊本県	熊本県深川	水俣市薄原	土砂災害危険度情報
	熊本県水俣	水俣市久木野	
	熊本県矢筈岳	水俣市湯出	
	熊本県大関山	芦北町大字古石	

⑥ 確認方法（代表的なもの）

水俣市ホームページ	http://www.city.minamata.lg.jp/
熊本県統合型防災情報システム	http://www.bousai.pref.kumamoto.jp
国土交通省防災情報提供センター	http://www.bosaijoho.go.jp/
天気予報：ウェザーニューズ	http://weathernews.jp/

9 防火対象物及び危険物製造所等

(1) 消防法第17条に規程する防火対象物

(令和7年4月1日現在)

項別		業態別	数
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1
	ロ	公会堂又は集会場	1 0
2	イ	キャバレー、カフェ、クラブ等	
	ロ	遊技場又はダンスホール	2
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ	カラオケボックス、複合カフェ等	
3	イ	待合、料理店等	
	ロ	飲食店	4 3
4		百貨店、マーケット等	3 0
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	1 9
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	2 1 0
6	イ	病院、診療所、又は助産所	3 0
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム等	2 1
	ハ	老人デイサービス、軽費老人ホーム等	4 9
	ニ	幼稚園、特別支援学校等	2
7		小学校、中学校、高等学校等	4 0
8		図書館、博物館、美術館等	3
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場等	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	3
10		車輛の停車場又は船舶等の発着場	1
11		神社、寺院、教会等	8
12	イ	工場又は作業場	1 6 1
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
13	イ	自動車車庫又は駐車場	8
	ロ	飛行機又は回転翼機の格納庫	
14		倉庫	1 4 0
15		前各項に該当しない事業場	1 2 2
16	イ	特定用途の複合用途防火対象物	8 0
	ロ	非特定用途の複合用途防火対象物	4 0
16 の 2		地下街	
16 の 3		建築物の地階で地下道に面して設けられたもの（16 の 2 を除く）	
17		文化財保護法による指定建造物	2
18		延長50m以上のアーケード	
19		市町村長の指定する山林	
20		総務省令で定める舟車	
合 計			1, 0 2 5

(2) 危険物製造所等

(令和7年4月1日現在)

施設区分		箇所数
貯蔵所	屋内貯蔵所	31
	屋外タンク貯蔵所	134
	屋内タンク貯蔵所	3
	地下タンク貯蔵所	15
	簡易タンク貯蔵所	
	移動タンク貯蔵所	14
	屋外貯蔵所	7
	小計	204
取扱所	給油取扱所	14
	販売取扱所	
	移送取扱所	1
	一般取扱所	30
	小計	45
製造所		11
合計		260
事業所数		43

10 無線設備

(1) 水俣市防災行政無線

① 同報系無線

- ・親局 (市庁舎1局)
- ・中継局 (中尾山中継局1局)
- ・屋外拡声子局 (85局)

No	子局名	No	子局名	No	子局名	No	子局名	No	子局名
1	湯の児1	21	ひばりヶ丘	41	茂道1	61	葛渡	81	湯の児2
2	桜ヶ丘	22	長野	42	茂道2	62	釣橋	82	汐見2
3	猿郷	23	南福寺	43	神川	63	集	83	月浦2
4	白浜	24	内山	44	袋	64	吉花	84	市役所
5	八幡	25	御手洗	45	気子	65	中屋敷	85	葛彩館
6	牧ノ内	26	侍	46	深川	66	羽迫		
7	洗切	27	浦上	47	内野	67	石坂川		
8	栄	28	月浦1	48	桜野	68	構		
9	塩浜	29	坂口1	49	長崎	69	石飛		
10	丸島	30	坂口3	50	野川	70	無田		
11	亀首	31	坂口2	51	茂川	71	岩井口		
12	梅戸	32	小田代	52	新屋敷	72	本井木		
13	汐見1	33	中鶴	53	大森	73	日当野		
14	百間1	34	初野	54	桜野上場	74	久木野		
15	百間2	35	大窪	55	下村	75	寒川		
16	緑ヶ丘	36	出月	56	湯出	76	有木		
17	大園	37	湯堂	57	木白野	77	大川		
18	城山1	38	西ノ浦	58	招川内	78	平町		
19	城山2	39	南袋	59	頭石	79	陣原		
20	田子ノ須	40	北袋	60	井良迫	80	八の窪		

② 移動系無線

無線局種別		設置場所		呼出呼称	備 考
基地局	基 地 局	無 線 室		み な ま た ぼ う さい	
	主 制 御 装 置	危 機 管 理 防 災 課		み な ま た ぼ う さい	9 9 呼出
	遠 隔 制 御 装 置	農 林 水 産 課		み な ま た ぼ う さい	0 0 呼出
		土 木 課		み な ま た ぼ う さい	0 0 呼出
		水 道 局		み な ま た ぼ う さい	0 0 呼出
中継局	中 継 局	中 尾 山			
移動局	車 載 型 無 線 (3 5 基)	消 防 団		み な ま た ぼ う さい 1	第 1 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2	第 2 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 3	無線室保管
		無 線 室 保 管 団		み な ま た ぼ う さい 4	第 3 部
		消 防 団		み な ま た ぼ う さい 5	第 5 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 6	第 6 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 7	第 7 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 8	第 8 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 9	第 9 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 0	第 1 0 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 1	第 2 6 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 2	第 1 2 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 3	第 1 3 部
		消 防 本 部 団		み な ま た ぼ う さい 1 4	指揮車
		消 防 団		み な ま た ぼ う さい 1 5	第 1 5 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 6	第 1 6 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 7	第 1 7 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 8	第 1 8 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 1 9	第 1 9 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 0	第 2 0 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 1	第 2 1 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 2	第 2 2 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 3	第 2 3 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 4	第 2 4 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 5	第 2 5 部
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 6	団指令車
		財 政 課		み な ま た ぼ う さい 2 7	サクシード 41-00
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 8	プロボックス 53-46
		〃		み な ま た ぼ う さい 2 9	パジェロミニ 36-29
		〃		み な ま た ぼ う さい 3 0	カーゴ 85-73
		〃		み な ま た ぼ う さい 3 1	ホンダ Z57-03
		〃		み な ま た ぼ う さい 3 2	コンテ 93-67
		消 防 団 課 局		み な ま た ぼ う さい 3 3	第 4 部
		消 財 政 道 局		み な ま た ぼ う さい 3 4	アルト 93-16
		水 道 局		み な ま た ぼ う さい 3 5	ホンダバモス 81-97

無線局種別	設置場所	呼出呼称	備 考
携帯型無線機 (1 7 基)	危機管理防災課	みなまたぼうさい 5 1	無線室保管
	〃	みなまたぼうさい 5 2	
	〃	みなまたぼうさい 5 3	
	〃	みなまたぼうさい 5 4	
	〃	みなまたぼうさい 5 5	
	〃	みなまたぼうさい 5 6	
	〃	みなまたぼうさい 5 7	
	〃	みなまたぼうさい 5 8	
	〃	みなまたぼうさい 5 9	
	〃	みなまたぼうさい 6 0	
	〃	みなまたぼうさい 6 1	
	〃	みなまたぼうさい 6 2	
	〃	みなまたぼうさい 6 3	
	〃	みなまたぼうさい 6 4	
	〃	みなまたぼうさい 6 5	
	〃	みなまたぼうさい 6 6	
	〃	みなまたぼうさい 6 7	

1 1 避難予定場所

避難予定場所は、洪水、高潮、土砂災害、津波、地震の災害種類ごとに設定する。

地震時の避難場所

第一小学校グラウンド	(旧) 第三中学校グラウンド	水俣高校第二グラウンド
第二小学校グラウンド	湯出小学校グラウンド	塩浜グラウンド
水東小学校グラウンド	久木野小学校グラウンド	浜公園グラウンド
水俣市企業支援センター 深川分室グラウンド	緑東中学校グラウンド	城山公園遊園地
第一中学校グラウンド	袋小中学校グラウンド	
第二中学校グラウンド	水俣高校グラウンド	

災害時の避難所等一覧

市で管理する指定避難所等（２２箇所）

指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	階数 (階)	建築年	面積 (㎡)	構造	危険箇所	災害種類ごとの指定			
											風水害	土砂 災害	津波	地震
											洪水	高潮		
●	●	水俣市役所	陣内 1-1-1	84	63-1111	4	R3	220	SRC 造		●	●	●	●
●	●	もやい館	牧ノ内 3-1	300	62-3120	4	H10	5,946	RC 造		●	●	●	●
●	—	水俣芦北広域行政事務 組合消防本部	ひばりヶ丘 3-12	60	63-1191	2	H26	214	RC 造		●	●	●	●
●	●	第一小学校体育館	陣内 1-1-2	200	63-4133	1	S46(H23 耐震済)	1,029	SRC 造	急傾斜(Y) 東 側ごく一部	●	●	●	●
●	●	公民館	浜町 2-10-26	200	63-8402	4	S57	1,634	RC 造	2.0m(洪水) 1.0m(高潮)	●	●	●	●
●	●	総合体育館（本館）	中央公園 1	1,000	63-3339	3	H7	13,845	S 造	1.0m(洪水)	●	●	●	●
●	●	水俣市高齢者福祉セン ター	洗切町 1-1	100	63-1567	3	S59	1,784	RC 造	2.0m(洪水) 1.0m(高潮)	●	●	●	●
●	—	水俣高校体育館	洗切町 11-1	400	63-1285	3	H26	1,345	RC 造	2.0m(洪水) 1.0m(高潮)	●	●	●	●

指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	階数 (階)	建築年	面積 (㎡)	構造	危険箇所	災害種類ごとの指定				
											風水害		土砂 災害	津波	地震
											洪水	高潮			
●	●	武道館	八幡町 3-9-2	300	62-1717	4	S60	2,960	S 造	1.0m (洪水) 0.5m (高潮)	●	●	●	●	●
●	●	水俣病資料館	明神町 53	30	62-2621	2	H15	1,100	RC 造		●	●	●	●	●
●	—	商工会議所	大園町 1-11-5	50	63-2128	3	S54	847	S 造	2.0m (洪水) 0.5m (高潮)	●	●	●	●	—
●	●	(旧) 第三中学校体育館	平町 2-7-1	300	83-9700	1	H11	1,338	RC 造		●	●	●	●	●
●	●	水俣環境アカデミア	南福寺 6-1	50	84-9711	2	H8	41	RC 造		●	●	●	●	●
●	●	水東小学校多目的ホール	初野 59	70	63-3279	2	H4	208	RC 造		●	●	●	●	●
●	●	葛彩館	葛渡 67-1	70	67-1115	1	H15	377	木造		●	●	●	●	●
●	●	総合体育館 (南部館)	袋 933 外	400	63-0911	1	H8	1,368	S 造		●	●	●	●	●
●	●	袋小中学校体育館	袋 1403-2	300	63-4711	2	S49(H23 耐震済)	1,106	S 造	0.5m (高潮)	●	●	●	●	●
●	●	おれんじ館	月浦 195-2	50	62-2111	1	H9	695	その他		●	●	●	●	●
●	●	はぜのき館	月浦 453-3	20	62-2180	1	H5	168	木造		●	●	●	●	●

指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	階数 (階)	建築年	面積 (㎡)	構造	危険箇所	災害種類ごとの指定				
											風水害		土砂 災害	津波	地震
											洪水	高潮			
●	●	第二小学校校舎	柴町 1-2-1	300	63-2227	1	S53 (H23 耐震済)	1,067	S 造	2.0m (洪水) 2.0m (高潮)	●	●	●	●	●
●	●	第二中学校体育館 (浸水時：校舎 2 階)	塩浜町 3-1	300	63-3651	2	H8	1,413	RC 造	2.0m (洪水) 2.0m (高潮)	●	●	●	●	●
●	●	愛林館	久木野 1071-4	30	69-0485	2	H6	588	木造		●	●	●	●	●

地域で管理する指定避難所等（39箇所）

指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	階数 (階)	建築年	面積 (㎡)	構造	危険箇所	災害種類ごとの指定			
											風水害		土砂 災害	津波
											洪水	高潮		
●	－	JNCセントラル 株式会社	丸島町 1-2-15	40	63-5282	2	H24	85	S 造	2.0m(洪水) 2.0m(高潮)	●	●	●	●
●	－	西生院	旭町 1-2-22	50	62-2574	1	S53	192	木造	0.5m(洪水) 0.5m(高潮)	●	●	●	－
●	●	5 区公民館	旭町 2-56-5	20	62-5414	2	S40	115	木造	1.0m(洪水) 1.0m(高潮)	●	●	●	－
●	●	7 区公民館	長野町 8-8	40	－	1	H2	114	木造		●	●	●	●
●	●	初野集会所	初野	30	－	1	S 55	88	木造		●	●	●	－
●	●	深川駅跡地休憩所	深川	20	－	1	H10	39	RC 造		●	●	●	●
●	●	水俣市企業支援センタ ー深川分室	中鶴 539-1	80	－	1	－	257	RC 造		●	●	●	●
●	●	中屋敷公民館	宝川内（中屋 敷）	15	63-7304	1	S46 頃	35	木造		●	●	●	－
●	●	集・川原公民館	宝川内山神 1-2	30	－	1	H15	69	木造		●	●	●	●

指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	階数 (階)	建築年	面積 (㎡)	構造	危険箇所	災害種類ごとの指定				
											風水害		土砂 災害	津波	地震
											洪水	高潮			
●	●	旧石飛分校	石坂川 370-84	30	69-0166	1	S48	112	RC 造		●	●	●	●	—
●	●	石坂川生涯学習 センター	石坂川 113	50	—	2	—	115	RC 造		●	●	●	●	●
●	—	ビハーラまどか	石坂川 113-2	60	67-1192	2	H24	2,252	S 造	急傾斜 (Y) 北西側一部	●	●	●	●	●
●	●	桜野集会所	薄原 276	30	—	1	H23	79	木造		●	●	●	●	●
●	●	湯の鶴温泉保健 センター	湯出 1532-2	50	68-0811	2	S57	502	RC 造		●	●	●	●	●
●	●	旧湯出中学校	湯出 1641	80	—	2	S58	269	RC 造		●	●	●	●	●
●	●	野川公民館	長崎 1201	20	—	1	S52	50	木造		●	●	●	●	—
●	●	1 6 部消防格納庫	長崎 960	10	62-2031	2	S50	20 (2 階 部分)	木造		●	●	●	●	—
●	●	茂川公民館	長崎 443-2	20	—	1	S53	56	木造		●	●	●	●	—
●	●	木白野公民館	長崎 (木白野)	20	—	1	S30	65	木造		●	●	●	●	—

指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	階数 (階)	建築年	面積 (㎡)	構造	危険箇所	災害種類ごとの指定			
											風水害	土砂 災害	津波	地震
●	－	みどりの森こども園 地域交流施設	袋 674	20	62-1534	2	H26	121	木造		洪水	●	●	●
●	－	ふくろ交流館	袋 2501-252	50	61-1177	1	H26	150	木造		洪水	●	●	●
●	－	グリーンスポーツ みなまた駐車場	袋西ノ浦 国有 林	300	63-9311	－	－	3,134	－		洪水	●	●	●
●	－	月浦公民館	月浦 104	20	－	1	H20	113	木造		洪水	●	●	●
●	●	出月公民館	月浦 367-7	40	－	1	H5	99	木造		洪水	●	●	●
●	●	坂口公民館	月浦 319	30	－	1	S52	78	木造		洪水	●	●	－
●	－	白梅の杜	古賀町 2-5-32	70	63-1223	4	H24	408	RC 造	2.0m(洪水) 2.0m(高潮)	洪水	●	●	●
●	－	ビジネスホテル サンライト	桜井町 3-2-31	50	63-0045	2	S59	113	RC 造	2.0m(洪水) 2.0m(高潮)	洪水	●	●	●
●	●	八ノ窪公民館	八ノ窪町 2-269	20	－	1	S62	51	木造		洪水	●	●	●
●	－	グリーンコープ ほのぼの・水保	汐見町 1-4-3-1	10	63-9177	2	H19	321	木造		洪水	●	●	●

指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	階数 (階)	建築年	面積 (㎡)	構造	危険箇所	災害種類ごとの指定				
											風水害		土砂 災害	津波	地震
●	－	河村電器産業（株） 水俣工場	桜ヶ丘 395	40	080- 4139-3766	1	S56	8, 946	S 造		●	●	●	－	
●	－	湯の児海とタヤけ	大迫 1213	100	62-6262	2	S63	323	S 造	2. 0m(高潮)	●	●	●	●	●
●	－	白浜市営住宅 3号棟、4号棟踊り場	白浜町 6	40	－	4	H21	89	RC 造	2. 0m 以上 (高潮)	●	●	●	●	●
●	●	2 3 区集会所	久木野 1041-1	50	－	2	S35	198	RC 造		●	●	●	●	－
●	－	くぎのの里 こもれび館	久木野 826-5	26	67-8660	2	H25	65	木造		●	●	●	●	●
●	●	大川公民館	大川 553-2	60	－	1	S33	230	木造		●	●	●	●	－
●	●	越小場公民館	越小場 845-1	50	－	1	S53	241	木造		●	●	●	●	－
●	●	日当野公民館	越小場（日当 野）	15	－	1	S63	54	木造		●	●	●	●	●
●	●	厚生会館	古城 1-6-88	70	－	1	S37	354	S 造		●	●	●	●	－
●	－	城山公園グラウンド	古城	130	－	－	－	4, 400	－		●	●	●	●	●

※ 市管理避難所等22箇所 4,614名、地域管理避難所等39箇所 1,886名

合計 6,500名

※ 避難所構造の種類

RC造：鉄筋コンクリート構造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート構造 S造：鉄骨構造

※ 危険箇所の表示

○危険箇所の数字は、想定される最大浸水深を表し、() 内の表示はその浸水深が想定される災害を表す。

○「土石流」、「急傾斜」は土砂災害の危険箇所を表し、それぞれ「土石流危険渓流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」で、(Y)、(R) については、(Y) は土砂災害警戒区域を表す。

危険箇所及び警戒区域に該当する場合は、全部（全体が危険箇所や警戒区域に含まれる）、一部（一部分が危険箇所や警戒区域に含まれる）などの表記の他「東西南北」を用いて、どの部分がどれだけ含まれているか示している。

※ 海拔（標高）

海拔と標高は同じ意味で、一般的に低い土地などは海拔が使用され、高い土地になると標高が使用される。これらは、土地の高さを示す基準であり、東京湾の平均海面（干潮時と満潮時の年間平均）が海拔（標高）の0メートルとなる。

1 2 避難行動要支援者関係施設一覧

番号	名 称	所 在 地	連絡先	危険箇所
1	白梅荘 白梅荘通所介護事業所 白梅荘短期入所事業所	古賀町2丁目5番31号	63-4715	2.0m
2	白梅の杜	古賀町2丁目5番32号	63-1223	2.0m
3	白梅の里	浜4089番地18	63-3888	
4	やすらぎ苑	浜4051番地	63-8621	
5	岡部病院	桜井町3丁目3番3号	63-3311	2.0m
6	白梅病院	浜4089番地1	63-7575	
7	渕上病院	塩浜町2番19号	63-6551	2.0m
8	グループホーム キトさん家	丸島町1丁目11番6号	68-9881	2.0m
9	グループホーム ふれあいの家	月浦字出月213番地1	62-3878	
10	グループホーム ゆうゆう	塩浜町2番19号	63-7120	2.0m
11	ニチイケアセンター水俣	長野町11番114号2階	68-9162	
12	グループホーム こうらく	浜町1丁目228番地	84-9039	1.0m
13	小規模多機能ホーム ほのぼの水俣	汐見町1丁目4番3号-1	63-9177	
14	くぎのの里	久木野字前田826番地5	67-8660	
15	ビハーラまどか	石坂川113番地2	67-1192	急傾斜、土石流
16	和光苑	袋2051番地252	61-1177	
17	生喜の里	月浦928番地1	84-9686	
18	尚光苑	深川字大野1020番地3	67-1085	急傾斜（Y）
19	小規模多機能ホーム ほのぼの水俣テラト	浜松町3番17号	62-6001	2.0m
20	長寿村	陣内2丁目4番11号	62-1125	
21	せいりゅうの里	中鶴504番地1号	83-8283	土石流
22	デイサービス水灯	旭町1丁目2番12号	84-9801	0.5m
23	デーサービスひだまり	大園町3丁目1番27号	84-9966	0.5m
24	オハナ	陣内2丁目5番11号	83-8802	
25	協立クリニック	桜井町2丁目2番28号	63-6835	2.0m
26	水俣協立病院	桜井町2丁目2番12号	63-1704	2.0m
27	渕上クリニック	塩浜町2番47号	63-6589	2.0m
28	山田クリニック	旭町2丁目2番5号	63-5188	2.0m
29	ケアハウスリブラン扇	栄町2丁目2番1号	62-3636	2.0m
30	百楽苑	旭町1丁目2番12号	63-5188	0.5m
31	養護老人ホーム恵愛園	月浦269番4	63-2532	

番号	名 称	所 在 地	連絡先	危険箇所
32	社会福祉協議会	牧ノ内3番1号	63-2047	
33	高齢者福祉センター	洗切町1番1号	63-0112	
34	わくワークみなまた	浜松町5番95号	63-3598	
35	水俣福祉作業所	浜4051番地	63-4601	
36	グローバル・エコ作業所	汐見町1丁目231番地12	63-6499	
37	ばらん家	汐見町1丁目231番地12	86-1263	
38	ほっとはうす	浜町1丁目8番14号	62-8080	1.0m
39	まどか園	月浦269番地4	61-1000	
40	まどか工房	月浦269番地13	62-8800	
41	水俣市立明水園	浜4076番地	63-1108	急傾斜
42	光明童園	平町1丁目3番3号	63-2074	急傾斜
43	湯出光明童園	湯出1575番地	68-0024	急傾斜（Y）
44	西方寺認定こども園	葛渡23番地	67-1111	急傾斜（Y）
45	中央保育園 西方寺認定こども園	古城2丁目7番地7	63-1828	
46	白梅清香保育園	天神町2丁目4番16号	62-4250	1.0m
47	すずかけ保育園	塩浜町203番地	63-6633	2.0m以上
48	ちどり保育園	桜ヶ丘4番1号	62-4621	2.0m
49	はつの・あそびの森こども園	初野230番地	63-6721	土石流（Y）
50	水俣保育園	栄町2丁目1番21号	63-4725	2.0m
51	水俣さくら保育園	袋1477番地1	63-6661	
52	水俣みどりの森こども園	袋674番地	62-1534	
53	わかたけ保育園	南福寺9番21号	63-5903	土石流
54	水俣ふたば幼稚園	大園町1丁目4番11号	63-2745	2.0m
55	認定こども園水俣幼稚園	天神町1丁目5番24号	63-2353	2.0m
56	認定こども園さわらび幼稚園	陣内2丁目2番1号	62-2613	
57	水俣市こどもセンター	陣内2丁目16番17号	63-8411	
58	一小ふれあい学童クラブ	陣内1丁目1番88号	62-7270	
59	二小ふれあい学童クラブ	栄町1丁目3番24号	63-6900	2.0m
60	ふくろふれあい学童クラブ	袋1413番地	62-6088	0.5m
61	学童クラブはっぴーほーむ	大園町3丁目2番27号	84-9466	2.0m

危険箇所の「数字」は、想定される最大浸水深、「土石流」「急傾斜」は土砂災害危険箇所、土石流、急傾斜で、（Y）の表示は土砂災害警戒区域、（R）の表示は土砂災害特別警戒区域を表す。水防警報、土砂災害警戒情報が発表された場合、該当する各施設へ連絡を行う。連絡方法は、災害対策本部等より避難行動要支援者支援班を通じて、電話・FAX等で行う。FAX等を使用する場合は、受信確認を行う。

1 3 小中高等学校一覧

番号	学校名	所在地	連絡先	危険箇所
1	水俣第一小学校	陣内1丁目1番2号	63-4133	急傾斜(Y)一部
2	水俣第二小学校	栄町1丁目2番1号	63-2227	2.0m
3	水東小学校	初野59番地	63-3279	
4	袋小学校	袋1413番地	63-4611	0.5m
5	湯出小学校	湯出1641番地	68-0018	急傾斜(Y)
6	葛渡小学校	葛渡270番地2	67-1003	急傾斜一部
7	久木野小学校	久木野1117番地	69-0014	土石流(Y)
8	水俣第一中学校	古城1丁目14番1号	63-2981	急傾斜一部
9	水俣第二中学校	塩浜町3番1号	63-3651	2.0m
10	袋中学校	袋1403番地2	63-4711	0.5m
11	緑東中学校	葛渡181番地	67-1001	急傾斜(Y)
12	水俣高等学校	洗切町11番1号	63-1285	2.0m

※ 危険箇所の「数字」は、想定される最大浸水深、「土石流」「急傾斜」は土砂災害危険箇所、土石流、急傾斜で(Y)の表示は土砂災害警戒区域、(R)の表示は土砂災害特別警戒区域を表す。

※ 水防警報、土砂災害警戒情報が発表された場合、該当する各学校へ連絡を行う。

※ 連絡方法は、災害対策本部より教育班を通じて、電話・FAX等適切な方法で行う。FAX等を使用する場合は、受信確認を行う。

1 4 建設業者一覧

商 号	代 表 者 名	電話番号	住 所
(株) 岩井建設	廣島 康雄	69-0119	越小場 1 0 7 7 番地
(資) 梅男建設	戸次 治夫	62-3968	旭町 1 丁目 3 番 3 号
(有) 緒方建設	緒方 秀樹	63-1309	牧ノ内 7 番 1 号
(株) 坂口組	坂口 敬久	63-3266	洗切町 1 4 番 1 号
中島建設 (株)	江口 正範	62-3009	月浦 4 番地 1 1
(株) 永吉組	永吉 清子	62-3342	白浜町 2 1 番 1 2 号
(有) 開田建設	開田 宏司	63-3346	白浜町 1 8 番 1 8 号
(株) 古里建設	柏木 誠也	68-0567	湯出 1 9 4 7 番地 2 4
上野建設 (有)	上野 義郎	62-3708	百間町 2 丁目 1 番 3 0 号
坂田建設 (株)	坂田 圭一	63-2900	丸島町 1 丁目 1 番 1 8 号
(資) 堤田建設	堤田 健一	62-3461	浜町 3 丁目 9 番 1 0 号
徳南建設 (株)	藤井 武史	63-3397	浜松町 5 6 番 1 号
(株) 三宅組	吉村 博司	63-2004	南福寺 2 番 5 2 号
(有) 本山産業	本山 弘吉	63-3287	初野 3 6 5 番地 8
(有) 松本工務店	松本 武	63-4215	古城 3 丁目 8 番 2 9 号

* 水俣市建設業協会

1 5 水道事業指定給水装置工事事業者一覧（水俣市内）

業 者 名	電話番号	住 所
（有）三友設備	63－0760	浜松町 5 番 1 3 号
（株）コーケン	62－0011	月浦 5 4 番地 1 5 6
（有）日の出建材	63－4551	百間町 2 丁目 3 番 2 2 号
坂田建設（株）	63－2900	丸島町 1 丁目 1 番 1 8 号
（有）村上電気水道設備	63－2272	白浜町 3 番 2 1 号
立尾電設（株）	63－4336	初野 7 5 番地 1
（株）クキタ	63－1155	浜松町 5 番 3 3 号
（有）開田建設	63－3346	白浜町 1 8 番 1 8 号
（資）前田鉄工所	63－2071	陣内 1 丁目 2 番 1 5 号
（株）岩井建設	69－0119	越小場 1 0 7 7 番地
（資）野口建材店	63－1165	栄町 1 丁目 1 番 8 号
（有）水俣空調サービス	63－8755	浜松町 5 番 1 3 号
飯塚電機工業（株）水俣営業所	63－8256	古賀町 2 丁目 5 番 2 9 号
藤井設備	68－0027	湯出 1 4 2 5 番地 1
上野建設（有）	62－3708	百間町 2 丁目 1 番 3 0 号
（株）三宅組	63－2004	南福寺 2 番 5 2 号
（有）宮本ガス商会	63－2481	塩浜町 7 番 6 8 号
庄山設備	62－0429	古城 3 丁目 2 番 5 号
吉田硝子建創（株）	63－0802	平町 2 丁目 4 番 7 号
中島建設（株）	62－3009	月浦 4 番 1 1 号
南部環境（株）	63－6144	月浦 3 6 7 番地 1
成木	63－7665	大園町 3 丁目 1 番 3 1 号
（有）緒方建設	63－1309	牧ノ内 7 番 1 号
（株）九電工水俣営業所	63－2196	初野 3 6 5 番地 2

業 者 名	電話番号	住 所
(株) Misumi	61-1555	長野町 5 3 0 番地 1
(株) 古里建設	68-0567	湯出 1 9 4 7 番地 2 4
水俣ガス (有)	63-3291	港町 1 丁目 3 番 1 5 号
水道設備屋ひいちゃん	090-3884-6786	袋 2 8 9 9 番地
(資) 堤田建設	62-3461	浜町 3 丁目 9 番 1 0 号
徳南建設 (株)	63-3397	浜松町 5 6 番地 1
アストモステイリング (株) 九州第一カンパニー水俣営業所	63-8910	袋 4 2 6 番地 2
(同) 紡工務店	83-9052	袋 5 9 4 番地 7
田上工業	070-9158-0435	梅戸町 1 丁目 1 番 1 1 号
(同) えーる	62-4316	汐見町 1 丁目 4 番 3 3 号
中村設備	67-1970	葛渡 7 5 7 番地
(有) ロフトン	63-2550	大黒町 2 丁目 1 番 1 7 号

1 6 排水設備指定工事店一覧 (水俣市内)

業 者 名	電話番号	住 所
(株) 三宅組	63-2004	南福寺 2 番 5 2 号
庄山設備	62-0429	古城 3 丁目 2 番 5 号
(有) 水俣空調サービス	63-8755	浜松町 5 番 1 3 号
(資) 前田鉄工所	63-2071	陣内 1 丁目 2 番 1 5 号
中島建設 (株)	62-3009	月浦 4 番 1 1 号
(株) コーケン	62-0011	月浦 5 4 番地 1 5 6
(株) 古里建設	68-0567	湯出 1 9 4 7 番地 2 4
(株) クキタ	63-1155	浜松町 5 番 3 3 号
(資) 梅男建設	62-3968	旭町 1 丁目 3 番 3 号
(有) 三友設備	63-0760	浜松町 5 番 1 3 号
(資) 堤田建設	62-3461	浜町 3 丁目 9 番 1 0 号
南部環境 (株)	63-6144	月浦 3 6 7 番地 1

業 者 名	電話番号	住 所
(有) 緒方建設	63-1309	牧ノ内 7 番 1 号
坂田建設 (株)	63-2900	丸島町 1 丁目 1 番 1 8 号
立尾電設 (株)	63-4336	初野 7 5 番地 1
藤井設備	68-0027	湯出 1 4 2 5 番地 1
(株) 環境総合技術センター	63-0110	古賀町 2 丁目 1 2 番 7 号
(有) 開田建設	63-3346	白浜町 1 8 番 1 8 号
上野建設 (有)	62-3708	百間町 2 丁目 1 番 3 0 号
(株) 坂口組	63-3266	洗切町 1 4 番 1 号
(株) 岩井建設	69-0119	越小場 1 0 7 7 番地
(有) 村上電気水道設備	63-2272	水俣市白浜町 3 番 2 1 号
吉田硝子建創 (株)	63-0802	平町 2 丁目 5 番 7 号
(有) 日の出建材	63-4551	百間町 2 丁目 3 番 2 2 号
田上工業	63-1468	梅戸町 1 丁目 1 番 1 1 号
成木	63-7665	大園町 3 丁目 1 番 3 1 号
(同) 紡工務店	83-9052	袋 5 9 4 番地 7
(有) 岡崎建設	63-4201	浦上町 1 番 2 5 号
水道設備屋ひいちゃん	63-0490	袋 2 8 9 9 番地
(同) えーる	62-4316	汐見町 1 丁 4 番 3 3 号
中村建設	67-1970	葛渡 7 5 7 番地

17 医療機関一覧

名 称	住 所	電話番号	病床数
水俣市立総合医療センター	天神町1丁目2番1号	63-2101	361
久木野診療所	久木野833番地	69-0200	0
尾田胃腸科	平町1丁目1番1号	63-3438	19
岡部病院	桜井町3丁目3番3号	63-3311	149
海のみえるココロの病院	袋705番地14	63-5196	180
水俣病院	浜4051番地	63-3148	200
深水医院	大園町1丁目4番5号	63-6390	18
山田クリニック	旭町2丁目2番5号	63-5188	19
JNC株式会社水俣製造所診療所	野口町1番1号	63-2110	0
本田レディースクリニック	浜町3丁目6番21号	63-2019	9
緒方眼科医院	栄町2丁目1番16号	63-3881	16
白梅病院	浜4089番地1	63-7575	114
水俣協立病院	桜井町2丁目2番28号	63-1704	60
協立クリニック	桜井町2丁目2番28号	63-6835	0
渕上病院	塩浜町2番19号	63-6552	100
水俣市立明水園	浜4076番地	63-1108	65
てらさきクリニック	浜町1丁目2番30号	63-1200	16
市川内科クリニック	南福寺3番1号	62-0707	0
たなか耳鼻科眼科クリニック	桜井町1丁目2番8号	62-8777	0
大石皮ふ科クリニック	天神町2丁目1番8号	68-9636	0
天神耳鼻咽喉科	天神町1丁目4番10号	62-8733	0
佐藤クリニック	桜井町1丁目2番8号	69-3007	0
渕上クリニック	塩浜町2番47号	63-6551	0
まなベククリニック	古賀町2丁目5番36号	84-9080	0

18 市内運送業者一覧

車種	会 社 名	住 所	電話番号	保有台数		
				大型	中・小型	合計
トラック	南九州センコー（株）	港町1丁目3番12号	63-4111	20	13	33
	九州産交運輸（株）水俣営業所	袋2353番地1	63-7620	1	6	7
	共同運輸（有）	袋357番地1	63-4273	10	3	13
タクシー	君島タクシー（未来タクシー）	大園町1丁目3番3号	63-4141		31	31
	大洋タクシー	桜井町2丁目1番5号	63-2151		14	14
	水俣タクシー	幸町2番15号	63-1228		14	14
バス	産交バス（株）水俣営業所	月浦54番地91	63-2185		16	16
	南国交通（株）出水営業所 ※水俣車庫	幸町3番20号（水俣車庫）	0996-62-1626	1		1

19 海上運送業者一覧

船種	会 社 名	住 所	電話番号	保 有 船 舶			備 考
				隻数	トン数	運送能力	
貨物船	南九州センコー（株）構内営業所	野口町1番1号	63-4117	2	240 t	600 t	
旅客船	（有）獅子島汽船	出水郡長島町獅子島 3274-1	0996-89-3040	1	19 t	62 人	水俣 ～ 獅子島
漁船	水俣市漁協	丸島町2丁目8番1号	63-3355				個人所有

20 市内金融機関

名 称	住 所	電話番号
肥後銀行 水俣支店	大黒町1-1-36	63-3101
熊本銀行 水俣支店	古賀町1-2-5	63-3171
熊本中央信用金庫 水俣支店	浜町1-1-1	63-3131
九州労働金庫 水俣支店	大黒町1-1-16	63-3191
あしきた農業協同組合 水俣支店	浜町2-5-17	63-2148

2.1 災害時ヘリポート予定場所

施設名称	所在地	面積	規模	照明	緯度(上段)、経度(下段) 【世界測地系】	備考
浜公園グランド	中央公園 1 番	80m×100m	中	○	32 度 12 分 34.2 秒 130 度 24 分 25.1 秒	南体育館、西市立病院、東水俣川
第一小グランド	陣内 1 丁目 1 番 2 号	100m×100m	中	×	32 度 12 分 49.8 秒 130 度 24 分 28.9 秒	東山、南校舎
第一中グランド	古城 1 丁目 14-1	65m×70m	○	×	32 度 12 分 21.3 秒 130 度 25 分 7.5 秒	北校舎
第二小グランド	栄町 1 丁目 2-1	100m×90m	小	×	32 度 12 分 32.3 秒 130 度 23 分 48.4 秒	北校舎、東体育館
第二中グランド	塩浜町 3 番 1 号	80m×100m	中	○	32 度 12 分 48.0 秒 130 度 23 分 44.0 秒	北校舎
旧第三中グランド	平町 2 丁目 7-1	75m×50m	○	○	32 度 12 分 21.0 秒 130 度 24 分 21.8 秒	南西体育館、南校舎
袋中グランド	袋 1 4 0 3 番地 2	100m×120m	大	○	32 度 10 分 30.7 秒 130 度 22 分 44.1 秒	北校舎
湯出小グランド	湯出 1 6 4 1 番地	50m×70m	小	○	32 度 9 分 13.8 秒 130 度 26 分 29.1 秒	西校舎・山
緑東中グランド	葛渡 1 8 1 番地	45m×90m	小	○	32 度 10 分 20.1 秒 130 度 27 分 51.0 秒	東校舎
久木野小グランド	久木野 1 1 1 7 番地	40m×80m	小	○	32 度 10 分 27.7 秒 130 度 31 分 30.6 秒	北校舎
城山公園グランド	古城 1 丁目 6 番地	70m×60m	小	○	32 度 12 分 31.0 秒 130 度 24 分 53.2 秒	西・山
水俣高校第二グランド	南福寺 6 番 1 号	170m×120m	大	○	32 度 12 分 19.3 秒 130 度 24 分 26.7 秒	北東鉄道、南西店舗(平屋建)
水俣高校グランド	洗切町 1 1 番 1 号	100m×130m	大	○	32 度 12 分 55.3 秒 130 度 24 分 11.0 秒	南西校舎
塩浜グランド	塩浜町 7 番	100m×150m	大	×	32 度 12 分 50.9 秒 130 度 23 分 35.9 秒	西民家
エコパーク水俣	汐見町 1 丁目	100m×100m	大	○	32 度 12 分 4.2 秒 130 度 22 分 30.1 秒	北資料館、西八代海、南東民家
水東小グランド	初野 5 9 番地	32m×36m	○	×	32 度 12 分 48.6 秒 130 度 26 分 01.2 秒	北東校舎

施設名称	所在地	面積	規模	照明	緯度(上段)、経度(下段) 【世界測地系】	備考
水俣市企業支援センター深川分室グラウンド	中鶴539番地1	50m×40m	○	○	32度11分33.5秒 130度26分18.6秒	北西校舎
湯堂公園	袋湯堂778番6	30m×30m	○	×	32度10分59.4秒 130度22分37.3秒	西八代海
月浦ふれあい公園	月浦字新開176番地1	40m×40m	○	×	32度11分18.4秒 130度22分54.2秒	東建物(平屋建)
消防本部駐車場	ひばりヶ丘3番12号	80m×40m	小	○	32度12分35.2秒 130度25分20.8秒	北庁舎

凡例：規模、熊本県が示すヘリポート発着基準に基づく

小：小型ヘリ 直径45m (夜間)

中：中型ヘリ 直径75m (")

大：大型ヘリ 75m×100m (")

○：小型ヘリ 直径30m (昼間)

2.2 ヘリサイン表示施設

施設名称	所在地(屋上)	ヘリサイン表示
水俣市役所	陣内1丁目1番1号	水俣市
総合医療センター	天神1丁目2番1号	水俣医セ
袋中学校	袋1403番地2	袋中

2 3 応急仮設住宅建設候補地

名 称	住 所	面積 (㎡)	応急仮設住宅 候補地
浜公園グラウンド	中央公園 1 丁目	8,000	○
第一小学校グラウンド	陣内 1 丁目－1 番－2 号	10,000	○
第二中学校グラウンド	塩浜町 3 丁目－1 番	8,000	○
旧第三中学校グラウンド	平町 2 丁目－7 番－1 号	8,000	○
袋小中グラウンド	袋 1 4 0 3 番－2 号	12,000	○
湯出小グラウンド	湯出 1 6 4 1 番地	3,500	○
緑東中学校グラウンド	葛渡 1 8 1 番地	4,050	○
久木野小学校グラウンド	久木野 1 1 1 7 番地	3,200	○
城山公園グラウンド	古城 1 丁目－6 番	4,400	○
水俣高校第二グラウンド	南福寺 6 丁目－1 番	20,400	○
塩浜グラウンド	塩浜町 7 番地	15,000	○
水俣高校グラウンド	洗切町 1 1 番－1 号	13,000	○
水俣市企業支援センター深川分室グラ ウンド	中鶴 5 3 9 番－1 号	7,200	○
湯堂公園	袋湯堂 7 7 8 番－6 号	8,000	○
月浦ふれあい公園	月浦字新開 176 番－1 号	11,614	○
水東小学校グラウンド	初野 5 9 番地	3,200	○

水俣市総務企画部危機管理防災課

TEL 0966-61-1604

FAX 0966-62-0611

E-mail bousai@city.minamata.lg.jp

令和 7 年度
水俣市地域防災計画